第七十二條　第六十一條第一項の規定により出動を命ぜられた保安隊の保安官又は警備隊の警備官は、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）に規定する司法警察職員として、現行犯人の外、同法第二百十條の規定により被疑者を逮捕することができる。この場合においては、当該現行犯人又は被疑者をすみやかに（被疑者については、刑事訴訟法第二百十條第一項の規定による逮捕状を得た後すみやかに）権限を有する国家地方警察若しくは自治体警察の警察官若しくは警察吏員又は海上公安官若しくは海上公安官補に引き渡さなければならない。但し、これを引き渡すことのできないやむを得ない事情がある場合には、なお引き続き当該現行犯人又は被疑者に係る当該事件の継続処理に必要な限度において、司法警察職員として職務を行うことができる。

2　前項の規定により司法警察職員として職務を行う保安官又は警備官のうち、三等保安士補又は三等警備士補以上の者は司法警察員とし、その他の者は司法巡査とする。

（要請出動時の権限）

第七十三條　前條及び警察官等職務執行法の規定は、第六十四條第二項の規定により出動を命ぜられた保安隊又は警備隊の部隊の保安官又は警備官の職務の執行について準用する。この場合において、警察官等職務執行法第四條第二項中「公安委員会」とあるのは、「長官の指定する者」と読み替えるものとする。

2　海上公安局法第十一條、第十二條第一項、第二項及び第三項並びに第十三條の規定は、第六十四條第二項の規定により出動を命ぜられた警備隊の部隊の三等警備士補以上の警備官の職務の執行について準用する。

3　第六十九條第二項の規定は、第一項の場合について準用する。

（海上における警備行動時の権限）

第七十四條　第七十二條及び警察官等職務執行法第七條の規定は、第六十五條の規定により行動を命ぜられた警備隊の部隊の警備官の職務の執行について準用する。

2　海上公安局法第十一條、第十二條第一項、第二項及び第三項並びに第十三條の規定は、第六十五條の規定により行動を命ぜられた警備隊の部隊の三等警備士補以上の警備官の職務の執行について準用する。

3　第六十九條第二項の規定は、第一項の場合について準用する。

（海上における災害派遣時の権限）

第七十五條　海上公安局法第十一條の規定は、第六十六條第二項の規定により派遣を命ぜられた警備隊の部隊の三等警備士補以上の警備官の職務の執行について準用する。

（武器庫等の防護のための武器の使用）

第七十六條　保安官又は警備官は、保安隊又は警備隊の武器庫、弾薬庫又は火薬庫を職務上警護するに当たり、人又は武器庫、弾薬庫若しくは火薬庫を防護するため必要であると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる。但し、刑法第三十六條又は第三十七條に該当する場合の外、人に危害を與えてはならない。

（部内の秩序維持に專従する者の権限）

第七十七條　保安官又は警備官のうち、部内の秩序維持の職務に專従する者は、政令で定めるところにより、左の各号に掲げる犯罪について、第七十二條第二項の例により、刑事訴訟法の規定による司法警察職員として職務を行う。

一　保安官、警備官並びに第一幕僚監部、第二幕僚監部及び部隊等に所属する保安官及び警備官以外の職員並びに学生（以下本條中「職員」という。）の犯した犯罪又は職務に従事中の職員に対する犯罪その他職員の職務に関し職員以外の者の犯した犯罪

二　保安庁（海上公安局を除く。以下本條中同じ。）の使用する船舶、庁舎、営舎その他の施設内における犯罪

三　保安庁の所有し、又は使用する物件に対する犯罪

2　警察官等職務執行法第七條の規定は、前項の保安官又は警備官の職務の執行について準用する。

第五章　雑則

（募集事務の一部委任）

第七十八條　都道府県知事及び市町村長は、政令で定めるところにより、内閣総理大臣の指揮監督を受け、保安官又は警備官の募集に関する事務の一部を行う。

2　都道府県知事は、前項の事務について、市町村長を指揮監督する。

3　内閣総理大臣は、国家地方警察及び自治体警察に対し、保安官又は警備官の募集に関する事務の一部について協力を求めることができる。

4　第一項の規定により都道府県知事及び市町村長の行う事務並びに前項の規定により自治体警察の行う協力に要する経費は、国庫の負担とする。

（礼式及び表彰）

第七十九條　保安庁の礼式及び表彰に関し必要な事項は、総理府令で定める。

（機雷等の除去）

第八十條　警備隊は、長官の命を受け、海上における機雷その他の爆発性の危険物の除去及びこれらの処理を行うものとする。

（土木工事の引受）

第八十一條　長官は、保安隊の訓練の目的に適合する場合には、国又は地方公共団体の土木工事を引き受け、及びこれを実施することができる。

2　前項の土木工事の引受に関し必要な事項は、政令で定める。

（水路官署及び航路標識官署との関係）

第八十二條　警備隊と水路官署及び航路標識官署は、相互に常に緊密な連絡を保たなければならない。

2　長官は、警備隊の任務遂行上特に必要があると認める場合には、水路官署又は航路標識官署に対し、協力を求めることができる。この場合においては、水路官署又は航路標識官署は、特別の事情のない限り、これに応じなければならない。

（保安庁の船舶及び航空機の標識等）

第八十三條　保安庁の使用する船舶は、番号及び他の船舶と明らかに識別し得るような標識を付し、国旗及び長官の定める旗を掲げなければならない。

2　保安庁の使用する船舶以外の船舶は、前項に規定する標識若しくは旗又はこれらにまぎらわしい標識若しくは旗を付し、又は掲げてはならない。

3　前二項の規定は、保安庁の使用する航空機の標識について準用する。

4　保安庁の使用する船舶及び航空機の標識及び旗の制式は、官報で告示する。

（火薬類取締法の適用除外及び特例）

第八十四條　火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）の規定は、第三條、第四條、第七條、第九條から第十三條まで、第十四條第一項、第十五條、第十九條第二項、第三十條第一項、第三十二條、第三十三條第一項及び第三十四條第一項、第三十五條、第三十九條第一項並びに第四十六條第二項の規定を除き、保安隊及び警備隊の行う火薬類の製造、貯蔵、運搬、消費その他の取扱については、適用しない。

2　保安隊及び警備隊の行う火薬類の製造、貯蔵、運搬、消費その他の取扱についての火薬類取締法（前項の規定により適用を除外される規定を除く。）の適用については、政令で特例を定めることができる。

3　長官は、第一項の規定にかかわらず、保安隊及び警備隊が取り扱う火薬類について、火薬類取締法及びこれに基く命令の規定に準拠して製造、貯蔵、運搬、消費その他の取扱に関する技術上の基準を定め、その他火薬類に因る災害を防止し、公共の安全を確保するため必要な措置を講じなければならない。

（航空法の適用除外及び特例）

第八十五條　航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）中第十一條、第二十條第一項、第二十八條第一項及び第二項、第三十四條第二項、第三十八條第一項、第六十五條、第六十六條、第八十六條、第九十條、第九十五條、第百三十二條第一項及び第二項並びに第百三十四條第一項及び第二項の規定は、保安隊又は警備隊の使用する航空機及びその航空機に乗り組んで運航に従事する者並びに保安隊又は警備隊が設置する飛行場及び航空保安施設については、適用しない。

2　航空法第四十九條から第五十一條までの規定は、保安隊又は警備隊が設置する飛行場について準用する。この場合において、同法第四十九條第一項中「第四十條（第四十三條第二項において準用する場合を含む。）の告示」とあるのは「保安庁長官の告示」と、同法第五十條中「当該飛行場の設置又は第四十三條

第一項の施設の変更」とあるのは「当該飛行場の設置又は変更」と読み替えるものとする。

3　保安隊又は警備隊の使用する航空機及びその航空機に乗り組んで運航に従事する者についての航空法第六章（第一項の規定により適用を除外される規定を除く。）の規定の適用については、政令で特例を定めることができる。

4　長官は、第一項の規定にかかわらず、保安隊又は警備隊が使用する航空機の安全性及び運航に関する基準、その航空機に乗り組んで運航に従事する者の技能に関する基準並びに保安隊又は警備隊が設置する飛行場及び航空保安施設の設置及び管理に関する基準を定め、その他航空機に因る災害を防止し、公共の安全を確保するため必要な措置を講じなければならない。

5　長官は、前項の規定による基準を定めようとする場合には、あらかじめ運輸大臣と協議するものとする。

（労働組合法等の適用除外）

第八十六條　労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）、労働関係調整法（昭和二十二年法律第二十五号）、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）及び船員法（昭和二十二年法律第百号）（第一條、第二條、第七條から第十八條まで、第二十條、第二十五條から第二十七條まで、第百二十二條から第百二十五條まで、第百二十六條（第六号及び第七号を除く。）、第百二十七條、第百二十八條（第三号を除く。）及び第百三十四條並びにこれらに関する第百二十條の規定は、特別職である保安庁の職員については、適用しない。

（船舶安全法の適用除外）

第八十七條　船舶安全法（昭和八年法律第十一号）の規定は、警備隊の使用する船舶については、適用しない。

（船舶職員法の適用除外）

第八十八條　船舶職員法（昭和二十六年法律第百四十九号）の規定は、警備隊の使用する船舶及びこれに乗り組んで船舶職員の業務に従事する職員については、適用しない。

（電波法の適用除外）

第八十九條　電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第百四條の規定にかかわらず、同法の規定のうち、無線局の免許及び検査並びに無線従事者に関するものは、保安隊及び警備隊の使用する移動無線局については、適用しない。

2　長官は、保安隊及び警備隊の移動無線局の使用しようとする周波数については、郵政大臣の承認を受けなければならない。

3　保安隊及び警備隊の移動無線局は、前項に規定する周波数の使用について、他の無線局の運用を阻害するような混信を防止するため郵政大臣が定めるところに従うものとする。

（銃砲刀剣類等所持取締令の適用除外）

第九十條　銃砲刀剣類等所持取締令（昭和二十五年政令第三百三十四号）第二十五條の規定は、保安隊及び警備隊が保有し、並びに保安官及び警備官が所持する銃砲については、適用しない。

第六章　罰則

第九十一條　左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

一　第五十四條第一項又は第二項の規定に違反して秘密を漏らした者

二　第五十七條の規定に違反した者

三　正当な理由がなくて武器を使用した者

2　前項第一号に掲げる行為を企て、そそのかし、又はそのほう助をした者は、同項の刑に処する。

第九十二條　左の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役又は禁こに処する。

一　第五十六條第一項の規定に違反した者

二　第五十九條第一項の規定に違反して組合その他の団体を結成した者

三　第五十九條第二項の規定に違反した者

四　第六十一條第一項の規定による出動命令を受けた者で、上司の職務上の命令に服従しなかつたもの

五　第六十三條の規定による出動待機命令を受けた者で、正当な理由がなくて職務の場所を離れ七日を過ぎたもの又は職務の場所につくように命ぜられた日から正当な理由がなくて七日を過ぎてなおその場所につかないもの

六　上司の職務上の命令に対し多数共同して反抗した者

七　正当な権限がなくて又は上司の職務上の命令に違反して部隊を指揮した者

2　前項第二号、第四号若しくは第五号に規定する行為の遂行をそそのかし、若しくはそのほう助をした者又は同項第三号、第六号若しくは第七号に規定する行為の遂行を共謀し、そそのかし、若しくはあおり、若しくはこれらの行為を企てた者は、それぞれ同項の刑に処する。

第九十三條　第六十一條第一項の規定による出動命令を受けた者で、左の各号の一に該当するものは、五年以下の懲役又は禁こに処する。

一　第五十九條第二項の規定に違反した者

二　正当な理由がなくて職務の場所を離れ三日を過ぎた者又は職務の場所につくように命ぜられた日から正当な理由がなくて三日を過ぎてなおその場所につかない者

三　上司の職務上の命令に対し多数共同して反抗した者

四　正当な権限がなくて又は上司の職務上の命令に違反して部隊を指揮した者

2　前項第二号に規定する行為の遂行をそそのかし、若しくはそのほう助をした者又は同項第一号、第三号若しくは第四号に規定する行為の遂行を共謀し、そそのかし、若しくはあおり、若しくはこれらの行為を企てた者は、それぞれ同項の刑に処する。

附　則

1　この法律は、昭和二十七年八月一日から施行する。但し、本則（第七條、第十八條から第二十三條まで及び第七十八條の規定を除く。）中保安隊及び保安官に係る部分、附則第十二項、附則第十三項、附則第十六項の規定並びに附則第十七項の規定中保安官に係る部分は、昭和二十七年十月十五日から、第四條中海上における警備救難の事務に係る部分、第六條第十三号、同條第十五号中機雷その他の爆発性の危険物の除去及び処理を除いた海上の航路障害物及び危険物の除去及び処理に係る部分並びに第二十七條の規定は、別に法律で定める日から施行する。

2　警察予備隊は、昭和二十七年八月一日から昭和二十七年十月十四日までの間、保安庁の機関として置かれるものとする。

3　前項の場合において、長官は、内閣総理大臣の指揮監督を受け、警察予備隊の長としてこれを統括し、所部の職員を任免し、且つ、その服務についてこれを統督する。但し、長官は、警察予備隊の部隊その他の機関を指揮監督するに当つては、第一幕僚長を通じて行うものとする。

4　次長は、前項の規定により長官の行う職務に関し、長官を補佐する。

5　保安庁の長官官房及び各局は、長官の定めるところにより、附則第三項の規定により長官の行う職務を分掌する。

6　第一幕僚監部は、昭和二十七年八月一日から昭和二十七年十月十四日までの間は、警察予備隊の隊務に関する長官の幕僚機関とする。

7　昭和二十七年八月一日から昭和二十七年十月十四日までの間は、第一幕僚監部並びに保安研修所、保安大学校及び技術研究所に保安官に代えて警察予備隊の警察官を置き、保安研修所は警察予備隊の管理及び運営に関する基本的な調査研究をし、技術研究所は警察予備隊の装備品等について技術的研究を行うことができるものとする。

8　この法律（附則第一項但書に規定する部分を除く。）施行の際警察予備隊の警察官以外の職員である者は、別に辞令を発せられない場合には、この法律に基く保安庁の相当の職員となるものとする。

9　この法律施行の際、海上警備隊の海上警備官である者は、別に辞令を発せられない場合には、この法律に基く相当の階級の警備官となり、海上警備隊のその他の職員である者は、この法律に基く保安庁の相当の職員となるものとする。

10　第七條中「保安官」とあるのは、昭和二十七年八月一日から昭和二十七年十月十四日までの間は、「警察予備隊の警察官」と、第七十二條中「海上公安官若しくは海上公安官補」とあるのは、昭和二十七年八月一日から別に法律で定める日までの間は、「海上保安官若しくは海上保安官補」と、第六十二條中「海上公安官」、第八十二條第一項中「水路官署及び航路標識官署」とあるのは、昭和二十七年八月一日から別に

法律で定める日までの間は、「海上保安庁」と読み替えるものとする。

11 警察予備隊令（昭和二十五年政令第二百六十号）の一部を次のように改正する。

第二條中「総理府」を「保安庁」に改める。

第四條を次のように改める。

第四條 警察予備隊の警察官の定員（休職者を除く。）は、十一万人とする。

第五條中「本部及び」を削る。

第六條及び第七條を次のように改める。

第六條及び第七條 削除

第九條を次のように改める。

第九條 削除

附則第八項中「警察予備隊本部長官」を「保安庁長官」に改める。

附則に次の一項を加える。

10 昭和二十七年八月一日から昭和二十七年十月十四日までの間の警察予備隊については、この政令に定めるものの外、保安庁法（昭和二十七年法律第二百六十五号）附則第二項から第七項までの規定によるものとする。

12 警察予備隊令は、廃止する。

13 警察予備隊令廃止の際、警察予備隊の警察官である者は、別に辞令を発せられない場合には、この法律に基く相当の階級の保安官となるものとする。

14 附則第八項、第九項及び前項の規定により警備官、保安官その他の保安庁の職員となつた者に対し、従前の規定に基いてなされた任用上の決定その他の手続は、この法律の相当規定に基いてなされたものとみなす。

15 昭和二十五年十二月において警察予備隊の警察官に採用され、附則第十三項の規定により引き続いて一等保安士補以下の保安官となる者についての第三十三條第一項の任用期間は、その者が警察予備隊の警察官として採用された日から起算するものとする。

16 前項の者の任用條件、身分及び服務並びにこれらの者に関する罰則の適用については、その任用期間が経過するまでの間は、なお、従前の警察予備隊の警察官に関する規定の例による。

17 昭和二十七年七月一日から昭和二十七年十月十四日までの間において、警察予備隊の警査長以下の警察官に採用される者又はその任用期間が経過し、引き続いて警査長以下の警察官に任用される者で附則第十三項の規定により保査長等となるものについての第三十三條第一項の任用期間は、その者が警察予備隊の警察官として採用された日又は引き続いて任用された日から起算するものとする。

18 国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）の一部を次のように改正する。

第二條第三項第十五号中「海上保安庁海上警備隊の職員」を「保安庁（海上公安局を除く。）の職員」に改める。

19 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第百五十六條第五項中「警察機関、」の下に「保安庁の機関、」を加える。

20 検察審査会法（昭和二十三年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。

第六條中第十三号を同條第十四号とし、以下一号ずつ繰り下げ、同條第十二号の次に次の一号を加える。

十三 保安官及び警備官

21 この附則に定めるものを除く外、この法律施行のため必要な経過措置は、政令で定める。

（内閣総理・運輸大臣署名）

法律第二百六十六号 ◉保安庁職員給与法（昭二七、七、三一）

（この法律の目的）

第一條 この法律は、保安庁の職員（海上公安局の職員を除く。以下「職員」という。）について、その給与、公務に因る災害補償並びに国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律（昭和二十五年法律第百四十二号）及び国家公務員共済組合法（昭和二十三年法律第六十九号）の特例を定めることを目的とする。

（金銭又は有価物の支給）

第二條 いかなる金銭又は有価物も、この法律に基かないで、職員に支給し、又は無料で貸与してはならない。但し、他の法律に別段の定のある場合は、この限りでない。

（給与の支払）

第三條 この法律の規定による給与は、別段の定のある場合を除き、毎月一定の期日に現金で直接職員に支払わなければならない。但し、職員が保安庁法（昭和二十七年法律第二百六十五号）第六十一條第一項若しくは同法第六十四條第二項の規定により出動を命ぜられている場合又は保安庁の使用する船舶に乗り組んでいる場合には、政令で定めるところにより、職員の収入により生計を維持する者で職員の指定するものにその給与の全部又は一部を支払うことができる。

2 職員が自己又はその収入により生計を維持する者の疾病、災害その他の政令で定める特別の場合の費用に充てるために給与の支払を請求したときは、職員の受けるべきその日までの給与をすみやかに職員に支払わなければならない。

（俸給）

第四條 保安庁の次長又は官房長、局長、課長及び部員（以下「官房長等」という。）には、別表第一又は別表第五に定める額の俸給を支給する。

2 保安庁の事務官、技官、教官その他の職員で、次長、官房長等、保安官、警備官、保安大学校の学生及び非常勤の者でないもの（以下「事務官等」という。）には、別表第二又は別表第六に定める額の俸給を支給する。

3 保安官及び警備官には、別表第三又は別表第七に定める額の俸給を支給する。

（初任給）

第五條 新たに任用された職員（次長、保安大学校の学生及び非常勤の者を除く。以下本條から第九條までにおいて同じ。）の俸給は、その者の属する官職、級、職務の級又は階級（以下「階級等」という。）における俸給の幅の最低号俸による。但し、その者がその属する階級等について必要な最低限度の知識又は経験をこえる知識又は経験を有する場合には、政令で定めるところにより、これより上位の号俸によることができる。

（昇給）

第六條 職員が現に受けている号俸を受けるに至つた時から別表第四において職員の区分に従い定める期間を良好な成績で勤務したときは、その者の属する階級等における俸給の幅の中において直近上位の号俸に昇給させることができる。

2 職員の勤務成績が特に良好である場合には、前項の規定にかかわらず、別表第四において職員の区分に従い定める期間を短縮し、若しくはその現に受けている号俸より二号俸以上の上位の号俸まで昇給させ、又はそのいずれをもあわせ行うことができる。

3 職員の俸給額（官房長等及び事務官等にあつては俸給月額、保安官及び警備官にあつては俸給日額をいう。以下同じ。）が、その者の属する階級等における俸給の幅の最高号俸による額である場合又は最高号俸による額をこえている場合には、その者が同一の階級等にある間は、昇給しない。但し、これらの俸給額を受けている職員で、その俸給額を受けた期間が長期にわたるもの、勤務成績が特に良好であるものその他政令で定めるものについては、その者の属する階級等における俸給の幅の最高号俸による額をこえて、官房長等については別表第五、事務官等については別表第六、保安官及び警備官については別表第七においてそれぞれその者の俸給額に該当する額に相応する号俸の直近上位の号俸の俸給額に昇給させることができる。

4 前三項に規定する昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

5 第一項から第三項までの規定の実施について必要な事項は、政令で定める。

（昇任）

第七條 職員が昇任した場合において受けるべき俸給額は、左の各号に定めるところによる。

一 昇任の直前に受けていた俸給額が昇任した階級等における俸給の幅の最低号俸による額に達しない場合には、昇任した階級等における俸給の幅の

最低号俸による額

二　昇任の直前に受けていた俸給額が昇任した階級等における俸給の幅の最低号俸による額以上である場合（第三号及び第四号の場合を除く。）には、昇任した階級等における俸給の幅のうち、昇任の直前に受けていた俸給額の直近上位の額

三　昇任の直前に受けていた俸給額が昇任した階級等における俸給の幅の最高号俸による額と等しい場合には、その額

四　昇任の直前に受けていた俸給額が昇任した階級等における俸給の幅の最高号俸による額をこえている場合には、昇任の直前に受けていた俸給額と同じ額（この額が別表第七の俸給日額の欄に掲げる額のいずれの額にも該当しない場合には、昇任の直前に受けていた俸給日額の別表第七における直近上位の額）

2　一等保安士補以下の保安官が三等保安士以上の保安官（以下「幹部保安官」という。）に、又は一等警備士補以下の警備官が三等警備士以上の警備官（以下「幹部警備官」という。）に昇任した場合における前項の規定の適用については、同項各号中「昇任の直前に受けていた俸給額」とあるのは、「昇任の直前に受けていた俸給額に八十五円（幹部保安官の候補者である一等保安士補以下の保安官又は幹部警備官の候補者である一等警備士補以下の警備官にあつては、六十五円）を加えた額」とする。

（降任）

第八條　職員が降任した場合において受けるべき俸給額は、左の各号に定めるところによる。

一　降任の直前に受けていた俸給額が降任した階級等における俸給の幅の最低号俸による額以上である場合（第三号及び第四号の場合を除く。）には、降任した階級等における俸給の幅のうちにある号俸による額に該当する場合には、その額

二　降任の直前に受けていた俸給額が降任した階級等における俸給の幅の最高号俸による額と等しい場合（第三号の場合を除く。）には、降任した階級等における俸給の幅のうち、降任の直前に受けていた俸給額の直近下位の額

三　降任の直前に受けていた俸給額が降任した階級等における俸給の幅の最高号俸による額をこえている場合には、降任した階級等における俸給の幅の最高号俸による額

2　幹部保安官が一等保安士補以下の保安官に、又は幹部警備官が一等警備士補以下の警備官に降任した場合における前項の規定の適用については、同項各号中「降任の直前に受けていた俸給額」とあるのは、「降任の直前に受けていた俸給額に八十五円（幹部保安官の候補者である一等保安士補以下の保安官又は幹部警備官の候補者である一等警備士補以下の警備官にあつては、六十五円）を減じた額」とする。

（職員相互の間における異動の場合の措置）

第九條　別表第一から別表第三まで（これらの表のそれぞれに対応する別表第五から別表第七までを含む。）のいずれか一の表の適用を受ける職員となつた場合におけるその者の俸給額の決定については、政令で定める。

（俸給の支給）

第十條　新たに職員（保安大学校の学生及び非常勤の者を除く。以下本條及び次條において同じ。）となつた者には、その日から俸給を支給する。但し、職員以外の国家公務員が離職し、即日職員となつたときは、その翌日から俸給を支給する。

2　職員が昇給その他の事由により俸給の額に異動を生じたときは、その日から新たに定められた俸給を支給する。

3　職員が離職し、又は死亡したときは、その日まで俸給を支給する。

第十一條　次長、官房長等及び事務官等（第二項に規定する者を除く。）の俸給の計算期間（以下「給與期間」という。）は、月の一日から十五日まで及び月の十六日から末日までとし、各給與期間につき俸給月額の半額を支給する。

2　保安官及び警備官並びに政令で定める保安庁の機関又は部隊に勤務する事務官等の給與期間は、月の十六日から翌月の十五日までとし、各給與期間につき俸給日額にその給與期間の日数を乗じて得た額を支給する。

3　前二項の規定にかかわらず、職員が勤務しないときは、政令で定めるところにより特に勤務したものとみなされる場合の外、俸給は、支給しない。

4　前各項に定めるものを除く外、俸給の支給日その他俸給の支給に関して必要な事項は、政令で定める。

（扶養手当）

第十二條　次長、官房長等、事務官等、三等保安士補以上の保安官及び三等警備士補以上の警備官には、これらの者に扶養親族がある場合には、扶養手当を支給する。

2　扶養親族は、左に掲げる者で、他に生計のみちがなく、且つ、主として前項の職員の扶養を受けているものとする。

一　配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）

二　十八歳未満の子及び孫

三　六十歳以上の父母及び祖父母

四　十八歳未満の弟妹

五　不具廃疾者

3　次長、官房長等及び事務官等の扶養手当の額は、前項第一号に掲げる者については月額六百円、同項第二号から第五号までに掲げる者については月額四百円（十八歳未満の子一人については、月額六百円）とする。

4　三等保安士補以上の保安官及び三等警備士補以上の警備官の扶養手当の額は、第二項第一号に掲げる者については日額二十円、同項第二号から第五号までに掲げる者については日額十五円（十八歳未満の子一人については、日額二十円）とする。

第十三條　新たに前條第一項の職員となつた者に扶養親族がある場合には、当該職員は、直ちにその旨を保安庁長官（以下「長官」という。）又はその委任を受けた者に届け出なければならない。同項の職員に左の各号の一に該当する事実が生じた場合も、同様とする。

一　新たに扶養親族たる要件を具備するに至つた者がある場合

二　扶養親族たる要件を欠くに至つた者がある場合

2　扶養手当は、新たに前條第一項の職員となつた者に扶養親族がある場合にはその者が同項の職員となつた日から、同項の職員に前項第一号に掲げる事実が生じた場合にはその事実が生じた日から、それぞれその支給を開始し、又はその支給額を改訂する。但し、当該事実の生じた日から十五日（政令で定める職員については、三十日）を経過した後においてこれに係る同項の届出がなされたときは、その届出を受理した日から、その支給を開始し、又はその支給額を改訂する。

3　扶養手当は、前條第一項の職員に第一項第二号に掲げる事実が生じた場合には、その事実の生じた日の翌日以後は、支給しない。

4　保安庁法第六十一條第一項若しくは同法第六十四條第二項の規定により出動を命ぜられ、又は保安庁の使用する船舶に乗り組んでいる前條第一項の職員の扶養親族に関する届出について必要な事項は、政令で定める。

（勤務地手当等）

第十四條　次長、官房長等及び事務官等には、勤務地手当を支給する。

2　一般職の職員の給與に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第十二條の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同法同條第四項中「人事院規則」とあるのは、「政令」と読み替えるものとする。

3　事務官等には、超過勤務手当、休日給及び夜勤手当を支給する。一般職の職員の給與に関する法律第十六條から第十九條までの規定は、この場合について準用する。

（特殊勤務手当）

第十五條　特殊の勤務に従事した職員には、特殊勤務手当を支給する。

2　前項の特殊の勤務の種類、特殊勤務手当の支給を受ける職員の範囲、特殊勤務手当の額その他特殊勤務手当の支給に関し必要な事項は、政令で定める。

（乗船手当）

第十六條　保安庁の使用する船舶に乗り組むことを命ぜられた警備官又は保安官には、乗船手当を支給する。

2　前項の乗船手当は、その乗船しなかつた日については、政令で定める特に乗船したものとみなされる日を除き、支給しない。

3　第一項の乗船手当の額は、同項の警備官又は保安官の受ける俸給の百分の二十五以内において政令で

定める。

（航海手当）

第十七條　保安庁の使用する船舶に乗り組むことを命ぜられた警備官又は保安官には、これらの者が乗り組む船舶が、長官の定める定けい港を出発した日から当該定けい港に帰着するまでの航海を行う日について、航海手当を支給する。

2　前項の航海手当の額は、別表第八に定める額（船長又は船舶の編成の指揮者の職務を行う警備官については、別表第八に定める額にその十分の二を加えた額）とする。

3　第一項の警備官又は保安官には、同項の航海について、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）に規定する旅費を支給しない。

（営外手当）

第十八條　一等保安士補以下の保安官又は一等警備士補以下の警備官が保安庁法第五十條の規定により長官の指定する集団的居住場所以外の場所に居住する場合には、その居住する日について、営外手当を支給する。

2　前項の営外手当の額は、日額六十五円とする。

3　第一項の規定にかかわらず、同項の職員が勤務しないときは、政令で定めるところにより特に勤務したものとみなされる日の外、営外手当は、支給しない。

（扶養手当等の支給方法）

第十九條　第十二條から第十四條まで及び第十六條から前條までに定めるものを除く外、職員の扶養手当、勤務地手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、乗船手当、航海手当及び営外手当の支給方法に関し必要な事項は、政令で定める。

（食事の支給）

第二十條　政令で定める職員には、政令で定めるところにより、食事を支給する。

（被服等の支給又は貸與）

第二十一條　政令で定める職員には、その職務の遂行上必要な被服その他これに類する有価物を支給し、又は無料で貸與する。

2　前項の有価物の範囲及び数量並びにその支給又は貸與の條件は、政令で定める。

（療養等）

第二十二條　保安官、警備官及び保安大学校の学生が公務に因らないで負傷し、又は疾病にかかつた場合には、国は、国家公務員共済組合法第三十條及び第三十一條の例により、療養の給付又は療養費の支給を行う。

（休職者の給與）

第二十三條　職員が公務上負傷し、又は疾病にかかり、長期の休養を要するため休職にされたときは、その休職の期間中、これに給與の全額を支給する。

2　職員が結核性疾患にかかり、長期の休養を要するため休職にされたときは、その休職の期間が満二年に達するまでは、これに俸給等（次長、官房長等及び事務官等にあつては俸給、扶養手当及び勤務地手当を、保安官及び警備官にあつては俸給、扶養手当及び営外手当をいう。以下本條及び次條において同じ。）の百分の八十を支給することができる。

3　職員が前二項以外の心身の故障により長期の休養を要するため休職にされたときは、その休職の期間が満一年に達するまでは、これに俸給等の百分の八十を支給することができる。

4　職員が刑事事件に関し起訴され休職にされたときは、その休職の期間中、これに俸給等の百分の六十以内を支給することができる。

5　職員が前四項以外の場合において休職にされたときは、その休職の期間中、これに俸給等の百分の七十以内を支給することができる。

（停職中特に勤務することを命ぜられた者の給與）

第二十四條　職員が停職にされた場合において、停職の期間中特に勤務することを命ぜられたときは、その勤務した期間これにその者の受けるべき俸給等を支給する。

2　前項の職員が特に勤務することを命ぜられたことに因り第十四條第三項及び第十五條から第十七條までに規定する手当を支給されるべき場合には、前項の俸給等にあわせてこれらの手当を支給する。

（学生の給與）

第二十五條　保安大学校の学生には、学生手当を支給する。

2　前項の学生手当の月額は、二千五百円とする。

3　第一項の学生手当の支給に関し必要な事項は、政令で定める。

（非常勤の者の給與）

第二十六條　非常勤の職員には、一般職に属する非常勤の職員の例により、給與を支給する。

（国家公務員災害補償法の準用）

第二十七條　国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）の規定（第一條から第三條まで並びに第四條第二項及び第三項第四号の規定を除く。）は、職員（船員法（昭和二十二年法律第百号）第一條に規定する船員である職員を除く。以下本條及び附則第十項において同じ。）の公務上の災害に対する補償及び公務上の災害を受けた職員に対する福祉施設について準用する。この場合において、これらの規定中「人事院規則」とあるのは「政令」と、同法第八條中「実施機関」とあるのは「保安庁長官の指定する保安庁の機関（以下「実施機関」という。）」と、同法第二十二條、第二十四條から第二十六條まで及び第二十七條第一項中「人事院」とあるのは「保安庁長官」と、同法第二十七條第一項中「その職員」とあるのは「その命じた職員」と、同法同條第二項中「人事院又は実施機関の職員」とあるのは「保安庁長官又は実施機関の命じた職員」と、同法第三十三條中「人事院」とあるのは「保安庁」と読み替えるものとする。

2　前項において準用する国家公務員災害補償法第四條第一項の給與は、次長及び官房長等にあつては俸給、扶養手当及び勤務地手当とし、事務官等にあつては俸給、扶養手当、勤務地手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給及び夜勤手当とし、保安官及び警備官にあつては俸給、扶養手当、営外手当（一等保安士補以下の保安官又は一等警備士補以下の警備官であつて営外手当の支給を受けなかつた者にあつては政令で定める給與とする。）及び特殊勤務手当とし、その他の職員にあつては政令で定めるところにより、寒冷地手当及び石炭手当を加えることができる。

（退職手当の特例）

第二十八條　左の表の上欄に掲げる職員がそれぞれ下欄に掲げる日から起算して二年の期間を保査長以下の保安官（以下「保査長等」という。）として勤務（警査長以下の警察予備隊の警察官（以下「警査長等」という。）としての勤務を含む。）して退職し、又は死亡した場合には、退職手当として、その者の退職又は死亡当時の俸給日額の百日分に相当する額を支給する。

昭和二十七年七月一日から昭和二十七年十月十四日までの間において警察予備隊の二等警査として採用された者	採用された日
昭和二十七年十月十五日から昭和二十八年三月三十一日までの間において二等保査として採用された者	採用された日
昭和二十七年七月一日から昭和二十七年十月十四日までの間において警察予備隊の二等警査として採用された者	引き続いて任用された日
昭和二十七年十月十五日から昭和二十八年三月三十一日までの間において二等保査として採用された者	引き続いて任用された日
昭和二十七年七月一日から昭和二十七年十月十四日までの間において警察予備隊の二等警査として採用された者	引き続いて任用された日
昭和二十七年十月十五日から昭和二十八年三月三十一日までの間において二等保査として採用された者	引き続いて任用された日

2　前項の表の上欄に掲げる職員が同項に規定する期間が経過する前に左の各号の一に該当するに至つた場合には、退職手当として、その者の退職又は死亡当時の俸給日額にその者の勤続期間一月につき四日の割合で計算した日数を乗じて得た額を支給する。但し、その者の退職手当の額が第一号に掲げる場合にあつてはその者の死亡当時の俸給日額の六十日分、第二号に掲げる場合にあつてはその者の退職当時の俸給日額の三十日分に相当する額に満たないときは、その額をもつて退職手当の額とする。

一　公務上死亡した場合

二　公務上の傷い疾病に因りその職に堪えないで退職した場合

3　前項の規定は、昭和二十七年八月一日から昭和二十八年三月三十一日までの間において警査長以下の警備官として採用された者にあつてはその採用された日から、保安庁法附則第九項の規定により警査長以下の警備官となつた者にあつては昭和二十七年八月一日からそれぞれ起算して二年の期間が経過する前において、これらの者が公務上死亡し、又は公務

上の傷い疾病に因りその職に堪えないで退職した場合について準用する。

4　保査長等が保安庁法第三十三條第二項の規定によりその任用期間を延長された場合又は同法同條第三項の規定により引き続いて任用された場合には、同法同條第一項の規定による任用期間が経過した日をもつて退職したものとみなし、当該保査長等に第一項に規定する退職手当を支給する。

5　保安庁法第三十三條第二項の規定により保査長等がその任用期間を延長され、その延長された期間を保査長等として勤務して退職し、又は死亡した場合には、退職手当として、前項の規定による退職手当の外、その者の退職又は死亡当時の俸給日額にその延長された期間一月につき四日の割合で計算した日数を乗じて得た額を支給する。

6　昭和二十七年八月一日から昭和二十七年十月十四日までの間においてその任用期間が経過し、一等警察士補、二等警察士補又は三等警察士補（以下「警察士補」という。）として引き続いて任用された者及び昭和二十七年十二月においてその任用期間が経過し、一等保安士補、二等保安士補又は三等保安士補（以下「保安士補」という。）として引き続いて任用された者がこれらの引き続いて任用された日から起算して二年の期間を保安士補として勤務（警察士補としての勤務を含む。）して退職し、又は死亡した場合には、退職手当として、その者の退職又は死亡当時の俸給日額の五十日分に相当する額を支給する。

7　警査長等から警察士補に、保査長等から保安士補に、警察士補から三等警察士以上の警察予備隊の警察官に、又は保安士補から幹部保安官に昇任した場合における第一項から第四項まで及び前項の規定の適用について必要な退職手当の計算及び支給の方法は、政令で定める。

8　第一項から第三項まで、第五項及び第六項に規定する期間は、月によつて計算する。

9　本條の規定による退職手当は、左の各号の一に該当する者には支給しない。

一　保安庁法第三十五條第二項の規定による失職（同法同條第一項第一号に該当する場合を除く。）をした者

二　保安庁法第四十二條の規定による懲戒免職の処分を受けた者

三　保安庁法第五十九條第四項の規定に該当し退職させられた者

10　本條の規定による退職手当の支給を受けた職員に対する国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律の適用については、その退職手当の計算の基礎となつた期間は、同法第七條の勤続期間から除算する。

（国家公務員共済組合法の適用）

第二十九條　職員についての国家公務員共済組合法の適用については、同法第二條第二項の規定にかかわらず、職員を單位として、総理府に一組合を設ける。

2　保安官、警備官又は保安大学校の学生が第二十一條の規定により国から療養の給付又は療養費の支給を受けた場合には、国家公務員共済組合法に規定する共済組合は、同法第三十條及び第三十一條に規定する療養の給付及び療養費の支給は、行わない。

（出動の場合の特別措置）

第三十條　保安庁法第六十一條第一項又は第六十四條第二項の規定により出動を命ぜられた場合における職員の給與及び災害補償等に関し必要な特別の措置については、別に法律で定める。

附　則

1　この法律は、昭和二十七年八月一日から施行する。

2　この法律（第二十七條、第二十八條及び附則第十項を除く。）は、昭和二十七年八月一日から昭和二十七年十月十四日までの間は、警察予備隊の警察官については適用しない。

3　昭和二十七年八月一日から昭和二十七年十月十四日までの間における警察予備隊の警察官に対する第二十七條の規定の適用については、同條第二項中「保安官」とあるのは「警察予備隊の警察官」と、「営外手当」とあるのは「一等警察士補以下」とする。

4　海上警備隊の職員の給與等に関する法律（昭和二十七年法律第百九十七号）は、廃止する。

5　この法律施行の際保安庁法附則第八項及び第九項の規定により保安庁の職員となる者の級若しくは職務の級又は号俸は、それぞれ警察予備隊令施行令

（昭和二十五年政令第二百七十一号）又は旧海上警備隊の職員の給與等に関する法律の規定によりその者が属している級若しくは職務の級又はその者が受けている号俸に対応する級若しくは職務の級又は号俸とする。この場合において、その者が従前受けていた俸給額が、新たにその者が属することとなつた級若しくは職務の級又は階級における俸給の幅の最高号俸による額をこえている場合においては、その額をもつてその者の俸給額とする。

6　警察予備隊令廃止の際保安庁法附則第十三項の規定により保安官となる者の号俸は、従前の警察予備隊令の規定によりその者が受けている号俸に対応する号俸とする。

7　前二項に規定する職員に対し、従前の規定に基いてなされた給與等に関する決定及び手続は、この法律の相当規定に基いてなされたものとみなす。

8　保安庁法附則第十五項に規定する保安官に対しては、警察予備隊令施行令第二十條の規定に従い、同條に規定する特別退職手当を支給する。

9　警察予備隊の一等警察士補以下の警察官としての在職期間は、国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律第七條の勤続期間の計算については、その期間から除算する。保安庁法附則第十五項に規定する保安官の任用期間が経過するまでの在職期間についても、同様とする。

10　職員に係る公務上の災害に対する補償に相当する給與又は給付で、この法律施行前において支給すべき事由の生じたものの支給については、なお、従前の例による。但し、労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給與の応急措置に関する法律（昭和二十二年法律第百六十七号）に基いて国が支給する職員に係る給與のうち公務上の災害に対する補償に相当するものの支給について異議のある者は、長官に対して、審査を請求することができる。国家公務員災害補償法第二十四條から第二十七條までの規定は、この場合について準用する。

11　恩給法（大正十二年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第二十條第二項第二号中「事務次官」の下に「、保安庁次長」を加え、同項第六号を同項第九号とし、同項第七号を同項第十号とし、同項第五号の次に次の三号を加える。

六　海上公安官

七　保安官

八　警備官

第二十條第三項中「第七号」を「第十号」に改める。

第二十三條第五号を次のように改める。

五　一等海上公安士補、二等海上公安士補又ハ三等海上公安士補タル海上保安官

六　一等保安士補、二等保安士補、三等保安士補、保査長、一等保査又ハ二等保査タル保安官

七　一等警備士補、二等警備士補、三等警備士補、警査長、一等警査、二等警査又ハ三等警査

12　第三十八條ノ四第一項第六号中「海上保安庁」を「保安庁及海上保安庁」に改める。

第四十四條に次の一項を加える。

第二十條第二項第七号及第八号並第二十三條第六号及第七号ニ掲グル者ニ付テハ俸給日額ノ三十倍ニ相当スル金額ヲ以テ其ノ号俸ニ対応スル俸給ノ月額トス

第五十九條に次の但書を加える。

但シ第二十條第二項第七号若ハ第八号又ハ第二十三條第六号若ハ第七号ニ掲グル者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第五十九條ノ三第一号中「昇給シタル者」の下に「（第三号ニ規定スル者ヲ除ク）」を加え、同條に次の一号を加える。

三　保安庁ノ職員（海上公安局ノ職員ヲ除ク）タル公務員ニシテ同一ノ級若ハ職務ノ級又ハ階級ニ於テ其ノ級若ハ職務ノ級又ハ階級ニ於ケル俸給ノ幅ノ最高額ヲ超エ昇給シタルモノニ付テハ保安庁職員給與法（昭和二十七年法律第二百六十六号）別表第五、別表第六又ハ別表第七ニ掲グル一号俸又ハ二号俸上位ノ号俸ヲ前條第一項ノ一号俸又ハ二号俸上位ノ号俸トス

別表第一号表ノ三に次の一号を加える。

七　航空機ニ乗ジ航空勤務中ノ不可抗力ニ因ル傷痍疾病

国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支

給に関する法律（昭和二十四年法律第二百号）の一部を次のように改正する。

本則中第三條の次に次の一條を加える。

第四條　この法律の規定は、国家公務員法第二條第三項第十五号に規定する職員（政令で定める保安官及び警備官を除く。）で寒冷地に在勤し常時勤務に服する者及び寒冷地に保安庁長官の定める定けい港を有する船舶に乗り組む者について準用する。この場合において、必要な読替は、政令で定める。

13　国家公務員のための国設宿舎に関する法律（昭和二十四年法律第百十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一　次長及び官房長等俸給表

区分	俸給									月額
次長	俸給	一号俸	二号俸	三号俸	四号俸	五号俸	六号俸	七号俸	八号俸	九号俸	五二、〇〇〇円
官房長 局長	俸給	一号俸	二号俸	三号俸	四号俸	五号俸	六号俸	七号俸	八号俸	九号俸	
		三〇、〇〇〇円	三三、〇〇〇円	三六、〇〇〇円	三九、〇〇〇円	四二、五〇〇円	四六、〇〇〇円	四九、一〇〇円	五二、〇〇〇円	五五、〇〇〇円	
課長 部員	俸給	一号俸	二号俸	三号俸	四号俸	五号俸	六号俸	七号俸	八号俸	九号俸	
	甲級	二〇、四〇〇円	二二、七〇〇円	二三、〇〇〇円	二四、五〇〇円	二六、〇〇〇円	二七、五〇〇円				
	乙級	一五、八〇〇	一六、八〇〇	一七、八〇〇	一九、一〇〇	二〇、四〇〇	二一、七〇〇				
	丙級	一〇、六〇〇	一一、四〇〇	一二、二〇〇	一三、〇〇〇	一三、八〇〇	一四、八〇〇	一五、八〇〇	一六、八〇〇	一七、八〇〇	

備考
甲、乙及び丙の各級の区分の基準は、総理府令で定める。

14　厚生年金保険法（昭和十六年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第三十六條第一項但書中「国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）」を「国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号。保安庁職員給與法（昭和二十七年法律第二百六十六号）第二十七條第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）」に改める。

15　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二百六十二條第五号中「国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）」を「国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号。保安庁職員給與法（昭和二十七年法律第二百六十六号）第二十七條第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）」に改める。

16　この附則に定めるものの外、この法律施行のために必要な経過措置は、政令で定める。

第十條第十二号を次のように改める。

十二　削除

14　厚生年金保険法（昭和十六年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第三十六條第一項但書中「国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）」を「国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号。保安庁職員給與法第二十七條第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）」に、「第二十條」を「国家公務員災害補償法第二十條（保安庁職員給與法第二十七條第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

15　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二百六十二條第五号中「国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）」を「国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号。保安庁職員給與法第二十七條第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）」に改める。

16　この附則に定めるものの外、この法律施行のために必要な経過措置は、政令で定める。

別表第二　事務官等俸給表

職務の級	俸給	一号俸	二号俸	三号俸	四号俸	五号俸	六号俸	七号俸	八号俸	九号俸	十号俸	十一号俸	月額
一級		三、六〇〇円	三、七〇〇円	三、八〇〇円	三、九〇〇円	四、〇〇〇円	四、一〇〇円						
二級		三、八〇〇	三、九〇〇	四、〇〇〇	四、一〇〇	四、二〇〇	四、三〇〇	四、四〇〇					
三級		四、二〇〇	四、三〇〇	四、四〇〇	四、五〇〇	四、六〇〇	四、七五〇	四、九〇〇					
四級		四、六〇〇	四、七五〇	四、九〇〇	五、〇五〇	五、二〇〇	五、三五〇	五、五〇〇					
五級		五、二〇〇	五、三五〇	五、五〇〇	五、七〇〇	五、九〇〇	六、一〇〇	六、三〇〇	六、五〇〇				
六級		六、五〇〇	六、七〇〇	六、九〇〇	七、一〇〇	七、三〇〇	七、五五〇	七、八〇〇	八、〇五〇	八、三〇〇	八、六〇〇		
七級		七、八〇〇	八、〇五〇	八、三〇〇	八、六〇〇	八、九〇〇	九、二五〇	九、六〇〇	九、九五〇	一〇、三〇〇	一〇、六五〇	八、九〇〇	
八級		九、九五〇	一〇、三〇〇	一〇、六五〇	一〇、九五〇	一一、二五〇	一一、六〇〇	一一、九〇〇	一二、二〇〇	一二、六〇〇			
九級		一一、九〇〇	一二、二〇〇	一二、六〇〇	一二、九〇〇	一三、二五〇	一三、六〇〇	一三、九五〇	一四、三〇〇				
十級		一三、九〇〇	一四、三〇〇	一四、八〇〇	一五、三〇〇	一五、八〇〇	一六、三〇〇	一六、八〇〇					
十一級		一六、三〇〇	一六、八〇〇	一七、三〇〇	一七、八〇〇	一八、三〇〇	一八、八〇〇						
十二級		一九、三〇〇	一九、八〇〇	二〇、四〇〇	二〇、九〇〇	二一、四〇〇	二一、九〇〇						
十三級		二三、六〇〇	二四、二〇〇	二四、八〇〇	二五、四〇〇	二六、〇〇〇							
十四級		二八、二〇〇	二九、〇〇〇	二九、八〇〇	三〇、六〇〇	三一、四〇〇	三二、二〇〇						
十五級		三七、三〇〇	四一、二〇〇	四五、五〇〇	五〇、〇〇〇								

備考
一　一級から十五級までの各級の区分の基準は、総理府令で定める。
二　十五級に格付される官職及びその官職を占める事務官等の俸給の号俸は、総理府令で定める。

別表第三　保安官及び警備官俸給表

階級 ＼ 俸給	一号俸	二号俸	三号俸	四号俸	五号俸	六号俸	七号俸	八号俸	九号俸	十号俸
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
保安監甲	一、七〇〇	一、八五〇	二、〇〇〇							
警備監乙	一、三〇〇	一、三五〇	一、四〇〇	一、四五〇	一、五〇〇	一、五五〇				
保安監補 警備監補	一、一〇〇	一、一五〇	一、二〇〇	一、二五〇	一、三〇〇	一、三五〇	一、四〇〇			
一等保安正 一等警備正	八九〇	九三〇	九七〇	一、〇一〇	一、〇五〇	一、一〇〇	一、一五〇	一、二〇〇	一、二五〇	
二等保安正 二等警備正	七六〇	七九〇	八二〇	八五〇	八九〇	九三〇	九七〇			
三等保安正 三等警備正	六四〇	六七〇	七〇〇	七三〇	七六〇	七九〇	八二〇			
一等保安士 一等警備士	五三〇	五五〇	五七〇	五九〇	六一〇	六四〇	六七〇	七〇〇	七三〇	七六〇
二等保安士 二等警備士	四五〇	四六五	四八〇	四九五	五一〇	五三〇	五五〇	五七〇		
三等保安士 三等警備士	三七五	三九〇	四〇五	四二〇	四三五	四五〇	四六五	四八〇	四九五	五一〇
一等保安士補 一等警備士補	三〇五	三一五	三二五	三三五	三五〇	三六五	三八〇	三九五	四一〇	四二五
二等保安士補 二等警備士補	二六五	二七五	二八五	二九五	三〇五					
三等保安士補 三等警備士補	二三五	二四五	二五五	二六五	二七五					
保査長 警査長	二一〇	二一五	二二〇	二二五	二三〇	二三五				
一等保査 一等警査	一九〇	一九五	二〇〇	二〇五	二一〇					
二等保査 二等警査	一七〇	一七五	一八〇	一八五	一九〇					
三等警査	一五〇	一五五	一六〇	一六五	一七〇					

備考

保安監及び警備監の甲及び乙の区分は、総理府令で定める。

別表第四　昇給期間表

期間 ＼ 職員の区分	官房長等	事務官等	保安官	警備官
二十四月以上	現に受けている俸給月額とその直近上位の俸給月額との差額（以下「差額」という。）が三千円である者			
十五月以上	差額が千三百円又は千五百円である者			
十二月以上	差額が千円である者	差額が千円以上である者	保安監 保安監補 一等保安正	警備監 警備監補 一等警備正
九月以上	差額が八百円である者	差額が四百円以上千円未満である者	二等保安正 三等保安正 一等保安士 二等保安士 三等保安士	二等警備正 三等警備正 一等警備士 二等警備士 三等警備士
六月以上		差額が四百円未満である者	一等保安士補 二等保安士補 三等保安士補 保査長 一等保査 二等保査	一等警備士補 二等警備士補 三等警備士補 警査長 一等警査 二等警査 三等警査

別表第五　官房長等通し号俸表

号俸	俸給月額
一	一〇、六〇〇円
二	一一、四〇〇
三	一二、二〇〇
四	一三、〇〇〇
五	一三、八〇〇
六	一四、八〇〇
七	一五、八〇〇
八	一六、八〇〇
九	一七、八〇〇
一〇	一九、一〇〇
一一	二〇、四〇〇
一二	二一、七〇〇
一三	二三、〇〇〇
一四	二四、五〇〇
一五	二六、〇〇〇
一六	二七、五〇〇
一七	三〇、〇〇〇
一八	三三、〇〇〇
一九	三六、〇〇〇
二〇	三九、〇〇〇

別表第六　事務官等通し号俸表

号俸	俸給月額
一	三、六〇〇円
二	三、七〇〇
三	三、八〇〇
四	三、九〇〇
五	四、〇〇〇
六	四、一〇〇
七	四、二〇〇
八	四、三〇〇
九	四、四〇〇
一〇	四、五〇〇
一一	四、六〇〇
一二	四、七五〇
一三	四、九〇〇
一四	五、〇五〇
一五	五、二〇〇
一六	五、三五〇
一七	五、五〇〇
一八	五、七〇〇
一九	五、九〇〇
二〇	六、一〇〇
二一	六、三〇〇

二二	六、五〇〇
二三	六、七〇〇
二四	六、九〇〇
二五	七、一〇〇
二六	七、三〇〇
二七	七、五五〇
二八	七、八〇〇
二九	八、〇五〇
三〇	八、三〇〇
三一	八、六〇〇
三二	八、九〇〇
三三	九、二五〇
三四	九、六〇〇
三五	九、九五〇
三六	一〇、三〇〇
三七	一〇、六五〇
三八	一一、〇〇〇
三九	一一、四〇〇
四〇	一一、八〇〇
四一	一二、二〇〇
四二	一二、六〇〇
四三	一三、〇〇〇
四四	一三、五〇〇
四五	一四、〇〇〇
四六	一四、五〇〇
四七	一五、〇〇〇
四八	一五、五〇〇
四九	一六、〇〇〇
五〇	一六、六〇〇
五一	一七、二〇〇
五二	一七、八〇〇
五三	一八、四〇〇
五四	一九、〇〇〇
五五	一九、六〇〇
五六	二〇、四〇〇
五七	二一、二〇〇
五八	二二、〇〇〇
五九	二二、八〇〇
六〇	二三、六〇〇
六一	二四、四〇〇
六二	二五、二〇〇
六三	二六、二〇〇
六四	二七、二〇〇
六五	二八、二〇〇
六六	二九、二〇〇
六七	三〇、三〇〇
六八	三一、四〇〇
六九	三二、五〇〇
七〇	三三、六〇〇
七一	三四、七〇〇
七二	三六、〇〇〇
七三	三七、三〇〇
七四	三八、六〇〇
七五	三九、九〇〇
七六	四一、二〇〇
七七	四二、五〇〇
七八	四四、〇〇〇
七九	四五、五〇〇
八〇	四七、〇〇〇
八一	四八、五〇〇
八二	五〇、〇〇〇

別表第七　保安官及び警備官通し号俸表

号俸	俸給日額
一	一五〇円
二	一五五
三	一六〇
四	一六五
五	一七〇
六	一七五
七	一八〇
八	一八五
九	一九〇
一〇	一九五
一一	二〇〇
一二	二〇五
一三	二一〇
一四	二一五
一五	二二〇
一六	二二五
一七	二三〇
一八	二三五
一九	二四五
二〇	二五五
二一	二六五
二二	二七五
二三	二八五
二四	二九五
二五	三〇五
二六	三一五
二七	三二五
二八	三三五
二九	三五〇
三〇	三六五
三一	三八〇
三二	三九五
三三	四一〇
三四	四二五
三五	四三五
三六	四五〇
三七	四六五
三八	四八〇
三九	四九五
四〇	五一〇
四一	五三〇
四二	五五〇
四三	五七〇
四四	五九〇
四五	六一〇
四六	六四〇
四七	六七〇
四八	七〇〇
四九	七三〇
五〇	七六〇
五一	七九〇
五二	八二〇
五三	八五〇
五四	八九〇
五五	九三〇
五六	九七〇
五七	一、〇一〇
五八	一、〇五〇
五九	一、一〇〇
六〇	一、一五〇
六一	一、二〇〇
六二	一、二五〇
六三	一、三〇〇
六四	一、三五〇
六五	一、四〇〇
六六	一、四五〇
六七	一、五〇〇
六八	一、五五〇
六九	一、六〇〇
七〇	一、六五〇
七一	一、七〇〇
七二	一、七六〇
七三	一、八二〇
七四	一、八八〇
七五	一、九四〇
七六	二、〇〇〇

別表第八　航海手当日額表

階級	手当日額
警備監 保安監 警備監補 保安監補	一五〇円
一等警備正 一等保安正 二等警備正 二等保安正 三等警備正 三等保安正	一二〇円
一等警備士 一等保安士	一〇〇円
二等警備士 二等保安士 三等警備士 三等保安士	九〇円
一等警備士補 一等保安士補	八〇円
二等警備士補 二等保安士補 三等警備士補 三等保安士補	七〇円
警査長 保査長	六〇円

第二六六号

一等警査		
一等保査		
二等警査		
二等保査		五五円
三等警査		

（内閣総理・大蔵大臣署名）

法律第二百六十七号（昭二七、七、三一）

◉海上公安局法

（所掌事務）

第一條 海上公安局は、左に掲げる事務を行う機関とする。

一 海上（別に法律で定める港の区域を含む。以下同じ。）における法令の違反の防止

二 海難の際の人命、積荷及び船舶の救助に関すること（運輸省の所掌に属するものを除く。）。

三 天災事変その他救済を必要とする場合における船舶又は航空機による人命及び財産の保護

四 港則法（昭和二十三年法律第百七十四号）の施行に関すること（運輸省の所掌に属するものを除く。）。

五 海上の航路障害物及び危険物の除去及び処理に関すること（機雷その他の爆発性の危険物の除去及び処理を除く。）。

六 前二号に掲げるものの外、船舶交通の安全に関すること（運輸省の所掌に属するものを除く。）。

七 海上における犯罪を捜査し、及びこれに係る犯人又は被疑者を逮捕すること並びに海上において犯人又は被疑者を逮捕すること。

八 前各号に掲げるものの外、海上における公共の秩序の維持

（位置及び内部組織）

第二條 海上公安局は、東京都に置く。

2 海上公安局の内部組織は、総理府令で定める。

（海上公安局の長）

第三條 海上公安局の長は、第七條第一項の海上保安官のうちから、保安庁長官が命ずる。

2 海上公安局の長は、保安庁長官の指揮監督を受け、部務を掌理する。但し、第一條第一号の事務については、その事務を管理する主任の大臣の指揮監督を受ける。

（海上公安大学校等）

第四條 海上公安局に、海上公安大学校、海上公安学校及び海上公安訓練所を置く。

2 海上公安大学校、海上公安学校及び海上公安訓練所は、海上公安局の職員の訓練を行うための機関とする。

3 海上公安大学校、海上公安学校及び海上公安訓練所の名称、位置及び内部組織は、総理府令で定める。

（海上公安審議会）

第五條 海上公安局の長の諮問に応じ、第一條各号に掲げる事務に関する重要事項を調査審議するため、海上公安局に、海上公安審議会を置く。

2 海上公安審議会の組織及び運営の方法は、政令で定める。

（地方機関）

第六條 海上公安局に、その事務を分掌させるため、地方海上公安局、地方海上公安部、港長事務所その他の事務所を置く。

2 地方海上公安局の名称及び位置は、別表の通りとする。

3 地方海上公安局の所掌事務の範囲及び内部組織は、総理府令で定める。

4 地方海上公安部、港長事務所その他の事務所の名称、位置、所掌事務の範囲及び内部組織は、総理府令で定める。

（海上公安局に置かれる職員）

第七條 海上公安局に、海上公安官、海上公安官補その他の職員を置く。

2 海上公安官及び海上公安官補は、第一條各号に掲げる事務を行う。

3 海上公安局の職員（海上公安局の長を除く。）の任用、免職その他の人事に関する事項は、海上公安局の長が行う。

（海上公安官及び海上公安官補の階級）

第八條 海上公安官の階級は、左の通りとする。

海上公安監

一等海上公安正

二等海上公安正

三等海上公安正

一等海上公安士

二等海上公安士

三等海上公安士

一等海上公安士補

二等海上公安士補

三等海上公安士補

2 海上公安官補の階級は、左の通りとする。

海上公安員長

一等海上公安員

二等海上公安員

三等海上公安員

（船舶）

第九條 海上公安局の船舶は、海上公安局の事務を遂行するために必要な限度内において、武器を装備することができる。

（共助）

第十條 海上公安局と国家地方警察、自治体警察、税関、水産庁その他の関係行政庁とは、情報の交換その他の方法により、緊密な連絡を保たなければならず、また、犯罪の予防、鎮圧若しくは捜査又は犯人若しくは被疑者の逮捕並びに人命又は財産の保護のため必要があると認めるときは、相互に、関係職員の派遣その他必要な協力を求めることができる。

2 前項の規定により協力を求められた海上公安局その他の関係行政庁は、できるだけその求めに応じなければならない。

3 第一項の規定により派遣された職員は、その派遣を求めた行政庁の指揮を受けなければならない。

（協力の請求）

第十一條 海上公安官は、人命又は財産の保護のため緊急の必要があるときは、現場の附近にある人又は船舶に対し、労務の提供その他必要な協力を求めることができる。

（立入等）

第十二條 海上公安官は、法令の違反を防止し、又は人命若しくは財産を保護するため特に必要があるときは、船舶に立入り、船舶、書類、積荷その他の物件を検査し、且つ、乗組員に対し、その業務に関し必要な質問をすることができる。

2 海上公安官は、前項の場合において真にやむを得ないときは、船長又は船長に代つてその職務を行う者に対し、一時、船舶の進行を停止し、又はその出発を中止すべきことを命ずることができる。

3 海上公安官は、船内にある者であつて、異常な挙動その他の事情から判断して、犯罪を犯し若しくは犯そうとしていると疑うに足りる相当の理由のあるもの又は犯罪について知つていると認められるものに対し、必要な質問をすることができる。

4 海上公安官は、前三項に規定する権限を行おうとするときは、その身分を示す証票を携帯し、関係人の要求があるときは、これを呈示しなければならず、且つ、なるべく制服を着用しなければならない。

5 海上公安官の服制は、総理府令で定める。

（停船命令等）

第十三條 海上公安官は、海上において犯罪を捜査し、又は犯人若しくは被疑者を逮捕するため真にやむを得ないときは、必要な限度内において、左に掲げる処分をすることができる。

一 船長又は船長に代つてその職務を行う者に対し、一時、船舶の進行を停止し、又はその出発を中止すべきことを命ずること。

二 船長又は船長に代つてその職務を行う者に対し、指定する場所に船舶を回航すべきことを命ずること。

三 乗組員その他の者の下船又は乗船を制限すること。

四 船長又は船長に代つてその職務を行う者に対し、積荷の陸揚を命じ、又は積荷の陸揚を制限すること。

（司法警察権）

第十四條 海上公安官及び海上公安官補は、海上において、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）

に規定する司法警察職員として職務を行う。

2　海上公安官及び海上公安官補は、陸上においても、海上における犯罪について、刑事訴訟法に規定する司法警察職員として職務を行う。

3　前項の権限は、海上において捜査（刑事訴訟法第二百十二条に規定する犯人の追跡を含む。）に着手した犯罪に限り行使することができる。

4　前項の場合において、令状による逮捕、差押、捜索及び検証は、できるだけ、警察官又は警察吏員に嘱託して行わなければならない。但し、これらの令状の請求は、この限りでない。

5　前四項の規定により司法警察職員として職務を行う者のうち、海上公安局の長が指定する海上公安官は、司法警察員とし、その他の海上公安官及び海上公安官補は、司法巡査とする。

（武器の所持）

第十五条　海上公安官及び海上公安官補は、その職務を行うために必要な武器を所持することができる。

（武器の使用）

第十六条　海上公安官及び海上公安官補の第九条及び前条の武器の使用については、警察官等職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）第七条を準用する。

（国家公務員共済組合法の適用）

第十七条　海上公安局の職員についての国家公務員共済組合法（昭和二十三年法律第六十九号）の適用については、同法第二条第二項の規定にかかわらず、海上公安局に属する職員を単位として、総理府に一組合を設ける。

（解釈規定）

第十八条　この法律の規定は、警察官又は警察吏員が海上において、犯罪の予防、鎮圧及び捜査並びに犯人又は被疑者の逮捕の権限を行使することを排除するものと解釈してはならない。

附　則

1　この法律は、別に法律で定める日から施行する。

2　海上保安庁法（昭和二十三年法律第二十八号）は、廃止する。

3　関税法（明治三十二年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第百一条の三中「海上保安官」を「海上公安官」に、「海上保安庁法」を「海上公安局法」に改める。

4　航海の制限等に関する件（昭和二十年運輸省令第四十号）の一部を次のように改正する。

第四条の三中「海上保安庁長官」を「海上公安局ノ長」に改め、同条第一項中「部分品（以下爆発物件等ト謂フ）ハ」の下に「保安庁ノ行フモノヲ除クノ外」を加える。

5　国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）の一部を次のように改正する。

第九十八条第四項中「海上保安庁長官」を「海上公安官」に改める。

港則法の一部を次のように改正する。

第二十五条中「海上保安監部その他の管区海上保安本部の事務所」を「地方海上公安局その他の海上公安局の事務所」に改める。

第三十七条の二中「当該港の所在地を管轄する海上保安監部又は運輸省令で定めるその他の管区海上保安本部の事務所」を「総理府令で定める海上公安局の事務所」に改める。

7　港域法（昭和二十三年法律第百七十五号）の一部を次のように改正する。

第二項中「海上保安庁法（昭和二十三年法律第二十八号）第一条第二項の港と河川との境界」を「海上公安局法（昭和二十七年法律第二百六十七号）第一条第一号の港の区域」に改める。

8　たばこ専売法（昭和二十四年法律第百十一号）の一部を次のように改正する。

第七十九条第三項第二号を次のように改める。

二　海上公安官

9　一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項第二号及び別表第三中「海上保安庁職員」を「海上公安局職員」に改める。

10　火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）の一部を次のように改正する。

第四十三条第二項及び第四十六条第一項中「海上保安官」を「海上公安官」に改める。

第五十条第一項及び第五十二条第一項中「海上保安庁長官」を「海上公安局長官」に改める。

11　検疫法（昭和二十六年法律第二百一号）の一部を次

のように改正する。

第二十三条の見出し及び同条第一項中「海上保安庁」を「保安庁」に改める。

12　出入国管理令（昭和二十六年政令第三百十九号）の一部を次のように改正する。

第十八条第二項、第二十三条第二項並びに第五十二条第二項及び第三項中「海上保安官」を「海上公安官」に改める。

13　外国人登録法（昭和二十七年法律第百二十五号）の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中「海上保安官」を「海上公安官」に改める。

14　気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第十五条中「海上保安庁」を「海上公安局」に改める。

15　海上保安庁の職員は、別に辞令を発せられない限り、この法律の施行の日において、同一俸給をもつて、総理府令で定めるところにより海上公安局の相当の職員になるものとする。

別表

名称	位置
第一地方海上公安局	小樽市
第二地方海上公安局	塩釜市
第三地方海上公安局	横浜市
第四地方海上公安局	名古屋市
第五地方海上公安局	神戸市
第六地方海上公安局	広島市
第七地方海上公安局	門司市
第八地方海上公安局	舞鶴市
第九地方海上公安局	新潟市

法律第二百六十八号（昭二七、七、三一）

◉法務府設置法等の一部を改正する法律

（内閣総理大臣・法務総裁・外務大臣・大蔵大臣・厚生・農林・通商産業・運輸大臣署名）

目次

第一条　法務府設置法の一部改正
第二条　犯罪者予防更生法の一部改正
第三条　更生緊急保護法の一部改正
第四条　保護司法の一部改正
第五条　恩赦法の一部改正
第六条　平和條約第十一條による刑の執行及び赦免等に関する法律の一部改正
第七条　少年法の一部改正
第八条　少年院法の一部改正
第九条　外国人登録法の一部改正
第十条　出入国管理令の一部改正
第十一条　ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く外務省関係諸命令の措置に関する法律の一部改正
第十二条　外務省設置法の一部改正
第十三条　裁判所法の一部改正
第十四条　判事補の職権の特例等に関する法律の一部改正
第十五条　検察庁法の一部改正
第十六条　司法試験法の一部改正
第十七条　弁護士法の一部改正
第十八条　検察審査会法の一部改正
第十九条　人権擁護委員法の一部改正
第二十条　公安審査委員会設置法の一部改正
第二十一条　公安調査庁設置法の一部改正
第二十二条　国の利害に関係のある訴訟についての法務総裁の権限等に関する法律の一部改正
第二十三条　沖縄関係事務整理に伴う戸籍、恩給等の特別措置に関する政令の一部改正
第二十四条　司法書士法の一部改正
第二十五条　一般職の職員の給与に関する法律の一部改正
第二十六条　国家公務員共済組合法の一部改正
第二十七条　恩給法の一部改正

第二十八條　警察法の一部改正
第二十九條　土地調整委員会設置法の一部改正
第三十條　旅券法の一部改正
第三十一條　租税特別措置法の一部改正
第三十二條　国税徴収法の一部改正
第三十三條　精神衛生法の一部改正
第三十四條　結核予防法の一部改正
第三十五條　統計法の一部改正
第三十六條　連合国財産の返還等に関する政令の一部改正
第三十七條　他の法令の一部改正
附則
（法務府設置法の一部改正）
第一條　法務府設置法（昭和二十二年法律第百九十三号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。
法務省設置法
「法務総裁」を「法務大臣」に、「法務府令」を「法務省令」に改める。
第一條から第十一條までを次のように改める。
第一條　国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三條第二項の規定に基いて、法務省を設置する。
法務省の長は、法務大臣とする。
第二條　法務省は、左に掲げる国の行政事務を一体的に遂行する責任を負う行政機関とする。
一　検察に関する事項
二　行刑に関する事項
三　恩赦及び更生保護に関する事項
四　国の利害に関係のある争訟に関する事項
五　国籍、戸籍、住民登録、登記及び供託に関する事項
六　人権の擁護に関する事項
七　出入国の管理及び外国人の登録に関する事項
八　破壊活動防止法（昭和二十七年法律第二百四十号）の規定による破壊的団体の規制に関する事項
九　司法制度及び法務に関する法令案の作成に関する事項
十　平和條約第十一條による刑の執行及び赦免等に関する法律（昭和二十七年法律第百三号）の規定による刑の執行及び赦免等に関する事項
十一　前各号に掲げるものの外、他の機関に属しない法務に関する事項
第三條　法務省に、大臣官房及び左の七局を置く。
民事局
刑事局
矯正局
保護局
訟務局
人権擁護局
入国管理局
大臣官房に経理部を置く。
第四條　訟務局及び入国管理局に、次長各一人を置く。
次長は、局長を助け、局務を整理する。
第五條　大臣官房においては、左の事務を掌る。
一　皇統譜副本の保管に関する事項
二　機密に関する事項
三　大臣の官印及び省印の管守に関する事項
四　各部局の所掌事務の連絡調整に関する事項
五　所管行政の考査に関する事項
六　最高裁判所との連絡交渉に関する事項
七　公文書類の接受、発送及び保存に関する事項
八　法務に関する法令の周知徹底に関する事項
九　法務省及びその所管各庁の事務に関する情報宣伝に関する事項
十　涉外事務に関する事項
十一　職員の職階、任免、分限、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関する事項
十二　司法試験に関する事項
十三　経費及び収入の予算、決算、会計及び会計の監査に関する事項
十四　法務省及びその所管各庁の管理に属する財産及び物品に関する事項
十五　職員共済組合その他職員の厚生に関する事項
十六　営繕に関する事項
十七　他の部局の所管に属しない法令案の作成に関する事項
十八　内外の法令並びに司法制度及び法務に関する資料の調査、収集、整備及び編さんに関する事項
十九　法務に関する統計に関する事項
経理部においては、前項第十三号乃至第十六号の事務を掌る。
第六條　民事局においては、左の事務を掌る。
一　国籍に関する事項
二　戸籍に関する事項
三　住民登録に関する事項
四　登記に関する事項
五　土地台帳及び家屋台帳に関する事項
六　供託に関する事項
七　公証に関する事項
八　司法書士及び土地家屋調査士に関する事項
九　民事に関する法令案の作成に関する事項
十　民事に関する事項で他の所管に属しないもの
第七條　刑事局においては左の事務を掌る。
一　検察事務及び検察庁に関する事項
二　犯罪人の引渡に関する事項
三　犯罪捜査の科学的研究に関する事項
四　司法警察職員の教養訓練に関する事項
五　刑事に関する法令案の作成に関する事項
六　犯罪の予防その他刑事に関する事項で他の所管に属しないもの
第八條　矯正局においては、左の事務を掌る。
一　犯罪人に対する刑及び勾留の執行その他行刑に関する事項
二　刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院及び少年鑑別所に関する事項
三　矯正職員の教養訓練に関する事項
四　犯罪人の指紋に関する事項
五　矯正に関する事項で他の所管に属しないもの
六　平和條約第十一條による刑の執行及び赦免等に関する法律の規定による刑の執行に関する事項
第九條　保護局においては、左の事務を掌る。
一　恩赦に関する事項
二　仮出獄、仮出場及び仮退院に関する事項
三　不定期刑の終了及び退院に関する事項
四　保護観察に関する事項
五　中央更生保護審査会、地方更生保護委員会及び保護観察所に関する事項
六　保護司及び更生保護事業に関する事項
七　民間における犯罪予防活動の助長に関する事項
八　犯罪者及びその改善更生に関する科学的研究その他更生保護に関する事項で他の所管に属しないもの
九　平和條約第十一條による刑の執行及び赦免等に関する法律の規定による赦免、刑の軽減、仮出所等に関する事項
第十條　訟務局においては、左の事務を掌る。
一　民事に関する争訟に関する事項
二　行政に関する争訟に関する事項
第十一條　人権擁護局においては、左の事務を掌る。
一　人権侵犯事件の調査及び情報の収集に関する事項
二　民間における人権擁護運動の助長に関する事項
三　人権擁護委員に関する事項
四　人身保護、貧困者の訴訟援助その他人権の擁護に関する事項
第十一條の二　入国管理局においては、左の事務を掌る。
一　出入国の管理に関する事項
二　本邦における外国人の在留に関する事項
三　外国人の登録に関する事項
四　入国者収容所及び入国管理事務所に関する事項
第十一條の三　第五條乃至前條の規定により所掌部局の定まらない事務の所掌については、法務大臣の定めるところによる。
第十一條の四　法務大臣所部の職員に法務に関する専門的研究を行わせ、及び法務大臣所部の職員（矯正の事務に従事する職員及び公安調査庁の職員を除く。）に対し、職務上必要な訓練を行う機関として、法務大臣の管理に属する法務研修所を置く。
法務研修所は、これを東京都に置く。
法務研修所の内部組織は、法務省令でこれを定める。

第十二條中「中央矯正保護研修所」を「中央矯正研修所」に、「地方矯正保護研修所」を「地方矯正研究所」に、同條第一項中「矯正保護」を「矯正」に改める。

第十三條の二第一項中「第八條第一項、第二項、第三項第一号乃至第八号及び第四項」を「第六條第一号乃至第八号、第十條及び第十一條」に改める。

第十三條の四中「少年保護鑑別所」を「少年鑑別所」に改める。

第十三條の五中「矯正保護管区本部」を「矯正管区」に、同條第一項中「矯正保護局」を「矯正局」に、「少年保護鑑別所」を「少年鑑別所」に、同條第二項中「名称及び位置並びに管区の区域」を「名称、位置及び管轄区域」に改める。

第十三條の八及び第十三條の十二を削り、第十三條の十三及び第十三條の十四中「法務府」を「法務省」に改め、第十三條の十四を第十三條の十六とし、第十三條の十三を第十三條の十五とし、第十三條の十一を第十三條の十四とし、第十三條の十を第十三條の十三とし、第十三條の九を第十三條の十二とし、第十三條の七を第十三條の十一とし、第十三條の六の次に次の四條を加える。

第十三條の七　法務大臣の所轄の下に、犯罪者予防更生法（昭和二十四年法律第百四十二号）第三條の事務を掌らせるため、中央更生保護審査会を置く。

中央更生保護審査会については、犯罪者予防更生法の定めるところによる。

第十三條の八　法務大臣の管理の下に、犯罪者予防更生法第十二條の事務を掌らせるため、地方更生保護委員会を置く。

地方更生保護委員会の名称、位置及び管轄区域は、別表七の通りとする。

前項に定めるものの外、地方更生保護委員会については、犯罪者予防更生法の定めるところによる。

第十三條の九　出入国管理令（昭和二十六年政令第三百十九号）の規定による退去強制令書の執行を受ける者を送還するため一時これらの者を収容する機関として、法務大臣の管理の下に、第十一條の容所を置く。

入国者收容所の名称及び位置は、別表九の通りとする。

入国者收容所の内部組織は、法務省令でこれを定める。

第十三條の十　法務大臣の管理の下に、犯罪者予防更生法第十二條の事務を掌らせるため、保護観察所を置く。

保護観察所の名称、位置及び管轄区域は、別表八の通りとする。

法務大臣は、必要と認めるときは、保護観察所の支部を置くことができる。

保護観察所の内部組織並びに支部の名称、位置及び内部組織は、法務省令でこれを定める。

第十三條の十一　法務大臣の管理の下に、第十一條の事務を分掌させるため、入国管理事務所を置き、入国管理事務所の事務を分掌させるため、入国管理事務所の出張所を置く。

入国管理事務所の名称、位置及び管轄区域は、別表十の通りとし、入国管理事務所の出張所の名称及び位置は、別表十一の通りとする。

入国管理事務所及び出張所の内部組織は、法務省令でこれを定める。

第十七條中「第十三條の十四」を「第十三條の十六」に改める。

別表一中「関東矯正保護研修所」を「関東矯正研修所」に、「近畿矯正保護研修所」を「近畿矯正研修所」に、「中部矯正保護研修所」を「中部矯正研修所」に、「中国矯正保護研修所」を「中国矯正研修所」に、「九州矯正保護研修所」を「九州矯正研修所」に、「東北矯正保護研修所」を「東北矯正研修所」に、「北海道矯正保護研修所」を「北海道矯正研修所」に、「四国矯正保護研修所」を「四国矯正研修所」に改める。

別表二矯正保護審議会の項中「矯正保護審議会」を「矯正審議会」に、「矯正保護」を「矯正」に、「矯正保護施設」を「矯正施設」に改め、同項の次に次の二項を加える。

更生保護事業審議会	法務大臣の諮問に応じて、更生保護事業の向上に関する重要事項について調査審議すること。
保護司選考会	法務大臣又は地方更生保護委員会の委員長の諮問に応じて、保護司の委嘱及び解嘱に関する意見を述べること。

別表三札幌法務局の項中「岩見沢市」を「岩見沢市美唄市」に改め、「美唄町」を削り、「奈井江村」を「奈井江町」に改め、同表旭川地方法務局の項中「上富良野村」を「上富良野町」に、「興部村」を「興部町」に改める。

別表四北方医療刑務所の項中「北方医療刑務所」を「城野医療刑務所」に改める。

別表五東京少年保護鑑別所の項から松山少年保護鑑別所の項までの各項中「少年保護鑑別所」を「少年鑑別所」に改める。

別表六中「管区本部の名称」を「名称」に、「管区本部の位置」を「位置」に、「管区本部の区域」を「管轄区域」に「矯正保護管区本部」を「矯正管区」に改める。

別表六の次に次の五表を加える。

（別表）七

名称	位置	管轄区域
関東地方更生保護委員会	東京都	東京高等裁判所の管轄区域
近畿地方更生保護委員会	大阪市	大阪高等裁判所の管轄区域
中部地方更生保護委員会	名古屋市	名古屋高等裁判所の管轄区域
中国地方更生保護委員会	広島市	広島高等裁判所の管轄区域
九州地方更生保護委員会	福岡市	福岡高等裁判所の管轄区域
東北地方更生保護委員会	仙台市	仙台高等裁判所の管轄区域
北海道地方更生保護委員会	札幌市	札幌高等裁判所の管轄区域
四国地方更生保護委員会	高松市	高松高等裁判所の管轄区域

（別表）八

名称	位置	管轄区域
東京保護観察所	東京都	東京地方裁判所の管轄区域
横浜保護観察所	横浜市	横浜地方裁判所の管轄区域
浦和保護観察所	浦和市	浦和地方裁判所の管轄区域
千葉保護観察所	千葉市	千葉地方裁判所の管轄区域
水戸保護観察所	水戸市	水戸地方裁判所の管轄区域
宇都宮保護観察所	宇都宮市	宇都宮地方裁判所の管轄区域
前橋保護観察所	前橋市	前橋地方裁判所の管轄区域
静岡保護観察所	静岡市	静岡地方裁判所の管轄区域
甲府保護観察所	甲府市	甲府地方裁判所の管轄区域
長野保護観察所	長野市	長野地方裁判所の管轄区域
新潟保護観察所	新潟市	新潟地方裁判所の管轄区域
大阪保護観察所	大阪市	大阪地方裁判所の管轄区域
京都保護観察所	京都市	京都地方裁判所の管轄区域
神戸保護観察所	神戸市	神戸地方裁判所の管轄区域
奈良保護観察所	奈良市	奈良地方裁判所の管轄区域
大津保護観察所	大津市	大津地方裁判所の管轄区域
和歌山保護観察所	和歌山市	和歌山地方裁判所の管轄区域
名古屋保護観察所	名古屋市	名古屋地方裁判所の管轄区域
津保護観察所	津市	津地方裁判所の管轄区域
岐阜保護観察所	岐阜市	岐阜地方裁判所の管轄区域
福井保護観察所	福井市	福井地方裁判所の管轄区域
金沢保護観察所	金沢市	金沢地方裁判所の管轄区域
富山保護観察所	富山市	富山地方裁判所の管轄区域
広島保護観察所	広島市	広島地方裁判所の管轄区域
山口保護観察所	山口市	山口地方裁判所の管轄区域
岡山保護観察所	岡山市	岡山地方裁判所の管轄区域
鳥取保護観察所	鳥取市	鳥取地方裁判所の管轄区域
松江保護観察所	松江市	松江地方裁判所の管轄区域
福岡保護観察所	福岡市	福岡地方裁判所の管轄区域
佐賀保護観察所	佐賀市	佐賀地方裁判所の管轄区域
長崎保護観察所	長崎市	長崎地方裁判所の管轄区域
大分保護観察所	大分市	大分地方裁判所の管轄区域
熊本保護観察所	熊本市	熊本地方裁判所の管轄区域
鹿児島保護観察所	鹿児島市	鹿児島地方裁判所の管轄区域
宮崎保護観察所	宮崎市	宮崎地方裁判所の管轄区域
仙台保護観察所	仙台市	仙台地方裁判所の管轄区域
福島保護観察所	福島市	福島地方裁判所の管轄区域

山形保護観察所	山形市	山形地方裁判所の管轄区域
盛岡保護観察所	盛岡市	盛岡地方裁判所の管轄区域
秋田保護観察所	秋田市	秋田地方裁判所の管轄区域
青森保護観察所	青森市	青森地方裁判所の管轄区域
札幌保護観察所	札幌市	札幌地方裁判所の管轄区域
函館保護観察所	函館市	函館地方裁判所の管轄区域
旭川保護観察所	旭川市	旭川地方裁判所の管轄区域
釧路保護観察所	釧路市	釧路地方裁判所の管轄区域
高松保護観察所	高松市	高松地方裁判所の管轄区域
徳島保護観察所	徳島市	徳島地方裁判所の管轄区域
高知保護観察所	高知市	高知地方裁判所の管轄区域
松山保護観察所	松山市	松山地方裁判所の管轄区域

(別表) 九

名称	位置
大村入国者収容所	大村市
横浜入国者収容所	横浜市

(別表) 十

名称	位置	管轄区域
札幌入国管理事務所	札幌市	北海道
仙台入国管理事務所	仙台市	宮城県 福島県 岩手県 青森県 山形県 秋田県
東京入国管理事務所	東京都	東京都 新潟県 埼玉県 群馬県 千葉県 茨城県 栃木県 山梨県 長野県
横浜入国管理事務所	横浜市	神奈川県 静岡県
名古屋入国管理事務所	名古屋市	愛知県 三重県 岐阜県 福井県 石川県 富山県
神戸入国管理事務所	神戸市	大阪府 京都府 兵庫県 奈良県 滋賀県 和歌山県
高松入国管理事務所	高松市	香川県 愛媛県 徳島県 高知県 岡山県
松江入国管理事務所	松江市	鳥取県 島根県
下関入国管理事務所	下関市	広島県 山口県 福岡県の内門司市
福岡入国管理事務所	福岡市	福岡県(門司市を除く。) 佐賀県 熊本県 大分県 長崎県の内上県郡、下県郡及び壱岐郡を除く。
大村入国管理事務所	大村市	長崎県(上県郡、下県郡及び壱岐郡を除く。)
鹿児島入国管理事務所	鹿児島市	宮崎県 鹿児島県

(別表) 十一

名称	位置
札幌入国管理事務所釧路港出張所	釧路市
札幌入国管理事務所小樽港出張所	小樽市
札幌入国管理事務所室蘭港出張所	室蘭市
札幌入国管理事務所函館港出張所	函館市
仙台入国管理事務所青森港出張所	青森市
仙台入国管理事務所釜石港出張所	釜石市
仙台入国管理事務所塩釜港出張所	塩釜市
東京入国管理事務所東京港出張所	東京都
東京入国管理事務所羽田空港出張所	東京都
横浜入国管理事務所横浜港出張所	横浜市
横浜入国管理事務所横須賀港出張所	横須賀市
横浜入国管理事務所川崎港出張所	川崎市
横浜入国管理事務所清水港出張所	清水市
名古屋入国管理事務所名古屋港出張所	名古屋市
名古屋入国管理事務所四日市港出張所	四日市市
名古屋入国管理事務所敦賀港出張所	敦賀市
神戸入国管理事務所神戸港出張所	神戸市
神戸入国管理事務所大阪港出張所	大阪市
神戸入国管理事務所下津港出張所	和歌山県海草郡下津町
神戸入国管理事務所舞鶴港出張所	舞鶴市
神戸入国管理事務所広畑港出張所	姫路市
高松入国管理事務所宇野港出張所	玉野市
高松入国管理事務所新居浜港出張所	新居浜市
下関入国管理事務所下関港出張所	下関市
下関入国管理事務所広島港出張所	広島市
下関入国管理事務所呉港出張所	呉市
下関入国管理事務所岩国空港出張所	岩国市
下関入国管理事務所徳山港出張所	徳山市
下関入国管理事務所門司港出張所	門司市
福岡入国管理事務所博多港出張所	福岡市
福岡入国管理事務所三池港出張所	大牟田市
福岡入国管理事務所八幡港出張所	八幡市
福岡入国管理事務所津久見港出張所	津久見市
福岡入国管理事務所若松港出張所	若松市
福岡入国管理事務所唐津港出張所	唐津市
大村入国管理事務所長崎港出張所	長崎市
大村入国管理事務所佐世保港出張所	佐世保市
鹿児島入国管理事務所鹿児島港出張所	鹿児島市

(犯罪者予防更生法の一部改正)

第二條 犯罪者予防更生法(昭和二十四年法律第百四十二号)の一部を次のように改正する。

目次中

「第二章 更生保護委員会
第一節 委員会の設置及び組織(第三條―第十五條)
第二節 委員会の権限(第十六條―第十九條)
第三節 事務部局及びその職員(第二十條―第二十七條)」 を

「第二章 更生保護の機関
第一節 中央更生保護審査会(第三條―第十一條)
第二節 地方更生保護委員会(第十二條―第十七條)
第三節 保護観察所等(第十八條―第二十七條)」 に改める。

第二條を次のように改める。

(運用の基準)

第二條 この法律による更生の措置は、本人の改善及び更生のために必要且つ相当な限度において行うものとし、その実施に当つては、本人の年齢、経歴、心身の状況、家庭、交友その他の環境等を充分に考慮して、その者にもつともふさわしい方法を採らなければならない。

第二章を次のように改める。

第二章 更生保護の機関

第一節 中央更生保護審査会

(審査会の権限及び所掌事務)

第三條 中央更生保護審査会(以下「審査会」という。)は、左に掲げる権限を有し、その権限に関する事務をつかさどる。

一 法務大臣に対し、特赦、特定の者に対する減刑、刑の執行の免除又は特定の者に対する復権の実施について申出をすること。

二 地方更生保護委員会がした決定につき、この法律の定めるところにより審査を行い、決定をすること。

三 その他この法律又は他の法律により審査会に属せしめられた権限

(審査会の組織)

第四條 審査会は、委員三人で組織する。

(委員の任命)

第五條 委員は、両議院の同意を得て、法務大臣が任命する。

2 委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、法務大臣は、前項の規定にかかわらず委員を任命することができる。

3 前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において両議院の事後の承認を得られないときは、法務大臣は、その委員を罷免しなければならない。

4 委員の任命については、そのうち二人以上が同一政党に属する者となることとなつてはならない。

(委員の任期)

第六條 委員の任期は、三年とする。但し、補欠の委

員の任期は、前任者の残任期間とする。
（委員の服務）
第七條　委員は、非常勤とする。
（委員の罷免）
第八條　法務大臣は、委員が禁治産、準禁治産若しくは破産の宣告を受け、又は禁こ以上の刑に処せられたときは、その委員を罷免しなければならない。
2　法務大臣は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるにふさわしくない非行があると認めるときは、両議院の同意を得て、その委員を罷免することができる。
3　法務大臣は、委員のうち二人以上が同一の政党に属することとなつたときは、同一の政党に属する者が一人になるように、両議院の同意を得て、委員を罷免するものとする。
4　前項の規定は、政党所属関係に異動のなかつた委員の地位に影響を及ぼすものではない。
（委員長）
第九條　審査会に、委員長を置く。委員長は、委員の互選により、法務大臣が命ずる。
2　委員長は、会務を総理し、審査会を代表する。
3　委員長の職務は、委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ定めておいた順序により、委員が行う。
（議決その他）
第十條　審査会は、その委員の半数以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。
2　審査会の議決は、委員の過半数の意見による。
3　審査会がその権能として行う調査又は審理は、審査会の指名により、いずれか一人の委員で行うことができる。
（庶務）
第十一條　審査会の庶務は、法務省保護局において処理する。

第二節　地方更生保護委員会
（地方委員会の権限及び所掌事務）
第十二條　地方更生保護委員会（以下「地方委員会」という。）は、左に掲げる権限を有し、その権限に関する事務をつかさどる。
一　刑法（明治四十年法律第四十五号）第二十八條及び第三十條第一項にいう行政官庁として、仮出獄及び仮出場を許し、並びに仮出獄の処分を取り消すこと。
二　長期と短期を定めて言い渡された刑につき、その刑の執行を受け終つたものとする処分を行うこと。
三　仮退院及び退院を許すこと。
四　その他この法律又は他の法律により地方委員会に属せしめられた権限
2　地方委員会は、前項に掲げるもの外、保護観察所の事務の監督に関する事務及びこの法律又は他の法律により地方委員会の所掌に属せしめられた事務をつかさどる。
（組織）
第十三條　地方委員会は、三人以上九人以下の委員で組織する。
（地方委員の任期）
第十四條　地方委員の任期は、三年とする。
（委員長）
第十五條　地方委員会に、委員長を置く。委員長は、地方委員のうちから法務大臣が命ずる。
2　委員長は、会務を総理し、その地方委員会を代表する。
3　委員長の職務は、委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ定めておいた順序により、地方委員が行う。
（決定その他の議決）
第十六條　地方委員会は、この法律の規定により決定をもつてなすべき処分（第四十三條の規定による申請を含む。）に関しては、地方委員三人で構成する合議体で、その権限を行う。
2　合議体の評決は、その合議体を構成する地方委員の過半数の意見による。
3　合議体の決定は、決定書を作成して行わなければならない。
4　第一項の処分に関するものを除く外、地方委員会の所掌に属せしめられた事務の処理は、地方委員会の議決によるものとする。
5　第十條第一項及び第二項の規定は、地方委員会の議決に、同條第三項の規定は、同條第一項の合議体に、それぞれ準用する。
（事務局）
第十七條　地方委員会に、事務局を置く。
2　地方委員会のうち法務大臣の指名する者は、事務局長として、地方委員会の指揮監督を受け、事務局の事務を掌理し、その職員の服務について、これを指揮監督する。
3　事務局の内部組織は、法務省令で定める。

第三節　保護観察所等
（保護観察所）
第十八條　保護観察所は、左の事務をつかさどる。
一　この法律の定めるところにより、保護観察を実施すること。
二　犯罪の予防を図るため、世論を啓発指導し、社会環境の改善に努め、及び犯罪の予防を目的とする地方の住民の活動を助長すること。
三　その他この法律又は他の法律により保護観察所の所掌に属せしめられた事務
（調査官、保護観察官）
第十九條　法務省保護局に調査官を置き、地方委員会の事務局及び保護観察所に保護観察官を置く。
2　調査官は、犯罪者及びその改善更生に関する科学的研究に従事し、保護観察官に、医学、心理学、教育学、社会学その他の更生保護に関する専門的知識に基き、保護観察、人格考査その他犯罪者の更生保護及び犯罪の予防に関する事務に従事する。
（保護司）
第二十條　保護司法（昭和二十五年法律第二百四号）に定める保護司は、保護観察官で充分でないところを補い、地方委員会又は保護観察所の長の指揮監督を受けて、それぞれ地方委員会又は保護観察所の所掌に属する事務に従事するものとする。

第二十一條から第二十七條まで　削除

第二十八條第一項の規定により地方少年委員会若しくは地方成人委員会が定めた遵守事項」を「第三十一條第三項又は第三十八條第一項の規定により定められた特別の遵守事項」に改める。
第三十六條第二項を次のように改める。
2　前項第五号の措置は、本人の家族に対しては、その承諾がなければ、行つてはならない。
第三十七條第一項中「地方少年委員会又は地方成人委員会」を「保護観察所」に改め、同條第二項を削る。
第三十八條第一項の規定により地方少年委員会若しくは地方成人委員会が定める保護司法（昭和二十五年法律第二百四号）に定める保護司は、保護観察官で充分でないところを補い、地方委員会又は保護観察所の長の指揮監督を受けて、それぞれ地方委員会又は保護観察所の所掌に属する事務に従事するものとする。
第二十一條から第二十七條まで　削除
第二十八條第一項中「中央委員会の定める規則に従い、」を削り、「地方少年委員会又は地方成人委員会」を「保護観察所」に改める。
第二十九條中「地方少年委員会及び地方成人委員会」を「委員」に、「委員」を「地方委員」に改める。
第三十條第二項及び第三項中「委員」を「地方委員」に、「中央委員会の規則」を「法務省令」に改める。
第三十一條中「地方少年委員会及び地方成人委員会」を「地方委員会」に、同條第三項中「中央委員会の規則」を「法務省令」に改め、同項但書を削る。
第三十二條第一項に次の但書を加え、同條第二項を削る。
但し、本人が重病又は重傷である場合には、この限りでない。
第三十三條第一項中「中央委員会の監督の下で、」を削る。
第三十四條第二項中「第三十一條第三項若しくは

第四十一條の二第一項中「地方少年委員会及び地方成人委員会」を「地方委員会及び保護観察所の長」に改める。

第四十二條第一項及び第二項中「地方少年委員会」を「保護観察所の長」に改める。

第四十二條の二第一項中「地方少年委員会及び地方成人委員会」を「地方委員会」に、「決定をもつて、」を「保護観察所の長の申請により、決定をもつて、」に、同條第二項中「地方少年委員会又は地方成人委員会」並びに同條第五項及び第六項中「地方少年委員会及び地方成人委員会」を「地方委員会」に改める。

第四十三條第一項中「その者の保護観察をつかさどる地方少年委員会は、」及び同條第二項中「その者の保護観察をつかさどる地方成人委員会は、」を「地方委員会は、保護観察所の長の申出により、」に改める。

第四十四條第一項中「地方少年委員会又は地方成人委員会」を「保護観察所の所在地を管轄する地方委員会」に改め、同條第二項中「決定は、」の下に「保護観察所の長の申請により、且つ、」を加える。

第四十五條第一項中「地方少年委員会及び地方成人委員会」を「地方委員会」に、同條第二項中「少年保護鑑別所」を「少年鑑別所」に、同條第五項中「地方少年委員会又は地方成人委員会の一人の委員で」を「地方委員会の指名により、いずれか一人の地方委員で」に改める。

第四十六條の見出しを「(検察官への通告)」に、同條中「地方少年委員会」を「保護観察所の長」に改める。

第四十七條第一項中「地方少年委員会及び地方成人委員会」を「地方委員会」に、「少年院の長から退院の申請があつた場合において、仮退院中の者についてはいつでも、」を「少年院の長から、仮退院中の者については保護観察所の長から、退院の申請があつた場合において、」に改める。

第四十八條第一項中「その者の保護観察をつかさどる地方少年委員会又は地方成人委員会は、」を「地方委員会は、保護観察所の長の申請により、」に、同條第二項中「青少年については地方少年委員会、成人については地方成人委員会」及び同條第三項中「地方少年委員会及び地方成人委員会は、」を「地方委員会は、」に改める。

第四十九條第一項中「地方少年委員会又は地方成人委員会」を「地方委員会」に、「中央委員会」を「審査会」に、同條第二項中「中央委員会の規則で」を「法務省令の」に改める。

第五十條中「中央委員会」を「審査会」に、同條第三項中「地方少年委員会又は地方成人委員会」を「地方委員会」に改める。

第五十一條第一項及び第二項中「中央委員会」を「審査会」に、同條第二項中「地方少年委員会又は地方成人委員会」を「地方委員会」に改める。

第五十二條中「地方少年委員会及び地方成人委員会」を「保護観察所の長」に改める。

第五十三條第一項中「地方少年委員会及び地方成人委員会」を「保護観察所の長」に、同條第二項中「第三十七條第一項」を「第三十七條」に改める。

第五十四條第一項中「中央委員会は、法務総裁に対し、」を「審査会は、法務大臣に対し、」に改める。

第五十五條第一項中「中央委員会、地方少年委員会及び地方成人委員会」を「審査会及び地方委員会」に改める。

第五十五條の二第一項中「中央委員会、地方少年委員会又は地方成人委員会」を「審査会又は地方委員会」に改める。

第五十七條を次のように改める。

(協力の要請等)

第五十七條 審査会、地方委員会及び保護観察所の長は、それぞれ、その権限又は所掌に属する事務を完全に行うため、公務所、地方公共団体、学校、病院、公共の衛生福祉機関又はその他の団体に対し、必要な援助及び協力を求めることができる。

2 審査会及び地方委員会は、それぞれ、その職務権限に属する事項の調査について必要があると認めるときは、裁判所、検察官、監獄の長及び少年院の長に対し、記録、書類、意見書及び報告書の提出を求めることができる。

第五十八條第一項中「中央委員会、地方少年委員会及び地方成人委員会は、大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権に関してなした申出、」を「審査会及び地方委員会は、特赦、特定の者に対する減刑、刑の執行の免除及び特定の者に対する復権に関してなした申出、」に改める。

第五十九條中「中央委員会、地方少年委員会及び地方成人委員会」を「審査会、地方委員会及び保護観察所」に改める。

第六十條第一項中「地方少年委員会及び地方成人委員会」を「保護観察所の長」に改める。

別表を削る。

(更生緊急保護法の一部改正)

第三條 更正緊急保護法(昭和二十五年法律第二百三号)の一部を次のように改正する。

第三條第二項中「二十三歳未満の者に対しては、少年保護観察所長が、二十三歳以上の者に対しては、成人保護観察所長が、それぞれ、中央更生保護委員会(以下「中央委員会」という。)及び地方少年保護委員会又は地方成人保護委員会の監督のもとに、」を「保護観察所の長が地方更生保護委員会の監督のもとに、」に改める。

第四條第一項、第三項及び第四項中「少年保護観察所長又は成人保護観察所長」を「保護観察所の長」に改め、同條第四項中「地方少年保護委員会又は地方成人保護委員会が、」を削る。

第五條第一項中「中央委員会」を「法務大臣」に、同條第二項及び第三項中「中央委員会は、」を「法務大臣は、」に、同條第二項第四号から第六号までの各号中「中央委員会の規則」を「法務省令」に改める。

第六條第一項中「少年保護観察所長又は成人保護観察所長」及び同條第二項中「地方少年保護委員会又は地方成人保護委員会」を「保護観察所の長」に改める。

第七條第一項及び第三項中「中央委員会」を「法務大臣」に改める。

第八條第一項、第三項及び第四項中「中央委員会」を「法務大臣」に、同條第一項中「二月末日迄に前年度の事業の成績を、会計年度の終了後六十日以内に前会計年度の経理状況を、」を「会計年度の終了後六十日以内に前会計年度の経理の状況及び事業の成績を、」に、同條第二項中「中央委員会の規則」を「法務省令」に、同條第三項中「地方少年保護委員会及び地方成人保護委員会の職員」を「所部の職員」に改める。

第九條第一項、第三項、第四項及び第六項中「中央委員会」を「法務大臣」に改める。

第十條第二項中「中央委員会」を「法務大臣」に改める。

第十一條第二項中「中央委員会」を「法務大臣」に、「審議会」を「更生保護事業審議会(以下「審議会」という。)」に、同項第二号中「規則」を「法務省令」に改め、同條第三項中「法務総裁」を「法務大臣」に改め、同條中第一項及び第四項を削り、第二項を第一項とし、第三項を第二項とする。

第十二條第一項及び第二項中「法務総裁」を「法務大臣」に改める。

第十三條第一項中「少年保護観察所長又は成人保護観察所長」を「保護観察所の長」に改める。

第十四條第一項及び第三項中「中央委員会」を「法務大臣」に、

第十五條中「法務総裁」を「法務大臣」に改める。

第十九條中「中央委員会の規則」を「法務省令」に改める。

(保護司法の一部改正)

第四條 保護司法(昭和二十五年法律第二百四号)の一部を次のように改正する。

第一條を次のように改める。

(保護司の使命)

第一條 保護司は、社会奉仕の精神をもつて、犯罪をした者の改善及び更生を助けるとともに、犯罪の予防のため世論の啓発に努め、もつて地域社会の浄化をはかり、個人及び公共の福祉に寄与することを、その使命とする。

第二條第一項中「中央更生保護委員会(以下「中央委員会」という。)」を「法務大臣」に、同條第三項中「中央委員会が地方少年保護委員会及び地方成人保護委員会の意見を聞いて」を「法務大臣がその土地の人口、経済、犯罪の状況その他の事情を考慮して」に改め、同條第四項を削る。

第三條第一項及び第二項中「中央委員会の委員長」を「法務大臣」に、同條第二項中「地方少年保護委員会又は地方成人保護委員会」を「地方更生保護委員会」に、同條第三項中「少年保護観察所長及び成人保護

観察所長」を「保護観察所の長」に改める。

第五條第一項を次のように改め、同條第四項中「中央委員会の規則」を「法務省令」に改める。

保護司選考会は、各保護観察所の所在地に置く。

第六條を次のように改める。

第六條　削除

第八條中「地方少年保護委員会又は地方成人保護委員会」を「地方更生保護委員会又は保護観察所の長」に改める。

第九條第一項を次のように改める。

保護司は、その使命を自覚し、常に人格識見の向上とその職務を行うために必要な知識及び技術の修得に努め、積極的態度をもつてその職務を遂行しなければならない。

第十條を次のように改める。

第十條　削除

第十一條第二項中「中央委員会の規則」を「法務省令」に改める。

第十二條第一項及び第二項中「中央委員会の委員長」を「法務大臣」に改める。

第十三條中「法務総裁は、中央委員会の意見を聞き、」を「法務大臣は、」に改める。

第十四條中「中央委員会の規則」を「法務省令」に改める。

（恩赦法の一部改正）

第五條　恩赦法（昭和二十二年法律第二十号）の一部を次のように改正する。

第十二條中「中央更生保護委員会」を「中央更生保護審査会」に改める。

第十三條中「法務総裁」を「法務大臣」に改める。

（平和條約第十一條による刑の執行及び赦免等に関する法律の一部改正）

第六條　平和條約第十一條による刑の執行及び赦免等に関する法律（昭和二十七年法律第百三号）の一部を次のように改正する。

「法務総裁」を「法務大臣」に改める。

「法務府事務官」を「法務事務官」に改める。

第二條第六号を次のように改める。

六　審査会　法務大臣の所轄の下に置かれている中央更生保護審査会をいう。

第三條中「委員会」を「審査会」に改める。

第十七條第一項及び第四項中「委員会」を「審査会」に、同條第一項中「その規則」を「法務省令」に改める。

第十八條中「委員会」を「審査会」に、同條第一項中「その規則」を「法務省令」に改める。

第十九條中「委員会」を「審査会」に、「その規則」を「法務省令」に改める。

第二十條中「委員会は、」を「審査会は、」に、「委員会の規則」を「法務省令」に改める。

第二十一條第一項中「委員会」を「審査会」に改める。

第二十二條第二項、第三項及び第五項、第二十三條第一項から第三項まで及び第五項並びに第二十四條第一項中「委員会」を「審査会」に改める。

第二十五條第一項中「委員会」を「審査会」に、「その規則」を「法務省令」に改める。

第二十六條並びに第二十七條第一項及び第二項中「委員会」を「審査会」に改める。

第二十九條第一項及び第二項中「委員会」を「審査会」に、「その規則」を「法務省令」に改める。

第三十條第一項、第二項及び第四項中「委員会」を「審査会」改める。

第三十一條中「委員会は、」を「審査会は、」に、「委員会の規則」を「法務省令」に改める。

第三十二條中「委員会」を「審査会」に改める。

第三十三條第一項、第二項及び第四項から第六項までの各項中「委員会」を「審査会」に、同條第三項中「法務府令」及び第四項中「その規則」を「法務省令」に改める。

第三十六條の見出しを「（法務省令等）」に改め、同條第一項を次のように改める。

この法律及び前條の規定に基く政令で定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な事項は、法務省令で定める。

第三十七條　削除

（少年法の一部改正）

第七條　少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）の一部を次のように改正する。

「少年保護鑑別所」を「少年鑑別所」に改める。

第二十四條第一項第一号中「地方少年保護委員会」を「保護観察所」に、同條第二項中「地方少年保護委員会」を「保護観察所の長」に改める。

第二十六條第一項中「法務府事務官、法務府教官」を「法務事務官、法務教官」に改める。

第二十七條の二第二項中「地方少年保護委員会又は教護院、養護施設若しくは少年院」を「保護観察所、教護院、養護施設又は少年院」に改める。

第二十八條中「地方少年保護委員会」を「保護観察所」に改める。

（少年院法の一部改正）

第八條　少年院法（昭和二十三年法律第百六十九号）の一部を次のように改正する。

「法務総裁」を「法務大臣」に、「少年保護鑑別所」を「少年鑑別所」に改める。

第十條第一項中「その少年院所在地の矯正保護管区長」を「その少年院所在地を管轄する矯正管区の長」に、同條第三項中「その少年院所在地の地方少年保護委員会」を「その少年院所在地を管轄する地方更生保護委員会」に改め、同項但書を削る。

第十二條第一項及び第二項中「地方少年保護委員会」を「地方更生保護委員会」に改め、同條第三項を削る。

第十三條第一項中「地方少年保護委員会」を「地方更生保護委員会、保護観察所の長」に、同條第三項中「その少年院所在地の矯正保護管区長」を「その少年院所在地を管轄する矯正管区の長」に改める。

第十六條の二第一項中「少年院の長、地方更生保護委員会」を「少年院の長、地方更生保護委員会及び保護観察所の長」に、同條第二項中「法務府令」を「法務省令」に改める。

（外国人登録法の一部改正）

第九條　外国人登録法（昭和二十七年法律第百二十五号）の一部を次のように改正する。

「外務省令」を「法務省令」に改める。

「法務大臣」に改める。

第十二條第一項中「入国管理庁設置令（昭和二十六年政令第三百二十号）」を「出入国管理令」に改める。

第十三條第二項中「入国管理庁設置令（昭和二十六年政令第三百二十号）」を「出入国管理令」に改める。

（出入国管理令の一部改正）

第十條　出入国管理令（昭和二十六年政令第三百十九号）の一部を次のように改正する。

「外務省令」を「法務省令」に、「外務大臣」及び「長官」を「法務大臣」に改める。

目次中「第八章　補則（第六十二條―第六十九條）」を「第八章　補則（第六十二條―第六十九條の二―第六十九條の九）」に改める。

第二條第十号中「入国管理庁設置令（昭和二十六年政令第三百二十号）第九條」を「第六十一條の二」に、同條第十三号中「入国管理庁設置令第十一條の三」を「第六十一條の二」に、同條第十四号中「入国管理庁設置令第十五号中「入国管理庁設置令第十五條」を「法務省設置法（昭和二十二年法律第百九十三号）第十三條の九」に、同條第十六号中「入国管理庁設置令第十六條の二第一項中「入国管理庁長官（以下「長官」という。）」を「法務大臣」に改める。

第五條第一項第九号中「第二十四條第一項各号」を「第二十四條各号」に、同條第十号中「第二十四條第一項第四号」を「第二十四條第四号」に改める。

第二十條第一項中「第五項」を「第三項」に改め、同條中第三項を次のように改め、第四項及び第五項を削り、第六項を第四項とし、第七項を第五項とする。

3　前項の申請があつた場合には、法務大臣は、当該外国人が提出した文書により在留資格の変更を適当と認めるに足りる相当の理由があり、且つ、第四條第一項第六号、第七号、第十二号又は第十三号に該当する者としての在留資格への変更の申請については、当該在留資格に属する者の行うべき活動に係る行政の所管大臣と協議し、当該外国人がその在留資格に該当すると認めたときに限り、これを許可することができる。

第二十二條の二第三項中「第二十條第三項から第七項まで」を「第二十條第三項から第五項まで」に改め、「同條第五項中」を削り、「同條第六項」を「同條第四項」に、「同條第七項」を「同條第五項」に改める。

第二十四條第一項第七号中「第二十條第六項」を「第二十條第四項」に改め、同條第二項を削る。

第二十七條、第三十一條第三項、第三十九條第一項、第四十三條第一項及び第四十五條第一項中「第二十四條第一項各号」を「第二十四條第一項第一号」を「第二十四條各号」に改める。

第四十六條中「第二十四條第一項第一号」を「第二十四條各号」に改める。

第四十七條第一項及び第二項中「第二十四條第一項各号」を「第二十四條各号」に改める。

第五十九條第一項第二号中「第二十四條第一項第五号」を「第二十四條第五号」に、同項第三号中「第二十四條第一項各号」を「第二十四條各号」に改める。

第八章中第六十二條の前に次の七條を加える。

（入国審査官）

第六十一條の二　入国者収容所及び入国管理事務所に、入国審査官を置く。

2　入国審査官は、左の事務を行う。

一　上陸及び退去強制についての審査及び口頭審理を行うこと。

二　収容令書又は退去強制令書を発付すること。

三　収容令書又は退去強制令書の発付を受けて収容されている者を仮放免すること。

3　入国管理事務所に置かれた入国審査官は、必要があるときは、その入国管理事務所の管轄区域外においても、職務を行うことができる。

（入国警備官）

第六十一條の三　入国者収容所及び入国管理事務所に、入国警備官を置く。

2　入国警備官は、左の事務を行う。

一　入国、上陸又は在留に関する違反事件を調査すること。

二　収容令書及び退去強制令書を執行するため、その執行を受ける者を収容し、護送し、及び送還すること。

三　入国者収容所、収容場その他の施設を警備すること。

3　前條第三項の規定は、入国警備官に準用する。

4　入国警備官は、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）及び一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の規定の適用については、警察職員とする。

5　入国警備官の階級は、国家公務員の職階制に関する法律（昭和二十五年法律第百八十号）に基く職務の分類が定められるまでは、政令で定める。

（武器の携帯及び使用）

第六十一條の四　入国審査官及び入国警備官は、その職務を行うに当り、武器を携帯することができる。

2　入国審査官及び入国警備官は、その職務の執行に関し、その事態に応じ、合理的に必要と判断される限度において、武器を使用することができる。但し、左の各号の一に該当する場合の外、人に危害を加えてはならない。

一　刑法第三十六條又は第三十七條に該当するとき。

二　収容令書又は退去強制令書の執行を受ける者がその者に対する入国審査官若しくは入国警備官の職務の執行に対して抵抗しようとする場合又は第三者がその者を逃がそうとして入国審査官若しくは入国警備官に抵抗する場合において、これを防止するために他の手段がないと入国審査官又は入国警備官において信ずるに足りる相当の理由があるとき。

（制服及び証票）

第六十一條の五　入国審査官及び入国警備官がその職務を執行する場合においては、この政令又は外国人登録法に特別の規定がある場合の外、制服を着用し、又はその身分を示す証票を携帯しなければならない。

2　前項の証票は、職務の執行を受ける者の要求があるときは、その者にこれを呈示しなければならない。

3　第一項の制服及び証票の様式は、法務省令で定める。

（収容場）

第六十一條の六　入国管理事務所に、収容令書の執行を受ける者を収容する収容場を設ける。

（被収容者の処遇）

第六十一條の七　入国者収容所又は収容場に収容されている者（以下「被収容者」という。）には、入国者収容所又は収容場の保安上支障がない範囲内においてできる限りの自由が與えられなければならない。

2　被収容者には、一定の寝具を貸與し、及び一定の糧食を給與するものとする。

3　被収容者に対する給養は、適正でなければならず、入国者収容所又は収容場の設備は、衛生的でなければならない。

4　入国者収容所長又は入国管理事務所長は、入国者収容所又は収容場の保安上又は衛生上必要があると認めるときは、被収容者の身体、所持品又は衣類を検査し、及びその所持品又は衣類を領置することができる。

5　入国者収容所長又は入国管理事務所長は、入国者収容所又は収容場の保安上必要があると認めるときは、被収容者の発受する通信を検閲し、及びその発受を禁止し、又は制限することができる。

6　前各項に規定するものを除く外、被収容者の処遇に関し必要な事項は、法務省令で定める。

（関係行政機関の協力）

第六十一條の八　法務省入国管理局、入国者収容所又は入国管理事務所の長は、国家地方警察、自治体警察、海上公安局、税関その他の関係行政機関に対し、この政令の規定による事務の遂行に関して、必要な協力を求めることができる。

2　前項の規定による協力を求められた関係行政機関は、本来の任務の遂行を妨げない範囲において、できるだけその求に応じなければならない。

第六十二條第一項中「第二十四條第一項各号」を「第二十四條各号」に、同條第三項中「矯正保護施設」を「矯正施設」に、同條第四項中「地方少年保護委員会又は地方成人保護委員会の事務局長」を「地方更生保護委員会」に改め、同項中「その委員会が」を削る。

第六十三條第一項中「第二十四條第一項各号」を「第二十四條各号」に改める。

第六十四條第二項中「矯正保護施設」を「矯正施設」に改める。

第六十七條及び第七十條第八号中「二十條第六項」を「第二十條第四項」に改める。

附則第四項中「同條第一項第一号」を「同條第一号」に改める。

（ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く外務省関係諸命令の措置に関する法律の一部改正）

第十一條　ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く外務省関係諸命令の措置に関する法律（昭和二十七年法律第百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二條第二項中「入国管理庁長官」を「法務大臣」に改める。

（外務省設置法の一部改正）

第十二條　外務省設置法（昭和二十四年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三章　外局（第二十一條・第二十二條）」を「第三章　削除」に改める。

第四條第二十号を次のように改める。

二十　削除

第三章を次のように改める。

第三章　削除

第二十條及び第二十一條　削除

（裁判所法の一部改正）

第十三條　裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

第四十一條第二項中「法務府の各長官、法務総裁官房長、法務府事務官又は法務府教官」を「法務省の事務次官、法務事務官又は法務教官」に改める。

第四十二條第二項及び第四十四條第一項第四号中「法務府事務官又は法務府教官」を「法務事務官又は法務教官」に改める。

（判事補の職権の特例等に関する法律の一部改正）

第十四條　判事補の職権の特例等に関する法律（昭和二十三年法律第百四十六号）の一部を次のように改正する。

「法務府事務官」を「法務事務官」に改める。

第二條第四項中「法務府教官」を「法務教官」に改める。

第三條の二及び第五條第一項中「衆議院若しくは参議院の法制局参事」の下に「、法制局参事官」を加える。

（検察庁法の一部改正）

第十五條　検察庁法（昭和二十二年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

「第三章　外局（第二十一條）」を「第三章　削除」に改める。

第四條第二十号を次のように改める。

「法務総裁」を「法務大臣」に改める。

第十九條第一項第三号中「法務府の各長官、法務総裁官房長」を「法務省の事務次官」に、「法務府事務官、法務府教官」を「法務事務官、法務教官」に改める。

第二十三條第四項中「法務府」を「法務省」に改める。

（司法試験法の一部改正）

第十六條 司法試験法（昭和二十四年法律第百四十号）の一部を次のように改正する。

「法務総裁」を「法務大臣」に改める。

第十三條第二項中「法務総裁官房長」を「法務事務次官」に改める。

第十六條中「法務総裁官房」を「法務大臣官房」に改める。

（弁護士法の一部改正）

第十七條 弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）の一部を次のように改正する。

第五條第二号中「法務府事務官」を「法務事務官」に、「法務府研修所」を「法務研修所」に、「又は衆議院若しくは参議院の法制局参事」を「、衆議院若しくは参議院の法制局参事又は法制局参事官」に改める。

（検察審査会法の一部改正）

第十八條 検察審査会法（昭和二十三年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。

第六條第七号中「中央更生保護委員会、地方少年保護委員会及び地方成人保護委員会」を「中央更生保護審査会、地方更生保護委員会及び保護観察所」に、同條第八号中「法務府」を「法務省」に改める。

（人権擁護委員法の一部改正）

第十九條 人権擁護委員法（昭和二十四年法律第百三十九号）の一部を次のように改正する。

「法務総裁」を「法務大臣」に改める。

第十一條第三号中「法務府人権擁護局」を「法務大臣」に改める。

（公安審査委員会設置法の一部改正）

第二十條 公安審査委員会設置法（昭和二十七年法律第二百四十二号）の一部を次のように改正する。

第一條中「法務府」を「法務省」に改める。

（公安調査庁設置法の一部改正）

第二十一條 公安調査庁設置法（昭和二十七年法律第二百四十一号）の一部を次のように改正する。

第二條中「法務府」を「法務省」に改める。

第十條第三項及び第十三條中「法務府令」を「法務省令」に改める。

（国の利害に関係のある訴訟についての法務総裁の権限等に関する法律の一部改正）

第二十二條 国の利害に関係のある訴訟についての法務総裁の権限等に関する法律（昭和二十二年法律第百九十四号）の一部を次のように改正する。

次の題名を附する。

国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律

「法務総裁」を「法務大臣」に改める。

第七條中「、法務総裁」を削る。

別表第三中「矯正保護職員」を「矯正職員」に改める。

（沖縄関係事務整理に伴う戸籍、恩給等の特別措置に関する政令の一部改正）

第二十三條 沖縄関係事務整理に伴う戸籍、恩給等の特別措置に関する政令（昭和二十三年政令第三百六号）の一部を次のように改正する。

第一條第一項中「法務府令」を「法務省令」に、同項及び同條第三項中「法務府事務官」を「法務事務官」に、同條第一項及び第二項中「法務総裁」を「法務大臣」に改める。

（司法書士法の一部改正）

第二十四條 司法書士法（昭和二十五年法律第百九十七号）の一部を次のように改正する。

第二條第一号中「法務府事務官」を「法務事務官」に改める。

第五條中「法務府令」を「法務省令」に改める。

第十五條の二第一項及び第二項並びに第十五條の三中「法務総裁」を「法務大臣」に改める。

第十八條中「法務府令」を「法務省令」に改める。

附則第三項中「法務府事務官」を「法務事務官」に改める。

（一般職の職員の給與に関する法律の一部改正）

第二十五條 一般職の職員の給與に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

第六條第二項第二号中「矯正保護職員」を「矯正職員」に改める。

第七條中「、法務総裁」を削る。

別表第三中「矯正保護職員」を「矯正職員」に改める。

（国家公務員共済組合法の一部改正）

第二十六條 国家公務員共済組合法（昭和二十三年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。

第二條第一項中「、法務府」を削り、同條第二項第三号を次のように改める。

三　矯正管区、刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所、中央矯正研修所及び地方矯正研修所に属する職員、法務省

第三條第二項中「、法務総裁」を削る。

（恩給法の一部改正）

第二十七條 恩給法（大正十二年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第二十三條第三号中「法務府事務官」を「法務事務官」に改める。

（警察法の一部改正）

第二十八條 警察法（昭和二十二年法律第百九十六号）の一部を次のように改正する。

第四條第二項第七号中「及び法務庁」を削る。

第九條中「法務総裁」を「法務大臣」に改める。

（土地調整委員会設置法の一部改正）

第二十九條 土地調整委員会設置法（昭和二十五年法律第二百九十二号）の一部を次のように改正する。

第五十八條の見出し中「法務総裁」を「法務大臣」に、同條中「国の利害に関係のある訴訟についての法務総裁の権限等に関する法律」を「国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律」に改める。

（国家公務員共済組合法の一部改正）

第二十六條 国家公務員共済組合法（昭和二十三年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。

第二條第一項中「、法務府」を削り、同條第二項第三号を次のように改める。

三　矯正管区、刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所、中央矯正研修所及び地方矯正研修所に属する職員、法務省

第三條第二項中「、法務総裁」を削る。

（恩給法の一部改正）

第二十七條 恩給法（大正十二年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第二十三條第三号中「法務府事務官」を「法務事務官」に改める。

（警察法の一部改正）

第二十八條 警察法（昭和二十二年法律第百九十六号）の一部を次のように改正する。

第四條第二項第七号中「及び法務庁」を削る。

第九條中「法務総裁」を「法務大臣」に改める。

（土地調整委員会設置法の一部改正）

第二十九條 土地調整委員会設置法（昭和二十五年法律第二百九十二号）の一部を次のように改正する。

第五十八條の見出し中「法務総裁」を「法務大臣」に、同條中「国の利害に関係のある訴訟についての法務総裁の権限等に関する法律」を「国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律」に改める。

（旅券法の一部改正）

第三十條 旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）の一部を次のように改正する。

第二條第三号中「、法務府」及び「、法務総裁」を削る。

第十三條第二項中「法務総裁」を「法務大臣」に改める。

（租税特別措置法の一部改正）

第三十一條 租税特別措置法（昭和二十六年法律第十八号）の一部を次のように改正する。

第九條の三中「中央更生保護委員会」を「法務大臣」に改める。

（国税徴収法の一部改正）

第三十二條 国税徴収法（明治三十年法律第二十一号）の一部を次のように改正する。

第三十一條ノ四第五項中「昭和二十二年法律第百九十四号（国ノ利害ニ関係アル訴訟ニ付テノ法務総裁ノ権限等ニ関スル法律）」を「国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律（昭和二十二年法律第百九十四号）」に改める。

（精神衛生法の一部改正）

第三十三條 精神衛生法（昭和二十五年法律第百二十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十六條（矯正保護施設の長の通報）」を「第二十六條（矯正施設の長の通報）」に改める。

第二十六條中「矯正保護施設」を「矯正施設」に、「少年保護鑑別所」を「少年鑑別所」に改める。

（旅券法の一部改正）

第三十條 旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）の一部を次のように改正する。

第二條第三号中「、法務府」及び「、法務総裁」を削る。

第十三條第二項中「法務総裁」を「法務大臣」に改める。

（租税特別措置法の一部改正）

第三十一條 租税特別措置法（昭和二十六年法律第十八号）の一部を次のように改正する。

第九條の三中「中央更生保護委員会」を「法務大臣」に改める。

（国税徴収法の一部改正）

第三十二條 国税徴収法（明治三十年法律第二十一号）の一部を次のように改正する。

第三十一條ノ四第五項中「昭和二十二年法律第百九十四号（国ノ利害ニ関係アル訴訟ニ付テノ法務総裁ノ権限等ニ関スル法律）」を「国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律（昭和二十二年法律第百九十四号）」に改める。

（精神衛生法の一部改正）

第三十三條 精神衛生法（昭和二十五年法律第百二十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十六條（矯正保護施設の長の通報）」を「第二十六條（矯正施設の長の通報）」に改める。

第二十六條中「矯正保護施設」を「矯正施設」に改める。

（司法試験法の一部改正）

第十六條 司法試験法（昭和二十四年法律第百四十号）の一部を次のように改正する。

「法務総裁」を「法務大臣」に改める。

第十三條第二項中「法務総裁官房長」を「法務事務次官」に改める。

第十六條中「法務総裁官房」を「法務大臣官房」に改める。

（弁護士法の一部改正）

第十七條 弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）の一部を次のように改正する。

第五條第二号中「法務府事務官」を「法務事務官」に、「法務府研修所」を「法務研修所」に、「又は衆議院若しくは参議院の法制局参事」を「、衆議院若しくは参議院の法制局参事又は法制局参事官」に改める。

（検察審査会法の一部改正）

第十八條 検察審査会法（昭和二十三年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。

第六條第七号中「中央更生保護委員会、地方少年保護委員会及び地方成人保護委員会」を「中央更生保護審査会、地方更生保護委員会及び保護観察所」に、

る。

（国家公務員共済組合法の一部改正）

第二十六條 国家公務員共済組合法（昭和二十三年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。

第二條第一項中「、法務府」を削り、同條第二項第三号を次のように改める。

三　矯正管区、刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所、中央矯正研修所及び地方矯正研修所に属する職員、法務省

第三條第二項中「、法務総裁」を削る。

（恩給法の一部改正）

第二十七條 恩給法（大正十二年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第二十三條第三号中「法務府事務官」を「法務事務官」に改める。

（警察法の一部改正）

第二十八條 警察法（昭和二十二年法律第百九十六号）の一部を次のように改正する。

第四條第二項第七号中「及び法務庁」を削る。

第九條中「法務総裁」を「法務大臣」に改める。

（土地調整委員会設置法の一部改正）

第二十九條 土地調整委員会設置法（昭和二十五年法律第二百九十二号）の一部を次のように改正する。

第五十八條の見出し中「法務総裁」を「法務大臣」に、同條中「国の利害に関係のある訴訟についての法務総裁の権限等に関する法律」を「国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律」に改める。

（旅券法の一部改正）

第三十條 旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）の一部を次のように改正する。

第二條第三号中「、法務府」及び「、法務総裁」を削る。

第十三條第二項中「法務総裁」を「法務大臣」に改める。

（租税特別措置法の一部改正）

第三十一條 租税特別措置法（昭和二十六年法律第十八号）の一部を次のように改正する。

第九條の三中「中央更生保護委員会」を「法務大臣」に改める。

（国税徴収法の一部改正）

第三十二條 国税徴収法（明治三十年法律第二十一号）の一部を次のように改正する。

第三十一條ノ四第五項中「昭和二十二年法律第百九十四号（国ノ利害ニ関係アル訴訟ニ付テノ法務総裁ノ権限等ニ関スル法律）」を「国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律（昭和二十二年法律第百九十四号）」に改める。

（精神衛生法の一部改正）

第三十三條 精神衛生法（昭和二十五年法律第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十六條（矯正保護施設の長の通報）」を「第二十六條（矯正施設の長の通報）」に改める。

第二十六條中「矯正保護施設」を「矯正施設」に、

第二百九十一号）

2　左の法律中「法務総裁」を「法務大臣」に、「法務府事務官」を「法務事務官」に改める。

一　供託法（明治三十二年法律第十五号）

二　公証人法（明治四十一年法律第五十三号）

三　非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）

四　不動産登記法（明治三十二年法律第二十四号）

3　左の法令中「法務総裁」を「法務大臣」に改める。

一　会社更生法（昭和二十七年法律第百七十二号）

二　刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）

三　検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）

四　小切手法（昭和八年法律第五十七号）

五　国籍法（昭和二十五年法律第百四十七号）

六　国民金融公庫法（昭和二十四年法律第四十九号）

七　戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）

八　住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第百五十六号）

九　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）

十　住民登録法（昭和二十六年法律第二百十八号）

十一　商法（明治三十二年法律第四十八号）

十二　手形法（昭和七年法律第二十号）

十三　日本専売公社法（昭和二十三年法律第二百五十五号）

十四　連合国財産上の家屋等の譲渡等に関する政令（昭和二十三年政令第二百九十八号）

十五　学校施設の確保に関する政令（昭和二十四年政令第三十四号）

十六　閉鎖機関令（昭和二十二年法律第二十八号）

4　左の法令中「法務府令」を「法務省令」に改める。

一　土地台帳法（昭和二十二年勅令第七十四号）

二　家屋台帳法（昭和二十二年法律第三十号）

三　国外居住外国人等に対する債務の弁済のために する供託の特例に関する政令（昭和二十五年政令 第二十二号）

四　ドイツ財産管理令（昭和二十六年政令第三百二十 十二号）

5　左の法律中「、法務府」及び「、法務総裁」を削る。

一　国有財産法（昭和二十二年法律第七十三号）

二　財政法（昭和二十二年法律第三十四号）

6　左の法律中、「、法務総裁、」を削る。

一　官庁営繕法（昭和二十二年法律第百八十一号）

二　国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）

三　国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十六年法律第百七十六号）

四　地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）

五　内閣法（昭和二十二年法律第五号）

7　左の法律中「国の利害に関係のある訴訟について の法務総裁の権限等に関する法律」を「国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律」に改める。

一　日本国有鉄道法（昭和二十二年法律第二十七号）

二　所得税法（昭和二十二年法律第二十八号）

三　法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）

四　資産再評価法（昭和二十五年法律第百十号）

五　相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）

六　富裕税法（昭和二十五年法律第百七十四号）

附　則

1　この法律は、昭和二十七年八月一日から施行する。

2　入国管理庁設置令（昭和二十六年政令第三百二十号）は、廃止する。

3　従前の機関及び職員は、この法律に基く相当の機関及び職員となり、同一性をもつて存続するものとする。

4　この法律の施行前における法務府の各長官、法務総裁官房長、法務府事務官及び法務府教官の在職は、裁判所法第四十一条、第四十二条（判事補の職権の特例等に関する法律第一条第二項において準用する場合を含む。）及び第四十四条、検察庁法第十九条、弁護士法第五条並びに司法書士法第二条の規定の適用については、それぞれ法務省の事務次官、法務事務官及び法務教官の在職とみなす。

5　他の法令中「法務府」とあるのは「法務省」と、「法務総裁」とあるのは「法務大臣」と、「法務府令」とあるのは「法務省令」と、「法務府事務官」とあるのは「法務事務官」と、「法務府教官」とあるのは「法務教官」と、「法務府技官」とあるのは「法務技官」と読み替えるものとする。

6　従前の入国管理庁設置令の規定に基き制定された命令でこの法律の施行の際現に効力を有するもののうち、この法律による改正後の出入国管理令にその規定に相当する規定があるものは、この法律による改正後の出入国管理令の規定に基き制定されたものとみなす。

7　この法律による改正後の犯罪者予防更生法第五條第二項及び第三項の規定は、この法律の施行後最初に行われる中央更生保護審査会の委員の任命について準用する。

8　この法律の施行後最初に任命される中央更生保護審査会の委員の任期は、この法律による改正後の犯罪者予防更生法第六條の規定にかかわらず、法務大臣の定めるところにより、それぞれ、一年、二年及び三年とする。

（内閣総理大臣・法務総裁・外務・大蔵・厚生・運輸大臣署名）

法律第二百六十九号（昭二七、七、三一）

◉大蔵省設置法の一部を改正する法律

大蔵省設置法（昭和二十四年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

第一章　総則（第一條―第四條）

第二章　本省

第一節　内部部局（第五條―第十三條）

第二節　附属機関（第十四條―第十七條）

第三節　地方支分部局（第十八條―第二十六條）

第一款　財務局（第十九條―第二十二條）

第二款　税関（第二十三條―第二十六條）

第三章　国税庁

第一節　総則（第二十七條―第二十九條）

第二節　内部部局（第三十條―第三十八條）

第三節　附属機関（第三十九條―第四十一條）

第四節　地方支分部局（第四十二條―第四十七條）

第四章　職員（第四十八條・第四十九條）

附則

第三條第四号を同條第五号とし、以下一号ずつ繰り下げ、同條第三号の次に次の一号を加える。

四　外国為替

第四條第十七号を削り、同條第十八号を同條第十七号とし、以下同條第二十二号までを一号ずつ繰り上げ、同條第二十三号を次のように改める。

二十二　法令の定めるところに従い、国税庁の所属職員（協議団以外の国税庁及び国税局の附属機関の職員を除く。以下同じ。）の職務に関係のある犯罪について捜査を行い、必要な措置をとること。

二十三　酒類の製造業及び販売業を免許し、これらを営む者を監督すること。

第四條第三十一号を次のように改める。

三十一　賠償、外貨債その他の渉外負債及び在外資金その他の在外資産に関する財務を管理すること。

第四條第三十六号を次のように改める。

三十六　貨幣及び紙幣を発行し、日本銀行券の発行を監督すること。

第四條第五十号を同條第五十七号とし、同條第四十一号中「株式又は社債」を「有価証券」に改め、同号を同條第五十号とし、同條第四十二号を削り、同條第四十三号を同條第五十一号とし、同條第四十四号を削り、同條第四十五号を同條第五十二号とし、同條第四十六号中「貴金属の精製、配給」を「金地金の配給、貴金属の精製」に改め、同号を同條第五十三号とし、同條第四十七号中「証券類」の下に「及び印刷物」を加え、同号を同條第五十四号とし、同條第四十八号中「その他の印刷物」を「、広報宣伝資料等の政府刊行物」に改め、同号を同條第五十五号とし、同條第四十九号中「印刷庁」を「印刷局」に改め、同号を同條第五十六号とし、

同條第三十八号から第四十号までを次のように改める。

三十八　特別の法律により設立された金融機関を監督すること。

三十九　金融機関の融資及び金利を規制すること。

四十　大蔵省の所管に属する物資の価格の統制を行うこと。

四十一　外国為替資金を管理及び運営し、その他外貨資金を管理すること。

四十二　外国為替相場を決定し、維持すること。

四十三　対外取引の決済條件を定めること。

四十四　所掌事務に係る外国為替の管理をすること。

四十五　外国為替予算案（貿易に係る部分を除く。）を作成し、外国為替予算案の準備に関する事務の取りまとめを行うこと。

四十六　外国投資家の投資及び事業活動を調整すること。

四十七　証券取引所を登録し、これを監督すること。

四十八　証券業者及び証券業協会を登録し、これらを監督すること。

四十九　証券投資信託の委託会社を登録し、これを監督すること。

第五條第一項中「五局」を「六局」に、「銀行局」を「銀行局為替」に改め、同條第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項を第三項とする。

二十四　公認会計士（会計士補を含む。）及び計理士の登録及び監督を行うこと。

二十五　政府契約に基く支拂の遅延防止に関し、報告の徴取、実地監査及び指示を行うこと。

二十六　平和回復に伴い処理を要する賠償、外貨債その他の渉外負債に関する財務を管理すること。

二十七　平和回復に伴い処理を要する在外資金、渉外債権その他の在外資産に関する財務を管理すること。

二十八　在外公館等借入金の返済に関すること。

二十九　外国に居住する本邦人（外国に本店を有する本邦法人を含む。）が本邦内に有する財産を管理すること。

第一一條第八号を削り、同條第九号を同條第八号とし、以下同條第一一号までを一号ずつ繰り上げ、同條第一二号中「の取得又は貸借」を「に関する権利の取得」に改め、同号を同條第一一号とする。

第一二條第一項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、以下同項第十三号までを一号ずつ繰り上げ、同項第十四号及び第十五号を削り、同項第十六号を同項第十三号とし、同項第十七号を同項第十四号とし、同項第十八号を削り、同條第二項中「第三号から第六号」を「第二号から第五号」に、「第八号から第十号」を「第七号から第九号」に改める。

第三章中「第三章　外局」を「第三章　国税庁」に改め、同章中第二十四條、第一節、第一節の二、第二節及び第三節を次のように改める。

第二節　国税庁、国税局及び税務署

第一款　総則

（特別な職）

第六條　本省に財務参事官一人を置く。

2　財務参事官は、命を受け、大蔵省の所掌事務のうち第四條第三十一号に掲げる権限に属する事項その他国際的に処理を要する事項に係るものの総合調整を行う。

3　大臣官房に官房長を置く。

4　官房長は、命を受け、大臣官房の事務を掌理する。

5　大臣官房に日本専売公社監理官一人を置く。

6　日本専売公社監理官は、命を受け、専売制度を調査、企画及び立案し、日本専売公社を監督する。

7　主計局に次長二人、理財局に次長一人を置く。

8　次長は、局長を助け、局務を整理する。

第七條第一項第十六号を同項第十七号とし、同項第十五号の次に次の一号を加える。

十六　専売品（アルコールを除く。）の価格の決定に関すること。

第七條第二項を削る。

第八條第八号を削り、同條第九号を同條第八号とし、以下一号ずつ繰り上げる。

第九條第一項第五号中「保税倉庫」を「指定保税地域、特許上屋、保税倉庫」に改め、同号を同項第六号とし、以下一号ずつ繰り下げ、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　租税収入の見積及び決算の調査を行うこと。

第九條第二項中「第三号から第八号まで」を「第四号から第九号まで」に改める。

第十條第五号中「（国民貯蓄債券を除く。以下第六号において同じ。）」を削り、同條第十号から第二十二号までを次のように改める。

十　紙幣類似証券の取締を行うこと。

十一　金の買取及び売渡並びに使用、取引及び輸出入を規制すること。

十二　金地金（歯科用金地金を除く。）の価格を決定すること。

十三　資金運用部資金を管理及び運用すること。

十四　米国対日援助見返資金を管理並びに運用及び使用すること。

十五　産業資金の需給を調整すること。

十六　企業会計の基準の設定、原価計算の統一その他企業の経理に関すること。

十七　商品券の取締を行うこと。

十八　社債等の登録を行うこと。

十九　証券取引制度を調査、企画及び立案すること。

二十　証券取引所を登録し、これを監督すること。

二十一　証券業者及び証券業協会を登録し、これを監督すること。

二十二　証券投資信託の委託会社を登録し、これを監督すること。

二十三　有価証券の発行に関する届出書又は報告書を審査し、必要な措置をとること。

第二款　内部部局

第一款　国税庁、総則」、「**第二款**　内部部局」、「**第三款**　附属機関」、「**第四款**　地方支分部局」、第三節及び第四節を削り、第三十六條を第四十二條とし、同條の前に次の節名を加える。

第四節　地方支分部局

第三十七條を第四十三條とする。

第三十八條第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同條第三項とし、同條第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の規定にかかわらず、大蔵省令で定める国税局には、調査査察部を置かないことができる。

第三十八條を第四十四條とし、第三十五條を第四十五條とする。

第三十九條第一項の表中地方酒類審議会の項中「、類別及び種別」を「及び類別」に改め、同條を第四十六條とする。

第四十條第二項中「税務署」を「税務署及び税務署の支署」に、「管轄区域及び」を「管轄区域、所掌事務の範囲及び」に改め、同項を同條第三項とし、同條第二項の次に次の一項を加える。

2　税務署の所掌事務の一部を分掌させるため、所要の地に、税務署の支署を置く。

第四十條を第四十七條とし、第四十一條を削る。

第三十三條の四を第三十九條とし、同條の前に次の節名を加える。

第三節　附属機関

第二十八條中「第二十一号から第二十三号まで及び第四十号（酒類に係る場合に限る。）」に改め、同條を第二十九條とする。

第二十七條を第二十八條とし、同條の前に次のように加える。

第一節　総則

（設置）

第二十七條　国家行政組織法第三條第二項の規定に基いて、大蔵省の外局として、国税庁を置く。

第二十一條を第二十四條とし、第二十二條を第二十五條とし、第二十三條を第二十六條とする。

第二十條中「第一項第三号から第八号」を「第一項第一号及び第二号に掲げるもの（関税及びとん税に関するものに限る。）並びに同條第四号から第九号」に改め、同條第三号中「外国為替及び外国貿易管理法」の下に「（昭和二十四年法律第二百二十八号）」を加え、同條を第二十三條とする。

第十八條及び第十九條を削り、第十四條を第十八條とする。

第十五條中、「証券取引委員会及び公認会計士管理委員会」を削り、「第一項第三号から第八号まで」を「第一項第一号から第九号まで」に改め、同條を第十九條とする。

第十六條を第二十條とし、第十七條を第二十一條とし、同條の次に次の一條を加える。

（財務部及び財務局又は財務部の出張所）

第二十二條　財務局の所掌事務の一部を分掌させるため、所要の地に、財務部を置く。

2　財務局又は財務部の所掌事務の一部を分掌させるため、所要の地に、財務局又は財務部の出張所を置く。

3　財務部及び財務局又は財務部の出張所の名称、位置、管轄区域、所掌事務の範囲及び内部組織は、大蔵省令で定める。

第十三條の見出しを「（その他の附属機関）」に改め、同條第一項中「左の表を「第十四條に規定するものの外、左の表」に改め、同項の表金利調整審議会の項中「（貸金業者の貸付の利率及び媒介の手数料を含む。）」を削り、同表中

在外公館等借入金評価審議会	大蔵大臣の諮問に応じて、在外公館等借入金の返済の準備に資するために必要な、当該借入金を表示する現地通貨の評価に関する事項を調査審議すること。

を

在外公館等借入金評価審議会	大蔵大臣の諮問に応じて、在外公館等借入金の返済の準備に資するために必要な、当該借入金を表示する現地通貨の評価に関する事項を調査審議すること。
企業会計審議会	大蔵大臣の諮問に応じて、企業会計の基準の設定及び原価計算の統一その他企業会計制度の整備改善に関し、大蔵大臣の諮問に応じて調査審議し、又は大蔵大臣に対して必要な勧告及び報告を行うこと。

に改め、同條を第十七條とし、同條の次に次の一條を加える。

（造幣局）

第十五條　造幣局は、造幣事業を行う機関とし、左の事務をつかさどる。

一　貨幣を製造し、旧貨幣等を鋳つぶすこと。

二　貨幣、貨幣地金及び貴金属の地金を出納保管すること。

三　金地金を配給すること。

四　章はい、記章、極印、合金及び金属工芸品を製造すること。

五　貴金属の地金及び陶たかすを精製すること。

（附属機関）

第十四條　本省に、附属機関として、左の機関を置く。

造幣局
印刷局

証券取引審議会	大蔵大臣の諮問に応じて、有価証券の発行及び売買その他の取引に関する重要事項に関し、調査審議すること。
外国為替審議会	大蔵大臣の諮問に応じて、外国為替の管理に関する重要事項に関し、調査審議すること。
外資審議会	大蔵大臣の諮問に応じて、本邦に対する外国資本の投下に関する重要事項に関し、調査審議すること。
公認会計士審査会	大蔵大臣の諮問に応じて、公認会計士制度の運営及び公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）の規定による公認会計士等に対する懲戒処分に関し調査審議し、並びに公認会計士試験及び特別公認会計士試験を行うこと。

六　貴金属及び製品の品位を証明すること。

七　貨幣地金その他の物品の試金を行うこと。

八　重要金属の地金及び鉱物を分析及び試験すること。

2　造幣局は、その所掌事務を遂行するため、第四條第一号から第十二号まで、第五十二号及び第五十三号に掲げる権限を行使する。

3　造幣局の長は、造幣局長とする。

4　造幣局は、大阪市に置く。

5　造幣局に、左の二部を置く。

総務部
作業部

6　造幣局に、その所掌する作業に関する研究、講習及び指導を行わせるため、研究所を、造幣局部内職員の診療を行わせるため、病院を置く。

7　造幣局の所掌事務の一部を分掌させるため、東京都及び広島県佐伯郡五日市町に造幣局の支局を、熊本市に造幣局の出張所を置く。

8　造幣局の研究所及び病院の名称、位置及び内部組織並びに造幣局の支局及び出張所の名称及び内部組織は、大蔵省令で定める。

（印刷局）

第十六條　印刷局は、印刷事業を行う機関とし、左の事務をつかさどる。

一　日本銀行券、紙幣、国債、印紙、郵便切手、郵便はがきその他証券類及び印刷物を製造すること。

二　官報、法令全書、広報宣伝資料等の政府刊行物を編集、製造及び発行すること。

三　印刷局の業務上必要な用紙を製造すること。

四　すき入紙の製造の取締を行うこと。

2　印刷局は、その所掌事務を遂行するため、第一号から第十二号まで及び第五十四号から第五十六号までに掲げる権限を行使する。

3　印刷局の長は、印刷局長とする。

4　印刷局は、東京都に置く。

5　印刷局に、局長官房及び左の二部を置く。

業務部
製造部

6　印刷局に、左の表の上欄に掲げる機関を置き、その設置の目的は、それぞれ下欄に記載する通りとする。

種類	目的
研究所	印刷及び製紙に関する研究、講習及び指導を行うこと。
工場	印刷及び製紙を行うこと。
教習所	印刷及び製紙に従事する職員に対して、職務上必要な教習を行うこと。
病院	印刷局部内職員の診療を行うこと。

7　印刷局の所掌事務の一部を分掌させるため、岡山市、出雲市、松山市、高知市及び徳島県三好郡池田町に印刷局の出張所を置く。

8　第六項に掲げる機関の名称、位置及び内部組織並びに印刷局の出張所の名称及び内部組織は、大蔵省令で定める。

を行うこと。

十二　本邦からの海外投資に関する事務を管理すること。

十三　外国為替及び国際収支に関する統計を作製すること。

第五十七條を次のように改める。

（人事管理に関する事項）

第四十八條　造幣局及び印刷局の職員（造幣局長及び印刷局長を除く。）の任免は、それぞれ造幣局長及び印刷局長が行う。

2　前項に定めるものの外、大蔵省に置かれる職員の任免、昇任、懲戒その他人事管理に関する事項については、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）の定めるところによる。

第五十八條を第四十九條とする。

附則第五項以下を削る。

附　則

1　この法律は、昭和二十七年八月一日から施行する。

2　左に掲げる法律は、廃止する。

一　外国為替管理委員会設置法（昭和二十四年法律第二百二十九号）

二　外貨委員会設置法（昭和二十五年法律第百六十四号）

3　従前の大蔵省の機関及び職員（証券取引委員会の委員長及び委員並びに公認会計士管理委員会の委員を除く。）は、この法律（法律に基く命令を含む。）に別段の定がある場合を除く外、改正後の大蔵省設置法による相当の機関及びその職員となり、同一性をもつて存続するものとする。

4　この法律施行の際現に外国為替管理委員会及び外資委員会の職員（特別職の職員を除く。）である者は、別に辞令を発せられない場合においては、同一の勤務條件をもつて大蔵省の本省の相当の職員となるものとする。

（内閣総理・大蔵大臣・経済安定本部総裁署名）

法律第二百七十号（昭二七、七、三一）

◉大蔵省設置法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法令の整理に関する法律

（印刷庁特別会計法の一部改正）

第一條　印刷庁特別会計法（昭和二十二年法律第六十六号）の一部を次のように改める。

題名を次のように改める。

印刷局特別会計法

第一條中「印刷庁」を「印刷局」に改める。

第二條中「印刷庁特別会計」を「印刷局特別会計」に改める。

第四條中「印刷庁」を「印刷局」に改める。

第九條中「歳入の性質及び歳出の目的に従つて、これを款項に区分し、歳出にあつては、その目的に従つてこれを」に改める。

（印刷庁特別会計及びアルコール専売事業特別会計の利益の一般会計への納付の特例に関する法律の一部改正）

第二條　印刷庁特別会計及びアルコール専売事業特別会計の利益の一般会計への納付の特例に関する法律（昭和二十四年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

題名中「印刷庁特別会計」を「印刷局特別会計」に改める。

第一條中「印刷庁特別会計」を「印刷局特別会計」に、「印刷庁特別会計法」を「印刷局特別会計法」に改める。

（造幣庁特別会計法の一部改正）

第三條　造幣庁特別会計法（昭和二十五年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

造幣局特別会計法

第一條、第二條、第四條第一項及び第六條中「造幣庁」を「造幣局」に改める。

第二十一條第一項中「造幣庁長官」を「造幣局長」に改める。

第二十七條中「造幣庁」を「造幣局」に改める。

第三十一條中「造幣庁長官」を「造幣局長」に改める。

第二十七條中「歳入の性質及び歳出の目的に従つて、款及び項に、歳出にあつては、その目的に従つて」を「歳入にあつては、その性質に従つて、款及び項に、歳出にあつては、その目的に従つて」に改める。

第二十九條中「造幣庁長官」を「造幣局長」に改める。

（退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律の一部改正）

第四條　退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律（昭和二十五年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

第一條中「造幣庁特別会計、印刷庁特別会計」を「造幣局特別会計、印刷局特別会計」に改める。

（外国為替資金特別会計法の一部改正）

第五條　外国為替資金特別会計法（昭和二十六年法律第五十六号）の一部を次のように改正する。

第二條を次のように改める。

（管理）

第二條　この会計は、大蔵大臣が、法令の定めるところに従い、管理する。

第五條第二項中「外国為替管理委員会」を「大蔵大臣」に改め、「で大蔵大臣の指定するもの」を削り、同條第三項及び第四項中「外国為替管理委員会」を「大蔵大臣」に改める。

第六條中「外国為替管理委員会」を「大蔵大臣」に改める。

第十條の見出し中「及び送付」を削り、同條第二項中「内閣総理大臣」を「大蔵大臣」に改め、「、大蔵大臣に送付し」を削り、同條第三項中「内閣総理大臣」を「大蔵大臣」に改め、「、大蔵大臣及び送付」を削り、同條第一項中「内閣総理大臣」を「大蔵大臣」に改め、「、大蔵大臣及び送付」を削り、同條第二項を削る。

第十一條中「歳入の性質及び歳出の目的に従つて」を「歳入にあつては、その性質に従つて、歳出にあつては、その目的に従つて」に改める。

第十二條第二項を次のように改める。

2　前項の予算には、左の書類を添附しなければならない。

一　歳入歳出予定計算書

二　前前年度の貸借対照表及び損益計算書

三　前年度及び当該年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書

第十五條の見出し中「及び送付」を削り、同條第一項中「内閣総理大臣」を「大蔵大臣」に改め、「、大蔵大臣に送付し」を削り、同條第二項中「及び送付」を削り、同條第三項を削る。

第十六條第二項を次のように改める。

2　前項の歳入歳出決算には、左の書類を添附しなければならない。

一　歳入歳出決定計算書

二　当該年度の貸借対照表及び損益計算書

第十九條を次のように改める。

第十九條　削除

第二十一條第一項中「外国為替管理委員会」を「大蔵大臣」に、「書類を作製して、これを大蔵大臣に送付し、その承認を経なければならない。」を「書類を作製しなければならない。」に改め、同條第二項中「前項の規定による資金支出負担行為計画及び資金支拂計画の承認したときは、」を「前項の規定により資金支出負担行為計画又は資金支拂計画に関する書類を作製したときは、」に改め、「外国為替管理委員会及び」及び「外国為替管理委員会、」を削り、同條第三項中「外国為替管理委員会」を「大蔵大臣」に、「第一項の規定による大蔵大臣の承認を経た」を「第一項の規定により作製した」に改める。

第二十二條第二項中「内閣総理大臣」を「大蔵大臣」に改め、「大蔵大臣及び」を削る。

第二十四條中「外国為替管理委員会」を「大蔵大臣」に改める。

（一般職の職員の給與に関する法律の一部改正）

第六條　一般職の職員の給與に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

第六條第五項第一号中「造幣庁」を「造幣局」に改め、同項第二号中「印刷庁」を「印刷局」に改める。

（特別職の職員の給與に関する法律の一部改正）

第七條　特別職の職員の給與に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第一條第二十三号の二を同條第二十九号とし、同條第二十三号の三を同條第三十号とし、同條第二十四号を削り、同條第二十五号を同條第三十一号とし、同條第十号の二から同條第二十三号までを次のように改める。

十一　土地調整委員会の委員長及び委員
十二　文化財保護委員会の委員長及び委員
十三　地方財政審議会の会長及び委員
十四　運輸審議会委員
十五　宮内庁長官、侍従長、東宮大夫及び式部官長
十六　大使及び公使
十七　国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第二條第三項第八号に掲げる秘書官及び裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）に定める裁判官の秘書官（以下「秘書官」という。）
十八　日本学術会議会員
十九　中央選挙管理会の委員
二十　公安審査委員会の委員長及び委員
二十一　中央更生保護審査会委員
二十二　旧軍港市国有財産処理審議会委員
二十三　日本ユネスコ国内委員会の会長、副会長及び委員
二十四　漁港審議会委員
二十五　商品取引所審議会の会長及び委員
二十六　電波監理審議会委員
二十七　首都建設委員会委員
二十八　侍従、女官長、東宮侍従長、女官、東宮侍従及び皇子ふ育官

第二條中「第十八号」を「第十七号」に改める。

第三條第三項中「内閣総理大臣」を「内閣総理大臣、法務総裁、各省大臣、経済安定本部総裁」に改め、「会計検査院長」の下に「（以下「各省各庁の長」という。）」を加える。

第九條を次のように改める。

（日本学術会議会員等の給與）

第九條　第一條第十八号から第二十七号までに掲げる特別職の職員（以下「日本学術会議会員等」という。）は、勤務一日につき二千二百円をこえない範囲内において、各省各庁の長が大蔵大臣と協議して定める額の手当を受ける。

第十條中「第二十三号」を「第二十八号」に改める。

第十一條を削り、第十條の二中「第二十三号の二」を「第二十九号」に改め、同條を第十一條とする。

第十二條を削り、第十條の三中「第二十三号の三」を「第三十号」に改め、同條を第十二條とする。

第十三條を次のように改める。

（失業対策事業労務者等の給與）

第十三條　第一條第三十一号に掲げる特別職の職員は、労働大臣が大蔵大臣と協議して定める額の賃金を受ける。但し、政府に対する不正手段による支拂請求の防止等に関する法律を廃止する法律（昭和二十五年法律第百九十号）の規定によりなおその効力を有する旧政府に対する不正手段による支拂請求の防止等に関する法律（昭和二十二年法律第百七十一号）第十一條の規定の適用を妨げない。

第十四條第一項第二号中「首都建設委員会委員等」を「日本学術会議会員等」に改める。

別表第一中「地方財政委員会委員長
公益事業委員会委員長
外国為替管理委員会委員長
統計委員会委員長
電波監理委員会委員長
土地調整委員会委員長
証券取引委員会委員長」を「土地調整委員会委員長」に、「文化財保護委員会委員長」を「文化財保護委員会委員長
地方財政審議会の会長」に、「地方財政委員会委員
全国選挙管理委員会委員
公益事業委員会委員
外国為替管理委員会委員
電波監理委員会委員
土地調整委員会委員
中央更生保護委員会委員
証券取引委員会委員」を「土地調整委員会委員
地方財政審議会委員」に改め、「全国選挙管理

委員会委員長」及び「中央更生保護委員会委員」を削る。

（国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正）

第八條　国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）の一部を次のように改正する。

第二條第一項第二号中「第十五号」を「第十四号」に改める。

（国家公務員共済組合法の一部改正）

第九條　国家公務員共済組合法（昭和二十三年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。

第二條第二項第四号中「印刷庁」を「印刷局」に改め、同項第五号中「造幣庁」を「造幣局」に改める。

（租税特別措置法の一部改正）

第十條　租税特別措置法（昭和二十一年法律第十五号）の一部を次のように改正する。

第五條第三項中「外資委員会に協議した上、」を削る。

（金管理法の一部改正）

第十一條　金管理法（昭和二十五年法律第百二十八号）の一部を次のように改正する。

第三條第二項及び第三項中「造幣庁」を「造幣局」に改める。

（証券取引法の一部改正）

第十二條　証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「証券取引委員会」を「証券取引審議会」に改める。

本則（第二十五條第一項、第二十八條第一項、第六十七條第一項、第七十九條第一項、第八十一條第二項及び第百三十八條第二項第四号を除く。）中「証券取引委員会」を「大蔵大臣」に改める。

本則中「審問を行つた後」を「当該職員をして審問を行わせた後」に改める。

第二條第一項第九号を次のように改める。

九　その他政令で定める証券又は証書

第二條第八項中「証券取引委員会規則」を「政令」に改める。

第三條第二項を次のように改める。

前條第一項第八号に掲げる有価証券のうち前項に規定する有価証券の性質を有するもの並びに同号に掲げる有価証券のうち前項に規定する有価証券の性質を有するもの及び同項に規定する有価証券以外の有価証券で政令で定めるものについても、また、同項と同様とする。

第四條第二項及び第三項中「証券取引委員会規則」を「大蔵省令」に改め、同項の次に次の一項を加える。

第一項の規定の適用を除外される有価証券の募集又は売出が行われる場合においては、当該有価証券の発行者は、大蔵省令で定めるところにより、当該有価証券の募集又は売出に関する通知書を大蔵大臣に提出しなければならない。但し、募集又は売出券面額の総額が百万円以下である有価証券については、この限りでない。

第五條（第二項を除く。）中「証券取引委員会規則」を「大蔵省令」に改める。

第十三條第三項及び第四項中「証券取引委員会規則」を「大蔵省令」に改める。

第二十四條第一項中「証券取引委員会規則」を「大蔵省令」に、「二箇月」を「三箇月」に改める。

第二十五條第一項中「証券取引委員会規則」を「大蔵省令」に、「証券取引委員会」を「大蔵省」に改める。

第二十六條中「当該官吏」を「当該職員」に改める。

第二十七條中「証券取引委員会規則」を「政令」に改める。

第二十八條第一項中「証券取引委員会」を「大蔵省」に改め、同條第三項中「証券取引委員会規則」を「大蔵省令」に改める。

第三十一條第九号及び第十号を次のように改める。

九　会社のうち、その資本の額又は出資の総額が、公益又は投資者保護のため必要且つ適当であると認められる金額で政令で定めるものに満たないもの

十　個人のうち、政令で定める方法によつて計算したその資産の額が、公益又は投資者保護のため必要且つ適当であると認められる金額で政令で定めるものに満たないもの

第三十四條第二項中「証券取引委員会規則」を「大蔵省令」に改め、同條第四項中「証券取引委員会規則」を「大蔵省令」に改める。

第三十五條、第四十條第一項、第四十一條第二項、第四十二條及び第四十八條中「証券取引委員会規則」を「大蔵省令」に改める。

第四十九條第一項中「証券取引委員会の申出により」を削り、同條第三項中「証券取引委員会規則」を「政令」に改める。

第五十條第二項中「当該官吏」を「当該職員」に改める。

第五十一條第一項及び第三項中「証券取引委員会規則」を「政令」に改める。

第五十三條第一項中「証券取引委員会規則」を「大蔵省令」に改める。

第五十四條第一項第五号の二中「証券取引委員会規則」を「政令」に改め、同項第六号中「証券取引委員会規則」を「大蔵省令」に改める。

第五十五條中「当該官吏」を「当該職員」に改める。

第五十五條の二中「証券取引委員会規則で定めるところにより、」を削る。

第六十五條第一項及び第六十六條中「証券取引委員会規則」を「政令」に改める。

第六十七條第一項中「証券取引委員会」を「大蔵省」に改める。

第七十三條第二項中「証券取引委員会規則」を「大蔵省令」に改める。

第七十六條中「当該官吏」を「当該職員」に改める。

第七十九條第一項及び第八十一條第二項中「証券取引委員会」を「大蔵省」に改める。

第九十七條第三項中「証券取引委員会規則」を「政令」に改める。

第百五條第三号及び第百十一條第二項から第五項まで中「証券取引委員会規則」を「大蔵省令」に改める。

第百十八條中「二箇月」を「三箇月」に改める。

第百十九條中「、この法律に基く命令又は証券取引委員会規則」を「又はこの法律に基く命令」に改める。

第百二十條中「別に証券取引委員会規則」を「政令」に改める。

第百二十三條中「証券取引委員会規則」を「大蔵省令」に改める。

第百二十五條第三項中「証券取引委員会が公益又は投資者保護のため必要且つ適当であると認めて証券取引委員会規則」を「政令」に改める。

第百二十七條及び第百三十二條中「証券取引委員会規則」を「大蔵省令」に改める。

第百三十三條中「証券取引委員会が公益又は投資者保護のため必要且つ適当であると認めて証券取引委員会規則」を「政令」に改める。

第百三十八條第二項第四号中「証券取引委員会の」を削る。

第百五十七條を次のように改める。

第百五十七條　証券業者のなす有価証券の売買その他の取引又は会員のなす有価証券市場における売買取引につき争がある場合においては、当事者は、その争の解決を図るため、大蔵大臣に申し立て、仲介を求めることができる。

第百五十九條第一項を次のように改める。

大蔵大臣は、第百五十七條の規定による申立を受理したときは、期日を定めて、申立人及び相手方の出頭を求め、当該職員をしてその意見を聴取させ、仲介を行うことを適当と認めたときは、当該職員をしてその申立に係る争の解決に必要な協定案を作成させる。

第百六十條を次のように改める。

第百六十條　大蔵大臣は、前條第一項の協定案を争の当事者に示し、その受諾を勧告する。

第百六十一條中「前條」を「第百五十九條第一項」に改める。

第百六十二條及び第百六十三條中「仲介に基く」を「第百五十九條第一項の」に改める。

第百六十四條中「第百六十條の規定による」を「第百五十九條第一項の」に改める。

第七章を次のように改める。

第七章　証券取引審議会

第百六十五條　有価証券の発行及び売買その他の取引に関する重要事項に関し調査審議させるため、大蔵省の附属機関として、証券取引審議会（以下審議会という。）を置く。

第百六十六條　審議会は、委員九人を以て、これを組織する。

委員は、学識経験のある者のうちから、大蔵大臣がこれを任命する。

第百六十七條　委員の任期は、二年とする。但し、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第百六十八條　審議会の会長は、委員のうちからその互選によつて、これを決定する。

会長は、会務を総理し、会長に事故があるときは、予めその指名する委員が、その職務を代理する。

第百六十九條　委員は、非常勤とする。

第百七十條　第百六十八條に定めるものを除く外、審議会の議事手続その他の運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第百七十一條乃至第百八十一條　削除

第百八十二條第一項中「審問しよう」を「当該職員をして審問を行わせよう」に、「審問を行わないで」を「審問を行わせないで」に改め、同條第二項中「審問しよう」を「当該職員をして審問を行わせよう」に改め、同條第四項を削り、同條第五項中「規定による審問を行つた」を「規定により当該職員をして審問を行わせた」に改める。

第百八十三條第一号中「その意見を聴取し」を「当該職員をしてその意見を聴取させ」に、「意見若しくは報告」を「意見書若しくは報告書」に改め、同條第四号中「当該官吏」を「当該職員」に改める。

第百八十四條第一項中「証券取引委員会規則」を「大蔵省令」に改め、同條第二項中「当該官吏」を「当該職員」に改める。

第百八十五條中「当該官吏」を「当該職員」に改める。

第百八十六條第一項中「証券取引委員会規則」を「大蔵省令」に改める。

第百八十八條第五項中「証券取引委員会規則」を「大蔵省令」に改める。

第百八十九條第四項中「若しくは」を「又は」に改め、「又は証券取引委員会規則で定めるところによる審問の適用が除外された場合」を削る。

第百九十三條の二第一項中「証券取引委員会規則」を「大蔵省令」に改める。

第百九十四條中「証券取引委員会が公益及び投資者保護のため必要且つ適当であると認めて証券取引委員会規則」を「政令」に改め、同條の次に次の一條を加える。

第百九十四條の二　大蔵大臣は、この法律の施行に関する事務の一部を地方支分部局の長をして行わせることができる。

第二百五條第十三号中「証券取引委員会規則」を「大蔵省令」に改める。

（証券投資信託法の一部改正）

第十三條　証券投資信託法（昭和二十六年法律第百九十八号）の一部を次のように改正する。

本則（第四條第一項を除く。）中「証券取引委員会」を「大蔵大臣」に改める。

本則中「証券取引委員会規則」を「大蔵省令」に、「審問を行つた後」を「当該職員をして審問を行わせた後」に改める。

第四條第一項中「証券取引委員会」を「大蔵省」に改める。

第五條第六項中「署名し」の下に「又は記名なつ印し」を加える。

第十一條第一項中「審問を行わなければならない。」を「当該職員をして審問を行わせなければならない。」に改める。

（公認会計士法の一部改正）

第十四條　公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六章　公認会計士管理委員会　第七章　公認会計士試験審査会」を「第六章　公認会計士審査会に、「第九章」を「第八章」に改める。

第七條及び第十一條中「公認会計士管理委員会規則」を「政令」に改める。

第十二條第一項中「公認会計士管理委員会」を「大

蔵大臣」に改め、同條第二項中「公認会計士管理委員会規則」を「大蔵省令」に改める。

第十五條第一項中「公認会計士試験審査会」を「公認会計士審査会」に改め、同條の次に次の一條を加える。

（合格の取消等）

第十五條の二　公認会計士審査会は、不正の手段によつて公認会計士試験を受け、又は受けようとした者に対しては、合格の決定を取り消し、又はその試験を受けることを禁止することができる。

2　公認会計士審査会は、前項の規定による処分を受けた者に対し、情状により三年以内の期間を定めて公認会計士試験を受けることができないものとすることができる。

第十六條中「公認会計士管理委員会規則」を「大蔵省令」に改める。

第十六條の二第一項中「公認会計士管理委員会による資格の承認を受け、且つ、公認会計士管理委員会」を「大蔵大臣による資格の承認を受け、且つ、大蔵省」に改め、同條第二項中「公認会計士管理委員会」を「大蔵大臣」に改め、「することができる。」の下に「この場合において、大蔵大臣は、公認会計士審査会をして試験又は選考を行わせるものとする。」を加え、同條第三項中「公認会計士管理委員会」を「大蔵大臣」に改める。

第十七條中「公認会計士管理委員会規則」を「大蔵省令」に改める。

第十八條中「公認会計士管理委員会」を「大蔵省」に改める。

第十九條第一項及び第三項並びに第二十一條中「公認会計士管理委員会」を「大蔵大臣」に改める。

第二十二條中「公認会計士管理委員会規則」を「大蔵省令」に改める。

第三十條中「公認会計士管理委員会」を「大蔵大臣」に改める。

第三十一條中「公認会計士管理委員会規則」を「この法律に基く命令」に、「公認会計士管理委員会」を「大蔵大臣」に改める。

第三十二條第一項から第四項まで中「公認会計士管理委員会」を「大蔵大臣」に改め、同條第五項本文中「場合において」の下に「、公認会計士審査会の意見を聞いて、」を加える。

第三十三條第一項中「公認会計士管理委員会」を「大蔵大臣」に、「左の各号」を「当該職員を」して左の各号に掲げる処分をする」を「左の各号に掲げる処分をさせる」に改め、同條第二項を削り、同條第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同條第二項とする。

第三十四條中「公認会計士管理委員会」を「大蔵大臣」に改める。

第六章を次のように改める。

第六章　公認会計士審査会

（設置）

第三十五條　公認会計士制度の運営に関する重要事項並びに公認会計士、会計士補、外国公認会計士及び計理士に対する懲戒処分に関し調査審議させるため並びに公認会計士試験及び特別公認会計士試験を行わせるため、大蔵省の附属機関として、公認会計士審査会を置く。

（組織）

第三十六條　公認会計士審査会は、委員十人以内をもつて組織する。

2　委員は、関係行政機関の職員及び公認会計士に関する事項について理解と識見とを有する者のうちから、大蔵大臣が任命する。

3　委員の任期は、二年とする。但し、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長）

第三十七條　公認会計士審査会の会長は、公認会計士審査会の委員のうちから、その互選によつて決定する。

2　会長は、公認会計士審査会を代表し、会務を総理する。

3　会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（試験委員）

第三十八條　公認会計士審査会に、公認会計士試験及び特別公認会計士試験の問題の作成及び採点を行わせるため、試験委員十五人以内を置く。

2　試験委員は、前項の試験を行うについて必要な学識経験を有する者のうちから、試験の執行ごと

に、公認会計士審査会の推薦に基き、大蔵大臣が任命し、その試験が終つたときは退任する。

（委員等の勤務）

第三十九條　委員及び試験委員は、非常勤とする。

（議事及び議決の方法）

第四十條　公認会計士審査会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

2　公認会計士審査会の議事は、出席者の過半数をもつて決する。

3　委員は、公認会計士制度の運営に関する議事を除く外、自己に関係のある議事については、議決に加わることができない。

（庶務）

第四十一條　公認会計士審査会の庶務は、大蔵省理財局においてつかさどる。

（議事手続等）

第四十二條　この法律に定めるもの外、公認会計士審査会の議事手続その他その運営に関し必要な事項は、公認会計士審査会が定める。

第四十三條から第四十六條まで　削除

第七章を削る。

「第八章」を「第七章」に、「第九章」を「第八章」に改める。

第五十五條各号中「又は同條第二項」を削る。

第五十七條第一項から第三項まで中「公認会計士管理委員会」を「大蔵大臣」に改める。

第五十七條の二第二項中「公認会計士管理委員会規則」を「大蔵省令」に改める。

第十八條後段を削る。

第六十四條の二及び第六十四條の三を削る。

第六十五條第二項中「会計士補が」を「会計士補又は会計士補となる資格を有する者が」に改める。

（日本銀行法の一部改正）

第十五條　日本銀行法（昭和十七年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第三十條第一項中「通貨発行審議会ノ議決ニ基キ」を削る。

第三十一條第二項を削る。

第三十一條ノ二但書を削る。

第三十二條第六項中「通貨発行審議会ノ議決ニ基キ」を削る。

第三十六條ノ二を削る。

（国民金融公庫法の一部改正）

第十六條　国民金融公庫法（昭和二十四年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第十條第四項中「通貨発行審議会の推薦に基き、」を削り、同條第八項中「通貨発行審議会の議を経て、」を削る。

（外国為替及び外国貿易管理法の一部改正）

第十七條　外国為替及び外国貿易管理法（昭和二十四年法律第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第七章　不服の申立及び訴訟（第五十六條―第六十四條）」を「第七章　不服の申立及び訴訟　第七章の二　外国為替審議会（第六十四條の二・第六十四條の三）」に改める。

第四條　削除

第七條第三項を次のように改める。

3　大蔵大臣は、外国為替資金の運用による外国為替の売買の相場を定めなければならない。

第七條第四項中「外国為替管理委員会は、大蔵大臣の承認を得て、」を「大蔵大臣は、」に改め、同條第六項中「又は外国為替管理委員会」を削る。

第十一條中「外国為替管理委員会」を「大蔵大臣」に改める。

第十五條及び第二十條中「政府機関」を「主務大臣」に改める。

第四十四條中「主務の政府機関」を「主務大臣」に、「当該政府機関」を「主務大臣」に改める。

第五十六條中「政府機関」を「主務大臣」に、「当該政府機関」を「当該主務大臣」に改める。

第五十七條第一項中「政府機関」を「主務大臣」に改める。

第五十八條中「当該政府機関」を「第五十六條の規定による不服の申立を受理した主務大臣」に改める。

第六十條中「この章の規定による政府機関」を「第五十八條の規定による主務大臣」に改める。

第六十一條第一項中「この法律の規定による当該政府機関」を「第五十八條の規定による主務大臣」に、「被告である政府機関」を「被告である主務大臣」に改め、同條第二項中「政府機関」を「第五十八條の規定による主務大臣」に改め、同條第三項中「当該政府機関」を「その訴に係る第五十八條の規定による決定をした主務大臣」に改める。

第六十二條中「当該政府機関」を「前條第三項に規定する主務大臣」に、「及び政府機関」を「及び当該主務大臣」に改める。

第六十三條中「当該政府機関」を「主務大臣」に改める。

第六十四條中「当該政府機関の決定」を「第五十八條の規定による主務大臣の決定」に、「政府機関に」を「当該主務大臣に」に改め、同條第二号中「政府機関」を「主務大臣」に改める。

第七章の次に次の一章を加える。

第七章の二　外国為替審議会

（設置）

第六十四條の二　外国為替の管理に関する重要事項に関し調査審議させるため、大蔵省の附属機関として、外国為替審議会を置く。

（組織及び運営）

第六十四條の三　外国為替審議会は、大蔵大臣及び委員七人以内で組織する。

2　大蔵大臣は、外国為替審議会の会長として会務を総理する。

3　外国為替審議会の委員は、関係行政機関の職員及び学識経験のある者のうちから、大蔵大臣が任命する。

4　外国為替審議会の委員の任期は、二年とする。但し、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5　外国為替審議会の委員は、再任されることができる。

6　外国為替審議会の委員は、非常勤とする。

7　前六項に定めるもの外、外国為替審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第十九條　外資に関する法律（昭和二十五年法律第百六十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十五條・第十六條」を「第十五條―第十六條」に、「第五章　外国投資家の投資及び事業活動の調整（第十八條・第十九條）」を「第五章　外国投資家の投資及び事業活動の調整（第十八條―第十九條）」及び学識経験のある者のうちから、大蔵大臣が任命する。

4　外国為替審議会の委員の任期は、二年とする。但し、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5　外国為替審議会の委員は、再任されることができる。

6　外国為替審議会の委員は、非常勤とする。

7　前六項に定めるもの外、外国為替審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第十九條　外資に関する法律（昭和二十五年法律第百六十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十五條・第十六條」を「第十五條―第十六條」に、「第五章　外国投資家の投資及び事業活動の調整（第十八條・第十九條）」を「第五章　外国投資家の投資及び事業活動の調整（第十八條―第十九條）」に、「第二十五條」を「第二十五條の三」に改める。

第三條第一項第一号ロ中「外資委員会」を「大蔵大臣」に改め、同項第三号中「外資委員会」を「主務大臣」に改め、同條第二項中「外資委員会」を「大蔵大臣」に改める。

第五條第二項から第四項まで中「外資委員会又は」を削る。

第七條第一項中「外資委員会」を「大蔵大臣及び通商産業大臣」に、「外資委員会規則」を「大蔵省令、通商産業省令」に改め、同條第二項中「外資委員会」を「大蔵大臣及び通商産業大臣」に改める。

第八條の見出し中「又は勧告」を「等」に改め、同條第一項及び第二項中「外資委員会」を「主務大臣」に改め、同條第三項中「外資委員会が指定をする」を「大蔵大臣が指定をする」に、「外資委員会が許可」を「外資審議会が許可」に、「勧告をする」を「意見を述べる」に改める。

第九條第二項中「外資委員会」を「主務大臣」に改める。

第十條並びに第十一條第一項及び第二項中「外資

委員会規則」を「主務省令」に、「外資委員会」を「主務大臣」に改める。

第十二條第一項中「外資委員会規則」を「大蔵省令」に、「外資委員会」を「大蔵大臣」に改める。

第十三條第一項中「外資委員会」を「主務大臣」に、「外資委員会規則」を「主務省令」に改める。

第十三條の二及び第十三條の三中「外資委員会」を「大蔵大臣」に改める。

第十四條第一項中「外資委員会」を「主務大臣又は大蔵大臣」に改め、同條第二項中「外資委員会規則」を「主務省令又は大蔵省令」に、「外資委員会」を「主務大臣又は大蔵大臣」に改め、同條第三項を削る。

第十五條及び第十五條の二第一項中「外資委員会の認可」を「主務大臣の認可」に、「外資委員会の指定」を「大蔵大臣の指定」に、「外資委員会が」を「主務大臣又は大蔵大臣が」に改める。

第十五條の二第二項中「外資委員会」を「主務大臣又は大蔵大臣」に改める。

第十六條を削り、第十五條の四中「外資委員会」を「大蔵大臣」に改め、同條を第十六條とする。

第十八條第一項中「外資委員会の議に付さなければならない。」を「大蔵大臣に依頼して、外資審議会の意見を求めなければならない。」に改め、同條第二項中「外資委員会を」を「大蔵大臣」に改め、「当該事項についての」の下に「外資審議会の」を加え、同條の次に次の二條を加える。

（外資審議会の意見）

第十八條の二　大蔵大臣は、この法律の規定による認可、指定又は確認をしようとするときは、あらかじめ外資審議会の意見を聞かなければならない。但し、事案の軽微なものについては、この限りでない。

2　主務大臣は、この法律の規定による認可をする場合には、前項の外資審議会の意見を尊重しなければならない。

第十八條の三　大蔵大臣は、他の法令の規定により居住者の本邦における適法な事業活動により生ずる利潤の外国へ向けた妥当な範囲内の支拂の許可をしようとするときは、あらかじめ外資審議会の意見を聞かなければならない。但し、事案の軽微なものについては、この限りでない。

第十九條の見出しを削り、同條第一項中「国の行政機関は、」を「前條に規定する場合を除く外、国の行政機関は、他の法令の規定により」に、「外資委員会の勧告」を「大蔵大臣に依頼して、その勧告」に改め、「その他外資委員会規則で定めるもの」を削り、同條第二項中「外資委員会に付議して、その勧告」を「外資審議会の意見」に改め、次に次の一章を加える。

第五章の二　外資審議会

（設置）

第十九條の二　本邦に対する外国資本の投下に関する重要事項に関し調査審議させるため、大蔵省の附属機関として、外資審議会を置く。

（組織及び運営）

第十九條の三　外資審議会は、大蔵大臣及び委員九人以内で組織する。

2　大蔵大臣は、外資審議会の会長として会務を総理する。

3　外資審議会の委員は、関係行政機関の職員及び学識経験のある者のうちから、大蔵大臣が任命する。

4　外資審議会の委員の任期は、二年とする。但し、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5　外資審議会の委員は、再任されることができる。

6　外資審議会の委員は、非常勤とする。

7　前六項に定めるもの外、外資審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第六章中「外資委員会」を「主務大臣又は大蔵大臣」に改め、第二十四條中「外資委員会規則」を「主務省令又は大蔵省令」に改める。

第六章中第二十五條の次に次の二條を加える。

（日本銀行による事務の取扱）

第二十五條の二　主務大臣又は大蔵大臣は、政令で定めるところにより、この法律の施行に関する事務の一部を、日本銀行をして取り扱わせることができる。

2　前項の規定により日本銀行をして事務の一部を取り扱わせる場合においては、その事務の取扱に要する経費は、日本銀行の負担とする。

（主務大臣及び主務省令）

第二十五條の三　この法律に規定する主務大臣及び主務省令は、政令で定める。

（外資に関する法律の一部を改正する法律の一部改正）

第二十條　外資に関する法律の一部を改正する法律（昭和二十七年法律第二百二十三号）の一部を次のように改正する。

附則第四項中「外資委員会規則」を「大蔵省令」に、「外資委員会」を「大蔵大臣」に改める。

附則第五項中「外資委員会」を「大蔵大臣」に改める。

（外国人の財産取得に関する政令の一部改正）

第二十一條　外国人の財産取得に関する政令（昭和二十四年政令第五十一号）の一部を次のように改正する。

本則中「外資委員会」を「主務大臣」に、「外資委員会規則」を「主務省令」に改める。

第十條中「、連合国財産上の家屋等の譲渡等に関する政令（昭和二十三年政令第二百九十八号）又はジエー・アンド・ビー・コウツ・リミテッドに対する財産の返還に関する政令（昭和二十四年政令第四十六号）」を「又は連合国財産上の家屋等の譲渡等に関する政令（昭和二十三年政令第二百九十八号）」に改める。

第十一條から第十六條まで　削除

第十七條　主務大臣は、政令で定めるところにより、この政令の施行に関する事務の一部を、日本銀行をして取り扱わせることができる。

2　前項の規定により日本銀行をして事務の一部を取り扱わせる場合においては、その事務の取扱に要する経費は、日本銀行の負担とする。第十八條を削り、第十九條を第十八條とし、同條の次に次の一條を加える。

（主務大臣及び主務省令）

第十九條　この政令において主務大臣又は主務省令は、鉱業権及びこれに関する権利並びに第三條第一項第三号に掲げる財産に関する事項については、大蔵大臣及び通商産業大臣又は大蔵省令、通商産業省令とし、その他の事項については、大蔵大臣又は大蔵省令とする。

第二十一條第二号中「第十九條」を「第十八條」に改める。

（外国政府の不動産に関する権利の取得に関する政令の一部改正）

第二十二條　外国政府の不動産に関する権利の取得に関する政令（昭和二十四年政令第三百十一号）の一部を次のように改正する。

本則中「外資委員会」を「大蔵大臣」に、「外資委員会規則」を「大蔵省令」に改める。

第三條に次の一項を加える。

3　大蔵大臣は、第一項の承認をしようとするときは、外資審議会の意見を聞かなければならない。但し、事案の軽微なものについては、この限りでない。

第七條第三項を削る。

第八條の二第一項中「第七條第三項の規定により同條第一項の書類の移送を受けたときは、」を「第三條第一項の承認をしたときは、」に改め、同條第二項中「第七條第三項の規定により同條第二項の書類の移送を受けたときは、」を「第三條第一項の承認をしたときは、」に改める。

（会社更生法の一部改正）

第二十三條　会社更生法（昭和二十七年法律第百七十二号）の一部を次のように改正する。

第四十八條第一項、第百六十五條、第百九十四條第一項及び第三項並びに第二百條第二項中「証券取引委員会」を「大蔵大臣」に改める。

（図書館法の一部改正）

第二十四條　図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）の一部を次のように改正する。

第九條第一項中「印刷庁」を「印刷局」に改める。

附　則

1　この法律は、昭和二十七年八月一日から施行する。但し、第七條による特別職の職員の給與に関する法律の改正規定中改正後の同法第一條第二十三号に係る部分は、ユネスコ活動に関する法律（昭和二十七年法律第二百七号）の施行の日から施行する。

2　この法律施行の際現に効力を有する改正前の証券取引法に基く証券取引委員会規則は、この法律施行後は、改正後の証券取引法に基く相当の政令又は大蔵省令としての効力を有するものとする。

3　この法律施行の際現に効力を有する改正前の公認会計士法（同法第六十三條第一項及び第二項を除く。）に基く公認会計士管理委員会規則は、この法律施行後は、改正後の公認会計士法に基く相当の政令又は大蔵省令としての効力を有するものとする。

4　改正前の外国為替及び外国貿易管理法及びこれに基く命令の規定による外国為替管理委員会の処分は、改正後の外国為替及び外国貿易管理法及びこれに基く命令の相当規定による大蔵大臣の処分とみなす。

5　この法律施行前にされた改正前の外国為替及び外国貿易管理法及びこれに基く命令の規定による外国為替管理委員会の処分の申請及びその受理は、改正後の外国為替及び外国貿易管理法及びこれに基く命令の相当規定による大蔵大臣の処分の申請及びその受理とみなす。

6　改正前の外資に関する法律の規定による外資委員会の処分（同法附則第四項の規定による指定を除く。）は、改正後の外資に関する法律の相当規定による大蔵大臣又は大蔵省令、通商産業省令若しくは大蔵省令、通商産業省令としての効力を有するものとする。

7　この法律施行前にされた改正前の外資に関する法律の規定による外資委員会の処分（同法附則第四項の規定による指定を除く。）の申請及びその受理は、改正後の外資に関する法律の相当規定による主務大臣又は大蔵大臣の処分の申請及びその受理とみなす。

8　この法律施行の際現に効力を有する改正前の外資に関する法律に基く外資委員会規則は、この法律施行後は、改正後の外資に関する法律に基く相当の主務省令若しくは大蔵省令、通商産業省令又は大蔵省令としての効力を有するものとする。

9　改正前の外資に関する法律の一部を改正する法律（昭和二十七年法律第二百二十三号）又は外国政府の不動産に関する権利の取得に関する政令（以下「改正前の外資に関する法律等」という。）の規定による外資委員会の処分は、改正後の外資に関する法律の一部を改正する法律（昭和二十七年法律第二百二十三号）又は外国政府の不動産に関する権利の取得に関する政令（以下「改正後の外資に関する法律等」という。）の相当規定による主務大臣又は大蔵大臣の処分とみなす。

10　この法律施行前にされた改正前の外資に関する法律の一部を改正する法律等の規定による外資委員会の処分の申請及びその受理は、改正後の外資に関する法律の一部を改正する法律等の相当規定による大蔵大臣の処分の申請及びその受理とみなす。

11　この法律施行の際現に効力を有する改正前の外資に関する法律の一部を改正する法律等に基く外資委員会規則は、この法律施行後は、改正後の外資に関する法律の一部を改正する法律等に基く大蔵省令としての効力を有するものとする。

12　改正前の外国人の財産取得に関する政令の規定による外資委員会の処分は、改正後の外国人の財産取得に関する政令の相当規定による主務大臣の処分とみなす。

13　この法律施行前にされた改正前の外国人の財産取得に関する政令の規定による外資委員会の処分の申請及びその受理は、改正後の外国人の財産取得に関する政令の相当規定による主務大臣の処分の申請及びその受理とみなす。

14　この法律施行の際現に効力を有する改正前の外国人の財産取得に関する政令に基く外資委員会規則は、この法律施行後は、改正後の外国人の財産取得に関する政令の規定に基く主務省令としての効力を有するものとする。

15　この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

16　ユネスコ活動に関する法律の一部を次のように改正する。

附則第九項を削り、附則第十項を附則第九項とする。

内閣総理大臣・法務総裁・大蔵・文部・厚生・農林・通商産業・運輸・電気通信・建設大臣。
経済安定本部総裁署名

法律第二百七十一号（昭二七、七、三一）

◉文部省設置法の一部を改正する法律

文部省設置法（昭和二十四年法律第百四十六号）の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

第一章　総則（第一條―第五條）

第二章　本省

第一節　内部部局（第六條―第十三條）

第二節　国立の学校その他の機関（第十四條―第二十七條）

第三章　外局（第二十八條・第二十九條）

第四章　職員（第三十條・第三十一條）

附則

第二條第一項第一号を同項第七号とし、同項第二号を同項第八号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一　「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一條に定める学校及び同法第八十三條に定める各種学校をいい、「学校教育」とは、これらの学校における教育をいう。

第二條第一項第三号を同項第二号とし、同項第四号を同項第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四　「大学教育」とは、大学における教育をいう。

第二條第二項及び第三項を削る。

第四條を次のように改める。

（文部省の任務）

第四條　文部省は、学校教育、社会教育、学術及び文化の振興及び普及を図ることを任務とし、これらの事項及び宗教に関する国の行政事務を一体的に遂行する責任を負う行政機関とする。

第五條第一項第十二号から第二十七号までを次のように改める。

十二　教育（学校教育及び社会教育をいう。以下同じ。）、学術及び文化の振興に関し、調査し、及び企画すること。

十三　地方公共団体及びその機関の行う教育、学術、文化及び宗教の事務に関する制度並びに地方公務員たる教育職員に関する制度に関し、調査し、及び企画すること。

十四　教育、学術、文化又は宗教に係る国際的に供給の不足する物資を割り当て、及び教育、学術、文化又は宗教の直接の用に供する物資の確保についてあつ旋すること。

十五　国立自然教育園、史料館及び国民体育館を管理し、及び運営すること。

十六　国立学校（これに附置する機関を含む。）の設を復旧整備すること。

十七　大学の設置及び教育、学術又は文化に関する法人の設立につき認可を行うこと。

十八　大学、研究機関その他の教育、学術又は文化に関する機関（他の行政機関に属するものを除く。）に対し、その運営に関して指導と助言を與えること。

十九　地方公共団体及び教育委員会、都道府県知事その他の地方公共団体の機関に対し、教育、学術、文化及び宗教に関する行政の組織及び運営について指導、助言及び勧告を與えること。

二十　教育、学術及び文化に関する専門的、技術的な資料を作成し、及び刊行頒布すること。

二十一　教育、学術又は文化に関する重要な題目について、会議、研究会、討論会その他の催しを主催すること。

二十二　教育職員の研修について連絡し、及び援助すること。

二十三　大学及び研究機関の研究活動について連絡し、及び援助すること。

二十四　国内における教育、学術又は文化に関する国際的諸活動について連絡調整すること。

二十五　教育職員、学徒、研究者、著作家、芸術家、国際的な運動競技大会及び文化的会合の参加者等の諸外国との交換に関し、條約その他の国際約束に従い、国際的取決めを交渉し、及び締結すること。

二十六　教育、学術又は文化に関する国際会議の政府代表の候補者を選考し、関係行政機関に意見を述べること。

二十七　国費による在外研究員及び内地研究員を選考して、これを任命し、並びに公費又は私費による在外研究を援助すること。

二十八　所掌事務に関する調査研究を行い、その結果を利用に供し、及び関係調査研究機関に対し、協力し、又は必要がある場合に調査研究を委託すること。

二十九　所掌事務に関する統計調査の資料及び結果を收集し、解釈し、及び刊行頒布すること。

三十　宗教に関する情報資料を收集し、及び宗教団体と連絡すること。

三十一　教育委員会、都道府県知事その他の地方公共団体の機関及び大学に対し、報告書、資料等の提出を求めること。

三十二　前各号に掲げるもの外、法律（これに基く命令を含む。）に基き文部省に属させられた権限

第六條第一項中「調査普及局」を「調査局」に改める。

第七條から第十二條までを次のように改める。

（大臣官房の事務）

第七條　大臣官房においては、文部省の所掌事務に関し、左の事務をつかさどる。

一　職員の職階、任免、分限、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。

二　内部部局の職員の衛生、医療その他福利厚生に関すること。

三　教育、学術又は文化に功績のある者の顕彰に関すること。

四　機密に関すること。

五　大臣の官印及び省印を管守すること。

六　機構及び定員に関し、調査し、企画し、及び立案すること。

七　所管行政の総合調整を行うこと。

八　教育、学術、文化又は宗教に関する法人（学校法人及び宗教法人を除く。）の設立の認可基準を作成する等これらの法人の認可に関する事務について連絡調整すること。

九　法令案その他の公文書類の審査を行うこと。

十　公文書類を接受し、発送し、編集し、及び保存すること。

十一　監察に関すること。

十二　各部局の準備した予算案に基いて文部省所管の予算案を作成する等予算に関すること。

十三　経費及び収入の決算を作成し、会計事務を行い、及び会計を監査すること。

十四　行政財産及び物品を管理すること。

十五　前各号に掲げるもの外、文部省の所掌事務で他部局及び他の機関の所掌に属しない事項

（初等中等教育局の事務）

第八條　初等中等教育局においては、左の事務をつかさどる。

一　地方教育行政に関する制度について企画し、並びに地方教育行政の組織及び一般的運営に関し、指導、助言及び勧告を與えること。

二　地方教育費に関し、資料を收集し、及び企画すること。

三　地方公務員たる教育関係職員の任免、給與その他の身分取扱に関する制度について企画し、並びにこれらの制度の運営に関し、指導、助言及び勧告を與えること。

四　国立高等学校（国立大学附置のものを除く。）に関し、予算案の準備その他の他部局に属しない事務を行うこと。

五　初等教育、中等教育及び特殊教育（以下「初等中等教育」という。）の振興に関し、企画し、及び援助と助言を與えること。

六　初等中等教育のための補助に関すること。

七　初等中等教育の基準の設定に関すること。

八　学校における産業教育の振興のための事務について連絡調整すること。

九　高等学校、盲学校、ろう学校及び養護学校の行う通信教育に関し、援助と助言を與えること。

十　初等中等教育における職業指導に関し、援助と助言を與えること。

十一　初等中等教育に関する教材、教具等の解説目録及び教材に関する資料を作成し、及び利用に供すること。

十二　学校における保健に関し、指導、助言及び援助を與えること。

十三　左のような方法によつて、学校管理、教育課程、学習指導法、生徒指導その他初等中等教育のあらゆる面について、教育職員その他の関係者に対し、専門的、技術的な指導と助言を與えること。

と。

イ　手引書、指導書その他の専門的出版物を作成し、及び利用に供すること。

ロ　初等中等教育に関係のある教育職員のための研究集会、講習会その他の催しを主催し、又はこれに参加すること。

十四　初等中等教育用教科書の発行の指示等初等中等教育において用いる教科用図書その他の教授上用いられる図書の発行に関すること。

十五　文部省が著作の名義を有する出版物の著作権を管理すること。

（大学学術局の事務）

第九條　大学学術局においては、左の事務をつかさどる。

一　大学の設置、廃止、設置者の変更等の認可を行うこと。

二　国立大学及びこれに附置する学校その他の機関に関し、予算案の準備その他の他部局に属しない事務を行うこと。

三　大学教育及び学術の振興に関し、企画し、及び援助と助言を與えること。

四　大学教育のための補助に関すること。

五　大学教育の基準の設定に関すること。

六　大学の行う通信教育に関し、援助と助言を與えること。

七　教育職員の免許、養成及び大学において行う現職教育並びに研究者の養成に関し、企画し、及び援助と助言を與えること。

八　学徒の奨学について企画し、並びに学徒の奨学、厚生及び補導に関し、援助と助言を與えること。

九　国立教育研究所、緯度観測所、統計数理研究所及び国立遺伝学研究所に関し、予算案の準備その他の他部局に属しない事務を行うこと。

十　日本学術会議その他の学術団体との連絡に関すること。

十一　研究機関及び研究者に対する学術の振興のための補助に関すること。

十二　国費による在外研究員及び内地研究員並びに大学教授の国際交換のための候補者の選考に関すること。

十三　外国人留学生の教育に関し、援助と助言を與えること。

十四　研究事業に関する目録を作成し、及び利用に供すること。

十五　学術に関する情報資料を收集し、及び保存し、並びに教育機関及び研究機関に対し、これらの情報を提供する等の便宜を與えること。

十六　大学及び研究機関の研究結果の頒布を援助すること。

十七　国立自然教育園及び史料館を管理し、及び運営すること。

十八　左のような方法によつて、大学教育及び学術のあらゆる面について、教育職員、研究者その他の関係者に対し、専門的、技術的な指導と助言を與えること。

イ　専門的出版物を作成し、及び利用に供すること。

ロ　大学教育及び学術に関する研究集会その他の催しを主催し、又はこれに参加すること。

（社会教育局の事務）

第十條　社会教育局においては、左の事務をつかさどる。

一　国立科学博物館、国立近代美術館及び日本芸術院に関し、予算案の準備その他の他部局に属しない事務を行うこと。

二　社会教育（国民の文化的生活向上のための活動を含む。以下この條において同じ。）の振興に関し、企画し、及び援助と助言を與えること。

三　社会教育のための補助に関すること。

四　社会教育に関する教材等の解説目録を作成し、及び利用に供すること。

五　社会教育としての通信教育に関し、援助と助言を與えること。

六　左のような方法によつて、社会教育に関する団体、社会教育のあらゆる面について、社会教育指導者その他の関係者に対し、専門的、技術的な指導と助言を與えること。

イ　情報資料を收集し、作成し、及び利用に供すること。

ロ　社会教育に関する研究集会、講習会、展示会その他の催しを主催し、又はこれに参加すること。

七　視聴覚教育に関し、連絡調整すること。

八　芸術及び国民娯楽の向上及び普及に関し、援助と助言を與えること。

九　国際的又は全国的な規模において行われる運動競技に関し、連絡し、及び援助すること。

十　国民体育館を管理し、及び運営すること。

十一　著作権の登録等著作権に関する事務及び予約出版の届出の受理に関する事務を行うこと。

（調査局の事務）

第十一條　調査局においては、左の事務をつかさどる。

一　文部省の所掌事務に関する一般的調査統計を行い、必要な資料を收集し、解釈し、及びこれらの結果を利用に供すること。

二　文部省の調査統計について、年次計画を立案し、及び調整すること。

三　外国の教育事情について、調査研究を行い、及びその結果を利用に供すること。

四　文部省の所掌事務に関する年次報告、要覽、時報等を編集し、及び頒布すること。

五　基本的な文教施策について、調査し、及び企画し、並びに文部省の所掌事務の運営について評価すること。

六　教育職員、学徒、研究者、著作家、芸術家、国際的な運動競技大会及び文化的会合の参加者等の諸外国との交換に関し、條約その他の国際約束に従い、国際的取決めを交渉し、及び締結すること。

七　教育、学術又は文化に関する国際的諸活動についての各部局の事務の連絡調整に関すること。

八　日本ユネスコ国内委員会及び国立国語研究所に関し、予算案の準備その他の他部局に属しない事務を行うこと。

九　国内におけるユネスコ活動に関し、法令案を作成し、及び法人の設立を認可すること。

十　公費又は私費による在外研究を援助すること。

十一　外国人留学生の受入の連絡及び海外への留学生の派遣に関すること。

十二　大学教授の国際交換に関し、連絡調整すること。

十三　外国出版物の購入、交換等に関する事務を処理すること。

十四　広報に関すること。

十五　国立国会図書館支部文部省図書館に関すること。

十六　国語の改良及びその普及に関すること。

十七　宗教に関する情報資料の收集及び宗教団体との連絡に関すること。

十八　宗教法人の規則等の認証を行うこと。

（管理局の事務）

第十二條　管理局においては、左の事務をつかさどる。

一　文部大臣がその所轄庁である学校法人について認可及び認定を行うこと。

二　私立学校に関する行政の制度について企画し、並びにこれらの行政の組織及び一般的運営に関し、指導、助言及び勧告を與えること。

三　文部大臣がその所轄庁である学校法人の経営に関し、調査し、及び指導と助言を與えること。

四　私立学校教育振興のための学校法人等の助成に関すること。

五　学校給食に関し、指導、助言及び援助を與えること。

六　文部省共済組合及び公立学校共済組合に関すること。

七　職員（内部部局の職員を除く。）の衛生、医療その他福利厚生に関し、援助と助言を與えること。

八　地方公務員たる教育関係職員の福利厚生に関し、援助と助言を與えること。

九　教育、学術、文化又は宗教に係る国際的に供給の不足する物資を割り当て、及び教育、学術、文化又は宗教の直接の用に供する物資の確保についてあつ旋すること。

十　教育用品に関し、基準を設定し、及び解説目録を作成すること。

十一　学校施設の基準の設定に関すること。

十二　学校環境の整備、学校施設の確保等に関し、連絡調整すること。

十三　公私立の文教施設の復旧整備に関し、指導と助言を与えること。

十四　公立の文教施設の復旧整備のための補助に関すること。

十五　国立の文教施設の復旧整備に関する予算案を準備し、及び国立学校（これに附置する機関を含む。）の施設を復旧整備すること。

2　教育施設部においては、前項第十一号から第十五号までに掲げる事務をつかさどる。

第二十四条第二項及び第三項中「教育に」を「教育、学術又は文化に」に改め、同条を第二十六条とし、第二十四条の二を第二十七条とし、以下三条ずつ繰り下げる。

第十八条を第十九条とし、第十八条の二を第二十条とし、以下第二十三条まで二条ずつ繰り下げる。

第十七条を削り、第十三条中「第二十四条及び第二十四条の二」を「第二十六条及び第二十七条」に改め、同条を第十四条とし、以下第十五条まで一条ずつ繰り下げ、第十五条の二を第十七条とし、第十六条を第十八条とし、第一節中第十二条の次に次の一条を加える。

（内部部局の共通事務）

第十三条　第六条に掲げる大臣官房及び各局（以下この条において「各局」という。）においては、第七条から前条までに定めるものの外、それぞれ左の事務をつかさどる。

一　各局の所掌事務に関し、地方公共団体及び教育委員会、都道府県知事その他の地方公共団体の機関、大学、研究機関等に対し、専門的、技術的な指導と助言を与えること。

二　各局の所掌事務に関する国際的諸活動について連絡調整すること。

三　各局の所掌事務に関する法人の設立の認可を行うこと。

四　各局の所掌事務に関し、第二十六条及び第二十七条に掲げる審議会等に対し、事務的、技術的な援助を与えること。

五　各局の所掌事務に関し、法令案を作成し、及び予算案を準備すること。

六　各局の所掌事務に関し、文部省の権限として法令の定める事項を処理すること。

七　法律（これに基く命令を含む。）により各局の所掌に属させられた事項を処理すること。

2　教育施設部においては、前条第二項に定めるもの の外、その所掌事務につき前項各号に掲げる事務に相当する事務をつかさどる。

附則第四項を次のように改める。

4　当分の間、この法律中「学校」には、学校教育法第九十八条第一項に定める学校を、「大学」には、同項の従前の規定による大学及び専門学校を含むものとする。

附則第五項中「第十号」を「第九号」に改める。

附則第六項中但書を削る。

附則第九項及び第十項を削り、附則第八項の次に次の一項を加える。

9　大学学術局においては、当分の間、学校教育法第百八条の規定による学位の授与について認可を行うものとする。

附則第十一項中「管理局」を「初等中等教育局」に改め、同項を附則第十項とし、附則第十二項を附則第十一項とする。

附則第十三項中「第十三条」を「第十四条」に改め、同項を附則第十二項とする。

附　則

1　この法律は、昭和二十七年八月一日から施行する。

2　宗教法人法（昭和二十六年法律第百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十六条中「文部大臣官房」を「文部省調査局」に改める。

（文部・内閣総理大臣署名）

◉文化財保護法の一部を改正する法律

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「第十八条第一号、」を削り、同条第三項中「第十八条第八号、」を削る。

第九条に次の一項を加える。

4　委員（委員長である委員を除く。）は、非常勤とする。

第十六条の見出しを「（事務局）」に改め、同条中「事務局を置き、事務局に、その内部組織として総務部及び保存部を置く。」を「事務局を置く。」に改める。

第十七条及び第十八条を次のように改める。

第十七條及び第十八條　削除

第十九条を次のように改める。

（事務局長及び次長）

第十九條　委員会の事務局に事務局長及び次長一人を置く。

2　事務局長は、委員長の指揮監督を受けて事務局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

3　次長は、事務局長を助け、事務局の事務を整理する。

第二十二条第二項の表中「

京都国立博物館

」を「

京都国立博物館　京都市

」に改め、同条第三項を削り、同項を同条第三項とする。

第百十六条第二項を削り、同条第三項を同条第四項とし、同条第四項を同条第三項とする。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、昭和二十七年八月一日から施行する。但し、附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

（東京国立博物館の分館の職員に関する経過規定）

2　この法律施行の際現に東京国立博物館の分館の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、同一の勤務条件をもつて、奈良国立博物館の職員となるものとする。

（大蔵省設置法の一部改正）

3　大蔵省設置法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法令の整理に関する法律の一部を改正する法律（昭和二十七年法律第二百七十号）の一部を次のように改正する。

第七条中の特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）（以下「法」という。）第一条の改正規定に関する部分中「同条第二十九号」を「同条第三十号」に、「同条第三十号」を「同条第三十一号」に、「同条第三十一号」を「同条第三十二号」に改める。

第七条中の法第一条の改正規定中「十二　文化財保護委員会の委員長及び委員」を「十二　文化財保護委員会委員長」に改め、同条第二十四号を同条第二十五号とし、以下一号ずつ繰り下げ、同条第二十三号の次に次の一号を加える。

二十四　文化財保護委員会委員

第七条中の法第九条の改正規定中「第二十七号」を「第二十八号」に改める。

第七条中の法第十条の改正規定中「第二十八号」を「第二十九号」に改める。

第七条中の法第十条の二の改正規定中「第二十九号」を「第三十号」に改める。

第七条中の法第十条の三の改正規定中「第三十号」を「第三十一号」に改める。

第七条中の法第十三条の改正規定中「第三十一号」を「第三十二号」に改める。

第七条中の法別表第一の改正規定中「中央更生保護委員会委員」を「中央更生保護委員会委員　四七、文化財保護委員会委員　一」に改める。

（文部・内閣総理大臣署名）

法律第二百七十三号（昭二七、七、三一）

◉厚生省設置法の一部を改正する法律

厚生省設置法（昭和二十四年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第一節　内部部局（第六条―第十四条）」を「第一節　内部部局（第六条―第十四条の二）」に、「第二節　地方支分部局（第三十条―第三十九条）」を「第二節　地方支分部局（第三十条―第三十九条の十）」に、「第一款　駐在防疫官事務所（第三十一条―第三十三条）」を「第一款　削除」に、「第三款　地区麻薬取締官事務所（第三十七条―第三十九条）」を「第三款　地区麻薬取締官事務所（第三十七条―第三十九条の二）第四款　舞鶴地方引揚援護局（第三十九条の二―第三十九条の四）第五款　復員連絡局及び復員連絡局支部（第三十九条の五―第三十九条の七）第六款　地方復員部（第三十九条の八―第三十九条の十）」に、「第三章　外局（第四十条・第四十一条）」を「第三章　外局（第四十一条）」に改める。

第四条に次の一項を加える。

2　厚生省は、前項の外、左に掲げる国の行政事務を一体的に遂行する責任を負うものとする。

一　引揚援護

二　戦傷病者、戦没者遺族等の援護

三　旧陸海軍に属していた者の復員その他旧陸海軍の残務の整理

第五条第二十八号を次のように改める。

二十八　地方公共団体に対して、結核療養所の設置及び拡張を勧告し、国が開設した病院又は診療所を、結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十四条及び第三十五条に規定する医療を担当する機関に指定し、又はその指定を取り消すこと。

第五条第三十八号を次のように改める。

三十八　保健婦、助産婦及び看護婦の養成所を指定し、並びに保健婦、助産婦及び看護婦の試験、免許及び登録を行い、免許を取り消し、及び業務の停止を命ずること。

第五条第四十七号を次のように改める。

四十七　歯科用金地金加工業の経営を認可し、その認可を取り消し、及び事業の停止を命じ、並びに歯科用金地金の割当を行うこと。

第五条第五十二号を次のように改める。

五十二　社会福祉法人の設立、解散又は合併を認可し、その解散又は収益事業の停止を命じ、及び社会福祉事業従事者の資格を得るに必要な講習会、社会福祉事業従事者試験等を指定すること。

第五条第五十二号の次に次の二号を加える。

五十二の二　生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）の定めるところにより、保護の基準を定め、都道府県知事及び市町村長の行う保護の事務を監査し、保護施設の最低基準を定め、医療扶助に関する必要な診療方針及び診療報酬を定め、並びに保護処分に対する不服の申立について裁決をすること。

五十二の三　身体障害者更生援護施設等の設備及び運営の基準を定め、都道府県に対して身体障害者更生援護施設等の設置を認可し、又はその認可を取り消すこと。

第五条中第六十三号を第六十六号とし、第六十二号の次に次の三号を加える。

六十三　戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第百二十七号）の定めるところにより、障害年金等を受ける権利を裁定し、障害年金の額を改定し、及び不服申立について裁決をすること。

六十四　未復員者給与法（昭和二十二年法律第百八十二号）及び特別未帰還者給与法（昭和二十三年法律第二百七十九号）の定めるところにより、療養の必要の有無を認定し、療養の基準を定め、及び障害の程度を認定すること。

六十五　所掌事務に係る価格等の統制を行うこと。

第六条第一項中「六局」を「七局」に、「保険局」を「保険局　引揚援護局」に改める。

第七条中「医務局に次長一人」の下に「、引揚援護局に次長二人」を加え、同条に次の一項を加える。

2　次長は、局長を助け、局務を整理する。

第九条第一項に次の一号を加える。

二十　前各号に掲げる事務に係る価格等の統制に関すること。

第十一条に次の二号を加える。

十一　歯科用金地金加工業者及び歯科用金地金の割当に関すること。

十二　前各号に掲げる事務に係る価格等の統制に関すること。

第十四条の次に次の一条を加える。

（引揚援護局の事務）

第十四条の二　引揚援護局においては、左の事務をつかさどる。

一　内地以外の地域から内地に引き揚げた者に対する応急援護を行うこと。

二　内地から内地以外の地域に引き揚げる者に対する応急援護を行うこと。

三　引揚者の引揚先における更生補導を行うこと。

四　戦傷病者戦没者遺族等援護法を施行すること。但し、社会局の主管に属するものを除く。

五　旧軍人軍属の復員手続に関すること。

六　旧軍人軍属中の状況不明者の調査及び死亡者の処理に関すること。

七　未復員者給与法及び特別未帰還者給与法に基く給与の実施に関すること。

八　前三号に掲げるものの外、旧陸海軍の残務の整理に関すること。

第十五条中「国立教護院」を「国立教護院　援護所　留守業務部」に改める。

第二十八条を次のように改める。

（援護所）

第二十八条　援護所は、引揚者及び送還者に対し応急援護を行う機関とする。

2　援護所は、神奈川県に置く。

3　援護所の内部組織は、厚生省令で定める。

（留守業務部）

第二十八条の二　留守業務部は、左に掲げる事務をつかさどる機関とする。

一　旧陸軍関係の状況不明者の調査を行うこと。

二　旧陸軍関係の死亡者並びにその遺骨及び遺留品の処理を行うこと。

三　旧陸軍船舶部隊の残務を整理すること。

2　留守業務部は、千葉県に置く。

3　留守業務部の内部組織は、厚生省令で定める。

第三十条中「駐在防疫官事務所」を削り、「地区麻薬取締官事務所」を「地区麻薬取締官事務所　舞鶴地方引揚援護局　復員連絡局及び復員連絡局支部　地方復員部」に改める。

第二章第三節第一款を次のように改める。

第一款　削除

第三十一條から第三十三條まで　削除

第三十五条の表中国医務出張所の項中「広島県佐伯郡大竹町」を「広島市」に改める。

第二章第三節第三款の次に次の三款を加える。

第四款　舞鶴地方引揚援護局

（所掌事務）

第三十九條の二　舞鶴地方引揚援護局は、本省の所掌事務のうち引揚援護及び旧軍人軍属の復員に関する事務を分掌する。

（位置）

第三十九條の三　舞鶴地方引揚援護局は、舞鶴市に置く。

（内部組織）

第三十九條の四　舞鶴地方引揚援護局の内部組織は、厚生省令で定める。

第五款　復員連絡局及び復員連絡局支部

（復員連絡局）

第三十九條の五　復員連絡局は、本省の所掌事務のうち旧陸軍に関する第十四條の二第五号、第六号及び第八号に掲げる事務を分掌する。

第二十九条第一項の表保健婦助産婦看護婦審議会の項中「甲種看護婦国家試験」を「看護婦国家試験」に、「准看護婦試験」を「准看護婦試験」に改め、同表中

「社会保険審査会　健康保険、船員保険及び厚生年金保険における保険給付に関する決定及び徴収金等についての処分に関する不服を審査すること。

「社会保険審査会　健康保険、船員保険及び厚生年金保険における保険給付に関する決定及び徴収金等についての処分に関する不服を審査すること。

援護審査会　戦傷病者戦没者遺族等援護法の定めるところにより、議決し、及び厚生大臣に対して意見を述べること。

改める。

2　復員連絡局の名称、位置及び管轄区域は、左の通りとする。

名称	位置	管轄区域
東部復員連絡局	東京都	青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県 茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 山梨県 新潟県 長野県
中部復員連絡局	大阪市	静岡県 愛知県 岐阜県 三重県 富山県 石川県 福井県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県 徳島県 香川県 愛媛県 高知県
西部復員連絡局	福岡市	福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県

（復員連絡局支部）

第三十九條の六　復員連絡局支部は、復員連絡局の所掌事務を分掌する。

2　復員連絡局支部の名称、位置及び管轄区域は、左の通りとする。

名称	位置	管轄区域
東部復員連絡局仙台支部	仙台市	青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県
中部復員連絡局名古屋支部	名古屋市	静岡県 愛知県 岐阜県 三重県 富山県 石川県
中部復員連絡局広島支部	広島県 船越町	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県
中部復員連絡局善通寺支部	香川県 善通寺町	徳島県 香川県 愛媛県 高知県

（内部組織）

第三十九條の七　復員連絡局及び復員連絡局支部の内部組織は、厚生省令で定める。

（所掌事務）

第三十九條の八　地方復員部は、本省の所掌事務のうち旧海軍に関する第十四條の二第五号から第八号までに掲げる事務を分掌する。

（名称、位置及び管轄区域）

第三十九條の九　地方復員部の名称、位置及び管轄区域は、左の通りとする。

名称	位置	管轄区域
横須賀地方復員部	横須賀市	北海道 青森県 岩手県 宮城県 秋田県 福島県 茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 山梨県 長野県 静岡県
呉地方復員部	呉市	愛知県 岐阜県 三重県 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県
佐世保地方復員部	佐世保市	愛媛県 香川県 福岡県 高知県 長崎県 佐賀県 大分県 熊本県 鹿児島県 宮崎県
舞鶴地方復員部	舞鶴市	新潟県 山形県 富山県 石川県 福井県 滋賀県 京都府

（内部組織）

第三十九條の十　地方復員部の内部組織は、厚生省令で定める。

第三章　削除

第四十條及び第四十一條　削除

附　則

1　この法律は、昭和二十七年八月一日から施行する。

る。但し、目次の改正規定（第二章第三節第一款に関する部分を除く。）、第六條第一項の改正規定、第七條の改正規定前段、第十四條の次に一條を加える改正規定、第十五條の改正規定、第二十八條の改正規定、第二十九條第一項の表の改正規定後段、第三十條の改正規定後段、第二章第三節第三款の次に三款を加える改正規定、第三章の改正規定及び附則第二項の規定は、昭和二十八年四月一日から施行する。

2　引揚援護庁設置令（昭和二十三年政令第百二十四号）は、廃止する。

3　前項の規定施行の際引揚援護庁に勤務する職員は、別に辞令が発せられない限り、厚生省の本省の相当の職員となるものとする。

（厚生・内閣総理大臣署名）

法律第二百七十四号（昭二七、七、三一）

◉農林省設置法等の一部を改正する法律

（農林省設置法の一部改正）

第一條　農林省設置法（昭和二十四年法律第百五十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「附属機関（第六十四條・第六十五條）」を「附属機関（第六十四條―第六十五條）」に改める。

第四條第十三号から第十六号までを次のように改める。

十三　農林畜水産業に関する総合計画についての調査及び立案に関する事務を行うこと。

十四　所掌事務に係る物資の生産、配給及び消費の基本的施策につき企画立案をすること。

十五　所掌事務に係る物資に関する価格等の統制を行うこと。

十六　主要食糧及び所掌事務に係る国際的に供給が不足する物資等の割当を行い、又は配給を規制すること。

第四條第十六号の次に次の四号を加える。

十六の二　主要食糧の使用、加工、譲渡、譲受若しくは引渡又は所掌事務に係る国際的に供給が不足する物資等の使用、譲渡、譲受若しくは引渡を制限し、又は禁止すること。

十六の三　主要食糧の加工、譲渡、譲受若しくは引渡又は所掌事務に係る国際的に供給が不足する物資等の譲渡を命ずること。

十六の四　所掌事務に係る外国為替予算案の作成の準備をすること。

十六の五　所掌事務に係る事業に関し、外国投資家に係る技術援助契約の締結若しくは更新又は外国投資家の株式等の取得に関し認可を與え、又は届出を受理すること。

第四條第四十六号中「貯蔵すること。」の下に「（輸入のための買入及び輸出のための売渡を含む。）」を加え、同條第四十七号中「価格」を「買入及び売渡の価格」に改める。

第五條第一項中「農政局」を「農林経済局」に、同條第二項中「農政局に農業協同組合部」を「農林経済局に農業協同組合部及び統計調査部」に、「統計調査部、研究部及び普及部」を「研究部及び普及部」に改める。

第七條中第十二号を次のように改め、第十三号から第十七号の二までを削り、第十八号を第十三号とする。

十二　農林畜水産業に係る土地及び農業水利の総合計画に関する調査及び立案に関する事務を行うこと。

第八條（見出しを含む。）中「農政局」を「農林経済局」に改め、同條第一項中第二号、第七号及び第十号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第六号までを順次一号ずつ繰り上げ、第八号中「農機具、農薬その他の農業専用物品」を削り、「所掌する農業専用物品」を「所掌する肥料」に改め、同号を第六号とし、第九号中「農産物（蚕糸及び主要食糧を除く。）及び農業専用物品」を「肥料」に改め、同号を第七号とし、第十一号を第八号とし、同号の次に次の二十二号を加え、同條第二項中「第三号及び第六号」を「第二号、第五号、第十号及び第十一号」に改める。

九　その他の青果物の流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。
十　農業倉庫に関すること。
十一　農業用小水力発電施設の助成を行うこと。
十二　資金に関する調整並びに農林中央金庫その他の金融業務を行う団体及びこれらの団体の行う金融業務の指導監督を行うこと。
十三　農林漁業資金を融通すること。
十四　農林漁業資金融通特別会計の経理を行うこと。
十五　農村負債整理に関すること。
十六　農林省の所掌事務に係る物資の売買取引を行うために必要な商品市場を開設することを目的とする商品取引所に関する調整を図ること。
十七　農林省の所掌に係る企業の整備及び振興を図ること並びに商工業団体の指導監督を行うこと。
十八　農林省の所掌に係る事業の合理化に関すること。
十九　農林畜水産業用物資の割当又は配分に関する調整を行うこと。
二十　農林省の所掌事務に係る外国為替予算案の作成の準備に関すること及び輸出入に関する連絡調整を行うこと。
二十一　輸出農林畜水産物の等級、標準及び包装条件並びに検査に関すること。
二十二　日本農林規格に関すること。
二十三　農林省の所掌事務に係る統計報告の徴収についての調整その他統計に関する総合調整を行うこと。
二十四　耕地面積及び農作物の作況の調査を行うこと。
二十五　農山漁村の統計的経済調査を行うこと。
二十六　前二号に掲げるものの外、農林畜水産業に関する統計を作成すること。
二十七　統計的調査資料に基き、農林畜水産業に関する予測事業を行うこと。
二十八　農林省の所掌事務に係る図書の収集、保管、編集及び刊行を行うこと。
二十九　農業（蚕糸業を含む。次号において同じ。）及び農民生活に関する経済学的研究の企画、実施、調査及び助成並びに関係研究機関の行う当該研究の連絡調整を行うこと。
三十　農業及び農民生活に関する経済学的研究についての資料を収集し、整理し、及び刊行すること。

第八条に次の一項を加える。

3　統計調査部においては、第一項第二十八号までに掲げる事務をつかさどる。

第十条第一項第一号から第四号までを次のように改める。

一　農業経営の改善を図ること。
二　農産物（蚕糸を除く。以下本条中同じ。）の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。（農林経済局及び食糧庁の所掌に属することを除く。）
三　農機具、農薬その他の農業専用物品（肥料を除く以下本号及び次号において同じ。）の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。（他省がその生産を所掌する農業専用物品の生産に関することを除く。）
四　農産物及び農業専用物品の検査に関すること。（食糧庁の所掌に属することを除く。）

第十条第一項中第四号の二及び第六号を削り、第五号を第六号とし、第四号の次に次の二号を加える。

五　農産物の生産の指導に関し、当該業務を行う団体を指導監督すること。
五の二　病虫害の防除及び輸出入植物の検疫に関すること。

第十条第一項第七号、第十号、第十二号及び第十三号中「農民生活」を「農山漁家の生活」に、同項第九号、第十一号及び第十三号中「試験研究」を「自然科学的試験研究」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項第五号、第六号」を「前項第六号」に、「農民生活に関する試験研究」を「農山漁家の生活に関する自然科学的試験研究」に改め、同項を第二項とし、同条第四項中「農民生活」を「農山漁家の生活」に改め、同項を第三項とする。

第十五条第二項の表中「中国四国農業試験場」兵庫

県」を「中国農業試験場　兵庫県
四国農業試験場　香川県」に改める。

第四十二条第一項中「農作物の作況」を「農林畜水産物の収穫高」に、「農村」を「農山漁村」に改める。

第四十六条中「第一号から第十六号まで、」を「第一号から第十六号の三まで、第十六号の五、」に改める。

第四十八条第三号を次のように改める。

三　主要食糧の買入及び売渡の価格の決定並びに主要食糧の価格の統制に関すること。

第四十八条第五号中「主要食糧」を「農産物検査法（昭和二十六年法律第百四十四号）による農産物の検査その他主要食糧」に改める。

第五十一条中「食糧庁」を「第五十四条に規定するもの外、食糧庁」に改める。

第五十四条を次のように改める。

（米価審議会）

第五十四条　食糧庁の附属機関として、米価審議会を置く。米価審議会は、米価その他主要食糧の価格の決定に関する基本事項を調査審議することを目的とする機関とする。

2　米価審議会の組織、所掌事務及び委員その他の職員については政令で定める。

第五十六条第三項を削り、同条第四項中「第二項」を「前項」に、「農政局長」を「農業改良局長」に改め、「、前項の事務については官房長の指揮監督」を削り、同項を第三項とし、同条第五項を第四項とする。

第五十九条中「第一号から第十六号まで、」を「第一号から第十六号の三まで、第十六号の五、」に改める。

第六十四条第一項を第一項とし、同条を第六十四条の二として次の一条を加える。

（附属機関）

第六十四条　林野庁に、第六十五条に規定するもの外、左の附属機関を置く。

林業試験場
林業講習所

改正後の第六十四条の二の次に次の一条を加える。

（林業講習所）

第六十四条の三　林業講習所は、林業の経営及び技術に関し、林野庁、営林局及び営林署の職員の教習を行う機関とする。

2　林業講習所は、東京都に置く。

3　林業講習所の内部組織については、農林省令で定める。

第七十条第一項中「林野庁」を「営林局」に改める。

（水産庁設置法の一部改正）

第二条　水産庁設置法（昭和二十三年法律第七十八号）の一部を次のように改正する。

第七条の二中「第七条の六」を「第八条の二」に改める。

第七条の九及び第八条を削り、第七条の八を第八条とし、第七条の七を第七条の九とし、第七条の六を第七条の八とし、第七条の五を第七条の七とし、第七条の四を第七条の六とし、第七条の三を第七条の五とし、第七条の二を第七条の四とし、第七条の次に次の二条を加える。

（漁業調整事務局及び漁業調整事務所）

第七条の二　水産動植物の繁殖保護、漁業の許可、漁業取締その他漁業調整、漁業調整委員会の監督等漁業法及び水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）の施行に関する事務の一部を分掌させるため、漁業調整事務局及び漁業調整事務所を置く。

2　漁業調整事務局及び漁業調整事務所の名称及び位置は、左の通りとする。

名称	位置
北海道漁業調整事務所	札幌市
仙台漁業調整事務所	仙台市
新潟漁業調整事務所	新潟市
香住漁業調整事務所	兵庫県
瀬戸内海漁業調整事務局	神戸市
福岡漁業調整事務所	福岡市
有明海漁業調整事務局	大牟田市

3　漁業調整事務局及び漁業調整事務所の管轄区域、内部組織及び所掌事務の範囲については、農林省令で定める。

附　則

1　この法律は、昭和二十七年八月一日から施行する。

2　従前の経済安定本部の米価審議会及びその委員（専門委員を含む。）は、食糧庁の相当の機関及び職

員となり、同一性をもつて存続するものとする。

（農林・内閣総理大臣署名）

法律第二百七十五号（昭二七、七、三一）

◉通商産業省設置法

目次

第一章　総則（第一條―第四條）
第二章　本省
　第一節　内部部局（第五條―第十六條）
　第二節　附属機関（第十七條―第二十五條）
　第三節　地方支分部局
　　第一款　通商産業局（第二十六條―第三十一條）
　　第二款　鉱山保安監督部（第三十二條―第三十五條）
第三章　外局（第三十六條―第四十八條）
　第一節　特許庁
　　第一款　総則（第三十七條・第三十八條）
　　第二款　内部部局（第三十九條―第四十四條）
　　第三款　附属機関（第四十五條―第四十七條）
　第二節　中小企業庁（第四十八條）
第四章　職員（第四十九條・第五十條）
附則

第一章　総則

（目的）

第一條　この法律は、通商産業省の所掌事務の範囲及び権限を明確に定めるとともに、その所掌する行政事務及び事業を能率的に遂行するに足る組織を定めることを目的とする。

（設置）

第二條　国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三條第二項の規定に基いて、通商産業省を設置する。

2　通商産業省の長は、通商産業大臣とする。

（通商産業省の任務）

第三條　通商産業省は、左に掲げる国の行政事務及び事業を一体的に遂行する責任を負う行政機関とする。

一　通商の振興及び調整並びに通商に伴う外国為替の管理

二　輸出品の生産の振興その他鉱産物及び工業品の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整並びに検査

三　商鉱工業の合理化を促進するため必要な指導、あつ旋及び助成に関する事務

四　計量に関する事務

五　電気事業及びガス事業の運営の調整

六　石炭その他の鉱物、電力等の資源の開発及び利用の推進並びに発電水力の調整

七　鉱山の保安に関する事務

八　工業所有権に関する事務

九　中小企業の振興及び指導

十　鉱工業の科学技術に関する試験研究及びその成果の普及

十一　工業標準の制定及び普及

十二　商鉱工業に関する調査及び統計その他商鉱工業に関する事務

十三　国営通商事業

十四　アルコール専売事業

（通商産業省の権限）

第四條　通商産業省は、この法律に規定する所掌事務を遂行するため、左に掲げる権限を有する。但し、その権限の行使は、法律（これに基く命令を含む。）に従つてなされなければならない。

一　予算の範囲内で所掌事務の遂行に必要な支出負担行為をすること。

二　収入金を徴収し、所掌事務の遂行に必要な支拂をすること。

三　所掌事務の遂行に直接必要な事務所等の施設を設置し、及び管理すること。

四　所掌事務の遂行に直接必要な業務用資材、事務用品、研究用資材等を調達すること。

五　不用財産を処分すること。

六　職員の任免及び賞罰を行い、その他職員の人事を管理すること。

七　職員の厚生及び保健のため必要な施設をし、及び管理すること。

八　職員に貸與する宿舎を設置し、及び管理すること。

九　所掌事務に関する統計及び調査資料を作成し、頒布し、又は刊行すること。

十　所掌事務の監察を行い、法令の定めるところに従い、必要な措置をとること。

十一　所掌事務の周知宣伝を行うこと。

十二　通商産業省の公印を制定すること。

十三　所掌事務に係る物資（電力を含む。）の生産、配給及び消費並びに貿易等に関する基本的施策につき企画立案をすること。

十四　鉱工業の科学技術に関する試験研究等を行うこと。

十五　工業標準を制定すること。

十六　輸出及び輸入を行うこと。

十七　輸出及び輸入を制限し、又は禁止すること。

十八　通商に関する協定又は取極の実施に関し、必要な措置をとること。

十九　貿易に係る外国為替予算案を作成すること。

二十　通商に伴う外国為替に関する取引等を禁止し、又は制限すること。

二十一　輸出及び輸入に関し税関長を指揮監督すること。

二十二　輸出品の等級、標準及び包装條件を定めること。

二十三　輸出信用保險（輸出信用保險の再保險を含む。）を行うこと。

二十四　輸出業者の協定及び輸出組合の組合員の遵守すべき事項を認可すること。

二十五　所掌事務に係る事業に関し、外国投資家に係る技術援助契約の締結若しくは更新又は外国投資家の株式等の取得に関し認可を與え、又は届出を受理すること。

二十六　所掌事務に係る物資に関する価格等の統制を行うこと。

二十七　所掌事務に係る物資の売買取引を行うために必要な商品市場を開設することを目的とする商品取引所及びその物資の売買取引の委託を受ける商品仲買人を登録し、及びこれを監督すること。

二十八　所掌事務に係る公益法人その他の団体につき許可又は認可を與えること。

二十九　所掌事務に係る国際的に供給が不足する物資等の割当を行い、又は配給を規制すること。

三十　所掌事務に係る国際的に供給が不足する物資等の使用、譲渡若しくは譲受又は引渡の制限又は禁止を命ずること。

三十一　所掌事務に係る国際的に供給が不足する物資等の譲渡を命ずること。

三十二　所掌事務に係る物資の検査を行うこと。

三十三　計量器の製造の事業を許可すること。

三十四　計量士国家試験を行い、計量士を登録すること。

三十五　航空機又は航空機用機器の製造設備等又は修理設備等の検査をすること。

三十六　航空機又は航空機用機器の確認又は証明をすること。

三十七　アルコールを製造し、收納し、及び販売すること。

三十八　火薬類の製造の営業を許可すること。

三十九　鉱業権の設定等に関する出願及び鉱業権者の土地使用等を許可すること。

四十　鉱業に関し保安上必要があるときは、鉱業を停止し、又は鉱業上使用する施設の使用の停止、改造、修理等を命ずること。

四十一　電気事業又はガス事業を許可すること。

四十二　電気及びガスの料金その他の供給條件の設定又は変更を認可すること。

四十三　電気事業者間の電気の融通につき契約を認可し、及び必要な命令をし、並びに電気の供給が不足する場合において、電気の使用を制限すること。

四十四　電気及びガスに関する施設を認可し、又はその保安上必要な命令をすること。

四十五　電気工作物の検査を行い、又は電気用品の製造を免許すること。

四十六　弁理士試験を行い、弁理士を登録すること。

四十七　工業所有権の出願につき決定及び査定を行うこと。

四十八　工業所有権を登録すること。
四十九　工業所有権に関する審判及び抗告審判を行うこと。
五十　中小企業庁設置法（昭和二十三年法律第八十三号）第三條に規定する権限
五十一　前各号に掲げるもの外、法律（これに基く命令を含む。）に基き通商産業省に属させられた権限
2　通商産業大臣は、たばこ、たばこ巻紙、塩、にがり、かん水、粗製しょう脳及びしょう脳油の輸出及び輸入の基本的事項については大蔵大臣に、米麦等主要食糧、肥料及び飼料の輸出及び輸入の基本的事項については農林大臣に協議しなければならない。

第二章　本省

第一節　内部部局

第五條　本省に、大臣官房及び左の九局を置く。
（内部部局）
通商局
企業局
重工業局
軽工業局
繊維局
鉱山局
石炭局
鉱山保安局
公益事業局
大臣官房に調査統計部を、軽工業局に化学肥料部を置く。
（特別な職）
2　官房長は、命を受けて大臣官房の事務を掌理する。
第六條　大臣官房に官房長を置く。
3　通商局、企業局、重工業局及び公益事業局に次長各一人を置く。
4　次長は、局長を助け、局務を整理する。
（大臣官房の事務）
第七條　大臣官房においては、通商産業省の所掌事務に関し、左の事務をつかさどる。
一　機密に関すること。
二　職員の職階、任免、分限、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。
三　大臣の官印及び省印を管守すること。
四　公文書類を接受し、発送し、編集し、及び保存すること。
五　経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関すること。（緊要物資輸入基金特別会計、輸出信用保険特別会計、中小企業信用保険特別会計、米国対日援助物資等処理特別会計及びアルコール専売事業特別会計に属するものを除く。）
六　行政財産及び物品（緊要物資輸入基金特別会計、輸出信用保険特別会計、中小企業信用保険特別会計、米国対日援助物資等処理特別会計及びアルコール専売事業特別会計に属するものを除く。）を管理すること。
七　職員の衛生、医療その他福利厚生に関すること。
八　こう報に関すること。
九　行政の考査を行うこと。
十　法令案の審査その他総合調整及び企画に関すること。
十一　物資（電力を含む。）に関する政策及び計画その他商鉱工業に関する基本的な政策及び計画を樹立すること。
十二　調査一般に関すること。
十三　図書及び資料の収集、保管、編集及び刊行を行うこと。（次号に掲げるものを除く。）
十四　商鉱工業に関する統計につき、企画、普及、資料の収集、保管、製表、解析及び編集を行うこと。（他の内部部局の所掌に係ることを除く。）
十五　前各号に掲げるもの外、通商産業省の所掌事務で他局及び他の機関の所掌に属しない事務に関すること。
2　調査統計部においては、前項第十四号に掲げる事務をつかさどる。
（通商局の事務）
第八條　通商局においては、左の事務をつかさどる。
一　通商に関する政策、計画及び手続を立案し、並びにこれらの実施の総合調査を図ること。
二　通商に関する協定又は取極の実施に関すること。

三　海外市場、内外通商事情その他通商に関し調査し、統計を作成し、及び情報を提供すること。
四　貿易に係る外国為替予算案を作成すること。
五　通商に伴う外国為替を管理すること。
六　輸出及び輸入の増進、改善及び調整を図ること。
七　通商経済上の国際協力に関する事務を総括すること。
八　輸出及び輸入に関する税関長の指揮監督に関すること。
九　通商手続を監査し、及びその励行を図ること。
十　通商に関する団体の指導及び監督を行うこと。
十一　輸出信用保険に関すること。
十二　輸出信用保険特別会計の経理を行うこと。
十三　輸出検査に関すること。
十四　前各号に掲げるもの外、通商に関し他局及び他機関の所掌に属しない事務に関すること。
（企業局の事務）
第九條　企業局においては、左の事務をつかさどる。
一　通商産業省の所掌に係る事業の合理化に関すること。
二　通商産業省の所掌に係る事業に要する資金の融通をあつ旋することその他事業の経理に関する事務を総括すること。
三　通商産業省の所掌に係る事業の労務に関する事務を総括すること。
四　前各号に掲げるものの外、通商産業省の所掌に係る事業の発達、改善及び調整に関する事務を総括すること。
五　通商産業省の所掌に係る物資の売買取引を行うために必要な商品市場を開設することを目的とする商品取引所に関する調整を図ること。
六　通商に関する参考品等の収集及び展示紹介に関すること。
七　通商産業省の所掌に係る物資の輸送、保管及び保険に関する事務を総括すること。
八　通商産業省の所掌に係る物資に関する価格等の統制に関すること。
九　通商産業省の所掌に係る事業に関する外国投資家に係る技術援助契約の審査を行うこと。
十　通商産業省の所掌に係る事業に関する外国投資家の株式その他の財産の取得の審査を行うこと。
十一　商鉱工業の発達及び改善に関すること。
十二　緊要物資輸入基金特別会計に係る物資の取得及び売拂に関する事業を行うこと。
十三　緊要物資輸入基金特別会計の経理を行うこと。
十四　條約に基いて日本国に駐留する外国軍隊、日本国に在留する外国人等に対する物資の供給及び役務の提供に関する事務を総括すること。（調達庁の所掌に係ることを除く。）
十五　通商産業省の所掌に係る事業に関する賠償に関すること。
十六　米国対日援助物資の引取、保管、売却及びこれらに附帯する業務を行うこと。
十七　米国対日援助物資等処理特別会計の経理を行うこと。
（重工業局の事務）
第十條　重工業局においては、左の事務をつかさどる。
一　左に掲げる鉄鋼、機械器具等（鉄道車両、鉄道信号保安装置、自動車用代燃装置、運輸省が生産を所掌する軽車両、船舶、船舶用機関、船舶用品及び農林省が生産を所掌する農機具を除く。）の輸出、輸入、生産、流通及び消費（農林着水産業専用物品の流通及び消費を除く。）の増進、改善及び調整を図ること。（他の内部部局の所掌に係ることを除き、航空機の修理については航空機製造事業者の行うものに限る。）
銑鉄
鋼材及びその半製品
合金鉄
鉄鋼製品
鉄くず
工作機械器具
精密機械器具
産業機械器具
農水産機械器具
電気機械器具及び電気用品
電気通信機械器具及び電気通信用品

原動機
自動車
自転車
産業車両
陸用内燃機関
航空機
右に掲げるもの以外の機械器具

二　鋳造品及び鍛造品の輸出、輸入、生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。（他の内部部局の所掌に係ることを除く。）

三　鉄道車両、鉄道信号保安装置、自動車用代燃装置、運輸省が生産を所掌する軽車両、船舶、船舶用機関及び船舶用品の輸出及び輸入の増進、改善及び調整を図ること。

四　計量に関すること。（大臣官房及び公益事業局の所掌に係ることを除く。）

五　自転車競走及び小型自動車競走の施行に関すること。

六　兵器等の生産等の許可に関すること。（軽工業局の所掌に係ることを除く。）

七　航空機又は航空機用機器の製造設備等又は修理設備等の検査に関すること。

八　航空機又は航空機用機器の確認又は証明に関すること。

九　重工業局の所掌に係る事業の発達、改善及び調整を図ること。

（軽工業局の事務）

第十一條　軽工業局においては、左の事務をつかさどる。

一　左に掲げる化学工業品（化学肥料、飲食料品及び農薬を除く。）、雑貨工業品等の輸出、輸入、生産、流通及び消費（農林畜水産業専用物品の流通及び消費を除く。）の増進、改善及び調整を図ること。

ソーダ、火薬その他無機化学工業品
タール、タール系誘導品その他有機化学工業品
ゴム、ゴム製品、皮革（原皮及び原毛皮を除く。）、皮革製品及び油脂製品
陶磁器、ガラス、セメントその他窯業品
土木建築材料（木材及び石材を除く。）
木竹製品、金属製日用品及び包装材料
右に掲げるもの以外の化学工業品及び雑貨工業品

二　化学肥料（炭酸カルシウム及びカリ塩を除く。以下同じ。）の輸出、輸入及び生産の増進、改善及び調整を図ること。

三　工業塩及び粗製しよう脳の流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。

四　アルコールの専売事業特別会計の経理を行うこと。

五　アルコール専売事業特別会計の経理を行うこと。

六　火薬類及び高圧ガスの取締に関すること。

七　軽工業局の所掌に係る事業の発達、改善及び調整を図ること。

（軽工業局の事務）

第十二條　繊維局においては、左の事務をつかさどる。

一　左に掲げる繊維工業品の輸出、輸入、生産、流通及び消費（生糸及び繭短繊維の生産、流通及び消費並びに農林畜水産業専用物品の流通及び消費を除く。）の増進、改善及び調整を図ること。

綿製品
生糸、繭短繊維及び絹製品
羊毛製品
麻製品
パルプ、紙及び紙製品
右に掲げるもの以外の繊維工業品

二　繊維局の所掌に係る事業の発達、改善及び調整を図ること。

（鉱山局の事務）

第十三條　鉱山局においては、左の事務をつかさどる。

一　鉱業権の設定等に関する出願、登録その他鉱山に関すること。（鉱山保安局の所掌に係ることを除く。）

二　左に掲げる鉱物、金属等の輸出、輸入、生産、流通及び消費（農林畜水産業専用物品の流通及び

消費を除く。）の増進、改善及び調整を図ること。

（他の内部部局の所掌に係ることを除く。）

鉱物（石炭及び亜炭を除く。）及び重要土石
非金属鉱物製品
非鉄金属及び非鉄金属製品
石油製品

三　鉱物（石炭及び亜炭を除く。）の埋蔵量の調査に関すること。

四　鉱山局の所掌に係る事業の発達、改善及び調整を図ること。

（石炭局の事務）

第十四條　石炭局においては、左の事務をつかさどる。

一　石炭の輸出、輸入、生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。（他の内部部局の所掌に係ることを除く。）

二　亜炭並びに石炭及び亜炭の乾りう品及び加工品の輸出、輸入、生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。（他の内部部局の所掌に係ることを除く。）

三　石炭局の所掌に係る事業の発達、改善及び調整を図ること。

四　新炭鉱及び新坑の開発、炭田開発並びに石炭及び亜炭の埋蔵量の調査に関すること。

五　石炭鉱業及び亜炭鉱業による鉱害の復旧に関すること。

六　特別鉱害復旧特別会計の経理を行うこと。

（鉱山保安局の事務）

第十五條　鉱山保安局においては、左の事務をつかさどる。

一　鉱山における人に対する危害の防止（衛生に関する通気及び災害時における救護を含む。）を図ること。

二　鉱物資源の保護を図ること。

三　鉱山の施設の保全を図ること。

四　鉱害の防止を図ること。

五　鉱山における保安技術の改善を図ること。

六　鉱山保安に関する教育及び指導を行うこと。

（公益事業局の事務）

第十六條　公益事業局においては、左の事務をつかさどる。

一　電気及びガスの料金その他の供給条件に関すること。

二　電気事業及びガス事業の経理及び会計の監督に関すること。

三　電気事業及びガス事業の運営を調整すること。

四　電気及びガスに関する施設、電気用品並びに電気工事業に関する監督その他電気及びガスの保安に関すること。

五　発電水力の調査及び調整を行い、並びに電源の開発その他電気に関する施設の建設を推進すること。

六　電気の需給を調整し、及び電気の使用の合理化を図ること。

七　電気の計量に関すること。（大臣官房の所掌に係ることを除く。）

八　公益事業局の所掌に係る事業の発達及び改善を図ること。

第二節　附属機関

（工業技術院）

第十七條　本省に附属機関として、工業技術院を置く。

第十八條　工業技術院は、鉱工業の科学技術に関する試験研究等を行う機関とする。

2　工業技術院は、東京都に置く。

3　工業技術院の組織及び所掌事務は、工業技術院設置法（昭和二十三年法律第二百七号）の定めるところによる。

（その他の附属機関）

第十九條　前條及び第二十五條に規定するものの外、本省に左の附属機関を置く。

工業品検査所
繊維製品検査所
計量教習所
鉱務監督官研修所
保安技術講習所
（工業品検査所）

第二十條　工業品検査所は、銑鉄、鋼材（その半製品を含む。）、鉄鋼製品、非鉄金属、非鉄金属製品、通商産業省がその生産を所掌する機械器具、日用品及び化学工業品（国内向の肥料用のものを除く。）並び

に試業の検査を行う機関とする。

2　工業品検査所は、東京都に置く。

（繊維製品検査所）

第二十一條　繊維製品検査所は、通商産業省がその生産を所掌する繊維製品の検査を行う機関とする。

2　繊維製品検査所の名称及び位置は、左の通りとする。

名称	位置
京都繊維製品検査所	京都市
横浜繊維製品検査所	横浜市
神戸繊維製品検査所	神戸市
名古屋繊維製品検査所	名古屋市
桐生繊維製品検査所	桐生市
鶴岡繊維製品検査所	鶴岡市
福井繊維製品検査所	福井市
金沢繊維製品検査所	金沢市

（検査所の支所、出張所等）

第二十二條　通商産業大臣は、検査所の事務を分掌させるため、所要の地に支所又は出張所を設置することができる。

2　検査所の内部組織並びに支所及び出張所の名称、位置及び内部組織は、通商産業省令で定める。

（計量教習所）

第二十三條　計量教習所については、計量法（昭和二十六年法律第二百七号）の定めるところによる。

（鉱務監督官研修所及び保安技術講習所）

第二十四條　鉱務監督官研修所及び保安技術講習所については、鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）の定めるところによる。

（その他の附属機関）

第二十五條　左の表の上欄に掲げる機関は、本省の附属機関として置かれるものとし、その目的は、それぞれ下欄に記載する通りとする。

種類	目的
顧問会議	通商産業に関する重要事項を調査審議すること。
物資需給調整審議会	関係各大臣の諮問に応じ、国際的供給不足物資等の需給調整に関する臨時措置に関し、必要な報告及び建議をすること。
鉱山保安試験審査会	鉱山保安技術職員の国家試験を行い、及びその資格に関する事項を調査審議すること。
中央鉱山保安協議会	鉱山の保安に関する重要事項を調査審議すること。
輸出入協議会	輸出振興並びに輸入物資の買付及び配分に関する重要事項を調査審議すること。
輸出取引審議会	輸出取引に関する重要事項を調査審議すること。
輸出検査審議会	輸出品の等級、標準及び包装条件その他輸出検査に伴う重要事項を調査審議すること。
輸出信用保険審議会	輸出信用保険に関する重要事項を調査審議すること。
商品取引所審議会	関係各大臣の諮問に応じ、商品取引所に関する重要事項を調査審議すること。
産業合理化審議会	産業合理化に関する重要事項を調査審議すること。
工業生産技術審議会	工業における生産技術の向上及び製品の品質の改善に関する事項を調査審議すること。
電気自動車の充電技術者資格検定審議会	電気自動車の充電技術者の資格の検定を行い、及びその資格に関する事項を調査審議すること。
計量行政審議会	計量に関する重要事項を調査審議すること。
航空機生産審議会	航空機及びその関連機器の生産に関する重要事項を調査審議すること。
競輪運営審議会	自転車競走場の設置の許可その他自転車競走の運営に関する重要事項を調査審議すること。
高圧ガス保安審議会	高圧ガス作業主任者国家試験その他高圧ガスの保安に関する重要事項を調査審議すること。
地下資源開発審議会	地下資源（石油及び可燃性天然ガス資源を除く。）の開発に関する重要事項を調査審議すること。
石油及び可燃性天然ガス資源開発審議会	石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する重要事項を調査審議すること。
電気事業主任技術者資格検定審議会	電気事業主任技術者の資格の検定を行い、及びその資格に関する事項を調査審議すること。

2　前項に掲げる附属機関の組織、所掌事務及び委員その他の職員については、他の法律（これに基く命令を含む。）に別段の定がある場合を除く外、政令で定める。

第三節　地方支分部局

第一款　通商産業局

（通商産業局）

第二十六條　本省に、地方支分部局として、通商産業局を置く。

（所掌事務）

第二十七條　通商産業局は、本省及び外局の事務（鉱山保安局の事務を除く。）のうち、左に掲げる事務を分掌する。

一　輸出及び輸入の増進、改善及び調整を図ること。

二　輸入に関する事業を行うこと。

三　通商に伴う外国為替の管理に関すること。

四　輸出信用保険に関すること。

五　調査及び統計に関すること。

六　所掌に係る事業の発達、改善及び調整を図ること。

七　所掌に係る物資の売買取引を行うために必要な商品市場を開設することを目的とする商品取引所に関する調整を図ること。

八　所掌に係る事業の賠償に関すること。

九　所掌に係る物資の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。

十　自転車競走及び小型自動車競走の施行に関すること。

十一　アルコールの専売を行うこと。

十二　鉱業権の設定等に関する出願及び登録その他鉱山に関すること。

十三　電気事業及びガス事業の運営を調整し、並びにその発達及び改善を図ること。

十四　電気及びガスに関する施設、電気用品並びに電気工事業に関する監督その他電気及びガスの保安に関すること。

十五　発電水力の調査及び調整を行うこと。

十六　電気の需給を調整し、及び電気の使用の合理化を図ること。

十七　中小企業の振興及び指導を行うこと。

十八　中小企業信用保険に関すること。

十九　鉱工業の科学技術に関する試験研究を振興し、及びその成果の普及を図ること。

二十　工業標準の普及を図ること。

二十一　発明、実用新案、意匠及び商標の指導奨励を行うこと。

（名称、位置及び管轄区域）

第二十八條　通商産業局の名称、位置及び管轄区域は、左の通りとする。

名称	位置	管轄区域
札幌通商産業局	札幌市	北海道
仙台通商産業局	仙台市	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
東京通商産業局	東京都	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県
名古屋通商産業局	名古屋市	岐阜県、愛知県、三重県、富山県、石川県
大阪通商産業局	大阪市	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、福井県
広島通商産業局	広島市	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
四国通商産業局	丸亀市	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
福岡通商産業局	福岡市	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

2　通商に関しては、前項の規定にかかわらず、関門港は、福岡通商産業局の管轄区域とする。

3　石炭の生産その他石炭鉱業に関しては、第一項の規定にかかわらず、福島県は、東京通商産業局の管轄区域とする。但し、鉱業権の設定、変更（試掘権の存続期間の延長を含む。）及び消滅並びに鉱業権並びにこれを目的とする租鉱権及び抵当権に関する登録については、この限りでない。

4　鉱業の区域が二以上の通商産業局の区域にわたるとき、又は通商産業局の管轄区域の境界が明確でないため鉱業の管轄について疑を生じたときは、通商産業大臣が管轄通商産業局を指定する。

5　前條第十三号から第十六号までに掲げる事務（電気に関するものに限る。）について特に必要があるときは、通商産業省令で第一項に定める管轄区域と異なる管轄区域を定めることができる。

6　通商産業大臣は、必要があるときは、第一項に定める管轄区域を、臨時に変更することができる。

（内部部局）

第二十九條　通商産業局に、左の四部を置く。但し、必要に応じて通商産業大臣の定めるところにより、部の数を減ずることができる。

総務部
商工部
鉱山部
公益事業部

2　前項の部の外、札幌通商産業局に石炭部を、大阪通商産業局に通商部を、福岡通商産業局に石炭部及び鉱害部を置く。

3　前二項に定めるものの外、通商産業局の内部部局の組織の細目は、通商産業省令で定める。

（附属機関）

第三十條　通商産業局に、附属機関として、地方鉱害賠償基準協議会を置く。

2　地方鉱害賠償基準協議会については、鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）の定めるところによる。

（支局等）

第三十一條　通商産業大臣は、局務の一部を分掌させるため、所要の地に、支局、通商事務所、アルコール事務所、石炭事務所及び工場を設置することができる。その名称、位置、管轄区域、所掌事務の範囲及び内部組織は、通商産業省令で定める。

第二款　鉱山保安監督部

（鉱山保安監督部）

第三十二條　通商産業局に、鉱山保安監督部を附置する。

2　鉱山保安監督部は、鉱山保安局の所掌事務を分掌する。

（名称、位置及び管轄区域）

第三十三條　鉱山保安監督部の位置及び管轄区域は、その附置された通商産業局の位置及び管轄区域と同一とし、その名称は、通商産業大臣が定める。

（内部部局及び附属機関）

第三十四條　鉱山保安監督部の内部部局の組織の細目は、通商産業省令で定める。

2　鉱山保安監督部に、附属機関として、地方鉱山保安協議会を置く。

3　地方鉱山保安協議会については、鉱山保安法の定めるところによる。

（支部）

第三十五條　通商産業大臣は、鉱山保安監督部の一部を分掌させるため、所要の地に鉱山保安監督部の支部を置くことができる。その名称、位置、管轄区域、所掌事務の範囲及び内部組織は、通商産業省令で定める。

第三章　外局

第三十六條　国家行政組織法第三條第二項の規定に基いて通商産業省に置かれる外局は、特許庁及び中小企業庁とする。

第一節　特許庁

第一款　総則

（任務及び長）

第三十七條　特許庁は、発明、実用新案、意匠及び商標に関する事務を行うことを主たる任務とする。

2　特許庁の長は、特許庁長官とする。

（権限）

第三十八條　特許庁は、その所掌事務を遂行するため、第四條第一号から第十二号まで及び第四十六号から第四十九号までに掲げる権限を行使する。

第二款　内部部局

（内部部局）

第三十九條　特許庁に、長官官房及び左の四部を置く。

総務部
審査第一部
審査第二部
審判部

（長官官房の事務）

第四十條　長官官房においては、特許庁の所掌事務に関し、左の事務をつかさどる。

一　機密に関すること。

二　職員の職階、任免、分限、懲戒、服務その他の人事並びに厚生、教養及び訓練に関すること。

三　長官の官印及び庁印を管守すること。

四　公文書類を接受し、発送し、編集し、及び保存すること。

五　会計及び会計の監査に関すること。

六　行政財産及び物品を管理すること。

七　行政の考査を行うこと。

八　前各号に掲げるものの外、特許庁の所掌事務で他部及び万国工業所有権資料館の所掌に属しない事務に関すること。

（総務部の事務）

第四十一條　総務部においては、特許庁の所掌事務に関し、左の事務をつかさどる。

一　発明、実用新案、意匠及び商標に関する指導及び奨励を行うこと。

二　調査及び統計に関すること。

三　公報その他の資料を収集し、編集し、及び刊行すること。

四　弁理士に関すること。

五　特許権の存続期間の延長その他工業所有権に関すること。（他部の所掌に係ることを除く。）

六　工業所有権に関し、外国と連絡すること。

（審査第一部の事務）

第四十二條　審査第一部においては、左の事務をつかさどる。

一　工業所有権に関する出願書類の方式審査、分類、整理、保管その他出願に関すること。

二　工業所有権の原簿登録、特許証及び登録証の下附、特許料及び登録料の収入その他登録に関すること。

三　意匠及び商標を審査すること。

（審査第二部の事務）

第四十三條　審査第二部においては、農林畜水産物、鉱物その他の資源の採取、加工、動力の利用、運輸、通信、建設、生活用品等に関する発明及び実用新案の審査に関する事務をつかさどる。

（審判部の事務）

第四十四條　審判部においては、工業所有権に関する審判及び抗告審判に関する事務をつかさどる。

第三款　附属機関

（万国工業所有権資料館）

第四十五條　第四十七條に規定するもののほか、万国工業所有権資料館に、附属機関として、万国工業所有権資料館を置く。

第四十六條　万国工業所有権資料館は、左の事務をつかさどる機関とする。

一　発明、実用新案、意匠及び商標に関する公報、見本及びひな形を収集し、陳列し、及びこれらを閲覧させ、又は観覧させること。

二　審査、審判及び抗告審判に関する図書及び書類その他必要な文献を収集し、保管し、及びこれらを閲覧させること。

2　万国工業所有権資料館は、東京都に置く。

3　万国工業所有権資料館の内部組織は、通商産業省令で定める。

（その他の附属機関）

第四十七條　左の表の上欄に掲げる機関は、附属機関として置かれるものとし、その目的は、それぞれ下欄に記載する通りとする。

種類	目的
発明奨励審議会	発明、実用新案又は意匠の奨励に関する事項を調査審議すること。
弁理士懲戒審議会	弁理士の懲戒に関し議決すること。
弁理士試験審査会	弁理士試験を行うこと。
特許補償等審査会	特許権の收用等による補償金等の額を議決し、及び特許権の存続期間の延長の出願を審査すること。
工業所有権制度改正審議会	通商産業大臣の諮問に応じ、工業所有権制度の改正に関する重要事項を調査審議すること。

2　前項に掲げる附属機関の組織、所掌事務及び委員その他の職員については、他の法律（これに基く命令を含む。）に別段の定がある場合を除く外、政令で定める。

第二節　中小企業庁

（中小企業庁）

第四十八條　中小企業庁の組織、所掌事務及び権限は、中小企業庁設置法の定めるところによる。

第四章　職員

（職員）

第四十九條　通商産業省に置かれる職員の任免、昇任、懲戒、その他人事管理に関する事項については、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）の定めるところによる。

（定員）

第五十條　通商産業省に置かれる職員の定員は、別に

法律で定める。

附　則

1　この法律は、昭和二十七年八月一日から施行する。

2　通商産業省設置法（昭和二十四年法律第百二号）は、廃止する。但し、法律（これに基く命令を含む。）に別段の定がある場合を除く外、従前の機関及びその職員は、この法律に基く相当の機関及びその職員となり、同一性をもつて存続するものとする。

3　前項但書の規定は、職員の定員に関する法律の適用に影響を及ぼすものではない。

（通商産業・内閣総理大臣署名）

法律第二百七十六号（昭二七、七、三一）

◉通商産業省設置法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律

（中小企業庁設置法の改正）

第一條　中小企業庁設置法（昭和二十三年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。

第三條第一項に次の一号を加える。

十　特別中小企業の安定に関する臨時措置法（昭和二十七年法律第二百九十四号）の施行に関すること。

第五條を次のように改める。

（附属機関）

第五條　中小企業庁に附属機関として、中小企業安定審議会を置く。

2　中小企業安定審議会については、特定中小企業の安定に関する臨時措置法の定めるところによる。

（鉱山保安法の改正）

第二條　鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

「通商産業省資源庁」を「通商産業省」に改める。

（輸出信用保険法の改正）

第三條　輸出信用保険法（昭和二十五年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第十九條中「通商振興局」を「通商局」に改める。

（石油及び可燃性天然ガス資源開発法の改正）

第四條　石油及び可燃性天然ガス資源開発法（昭和二十七年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第二十五條中「資源庁」を「通商産業省」に、第三十二條中「資源庁鉱山局」を「通商産業省鉱山局」に改める。

（自転車競技法等の一部を改正する法律の改正）

第五條　自転車競技法等の一部を改正する法律（昭和二十七年法律第二百二十号）の一部を次のように改正する。

附則第九項及び第十項を削る。

（製塩施設法の改正）

第六條　製塩施設法（昭和二十七年法律第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

第十三條第七項中「通商産業省設置法（昭和二十四年法律第百二号）」を「通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）」に改める。

（航空機製造法の改正）

第七條　航空機製造法（昭和二十七年法律第二百三十七号）の一部を次のように改正する。

附則第四項を削り、第五項を第四項とする。

（電気事業再編成令の改正）

第八條　電気事業再編成令（昭和二十五年政令第三百四十二号）の一部を次のように改正する。

附則第十一項及び第十六項中「公益事業委員会」を「通商産業大臣」に改める。

（公益事業令の改正）

第九條　公益事業令（昭和二十五年政令第三百四十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二章　公益事業委員会（第三條―第二十五條）」を「第二章　削除」に、「第八章　異議の申立、聴聞及び訴訟（第六十條―第七十三條）」を「第八章　異議の申立及び聴聞（第六十條―第七十三條）」に改める。

第二條第一項中「通商産業省の外局として、」を「通商産業省に」に改め、同條に次の一項を加える。

3　工業技術院の職員（工業技術院長を除く。）の任免は、工業技術院長がこれを行う。

第三條第五号中「他の外局」を「外局」に改める。

第四條中「工業技術協議会並びに」を削り、「試験研究所」の下に「並びに第九條に掲げる附属機関」を加える。

第五條及び第六條を削り、第六條の二を第五條とし、第七條を第六條とし、第八條を第七條とし、第八條の二を第八條とする。

第十條を削り、第九條を第十條とし、同條の前に次の一條を加える。

（附属機関）

第九條　左の表の上欄に掲げる機関は、工業技術院の附属機関として置かれるものとし、その目的は、それぞれ下欄に記載する通りとする。

種類	目的
工業技術協議会	鉱業及び工業の科学技術に関する重要事項を審議すること。
日本工業標準調査会	関係各大臣の諮問に応じ、工業標準化に関する重要事項を調査審議すること。
熱管理士試験委員	熱管理士試験に関する事務をつかさどること。

める。

第二章、第五十七條、第七十一條から第七十三條まで及び附則を除き、「公益事業委員会」及び「委員会」を「通商産業大臣」に、「委員会規則」を「通商産業省令」に改める。

第二章を次のように改める。

第二章　削除

第三條から第二十五條まで　削除

第五十七條を次のように改める。

（発電水力の調査）

第五十七條　通商産業大臣は、発電水力の開発上必要な調査を行わなければならない。

「第八章　異議の申立、聴聞及び訴訟」を「第八章　異議の申立及び聴聞」に改める。

第七十一條から第七十三條までを次のように改める。

第七十一條から第七十三條まで　削除

第八十八條を次のように改める。

第八十八條　削除

附則第二十二項中「この場合において、第七十五條第五項中「委員会」とあるのは、「通商産業大臣」と読み替えるものとする。」を削る。

附　則

1　この法律は、昭和二十七年八月一日から施行する。

2　従前の公益事業委員会の機関及び職員は、通商産業省の相当の機関及び職員となり、同一性をもつて存続するものとする。

3　この法律の施行の際現に効力を有する公益事業委員会規則は、この法律の施行後も、通商産業省令としての効力を有するものとする。

4　この法律の施行前に公益事業令第六十一條の規定による異議の申立に対し同令第六十二條第一項又は第六十九條第一項の規定による決定があつた同令又は同令に基く命令の規定による公益事業委員会の処分に対する訴については、改正前の同令第七十一條から第七十三條までの規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、第七十二條中「委員会」とあるのは「通商産業大臣」と読み替えるものとする。

（内閣総理・通商産業大臣署名）

法律第二百七十七号（昭二七、七、三一）

◉工業技術庁設置法の一部を改正する法律

工業技術庁設置法（昭和二十三年法律第二百七号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

工業技術院設置法

「工業技術庁」を「工業技術院」に、「工業技術庁長官」を「工業技術院長」に、「長官官房」を「官房」に改める。

第二條第一項中「通商産業省の外局として、」を「通商産業省に」に改め、同條に次の一項を加える。

3　工業技術院の職員（工業技術院長を除く。）の任免は、工業技術院長がこれを行う。

第三條第五号中「他の外局」を「外局」に改める。

第四條中「工業技術協議会並びに」を削り、「試験研究所」の下に「並びに第九條に掲げる附属機関」を加える。

第五條及び第六條を削り、第六條の二を第五條とし、第七條を第六條とし、第八條を第七條とし、第八條の二を第八條とする。

第十條を削り、第九條を第十條とし、同條の前に次の一條を加える。

（附属機関）

第九條　左の表の上欄に掲げる機関は、工業技術院の附属機関として置かれるものとし、その目的は、それぞれ下欄に記載する通りとする。

種類	目的
工業技術協議会	鉱業及び工業の科学技術に関する重要事項を審議すること。
日本工業標準調査会	関係各大臣の諮問に応じ、工業標準化に関する重要事項を調査審議すること。
熱管理士試験委員	熱管理士試験に関する事務をつかさどること。

2　前項に掲げる附属機関の組織、所掌事務及び委員その他の職員については、他の法律（これに基く命令を含む。）に別段の定がある場合を除く外、政令で定める。

附　則

1　この法律は、昭和二十七年八月一日から施行する。

2　政府は、昭和二十七年九月三十日までは、この法律の施行前に廃止した工業技術庁の試験研究所又はその支所の用に供していた国有財産（国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第二條に規定する国有財産をいう。以下同じ。）及び物品（物品の無償貸付及び譲與等に関する法律（昭和二十二年法律　第二百二十九号）第一條に規定する物品をいう。以下同じ。）を、時価から国有財産にあつてはその七割以内、物品にあつてはその五割以内を減額した対価で、地方公共団体にその国有財産又は物品を引き続き同種の施設の用に供する場合に限る。

3　政府は、前項の規定により国有財産又は物品を譲渡する場合においては、売拂代金の納付前においても、当該国有財産又は物品を引き渡すことができる。

4　第二項の規定により譲渡した国有財産又は物品の売拂代金は、政令で定めるところにより、当該地方公共団体が発行する地方債の証券をもつて納付することができる。

5　従前の工業技術庁の機関及び職員は、工業技術院の相当の機関及び職員となり、同一性をもつて存続するものとする。

6　工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）の一部を次のように改正する。

第九條中「工業技術庁」を「工業技術院」に改める。

（内閣総理・大蔵・通商産業大臣署名）

法律第二百七十八号（昭二七、七、三一）

◉運輸省設置法の一部を改正する法律

運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五十七号）の一部を次のように改正する。

目次中第一章及び第二章に係る部分を次のように改める。

第一章　総則（第一條―第四條）
第二章　本省
第一節　運輸審議会（第五條―第十八條）
第二節　内部部局（第十九條―第二十八條の二）
第三節　附属機関（第二十九條―第三十八條）
第四節　地方支分部局（第三十九條―第五十五條）
第一款　海運局（第四十條―第四十五條）
第二款　港湾建設局（第四十六條―第五十條）
第三款　陸運局（第五十一條―第五十五條）

目次中第三章及び第四章に係る部分を次のように改める。

第三章　外局（第五十六條―第五十九條）
第一節　船員労働委員会及び捕獲審検再審査委員会（第五十七條・第五十八條）
第二節　海難審判庁（第五十九條）
第四章　職員（第六十條・第六十一條）

第三條第七号中「気象」を「気象業務」に改め、第九号を次のように改める。

九　交通に関する保安

第四條第一項第十四号の次に次の十二号を加える。

十四の二　運輸に関する基本的な政策及び計画につき企画立案すること。

十四の三　所掌事務に係る物資の生産、流通及び消費に関する基本的施策につき企画立案すること。

十四の四　所掌事務に係る価格等の統制を行うこと。

十四の五　所掌事務に係る外国為替予算案の作成の準備をすること。

十四の六　所掌事務に係る輸出品の等級、標準及び

包装條件を定めて、これらの検査を行うこと。

十四の七　所掌事務に関し、外国投資家に係る技術援助契約の締結若しくは更新又は外国投資家の株式等の取得に関し、許可を與え、又は届出を受理すること。

十四の八　所掌事務に係る中小企業等の振興を図り、及び経営に関する指導を行うこと。

十四の九　所掌事務に係る中小企業等協同組合の定款の認証等をすること。

十四の十　所掌事務に係る工業品等についての工業標準を制定し、及び普及すること。

十四の十一　国際観光事業を助成すること。

十四の十二　通訳案内業の試験を行うこと。

十四の十三　外客宿泊施設の整備を図るため、ホテル及び旅館を登録すること。

第四條第一項第十五号中「航路、就航区域又は船舶」を「航路又は区域」に改め、同項第十五号の二の次に次の一号を加える。

十五の三　航法及び船舶交通に関する信号方法に関し、調査し、及び企画立案すること。

第四條第一項第十七号の次に次の一号を加える。

十七の二　船舶の安全に関する検査をすること。

第四條第一項第二十四号の次に次の二号を加える。

二十四の二　海技従事者の免許をすること。

二十四の三　水先人の免許をすること。

第四條第一項第二十七号及び第二十七号の二を次のように改める。

二十七　港湾運送事業の登録をすること。

二十七の二　港湾運送事業者に対し、運賃及び料金並びに運送約款の実施の延期又は変更を命ずること。

第四條第一項第二十九号中「又は保管料率の変更を命ずること。」を「又は料金表の変更に関する命令をすること。」に改める。

第四條第一項第三十一号中「国有鉄道調停委員会」を「公共企業体等調停委員会」に、「公共企業体仲裁委員会」を「公共企業体等仲裁委員会」に改め、同項第三十二号中「公共企業体仲裁委員会」を「公共企業体等仲裁委員会」に改める。

第四條第一項第四十四号の二から第四十四号の四までを次のように改める。

四十四の二　航空機の登録をすること。

四十四の三　航空機及びその装備品の証明及び検査をすること。

四十四の四　航空従事者に関する証明及び航空機乗組員の免許をすること。

第四條第一項第四十四号の四の次に次の五号を加える。

四十四の五　航空機の操縦の練習の許可をすること。

四十四の六　航空路を指定すること。

四十四の七　飛行場及び航空保安施設の設置及び管理を行い、並びにこれらを行う者に対し、許可し、及び必要な命令をすること。

四十四の八　航空交通管制区及び航空交通管制圏を指定し、並びに航空機の航行について許可し、承認し、及び指示を與えること。

四十四の九　航空運送事業及び航空機使用事業を免許し、又は許可し、並びにこれらの事業の業務に関し、許可し、認可し、又は必要な命令をすること。

第四條第一項第四十五号から第四十八号までを次のように改める。

四十五　気象、地象、地動、地球磁気、地球電気及び水象並びにこれらに関連する太陽、天空及び地面のふく射に関する観測、調査及び研究を行うこと。

四十六　気象、地象、地動、地球磁気、地球電気及び水象並びにこれらに関連する太陽、天空及び地面のふく射に関する観測、調査及び研究の成果並びにこれらに関する統計及び資料を発表すること。

四十七　気象の観測を行う者に対し、その成果の報告を求めること。

四十八　気象、地象（地震及び火山現象を除く。）及び水象を予報し、及び警報すること。

第四條第一項第四十八号の次に次の四号を加える。

四十八の二　気象、地象（地震及び火山現象を除く。）、津波、高潮及び波浪の予報業務に関し、許可すること。

四十八の三　気象電報を集め、気象無線報を受信す

ること。
四十八の四　気象の観測の成果を無線通信により発表する業務に関し、許可すること。
四十八の五　気象測器の検定及び型式証明を行うこと。
第四条第一項第四十九号の二の次に次の四号を加える。
四十九の三　水路測量及び海象観測を行うこと。
四十九の四　水路測量及び海象観測の成果を公表すること。
四十九の五　水路図誌及び航空図誌を調製し、及び供給すること。
四十九の六　航路標識の設置及び管理を行い、並びにこれらを行う者に対し、許可し、及び必要な命令をすること。
第四条第一項第五十一号を次のように改める。
五十一　削除
第四条第一項第五十三号から第六十号までを削り、第六十一号を第五十三号とする。
第四条第二項第六号及び第七号を次のように改める。
六　所掌事務に係る国際的に供給が不足する物資等の割当を行い、又は配給を規制すること。
七　所掌事務に係る国際的に供給が不足する物資等の使用、譲渡、譲受若しくは引渡を制限し、又は禁止を命ずること。
第四条第二項中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。
八　所掌事務に係る国際的に供給が不足する物資等の譲渡を命ずること。
第六条第一項第二号中「軌道、」の下に「無軌条電車、」を加え、第三号を次のように改める。
三　旅客定期航路事業（対外定期航路事業を除く。）における運賃及び料金の認可又は変更の命令
第六条第一項第四号を次のように改める。
四　倉庫業における料金に関する基準の設定
第六条第一項第五号中「及び軌道の特許」を「並びに軌道及び無軌条電車の特許」に改め、第六号を次のように改める。
六　地方鉄道の免許の取消、軌道若しくは無軌条電車の特許の取消又は地方鉄道、軌道若しくは無軌条電車の営業の停止
第六条第一項第十号中「及び軌道」を「、軌道及び無軌条電車」に、第十一号の三中「海上運送法」を「第三号に規定するものを除く外、海上運送法」に改める。
第六条第一項第十一号の五の次に次の一号を加える。
十一の六　港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）の規定により運輸審議会にはかることを要する事項
第十九条第一項中「六局」を「七局」に、「自動車局」を「自動車局」に改め、同条に次の一項を加える。
6　航空局に監理部及び技術部を置く。
第二十二条第一項第九号中「気象」を「気象業務」に改め、同号の次に次の二号を加える。
九の二　水路業務に関すること。
九の三　航路標識の業務に関すること。
第二十二条第一項第十六号の次に次の四号を加える。
十六の二　運輸に関する基本的な政策及び計画を樹立すること。
十六の三　運輸省の所掌事務に係る物資に関する基本的な政策及び計画に関すること。
十六の四　運輸省の所掌事務に係る価格等の統制に関すること。
十六の五　運輸省の所掌事務に係る外国為替予算案の作成の準備に関すること。
第二十二条第一項第十七号を次のように改める。
十七　都市における交通調整に関すること。
第二十二条第一項中第二十一号を削り、第二十二号を第二十一号とし、同号の次に次の一号を加える。
二十二　通訳案内業に関すること。
第二十二条第三項中「第二十二号」を「第二十一号」に改める。
第二十三条第一項各号を次のように改める。
一　海運局、船舶局及び港湾局の所掌に属する事務の総合調整に関すること。
二　旅客定期航路事業の免許、許可又は認可に関すること。

三　定期航路事業における運賃及び料金に関すること。
四　標準木船運賃、標準回漕料又は標準木船貸渡料の設定に関すること。
五　船舶の譲受、譲渡、借受及び貸渡の許可に関すること。
六　水上運送事業における補償に関すること。
七　木船相互保険組合の認可に関すること。
八　日本船舶以外の船舶について日本各港間の運送及び不開港場への寄港の特許に関すること。
九　水上運送の用に供する物資の需給の調査に関すること。
十　海難救助の制度の調査及び企画立案に関すること。
十一　海難の調査（海難審判庁の行うものを除く。）に関すること。
十二　水先に関すること（船員局の所掌に属するものを除く。）。
十三　航法及び船舶交通に関する信号方法に関する制度の調査及び企画立案に関すること。
十四　港則に関する制度の調査及び企画立案に関すること。
十五　海事代理士に関すること。
十六　海事思想の普及及び宣伝に関すること。
第二十三条第二項中第三号及び第五号を削り、第二号の二を第三号とし、第六号を第五号とし、同号中「及び石油製品」を削る。
第二十三条第三項中「第一項第一号から第三号まで」を「第一項第一号及び第十号から第十六号まで」に改める。
第二十四条第一項第一号の三を第一号の四とし、同号の前に次の二号を加える。
一の二　満載きつ水線の指定に関すること。
一の三　船舶用機関及び船舶用品の検査に関すること。
第二十四条第一項第五号の次に次の三号を加える。
五の二　船舶、船舶用機関及び船舶用品並びに船舶の製造及び修繕の用に供する施設に関するものについての工業標準に関すること。
五の三　輸出に係る所掌事務に係る物資の等級、標準及び包装条件並びに検査に関すること。
五の四　造船に関する事業並びに船舶の引揚及び解体の事業の用に供する物資の需給の調査に関すること。
第二十四条第二項第四号中「及び石油製品」を削る。
第二十五条第一項第十一号の次に次の二号を加える。
十一の二　海技従事者の免許並びに船舶職員の資格及び定員に関すること。
十一の三　水先人の試験に関すること。
第二十六条第一項第十号中「保管料率」を「料金表」に改める。
第二十六条第一項第十一号の次に次の二号を加える。
十二　港湾施設に関するものについての工業標準に関すること。
十三　港湾、倉庫等の用に供する物資等の需給の調査に関すること。
第二十六条第二項中「及び石油製品」を削る。
第二十七条第一項第三号中「国有鉄道調停委員会」を「公共企業体等調停委員会」に、「公共企業体仲裁委員会」を「公共企業体等仲裁委員会」に改め、同項第四号中「公共企業体仲裁委員会」を「公共企業体等仲裁委員会」に改める。
第二十七条第一項第十三号の次に次の一号を加える。
十三の二　鉄道、軌道、索道及び無軌条電車の運転事故の調査に関すること。
第二十七条第一項第十四号の次に次の三号を加える。
十四の二　鉄道、軌道、索道及び無軌条電車の用に供する車両、鉄道信号保安装置その他の陸運機器並びに鉄道、軌道、索道及び無軌条電車の施設に関するものについての工業標準に関すること。
十四の三　輸出に係る所掌事務に係る物資の等級、標準及び包装条件並びに検査に関すること。
十四の四　鉄道、軌道、索道及び無軌条電車の用に供する物資の需給の調査に関すること。
第二十七条第三項中「第十四号まで」を「第十四号の四まで」に改める。
第二十八条第一項第八号中「及び通運計算事業」を

「、通運計算事業及び道路運送車両による輸送」に改め、同号の次に次の一号を加える。

八の二　道路運送及び道路運送車両と道路との関連に関する調査及び研究に関すること。

第二十八条第一項第十三号の次に次の三号を加える。

十三の二　自動車用代燃装置及び運輸省が生産を所掌する軽車両並びに自動車車庫に関するものについての工業標準に関すること。

十三の三　輸出に係る所掌事務に係る物資の等級、標準及び包装条件並びに検査に関すること。

十三の四　道路運送車両の使用及び整備の用に供する燃料油脂、タイヤ、チューブ等の物資の需給の調査に関すること。

第二十八条第二項中第三号から第五号までを削り、第六号を第三号とする。

第二十八条第三項中「第八号まで」を「第八号の二まで」に、「第十三号まで及び第二項第二号から第六号まで」を「第十三号の四まで並びに第二項第二号及び第三号」に改める。

第二十八条の次に次の一条を加える。

（航空局）

第二十八条の二　航空局においては、左の事務をつかさどる。

一　航空機の登録に関すること。

二　航空機の安全性に関すること。

三　航空機及びその装備品の修理及び改造（航空運送事業者又は航空機使用事業者の行う自家修理及びこれに準ずるものに限る。）に関すること。

四　航空機及びその装備品の流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること。

五　航空従事者に関する証明及び航空機乗組員免許に関すること。

六　航空機の操縦の練習の許可に関すること。

七　航空従事者の教育及び養成に関すること。

八　航空路の指定に関すること。

九　航空路の調査及び航空路誌の編集に関すること。

十　飛行場及び航空保安施設の設置及び管理並びにこれらに関する許可その他の行為に関すること。

十一　飛行場及び航空保安施設の改善のための調査及び研究に関すること。

十二　航空交通の安全に関すること。

十三　航空運送事業及び航空機使用事業に関する免許、許可又は認可に関すること。

十四　前号に掲げる事業の運賃及び料金に関すること。

十五　航空機の事故調査に関すること。

十六　所掌事務に係る工業品等についての工業標準に関すること。

十七　所掌事務に関する事業の発達、改善及び調整に関すること。

2　監理部においては、前項第五号から第七号まで、第十三号、第十四号及び第十七号に掲げる事務を、技術部においては、同項第一号から第四号まで、第八号から第十二号まで、第十五号及び第十六号に掲げる事務をつかさどる。

第二十九条中「運輸技術研究所」を

「運輸技術研究所　水路部　燈台局」

に、「海員養成所」を「航空保安事務所」に改める。

第三十条第一項を次のように改める。

中央気象台は、気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）第二条第四項各号の気象業務等を行う機関とする。

第三十条第二項中「海況、地震」を「地象、地動、地球磁気、地球電気、水象」に改め、「測器」の下に「並びに羅針盤及び経緯儀」を加える。

第三十一条第一項第四号の次に次の一号を加える。

五　航空機、航空原動機、及び航空機装備品並びに飛行場及び航空保安施設に関すること。

第三十二条及び第三十三条を次のように改める。

（水路部）

第三十二条　水路部は、左に掲げる業務を行う機関とする。

一　水路測量及び海象観測並びにその成果の公表

二　水路及び海象に関する調査及び研究並びにその成果並びにこれらに関する統計及び資料の公表

三　水路図誌及び航空図誌の調製及び供給

四　水路及び海象並びに水中における沈没物その他の航海の障害となる虞がある物件に関する情報の公表

五　一般の委託により行う水路測量及び海象観測並びにこれらに関連する図誌の調製

2　水路部は、東京都に置く。

3　水路部の内部組織は、運輸省令で定める。

4　水路部の事務の一部を分掌させるため、所要の地に、地方水路部その他の出張所及び技術者の養成施設を置く。その名称、位置及び内部組織は、運輸省令で定める。

（燈台局）

第三十三条　燈台局は、左に掲げる業務を行う機関とする。

一　航路標識の設置及び管理

二　運輸省以外の者で航路標識の設置及び管理を行うものの監督

三　航路標識の附属の設備による気象の観測並びにその成果の公表

2　燈台局は、東京都に置く。

3　燈台局の内部組織は、運輸省令で定める。

4　燈台局の事務の一部を分掌させるため、所要の地に、燈台局管理部その他の出張所及び技術者の養成施設を置く。その名称、位置及び内部組織は、運輸省令で定める。

第三十四条第一項中「海員養成所」を「海員学校」に改める。

第三十五条第一項中「海員養成所」を「海員学校」に、第二項の表中

「兒島海員養成所 小樽海員養成所 唐津海員養成所 宮古海員養成所 七尾海員養成所 宮崎海員養成所 粟島海員養成所 門司海員養成所 高浜海員養成所」	を
「兒島海員学校 小樽海員学校 唐津海員学校 宮古海員学校 七尾海員学校 宮崎海員学校 粟島海員学校 門司海員学校 高浜海員学校」	に改める。

第三十八条第一項の表中中央船員職業安定審議会の項の前に次の一項を加える。

海上安全審議会	運輸大臣の諮問に応じて船舶職員法（昭和二十六年法律第百四十九号）に定める事項その他海上における交通に関する保安に関する重要事項を調査審議すること。

第三十八条の次に次の二条を加える。

（航空保安事務所）

第三十七条の二　航空保安事務所は、飛行場及び航空保安施設の管理に関する業務を行う機関とする。

2　航空保安事務所の名称、位置及び内部組織は、運輸省令で定める。

3　運輸大臣は、航空保安事務所の事務の一部を分掌させるため、所要の地に航空保安事務所の出張所を置くことができる。その名称、位置及び所掌事務の範囲は、運輸省令で定める。

（航空標識所）

第三十七条の三　航空標識所は、航空無線標識施設及び航空無線通信施設の管理に関する業務を行うこととする。

2　航空標識所の名称、位置及び内部組織は、運輸省令で定める。

3　運輸大臣は、航空標識所の事務の一部を分掌させるため、所要の地に航空標識所の出張所を置くことができる。その名称、位置及び所掌事務の範囲は、運輸省令で定める。

第三十八条第一項の表中中央船員職業安定審議会の項の次に次の一項を加える。

水先審議会	運輸大臣の諮問に応じて水先法（昭和二十五年法律第百二十一号）第二十五条及び第三十二条に規定するもの外、水先の制度に関する重要事項を調査審議すること。

第三十九条中「公共船員職業安定所」を削り、「港湾建設部」を「港湾建設局」に改める。

第四十条第一項中第一号から第四号の二までを次のように改める。

一　旅客定期航路事業の免許、許可及び認可に関すること。

二　定期航路事業における運賃及び料金に関すること。

二の二　木船運送事業の登録に関すること。

三　船舶の譲受、譲渡、借受及び貸渡の許可に関すること。

四　水上運送事業における補償に関すること。

第四十条第一項第四号の次に次の六号を加える。

四の二　日本船舶以外の船舶について日本各港間の運送及び不開港場への寄港の特許に関すること。
四の三　水先に関すること。
四の四　海難の調査に関すること。
四の五　前各号に掲げるものの外、水上運送事業及び水上における輸送の発達、改善及び調整に関すること。
四の六　船舶、船舶用機関及び船舶用品の検査に関すること。
四の七　満載きつ水線の指定に関すること。

第四十條第一項第十八号の次に次の一号を加える。
十八の二　海技従事者の免許に関すること。

第四十條第二項中第二号及び第三号を削り、第四号を第二号とし、第五号を第三号とし、第六号を第四号とし、同号中「及び石油製品」を削り、第七号を第五号とする。

第四十二條第一項中「五部」を「四部」に改め、「港湾連絡調整部」を削る。

第四十三條第二項中「港湾建設部」を「港湾建設局」に改める。

第二章第四節中「**第二款**　公共船員職業安定所」を削り、第四十五條を次のように改める。

第四十五條　削除

第二章第四節中「**第三款**　港湾建設部」を「**第二款**　港湾建設局」に改め、第四十六條から第五十條までの中「港湾建設部」を「港湾建設局」に改め、第四十七條中「第一港湾建設部」を「第一港湾建設局」に、「第二港湾建設部」を「第二港湾建設局」に、「第三港湾建設部」を「第三港湾建設局」に、「第四港湾建設部」を「第四港湾建設局」に改め、第四十八條第二項中「部務」を「局務」に、「部長」を「局長」に改め、第五十條中「部務」を「局務」に改める。

第二章第四節中第四款を第三款とする。

第五十一條第一項第三号の次に次の一号を加える。
三の二　地方鉄道、軌道、専用鉄道、索道及び無軌條電車の運転事故の調査に関すること。

第五十一條第一項第十号の次に次の一号を加える。
十の二　道路運送及び道路運送車両と道路との関連に関する調査及び研究に関すること。

第五十一條第二項中第二号から第四号までを削り、第五号を第二号とする。

第三章中「**第二節**　海上保安庁」及び「航空庁」を削り、第五十八條を次のように改める。

第五十八條　削除

第三章中第三節を第二節とする。

第三章第四節を削る。

附　則

1　この法律は、昭和二十七年八月一日から施行する。但し、目次中第三章及び第四章に係る部分の改正規定、第三條第九号の改正規定、第四條第一項第四十九号の二の次に四号を加える改正規定、同條第一項第五十一号の改正規定、第二十二條第一項第九号の次に二号を加える改正規定、第二十九條の改正規定前段、第三十二條及び第三十三條の改正規定、第三十八條第一項の表中中央船員職業安定審議会の項の前に一項を加える改正規定、第五十六條の改正規定中海上保安庁に関する部分、第三章第二節、第三節及び第五十八條の改正規定並びに附則第八項の規定、第九項中第十三條の改正規定及び第十一項の規定は、別に法律で定める日から施行し、第四條第一項第三十一号及び第三十二号の改正規定並びに第二十七條第一項第三号及び第四号の改正規定は、労働関係調整法等の一部を改正する法律（昭和二十七年法律第二百八十八号）の施行の日から施行する。

2　船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第三十三條ノ四第一項中「其ノ居住地ヲ管轄スル公共船員職業安定所」を「其ノ居住地ヲ管轄スル海運局（厚生大臣ガ運輸大臣ニ協議シテ指定スル海運局ノ支局及港湾管理事務所並ニ之等ノ出張所ヲ含ム以下同ジ）」に、「当該公共船員職業安定所」を「当該海運局」に、同條第二項中「公共船員職業安定所」を「海運局」に改める。

第三十三條ノ五中「公共船員職業安定所」を「海運局」に改める。

第三十三條ノ六中「公共船員職業安定所長」を「海運局ノ長」に改める。

第三十三條ノ七中「公共船員職業安定所」を「海運局」に、「公共船員職業安定所長」を「海運局ノ長」に改める。

第三十三條ノ八中「公共船員職業安定所長」を「海運局ノ長」に改める。

第三十三條ノ九第三項、第三十三條ノ十一、第三十三條ノ十三、第三十三條ノ十四第一項、第五十二條ノ二、第五十二條ノ三及び第六十五條ノ八中「公共船員職業安定所」を「海運局」に改める。

3　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第百五十六條第五項中「海上保安庁の基地施設、通信施設、航路標識」を「航路標識」に改める。

4　海難審判法（昭和二十二年法律第百三十五号）の一部を次のように改正する。

第九條の二第二項中「海難審判庁審判官」の下に「又は海難審判庁理事官」を加える。

第十條第一項中「海難審判庁審判官」の下に「海難審判庁理事官」を加え、第三項中「海難審判庁審判官」の下に「及び理事官」を加え、第四項を削り、第一項の次に次の一項を加える。

海難審判庁理事官（以下「理事官」という。）は、審判の請求及びこれに係る海難の調査並びに裁決の執行に関することを掌る。

第十三條中「各海難審判庁」の下に「（高等海難審判庁又は地方海難審判庁をいう。以下同じ。）」を加える。

第十四條の次に次の一條を加える。

第十四條の二　海難審判庁に、海難審判理事所を置く。

海難審判理事所は、理事官の行う事務を統轄するための機関とする。

海難審判理事所の名称、位置及び内部組織は、運輸省令で定める。

第二十九條及び第五十八條中「海上保安庁海難審判事務所」を「海難審判理事所」に改める。

5　職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）の一部を次のように改正する。

第十條の見出し中「公共船員職業安定所」を「海運局」に、同條中「公共船員職業安定所の業務」を「海運局長の行う船員の職業の安定に関する業務」に改める。

6　海上保安庁法（昭和二十三年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第二條第一項中「船舶の安全に関する検査、船舶職員の資格及び定員」、「海難の調査、水先人」及び「海難審判庁に対する審判の請求及び海難審判庁の裁決の執行」を削る。

第三條第一項中「（海上警備隊の職員を除く。）」を削る。

第五條中「七部」を「六部」に改め、「海事検査部」を削る。

第六條中第十二号を削り、第十三号を第十二号とする。

第七條の二を削る。

第十一條の三を削る。

第十二條第二項中「別表第一」を「別表」に改める。

第十二條の二第一項中「七部」を「六部」に改め、「海事検査部」を削る。

第十四條中「（海上警備隊を除く。）」を削り、同條第三項中「事務の中、海難審判理事官の行う事務以外の」を削る。

第二十二條を次のように改める。

第二十二條　削除

第二十三條中「（海上警備隊の職員を除く。）」を削る。

第二章を削り、第三章の章名中「及び水先審議会」を削り、同章を第二章とし、以下一章ずつ繰り上げる。

第二十六條の二を削る。

第三十三條第一項中「（海上警備隊の職員を除く。）」を削る。

附則第三十五條を次のように改める。

第三十五條　削除

別表第一の表名を「別表」に改め、別表第二を削る。

7　船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）の一部を次のように改正する。

第七條中「海運局長」の下に「（運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五十七号）第三十九條の海運局の長をいう。以下同じ。）」を加え、「公共船員職業安定所の指揮監督に関する基準の制定、」を削る。

第八條及び第九條を次のように改める。

第八條及び第九條　削除

第十條中「公共船員職業安定所の業務」を「海運局

長の行う船員の職業の安定に関する業務」に、「公共船員職業安定所において」を「海運局において」に改める。

第十一條及び第十三條中「公共船員職業安定所」を「海運局長」に改める。

第十五條中「公共船員職業安定所長」を「海運局長」に、「公共船員職業安定所」を「海運局」に改める。

第十六條から第二十一條まで、第二十三條から第二十五條まで及び第二十九條中「公共船員職業安定所」を「海運局長」に改める。

第四十三條、第四十四條、第四十六條及び第五十八條中「公共船員職業安定所長」を「海運局長」に改める。

第六十一條中「公共船員職業安定所の業務」を「海運局長の行う船員の職業の安定に関する業務」に改める。

第六十七條中「公共船員職業安定所」を「海運局長」に改める。

8　航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。

「海上保安庁長官」を「運輸大臣」に改める。

第二條から第五條まで中「海上保安庁」を「運輸省」に改める。

第七條中「海上保安庁又はもよりの管区海上保安本部若しくはその事務所」を「燈台局又はその出張所」に改める。

第八條第二項中「海上保安官」を「運輸大臣」に改める。

「海上保安庁長官」を「運輸大臣」に、「海上保安庁」を「運輸省」に改める。

第四條の二中「その他の航空に関する図誌」の下に「（航空路誌を除く。）」を加える。

第二十七條中「運輸大臣に」を削る。

9　水先法（昭和二十四年法律第百二十一号）の一部を次のように改正する。

「海上保安庁長官」を「運輸大臣」に改める。

第七條第二項中「海上保安庁」を「運輸省」に改める。

第十三條中「海上保安庁」を「保安庁」に改める。

第二十五條第三項を削る。

第二十六條中「海上保安監部その他の管区海上保安本部の事務所（以下「管区海上保安本部の事務所」という。）」を「海運局若しくはその支局又はこれらの出張所」に改める。

第二十七條及び第二十八條中「管区海上保安本部の事務所」を「海運局若しくはその支局又はこれらの出張所」に改める。

第三十一條第一項中「海上保安庁」を「運輸省」に改める。

10　昭和二十七年八月一日から第一項の規定する別の法律で定める日までの間は、水先法第十三條中「海上保安庁」とあるのは、「海上保安庁及び保安庁」と読み替えるものとする。

11　水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）の一部を次のように改正する。

「海上保安庁長官」を「運輸大臣」に、「海上保安庁」を「運輸省」に改める。

第四條の二中「その他の航空に関する図誌」の下に「（航空路誌を除く。）」を加える。

第二十七條中「運輸大臣に」を削る。

12　船舶職員法（昭和二十六年法律第百四十九号）の一部を次のように改正する。

「海上保安庁長官」を「運輸大臣」に、「海上保安庁」を「運輸省」に、「海上保安審議会」を「海上安全審議会」に改める。

第二十五條中「運輸大臣に」を削る。

13　航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）の一部を次のように改正する。

「航空庁長官」を「運輸大臣」に改める。

第百三十五條の表の下欄中「航空庁」を「運輸省」に改める。

第百三十七條中「行政官庁」を「運輸大臣」に改め、「運輸大臣に」を削る。

14　気象業務法の一部を次のように改正する。

第八條第一項中「航空庁長官を経て」を削る。

第十五條第一項及び第五項中「航空庁」を「運輸省」に改める。

（内閣総理・厚生・通商産業・運輸・労働大臣署名）

法律第二百七十九号（昭和二七、七、三一）

◉郵政省設置法の一部を改正する法律

郵政省設置法（昭和二十三年法律第二百四十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「地方機関」を「地方支分部局」に改める。

第一條中「第三條に掲げる事業を合理的、能率的に経営する」を「第三條に掲げる事業を合理的、能率的に経営し、且つ、その所掌する行政事務を能率的に遂行する」に改める。

第三條を次のように改める。

（郵政省の任務）

第三條　郵政省は、左に掲げる国の事業及び行政事務を一体的に遂行する責任を負う行政機関とする。

一　郵便事業

二　郵便貯金事業、郵便為替事業及び郵便振替貯金事業

三　簡易生命保険事業及び郵便年金事業

四　電気通信に関する事務

2　郵政省は、前項の事業及び事務の外、左に掲げる業務をつかさどる。

一　前項の事業に附帯する業務

二　日本電信電話公社、国際電信電話株式会社及び日本放送協会から委託された業務

三　国民貯蓄債券の売りさばき、償還及び買上並びにその割増金の支拂に関する業務

四　印紙の売りさばきに関する業務

五　年金及び恩給の支給その他国庫金の受入拂渡に関する業務

第四條第十四号の次に次の二号を加える。

十四の二　所掌事務に係る公益法人その他の団体につき、許可又は認可を與えること。

十四の三　法令の定めるところに従い、所掌事務に関し、届出をさせ、報告を徴し、又は必要な命令をすること。

第四條第二十二号の次に次の十五号を加える。

二十二の二　法令の定めるところに従い、日本電信電話公社及び国際電信電話株式会社を監督すること。

二十二の三　法令の定めるところに従い、有線電気通信を規律し、及び監督すること。

二十二の四　法令により委任された範囲において、電気通信に関する国際的取極を商議し、及び締結すること並びに国際電気通信連合その他の機関と連絡すること。

二十二の五　法令の定めるところに従い、無線局の開設の根本的基準を定めること及び無線局（高周波利用設備を含む。以下同じ。）について免許（許可及び承認を含む。以下同じ。）をすること。

二十二の六　法令の定めるところに従い、無線設備（高周波利用設備を含む。以下同じ。）の技術基準を定めること。

二十二の七　法令の定めるところに従い、無線局について、その無線設備、無線従事者の資格及び員数等を検査すること。

二十二の八　法令の定めるところに従い、電波を監視し、及び規律すること。

二十二の九　周波数標準値を定め、標準電波を発射し、及び標準時を通報すること。

二十二の十　電波の伝わり方について、予報及び異常に関する警報を発し、並びにその他の通報をすること。

二十二の十一　法令の定めるところに従い、無線従事者国家試験を行い、及び無線従事者免許を與えること。

二十二の十二　委託により、無線設備の性能試験並びにその機器の型式検定及び較正を行うこと。

二十二の十三　委託により、無線局の周波数を測定すること。

二十二の十四　電波の利用を助成し、及び促進すること。

二十二の十五　法令の定めるところに従い、日本放送協会を監督すること。

二十二の十六　法令の定めるところに従い、有線放送業務の運用を規正すること。

第二章　内部部局及び地方機関」を**第二章**　内部部局及び地方支分部局」に改める。

第五條第一項中「簡易保険局」を「簡易保険局電波監理局」に改め

る。

第六條第一項第五号の次に次の二号を加える。

五の二　聽聞に関すること。

五の三　電波監理審議会に関すること。

第六條第一項第六号の次に次の二号を加える。

六の二　公益法人その他の団体に対する許可又は認可に関すること。

六の三　図書及び資料に関すること。

第六條第一項第十一号の㈠を次のように改める。

㈠　各部局の事業又は業務計画案に基く資材及び物品の需給計画を作成し、及び実施すること。

第六條第一項第十二号の次に次の四号を加える。

十二の二　日本電信電話公社及び国際電信電話株式会社を監督すること。

十二の三　公共企業体等調停委員会に対する調停の請求及び公共企業体等仲裁委員会に対する仲裁の請求に関すること。

十二の四　有線電気通信を規律し、及び監督すること。

十二の五　電波及び放送の規律に関する事項以外の国際電気通信の管理に関する国際的取極及び国際電気通信連合その他の機関との連絡に関すること。

第六條第二項中「前項第十号に掲げる事務及び」を「前項第十号及び第十二号の三に掲げる事務並びに」に改める。

第八條第四号中「国際会議」を「国際的取極」に改め、同條第十三号及び第十三号の二を次のように改める。

十三　日本電信電話公社及び国際電信電話株式会社から委託された業務を処理すること。

十三の二　日本放送協会から委託された業務を処理すること。

第九條第五号中「国際会議」を「国際的取極」に改める。

第十條第二十三号中「簡易生命保険郵便年金事業審議会及び」を削り、同條の次に次の一條を加える。

（電波監理局の事務）

第十條の二　電波監理局においては、左に掲げる事務をつかさどる。

一　電波及び放送の規律（有線放送の規律を含む。以下同じ。）に関する法令を立案し、及び実施すること。

二　電波及び放送の規律に関する企画を行い、及び実施すること。

三　電波及び放送の規律に関する事務取扱方法を制定し、及び実施すること。

四　電波及び放送の規律に関する国際的取極及び国際電気通信連合その他の機関との連絡に関すること。

五　周波数の割当に関すること。

六　無線局の開設の根本的基準を定めることその他無線局の免許に関すること。

七　無線設備の技術基準を定めること。

八　無線局の運用及び検査に関すること。

九　無線従事者の国家試験及び免許に関すること。

十　電波を監視し、及び規正すること並びに不法に開設された無線局を探査すること。

十一　無線局の電波の発射の停止に関すること。

十二　電波の伝わり方についての予報及び警報に関すること。

十三　委託により、無線局の周波数を測定すること。

十四　電波の利用に関する研究及び調査をし、又はこれを部外の研究機関に委託すること。

十五　電波の利用を助成し、及び促進すること。

十六　日本放送協会に関すること。

十七　所部の職員の需要及び採用に関する計画案を作成すること。

十八　所部の職員を訓練すること。

十九　電波監理局の所掌事務に関する予算案を準備し、及び成立予算に基く業務計画を実施すること。

二十　電波監理局の所掌事務に関する一般会計の決算をすること。

二十一　電波監理局の所掌事務に関する一般会計の収入及び支出の調定及び出納をすること。

二十二　電波監理局の所掌事務に関する周知を行い、及び統計を作成すること。

二十三　電波技術審議会及び電波研究所に関する事務を処理すること。

二十四　前各号に掲げるものの外、電波及び放送の

規律に関すること。

二十五　前各号の事務に附帯すること。

第十一條第三号を次のように改める。

三　郵政省所管の各会計の会計及び財務に関する法令及び手続にすること。

第十一條第四号の次に次の一号を加える。

四の二　郵政省所管の各会計の決算の取りまとめをすること。

「**第二節**　地方機関」を「**第三節**　地方支分部局」に改める。

第十二條第一項を次のように改める。

（地方支分部局）

第十二條　郵政省に、左の地方支分部局を置く。

地方郵政監察局

地方郵政局

地方電波監理局

地方貯金局

地方簡易保険局

郵便局

第十二條第二項中「地方郵政局は第八條から第十條までに掲げる事務の一部を分掌し、」の下に「地方電波監理局は第十條の二並びに第六條第一項第十二号の二及び第十二号の四に掲げる事務の一部を分掌し、」を加え、同條第四項中「地方機関」を「地方支分部局」に、「第六條（同條第一項第十二号の二及び第十二号の四に掲げるものを除く。）」に、同條第五項中「地方機関」を「地方支分部局」に改める。

第十三條を次のように改める。

第十三條　地方郵政監察局及び地方郵政局は、それぞれ東京都、長野市、名古屋市、金沢市、大阪市、広島市、松山市、熊本市、仙台市及び札幌市に置く。

2　地方郵政監察局及び地方郵政局の名称及び管轄区域は、政令で定める。

3　地方電波監理局の名称、位置及び管轄区域は、左の通りとする。

名称	位置	管轄区域
関東電波監理局	東京都	東京都 神奈川県 埼玉県 群馬県 千葉県 茨城県 栃木県 山梨県 長野県 新潟県
信越電波監理局	長野市	長野県 新潟県
東海電波監理局	名古屋市	愛知県 静岡県 三重県 岐阜県
北陸電波監理局	金沢市	石川県 富山県 福井県
近畿電波監理局	大阪市	大阪府 兵庫県 京都府 奈良県 滋賀県 和歌山県
中国電波監理局	広島市	広島県 島根県 鳥取県 岡山県 山口県
四国電波監理局	松山市	愛媛県 香川県 徳島県 高知県
九州電波監理局	熊本市	熊本県 福岡県 長崎県 大分県 佐賀県 宮崎県 鹿児島県
東北電波監理局	仙台市	宮城県 福島県 岩手県 青森県 山形県 秋田県
北海道電波監理局	札幌市	北海道

4　第十條の二第十号及び第十一号に掲げる事務については、前項の管轄区域にかかわらず、郵政省令で別段の定をすることができる。

5　地方郵政監察局、地方郵政局及び地方電波監理局の内部組織は、郵政省令で定める。

6　郵政大臣は、地方支分部局の事務の一部を分掌させるため必要がある場合は、地方支分部局の出張所を設けることができる。

7　地方電波監理局の出張所の名称、位置、管轄区域、所掌事務の範囲及び内部組織は、郵政省令で定める。

8　地方貯金局、地方簡易保険局及び郵便局並びに前項の出張所以外の出張所の名称、位置、管轄区域、所掌事務の範囲及び内部組織は、郵政大臣が定める。

第十四條中「職員訓練所」を「職員訓練所電波研究所」に改める。

第十七條の次に次の一條を加える。

（電波研究所）

第十七條の二　電波研究所は、左に掲げる事項を行うための機関とする。

一　電波の伝わり方の観測、研究及び調査を行うこと。

二　周波数標準値を定め、標準電波を発射し、及び標準時を通報すること。
三　電波の伝わり方について、予報及び異常に関する警報を送信し、並びにその他の通報をすること。
四　無線設備の機器の型式検定をすること。
五　無線設備の性能試験及びその機器の較正を行うこと。
六　第二号から第五号までの事項に関する研究及び調査を行うこと。
七　前各号の事務に附帯すること。

第十九条第一項の表目的の欄中「運営」の下に「及び事務（電波及び放送の規律に関するものを除く。）」を加え、同表つ能率的な運営」を、「その事業」の下に「及び事務（電波及び放送の規律に関するものを除く。）」を加え、同表中

「簡易生命保険郵便年金審査会」	保険契約者、保険金受取人、年金契約者、年金受取人、年金継続受取人又は簡易生命保険又は郵便年金の契約上の権利義務に関する事項について国との間に紛争を生じた場合、その紛争処理機関として公平な審査をし、及び裁決をすること。
電波監理審議会	電波及び放送の規律に関する事務の公平且つ能率的な運営を図るため、その事務に関する事項を調査審議し、郵政大臣に必要な勧告をし、並びに電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）及び有線放送業務の運用の規正に関する法律（昭和二十六年法律第百三十五号）に基く郵政大臣の処分に対する異議の申立について審査及び議決をすること。
電波技術審議会	郵政大臣の諮問に応じて電波の技術に関する事項を調査審議すること。

第二十一条を次のように改める。

（特別な職）

第二十一条　大臣官房に電気通信監理官二人を置く。

2　電気通信監理官は、命を受けて第六條第一項第十二号の二から第十二号の五までに掲げる事項に関する事務を掌理する。

3　郵務局、貯金局及び簡易保険局に次長各一人を、電波監理局に次長二人を置く。

4　次長は、局長を助け、局務を整理する。

第二十一條の次に次の一條を加える。

第二十一條の二　電波監理審議会に、審理官五人以内を置く。

2　審理官は、電波法第七章に規定する聴聞を主宰する。

3　審理官は、電波監理審議会の議決を経て、郵政大臣が任命する。

第二十六條を次のように改める。

第二十六條　削除

第二十七條中「局、地方機関」を「内部部局、地方支分部局」に改める。

附　則

この法律は、昭和二十七年八月一日から施行する。

（郵政・内閣総理大臣署名）

法律第二百八十号（昭二七、七、三一）

◉郵政省設置法の一部改正に伴う関係法令の整理に関する法律

（電波監理委員会設置法の廃止）

第一條　電波監理委員会設置法（昭和二十五年法律第百三十三号）は、廃止する。

（電波法の一部改正）

第二條　電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「**第七章**　聴聞及び訴訟（第八十三條―第九十九條）」を「**第七章**　異議の申立及び訴訟（第八十**第七章の二**　電波監理審議会（第九十

三條―第九十九條）

九條の二―第九十九條の十三）」に改める。

「電波監理委員会規則」を「郵政省令」に改める。

第七章を除き、「電波監理委員会」を「郵政大臣」に改める。

第七章の章名中「聴聞」を「異議の申立」に改める。

第八十三條を削り、第八十四條及び第八十五條中「電波監理委員会」を「郵政大臣」に改め、第八十四條を第八十三條とし、第八十五條を第八十四條とし、同條の次に次の一條を加える。

（電波監理審議会への付議）

第八十五條　第八十三條の規定による異議の申立があつたときは、郵政大臣は、前條の規定により申立を却下する場合を除き、遅滞なく、これを電波監理審議会の議に付さなければならない。

第八十六條を次のように改める。

（聴聞の開始）

第八十六條　電波監理審議会は、前條の規定により議に付された事案につき、異議の申立が受理された日から三十日以内に聴聞を開始しなければならない。

第八十七條中「電波監理委員会」を「電波監理審議会」に改める。

第八十八條第一項中「利害関係者（異議の申立に係る聴聞の場合は利害関係者及び異議の申立をした者。以下同じ。）」を「異議の申立をした者その他の利害関係者」に改める。

第九十二條中「若しくはその代理人又は電波監理委員会」を「又はその代理人」に改め、「若しくは電波監理委員会」を削る。

第九十三條中「電波監理委員会」を「電波監理審議会」に改め、同條第三項中「意見書」の下に「の謄本」を加える。

（議決）

第九十三條の二　電波監理審議会は、前條の調書及び意見書に基き、事案についての決定案を議決しなければならない。

第九十四條第一項を次のように改める。

郵政大臣は、前條の議決があつたときは、その議決の日から七日以内に、その議決により異議の申立についての決定を行う。

第九十四條第三項中「電波監理委員会」を「電波監理審議会」に改める。

第九十六條の見出しを「（省令委任事項）」に改め、同條の次に次の一條を加える。

（訴の提起）

第九十六條の二　第八十三條第一項の規定により異議の申立をすることができる事項に関する訴は、第八十四條第一項の規定による却下の処分又は第九十四條第一項の規定による決定に対してのみ提起することができる。

第九十七條中「この決律又はこの法律に基く命令の規定に基く電波監理委員会の処分に対する訴」を「前條の訴」に改める。

第九十八條中「前條の訴」を「第九十六條の二の訴」に、「電波監理委員会」を「郵政大臣」に改める。

第九十九條中「電波監理委員会」を「電波監理審議会」に改め、同條の次に次の一章を加える。

第七章の二　電波監理審議会

（組織）

第九十九條の二　電波監理審議会は、委員五人をもつて組織する。

2　審議会に会長を置き、委員の互選により選任する。

3　会長は、会務を総理する。

4　電波監理審議会は、あらかじめ、委員のうちから、会長に事故がある場合に会長の職務を代行する者を定めて置かなければならない。

（委員の任命）

第九十九條の三　委員は、公共の福祉に関し公正な判断をすることができ、広い経験と知識を有する者のうちから、両議院の同意を得て、郵政大臣が任命する。

2　委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のため両議院の同意を得ることができないときは、郵政大臣は、前項の規定にかかわらず、両議院の同意を得ないで委員を任命することができる。この場合においては、任命後最初の国会において、両議院の同意を得なければならない。

3　左の各号の一に該当する者は、委員となること

ができない。
一　禁こ以上の刑に処せられた者
二　国家公務員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
三　放送事業者その他の電気通信事業者、無線設備の機器の製造業者若しくは販売業者又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わずこれと同等以上の職権若しくは支配力を有する者を含む。以下この條中同じ。）若しくはその法人の議決権の十分の一以上を有する者（任命の日以前一年間においてこれらに該当した者を含む。）
四　前号に掲げる事業者の団体の役員（任命の日以前一年間においてこれに該当した者を含む。）

（服務）

第九十九條の四　国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第九十六條、第九十八條から第百二條まで及び第百五條の規定は、委員に準用する。

（任期）

第九十九條の五　委員の任期は、三年とする。但し補欠の委員は、前任者の残任期間在任する。
2　委員は、再任されることができる。

（退職）

第九十九條の六　委員は、第九十九條の三第二項後段の規定による両議院の同意が得られなかつたときは、当然退職するものとする。

（罷免）

第九十九條の七　郵政大臣は、委員が第九十九條の三第三項各号の一に該当するに至つたときは、これを罷免しなければならない。

第九十九條の八　郵政大臣は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、両議院の同意を得て、これを罷免することができる。

（退職後の就職の制限）

第九十九條の九　委員であつた者は、その退職後一年間は、第九十九條の三第三項に掲げる職についてはならない。

（会議及び手続）

第九十九條の十　電波監理審議会は、会長を含む三人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。
2　電波監理審議会の議事は、出席者の過半数をもつて決する。可否同数のときは、会長の決するところによる。
3　前二項に定めるものの外、電波監理審議会の会議の議事に関する手続は、郵政省令で定める。

（必要的諮問事項）

第九十九條の十一　郵政大臣は、左に掲げる場合には、電波監理審議会に諮問し、その議決を尊重して措置をしなければならない。
一　第四條第一項但書（許可を要しない工事設計変更）、第十三條第一項（無線局の免許の有効期間）、第十五條（再免許の手続）、第二十八條（第百條第三項において準用する場合を含む。）（電波の質）、第二十九條（受信設備の條件）、第三十條（第百條第三項において準用する場合を含む。）（安全施設）、第三十一條（計器及び予備品の備えつけ）、第三十二條（補助装置の備えつけ）、第三十五條（補助装置の備えつけ）、第三十六條の二（義務航空機局の條件）、第三十七條（無線設備の機器の検定）、第三十八條（第百條第三項において準用する場合を含む。）（技術基準）、第三十九條（無線設備の操作）、第四十條（特殊無線技士の従事範囲）、第四十九條（国家試験の細目等）、第五十條第三項（無線従事者の資格別員数の指定）、第五十二條第六号（目的外使用）、第五十五條（運用許容時間外運用）、第六十一條（通信方法等）、第六十四條第二項（第二洗黙時間）、第六十五條第二項、第七十條の四（聴守義務）、第七十條の五（航空機局の通信連絡）及び第百條第一項第二号（高周波利用設備）の規定による郵政省令を制定し、変更し、又は廃止しようとするとき。
二　第七十六條第二項及び第三項の規定による無線局の免許の取消又は第七十九條第一項の規定による無線従事者の免許の取消の処分をしようとするとき。

三　第八條の規定による無線局の予備免許、第九條第一項の規定による工事設計変更の許可又は第七十一條第一項の規定による無線局の周波数等の指定の変更の処分をしようとするとき。
2　前項第三号に掲げる事項のうち、電波監理審議会が軽微なものと認めるものについては、郵政大臣は、電波監理審議会に諮問しないで措置をすることができる。

（聴聞）

第九十九條の十二　電波監理審議会は、前條第一項第一号及び第二号の規定により諮問を受けた場合には、聴聞を行わなければならない。
2　電波監理審議会は、前項の場合の外、電波及び放送（有線放送を含む。）の規律に関し郵政大臣から諮問を受けた場合において必要があると認めるときは、聴聞を行うことができる。
3　第八十七條から第九十三條までの規定は、前二項の聴聞に準用する。
4　第一項又は第二項の規定により聴聞を行つた事案については、電波監理審議会は、前項において準用する第九十三條の調書及び意見書に基き答申を議決しなければならない。

（勧告）

第九十九條の十三　電波監理審議会は、第九十九條の十一に掲げる事項その他電波の規律に関し、郵政大臣に対して必要な勧告をすることができる。
2　郵政大臣は、前項の勧告を受けたときは、その内容を公表するとともに、これを尊重して必要な措置をしなければならない。

第百十條に次の一号を加える。
七　第九十九條の九の規定に違反した者

（放送法の一部改正）

第三條　放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）の一部を次のように改正する。
「電波監理委員会」を「郵政大臣」に改める。
第四十八條を次のように改める。

（電波監理審議会への諮問）

第四十八條　郵政大臣は、左に掲げる場合には、電波監理審議会に諮問し、その議決を尊重して措置をしなければならない。
一　第九條第五項（修理業務を行う場所の指定）、第十一條第二項（定款変更の認可）、第三十二條第二項及び第三項（受信料免除の基準及び受信契約條項の認可）、第三十三條（国際放送実施の命令）、第三十四條第一項（放送に関する研究の実施命令）、第四十三條第一項（放送設備の譲渡等の認可）又は前條（放送設備の譲渡等の認可）の規定による処分をしようとするとき。
二　第三十七條第二項の規定により日本放送協会の収支予算、事業計画及び資金計画に対して意見を附けようとするとき。
2　前項各号に掲げる事項のうち、電波監理審議会が軽微なものと認めるものについては、郵政大臣は、電波監理審議会に諮問しないで措置をすることができる。

（勧告）

第四十九條　電波監理審議会は、前條に掲げる事項その他放送の規律に関し、郵政大臣に対して必要な勧告をすることができる。
2　郵政大臣は、前項の勧告を受けたときは、その内容を公表するとともに、これを尊重して必要な措置をしなければならない。

（有線放送業務の運用の規正に関する法律の一部改正）

第四條　有線放送業務の運用の規正に関する法律（昭和二十六年法律第百三十五号）の一部を次のように改正する。
「電波監理委員会」を「郵政大臣」に、「電波監理委員会規則」を「郵政省令」に改める。
第九條第二項を次のように改める。
2　電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第七章（異議の申立及び訴訟）の規定は、前項の異議の申立に関し準用する。この場合においては、同法第八十五條中「第八十三條」とあるのは「有線放送業務の運用の規正に関する法律第九條第一項」と読み替えるものとする。

（地方自治法の一部改正）

第五條　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。
第百五十六條第五項中「電波監視局、」を削る。

（判事補の職権の特例等に関する法律の一部改正）

第六條　判事補の職権の特例等に関する法律（昭和二十三年法律第百四十六号）の一部を次のように改正する。

第二條第三項、第三條の二及び第五條第一項中「電波監理委員会」の下に「若しくは郵政省」を加える。

（警察予備隊令の一部改正）

第七條　警察予備隊令（昭和二十五年政令第二百六十号）の一部を次のように改正する。

附則第八項及び第九項中「電波監理委員会」を「郵政大臣」に、附則第九項中「電波監理委員会規則」を「郵政省令」に改める。

（労働関係調整法等の一部を改正する法律の一部改正）

第八條　労働関係調整法等の一部を改正する法律（昭和二十七年法律第二百八十八号）の一部を次のように改正する。

第二條（公共企業体労働関係法の一部改正）のうち第二條の改正規定中「日本放送協会から委託された業務、」の下に、「国民貯蓄債券の売りさばき、償還及び買上並びにその割増金の支拂に関する業務、」を加える。

附　則

1　この法律は、郵政省設置法の一部を改正する法律（昭和二十七年法律第二百七十九号）の施行の日から施行する。

2　従前の電波監理委員会の機関及び職員（委員長及び委員を除く。）は、郵政省の相当の機関及び職員となり、同一性をもつて存続するものとする。

3　この法律の施行の際現に効力を有する電波監理委員会規則は、この法律の施行後も郵政省令としての効力を有するものとする。

4　第二條の規定による改正後の電波法第九十九條の三の規定による電波監理審議会の委員の任命のために必要な行為は、第一項の規定にかかわらず、この法律の施行前においても行うことができる。

5　この法律施行の際国会が閉会中である場合においては、郵政大臣は、第二條の規定による改正後の電波法第九十九條の三の規定にかかわらず、両議院の同意を得ないで、電波監理審議会の最初の委員を任命することができる。

6　前項の場合においては、任命後最初に召集される国会において、当該委員の任命について、両議院の事後の承認を求めなければならない。両議院の事後の承認が得られなかつたときは、当該委員は、当然退職するものとする。

7　この法律の施行後最初に任命される電波監理審議会の委員の任期は、第二條の規定による改正後の電波法第九十九條の五の規定にかかわらず、郵政大臣の定めるところにより、一人は八箇月、二人は一年八箇月、他の二人は二年八箇月とする。

（内閣総理・郵政大臣署名）

法律第二百八十一号（昭二七、七、三一）

◉労働省設置法の一部を改正する法律

労働省設置法（昭和二十四年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三款　公共職業安定所（第十八條・第十九條）」を「第三款　婦人少年室（第十七條の二）
第四款　公共職業安定所（第十八條・第十九條）」に改める。

第四條中第二十号を削り、第二十一号を第二十号とし、以下順次一号ずつ繰り上げる。

第十四條中「公共職業安定所」を「婦人少年室
公共職業安定所」に改める。

第二章第三節中第三款を第四款とし、第十七條の次に次の一款を加える。

第三款　婦人少年室

（婦人少年室）

第十七條の二　婦人少年室は、都道府県ごとに置かれるものとし、その名称は、当該都道府県の名を冠する。

2　婦人少年室の位置は、当該都道府県の都道府県庁の所在地とする。

3　婦人少年室の管轄区域は、当該都道府県の区域とする。

4　婦人少年室は、第九條各号に掲げる事務をつかさどる。

5　婦人少年室の内部組織は、労働省令で定める。

附　則

この法律は、昭和二十七年八月一日から施行する。

（労働・内閣総理大臣署名）

法律第二百八十二号（昭二七、七、三一）

◉建設省設置法の一部を改正する法律

建設省設置法（昭和二十三年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。

第一條及び第二條を次のように改める。

（この法律の目的）

第一條　この法律は、建設省の所掌事務の範囲及び権限を明確に定めるとともに、その所掌する行政事務及び事業を能率的に遂行するに足る組織を定めることを目的とする。

（設置）

第二條　国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三條第二項の規定に基いて、建設省を設置する。

2　建設省の長は、建設大臣とする。

第三條第一号中「立案」の下に「に関する事務」を加え、同條第八号及び第十三号中「維持及び管理」を「維持、修繕その他の管理」に改め、同條第二十四号を次のように改める。

二十四　地代及び家賃に関する事務を処理すること。

第三條第二十六号中「、電気通信事業特別会計」を削り、「学校の復旧整備のための営繕」の下に「、保安庁の特殊な建物の営繕」を加え、同條第二十六号の二中「又は日本専売公社」を「、日本専売公社又は日本電信電話公社」に改め、「建設工事用資材の加工及び」を削り、同條第二十六号の三を同條第二十七号とし、同條第二十六号の二の次に次の三号を加える。

二十六の三　公共団体、日本国有鉄道、日本専売公社又は日本電信電話公社の委託に基き、建設工事に関する調査、試験、検定及び研究を行い、並びに建設省の所管行政に係る事項に関する技術者の養成及び訓練を行うこと。

二十六の四　第二十六号の二に掲げるものの外、委託に基き、建設省の所管に係る建設工事の施行に伴い必要を生じた工事を行うこと。

二十六の五　第二十六号の三に掲げるものの外、委託に基き、重要な河川工作物について、調査、試験及び研究を行うこと。

第三條第二十九号中「試験、」の下に「検定、」を、「事務を処理し、」の下に「建設技術に関する指導並びに建設技術に関する試験及び研究の助成を行い、」を加える。

「管理局　「計画局
河川局　河川局
第四條第一項中　道路局　を　道路局
都市局　住宅局
住宅局」　営繕局」

に改める。

第四條第二項から第五項までを次のように改める。

2　大臣官房においては、前條第二十五号、第二十五号の二、第二十八号及び第三十号に規定する事務、同條第二十六号の二及び第二十六号の三に規定する事務（他の局及び附属機関の所掌に属するものを除く。）並びに他の局の所掌に属しない事務をつかさどる。

3　計画局においては、前條第一号、第四号から第七号まで及び第十七号に規定する事務、同條第三号に規定する事務の総括に関する事務、同條第二十号に規定する事務のうち建築基準法による地域及び地区の指定に関するもの並びに同條第二十九号に規定する事務（附属機関の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

第四條第六項及び第七項中「第二十六号の二」を「第二十六号の二から第二十六号の四まで」に改め、同條第六項を同條第四項とし、同條第五項と

し、同條第八項を削り、同條第九項を同條第六項とし、同條に次の一項を加える。

7　営繕局においては、前條第二十六号及び第二十七号に規定する事務並びに同條第二十六号の二に規定する事務で建物の営繕に関するものをつかさどる。

第五條中第四項を第六項とし、第三項を第五項とし、第二項の次に次の二項を加える。

3　大臣官房に官房長を置く。

4　官房長は、命を受け、大臣官房の事務を掌理する。

第二章中第五條の次に次の一條を加える。

（監察官）

第五條の二　第三條第二十八号に規定する事務を行わせるため、建設省に監察官十人以内を置く。

2　監察官は、建設省の職員のうちから、建設大臣が命ずる。

3　建設大臣は、必要があると認めるときは、監察官をして建設省の助成に係る事業の実況の検査を行わせることができる。

第七條第一項中「同條第二十九号」を「同條第二十六号の三及び第二十九号」に改め、「養成及び訓練」の下に「に関するもの」を加える。

第八條第一項を次のように改める。

土木研究所は、第三條第八号、第九号、第十一号、第十三号、第十四号、第二十六号の二及び第二十六号の四に規定する事務のうち建設省の施行する建設工事に係る特殊な工作物の設計に関するもの、第二十六号の五に規定する事務並びに同條第二十六号の三及び第二十九号に規定する事務のうち土木に関する調査、試験、検定、研究及び技術の指導並びに技術者の養成及び訓練に関するものをつかさどる機関とする。

第九條第一項を次のように改める。

建築研究所は、第三條第二十六号、第二十六号の二及び第二十六号の四に規定する事務並びに同條第二十六号の三及び第二十九号に規定する事務のうち建築及び都市計画に関する調査、試験、検定、研究及び技術の指導に関するものをつかさどる機関とする。

第十四條を削り、第十三條を第十四條とし、第十一條を第十三條とし、第十一條の見出しを「（所掌事務）」に改め、同條第一号中「建設工事」の下に「及びその施行に伴い必要を生じた工事（これらに関する調査を含む。）」を加え、同條第二号中「又は日本專売公社」を「、日本專売公社又は日本電信電話公社」に改め、「、建設工事用資材の加工」を削り、同條を第十二條とし、第四章中同條の前に次の一條を加える。

（地方建設局）

第十一條　本省に地方支分部局として地方建設局を置く。

「第五章」を「第六章」に改め、第二十條中「昭和二十七年」を「昭和二十八年」に改め、同條を第二十二條とし、第十六條を第十八條とし、以下第十九條まで二條ずつ繰り下げ、第十五條の次に次の一章を加える。

第五章　外局

（首都建設委員会）

第十六條　国家行政組織法第三條第二項の規定に基いて、建設省に外局として首都建設委員会を置く。

（組織、所掌事務及び権限）

第十七條　首都建設委員会の組織、所掌事務及び権限は、首都建設法（昭和二十五年法律第二百十九号）の定めるところによる。

附　則

1　この法律は、昭和二十七年八月一日から施行する。但し、附則第四項の規定は、昭和二十八年四月一日から施行する。

2　この法律施行の際現に総理府の外局として置かれている首都建設委員会は、この法律に基く相当の機関となり、同一性をもつて存続するものとし、その事務局の職員は、別に辞令を発せられない場合においては、同一の勤務條件をもつて、この法律に基く相当の機関の職員となるものとする。

3　首都建設法の一部を次のように改正する。

第三條中「総理府」を「建設省」に改める。

第八條第二項後段を削り、同條第三項を次のように改める。

3　事務局の職員は、委員長が建設省計画局の職員のうちから兼ねて任命する。

4　測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六章　測量審議会（第五十五條―第五十九條）」を「第六章　削除」に改め、第五條中「測量審議会にはかつて」を削り、第十二條中「測量審議会にはかつて」を削り、第二十七條第二項中「及び測量審議会にはかつて」を「その他」に改め、第三十四條中「測量審議会にはかつて」を削り、第三十五條第二項を削り、第四十六條第一項中「測量審議会にはかつて」を削り、第四十七條第二項中「、測量審議会にはかつて、」を削り、第六章を次のように改める。

第六章　削除

第五十五條から第五十九條まで　削除

附則第六項中「測量審議会にはかつて」を削る。

2　北海道開発法（昭和二十五年法律第百二十六号）の一部を次のように改正する。

第十二條第一項第二号中「、電気通信事業特別会計」を削り、「学校の復旧整備のための営繕」の下に「、保安庁の特殊な建物の営繕」を加え、「又は日本專売公社」を「、日本專売公社又は日本電信電話公社」に改め、「、建設工事用資材の加工」を削り、同項に次の一号を加える。

三　前号に掲げるものの外、委託に基き、第一号に掲げる事業の実施に伴い必要を生じた工事を行うこと。

（建設・内閣総理大臣署名）

法律第二百八十三号（昭二七、七、三一）

◉電源開発促進法（衆法）

目次

第一章　総則（第一條―第七條）
第二章　電源開発調整審議会（第八條―第十二條）
第三章　電源開発株式会社（第十三條―第四十一條）
附則

第一章　総則

（目的）

第一條　この法律は、すみやかに電源の開発及び送変電施設の整備を行うことにより、電気の供給を増加し、もつてわが国産業の振興及び発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第二條　この法律において「電源開発」とは、水力又は火力による発電のため必要なダム、水路、貯水池、建物、機械、器具その他の工作物の設置若しくは改良又はこれらのため必要な工作物の設置若しくは改良をいう。

（電源開発基本計画の樹立等）

第三條　経済安定本部総裁は、国土の総合的な開発、利用及び保全、電力の需給その他電源開発の円滑な実施を図るため必要な事項を考慮し、電源開発基本計画（以下「基本計画」という。）を立案し、電源開発調整審議会の議を経て、これを決定しなければならない。

2　経済安定本部総裁は、前項の規定により基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを国の関係行政機関の長に送付するとともに、政令の定めるところにより、公表しなければならない。

3　前項の規定により公表された事項に関し利害関係を有する者は、同項の公表の日から三十日以内に、政令の定めるところにより、国の行政機関の長にその意見を申し出ることができる。

4　前項の規定により意見の申出があつたときは、国の行政機関の長は、これをしんしやくして必要な措置を講じなければならない。

（電源開発に関する総合調整）

第四條　国の行政機関の長は、河川法（明治二十九年法律第七十一号）その他の法令の規定による他の行政機関の処分が電源開発の円滑な実施に支障を及ぼすおそれがあると認めるとき、又は電源開発の実施が国土の総合的な開発、利用及び保全に重大な影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該事項を所管する国の行政機関の長に対し協議することができる。

2　国の行政機関の長は、前項の規定により協議をした場合において必要があるときは、経済安定本部総裁に対し、その旨を申し出て、総合調整を行うべきことを求めることができる。

3　経済安定本部総裁は、前項の規定により総合調整を行うべきことを求められたときは、電源開発調整

審議会の議を経て、総合調整を行うものとする。

（資金の確保及び配分）

第五條　政府は、電源開発及び送電変電施設の整備（以下「電源開発等」という。）に必要な資金を確保し、且つ、電源開発等を行う者に対し、その資金の公正な配分が行われるように努めなければならない。

（公共事業の施行及び費用の負担）

第六條　国又は地方公共団体は、公共の利益のため河川、湖沼又は道路に関して国又は地方公共団体が施行する工事（以下「公共事業」という。）が電源開発等と密接な関連を有する場合においては、電源開発等を行う者に対し、当該公共事業の施行を委託することができる。

2　前項の規定により委託する場合における公共事業の施行のため必要な費用の負担の方法及び割合は、政令で定める。

（損失補償）

第七條　電源開発等により生ずる農地、林野、家屋等の水没、かんがい水、飲料水又は工業用水の不足、木材の流送の支障、さく河魚類の減少その他の事由により損失を受ける者があるときは、当該電源開発等を行う者は、その者に対し、公正な補償をすることに努めなければならない。

第二章　電源開発調整審議会

（設置）

第八條　経済安定本部に、電源開発調整審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第九條　審議会は、左に掲げる事項をつかさどる。但し、第三号から第五号までの事項については、第四條第三項の規定によりその審議に付せられた場合に限る。

一　基本計画に関し調査審議すること。

二　電源開発に要する資金の調達及び配分に関し調査審議すること。

三　電源開発を行う者の決定に関し調査審議すること。

四　電源開発の規模、方式等に関し調査審議すること。

五　電源開発のための水及び土地に関する権利の調整並びに電源開発等により生ずる損失の補償に関し調査審議すること。

六　経済安定本部総裁は、任命委員が心身の故障その他の事由に因り職務を行うに適しないと認めたときは、任期中でも解任することができる。

七　会長及び委員は、非常勤とする。

（関係都道府県知事の意見の聴取）

第十一條　審議会は、その所掌事務を処理するため必要があるときは、関係都道府県知事の出席を求め、その意見をきかなければならない。

（政令への委任）

第十二條　この法律に定めるものの外、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第三章　電源開発株式会社

（会社の目的）

第十三條　電源開発株式会社（以下「会社」という。）は、基本計画において会社が行うべきものと定められた地点における電源開発をすみやかに行い、電気の供給を増加することを目的とする株式会社とする。

2　基本計画において会社が行うべき電源開発の地点を定める場合には、その地点は、左の各号の一に該当するもののうち、会社以外の者が具体的な計画を附して電源開発を行うべきことを主務官庁に申し出たものであつて審議会においてその計画の内容が適当であり、且つ、その計画の実施が可能であると確認されたものに係る地点を除いた地点に限る。

一　只見川その他の河川等に係る大規模な又は実施の困難な電源開発

二　国土の総合的な開発、利用及び保全に関し特に考慮を要する北上川その他の河川等に係る電源開発

三　電力の地域的な需給を調整する等のため特に必要な、火力又は球磨川その他の河川等に係る電源開発

（事務所）

第十四條　会社は、本店を東京都に置く。

2　会社は、必要な地に支店又は出張所を置くことができる。

（株式）

第十五條　会社の発行する株式の総数は、一億株とする。

2　会社の株式は、額面株式とし、一株の金額を千円とする。

3　政府は、常時、会社の発行済株式の総数の二分の一以上に当る株式を保有していなければならない。

4　会社はその設立に際し、五百万株を発行するものとする。

5　会社は、新株を発行しようとするときは、主務官庁の認可を受けなければならない。

（利息配当の特例）

第十六條　会社は、開業前に利息の配当をすべきことを定めた場合においても、政府の保有する株式については、利息の配当をすることができない。

（商号の使用制限）

第十七條　会社以外の者は、その商号中に電源開発株式会社という文字を使用してはならない。

（役員）

第十八條　会社に、役員として、総裁一人、副総裁一人、理事五人以内及び監事二人を置く。

第十九條　総裁は、会社を代表する。

2　副総裁は、総裁に事故があるときはその職務を代理し、総裁が欠員のときはその職務を行う。

3　理事は、総裁及び副総裁に事故があるときは総裁の職務を代理し、総裁及び副総裁が欠員のときは総裁の職務を行う。

4　監事は、会社の会計を監査する。

第二十條　総裁、副総裁、理事及び監事は、株主総会の意見を聞き、内閣が任命する。

第二十一條　総裁、副総裁及び理事の任期は、二年、監事の任期は、一年とする。

2　総裁、副総裁、理事及び監事は、再任されることができる。

第二十二條　総裁、副総裁及び理事は、他の職務又は商業に従事することができない。但し、主務官庁の承認を受けたときは、この限りでない。

（事業の範囲）

第二十三條　会社は、その目的を達成するため、左の事業を営むものとする。

一　電源開発及びこれに附帯する送電変電施設の整備

二　発電施設及び送電変電施設の貸付又は譲渡

三　電気事業者に対する電気の供給

四　前各号に掲げるものの外、その他会社の目的を達成するために必要な事業

2　会社が前項第二号の規定により発電施設及び送電変電施設を貸し付け、若しくは譲渡し又は同項第四号に掲げる事業を営もうとするときは、主務官庁の認可を受けなければならない。

3　会社が第一項第三号の規定により電気事業者に対し電気の供給をしようとするときは、その供給量、供給についての料金及び供給の相手方について主務官庁の認可を受けなければならない。この場合においては、公益事業令（昭和二十五年政令第三百四十三号）第四十條の規定は、適用しない。

4　主務官庁は、第二項の発電施設及び送電変電施設

の貸付又は譲渡並びに前項の料金についての認可に当つては、経済安定本部総裁に依頼して審議会の意見を求め、その意見を尊重して、これをしなければならない。

（社債発行限度の特例）

第二十四條　会社は、商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百九十七條の規定による制限をこえて社債を募集することができる。但し、資本及び準備金の総額又は最終の貸借対照表により会社に現存する純財産額のいずれか少い額の十倍をこえてはならない。

（一般担保）

第二十五條　会社の社債権者は、会社の財産について他の債権者に先だつて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

2　前項の先取特権の順位は、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

（工場抵当法の適用）

第二十六條　会社の所有する発電施設又は送電変電施設は、工場抵当法（明治三十八年法律第五十四号）第一條の工場とみなし、同法の規定を適用する。この場合において、同法第十三條、第二十四條、第二十五條、第二十七條第一号及び第三号、第二十九條並びに第三十三條第一項（同法第四十三條においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定は、第二十三條第一項第二号の規定による発電施設又は送電変電施設を目的とする賃借権については、適用しない。

（外貨債務の保証）

第二十七條　政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三條の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、会社の外貨で支拂わなければならない債務について、保証契約をすることができる。

（土地の立入等）

第二十八條　会社は、発電施設又は送電変電施設の設置又は改良に関する測量、実地調査又は工事のために必要があるときは、都道府県知事の許可を受けて、その職員に、他人の土地に立ち入り、又は支障となる竹木を伐採させることができる。

2　都道府県知事は、前項の許可の申請があつたときは、土地の所有者及び占有者又は竹木の所有者にその旨を通知して、意見書を提出する機会を與えなければならない。

3　会社は、第一項の規定によりその職員に他人の土地に立ち入り、又は竹木を伐採させるときは、あらかじめ土地の占有者又は竹木の所有者に通知しなければならない。

4　第一項の規定により他人の土地に立ち入り、又は竹木を伐採する会社の職員は、都道府県知事の許可を受けたことを証明する書面を携帯し、土地の占有者又は竹木の所有者の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

5　会社は、第一項の規定によりその職員に他人の土地に立ち入り、又は竹木を伐採させたときは、これによつて生じた損失を補償しなければならない。

（監督）

第二十九條　会社は、主務官庁が、この法律の定めるところに従い監督する。

2　主務官庁は、この法律を施行するため特に必要があると認めるときは、会社に対し、業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

第三十條　会社は、弁済期限が一年をこえる資金を借り入れようとするときは、主務官庁の認可を受けなければならない。

第三十一條　会社は、主務官庁の認可を受けなければ発電施設及び送電変電施設を所有権及び賃借権以外の権利の目的とすることができない。

第三十二條　会社の定款の変更、利益金の処分、社債の募集、合併及び解散の決議は、主務官庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第三十三條　会社は、毎営業年度の事業計画を定め、主務官庁の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（役員の解任）

第三十四條　内閣は、会社の役員の行為が法令若しくは法令に基く処分又は定款に違反すると認めるときは、これを解任することができる。

（報告及び検査）

第三十五條　主務官庁は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、会社からその業務の状況に関する報告を徴し、又はその職員に、会社の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人に呈示しなければならない。

3　第一項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（罰則）

第三十六條　前條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした会社の役員又は職員は、五万円以下の罰金に処する。

第三十七條　第三十五條第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、五万円以下の罰金に処する。

第三十八條　会社の役員又は職員が会社の業務に関し前二條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、会社に対して各本條の刑を科する。

第三十九條　左の各号に掲げる違反があつた場合においては、その行為をした会社の役員又は職員は、三十万円以下の過料に処する。

一　第十五條第五項、第三十條又は第三十三條の規定に違反したとき。

二　第十九條第一項の規定に違反して、社債を募集したとき。

第四十條　左の各号に掲げる違反があつた場合においては、その行為をした会社の役員又は職員は、三万円以下の過料に処する。

一　第二十三條第二項若しくは第三項又は第三十一條の規定に違反したとき。

二　第二十九條第二項の規定による命令に違反したとき。

第四十一條　第十七條の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　主務官庁は、設立委員を命じて、会社の設立に関する事務を処理させる。

3　設立委員は、定款を作成して主務官庁の認可を受けなければならない。

4　設立委員は、前項の認可を受けたときは、遅滞なく、会社の設立に際し発行する株式の総数のうち、政府が引き受けない株式につき、株主を募集しなければならない。

5　株式申込証には、定款の認可の年月日を記載しなければならない。

6　設立委員は、株主の募集を終つたときは、株式申込証を政府に提出し、その検査を受けなければならない。

7　設立委員は、前項の検査を受けた後、遅滞なく、各株につきその発行価額の全額の拂込をさせなければならない。

8　前項の拂込があつたときは、設立委員は、遅滞なく、創立総会を招集しなければならない。

9　創立総会が終結したときは、設立委員は、その事務を会社の総裁に引き渡さなければならない。

10　商法第百六十七條、第百八十一條及び第百八十五條の規定は、会社の設立については、適用しない。

11　この法律の施行の際、現にその商号中に電源開発株式会社という文字を使用している者は、この法律の施行後六月以内にその商号を変更しなければならない。

12　第十七條の規定は、前項の期間内は、同項に規定する者には、適用しない。

13　日本開発銀行は、当分の間、日本開発銀行法（昭和二十六年法律第百八号）第十八條の規定にかかわらず、会社の株式を引き受けることができる。

14　第十五條第三項及び第十六條の規定の適用に関しては、日本開発銀行が前項の規定により引き受けて保有する株式は、政府において保有するものとみなす。

15　会社の最初の役員の任命に対する第二十條の規定の適用に関しては、第八項の規定による創立総会を株主総会とみなす。

16　第四項の規定の適用に関しては、日本開発銀行が第十三項の規定によつてする引受は、政府においてする引受とみなす。

17　経済安定本部設置法（昭和二十四年法律第百六十四号）の一部を次のように改正する。

第十五條第一項の表中国土調査審議会の項の次に次のように加える。

電源開発調整審議会	電源開発促進法（昭和二十七年法律第二百八十三号）の規定によりその所掌事務に属せしめられた事項を行うこと。

18 経済関係罰則の整備に関する法律（昭和十九年法律第四号）の一部を次のように改正する。

別表乙号第十号を次のように改める。

十　電源開発株式会社

19 租税特別措置法（昭和二十一年法律第十五号）の一部を次のように改正する。

第十條の次に次の一條を加える。

第十條の二　電源開発株式会社が、左の各号に掲げる事項について、登記を受ける場合における登録税は、これを免除する。但し、第二号及び第三号の登記については、資本の金額又は増加資本の金額のうち、政府出資に係るものに限る。

一　会社の設立

二　会社の資本増加

三　電源開発及びこれに附帯する送電変電施設の整備の用に供する土地又は建物に関する権利の取得又は所有権の保存

電源開発株式会社が発行する社債であつて、商法第三百三條又はその準用規定による拂込があつた日（売出の方法により発行した場合においては、売出満了の日）から最終の償還期限に至る期間が一年をこえるものの拂込の登記についての登録税の額は、登録税法第六條第十一号の規定にかかわらず、千分の一・五とする。

20 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第三百四十九條の次に次の一條を加える。

（発電施設に対する固定資産税の税率の特例）

第三百四十九條の二　発電、送電又は変電のための家屋（もつぱら発電、送電又は変電の用に供する機械器具を收容するものに限る。）及び償却資産であつて、昭和二十七年四月一日以後に固定資産課税台帳に登録されたものに対して課する固定資産税の税率は、登録された日の属する年の翌年の四月一日から三年間は、前條の規定にかかわらず、百分の〇・八をこえることができない。

第三百五十條第一項中「前條」を「第三百四十九條」に改める。

21 公益事業令の一部を次のように改正する。

附則第二十一項の次に次の一項を加える。

（自家用発電事業者の土地の立入等）

22 第三項の場合において、同項の規定によりなお効力を有する旧電気事業法第三十條第三項の規定する電気を供給又は使用する事業を営む者については、第七十五條から第七十八條までの規定を準用する。この場合において、第七十五條第五項中「委員会」とあるのは、「通商産業大臣」と読みかえるものとする。

22 資金運用部資金法（昭和二十六年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第七條第一項第九号の次に次の二号を加える。

十　電源開発株式会社の発行する社債

十一　電源開発株式会社に対する貸付

23 土地收用法（昭和二十六年法律第二百十九号）の一部を次のように改正する。

第三條第十七号の次に次の二号を加える。

十七の二　電源開発株式会社が設置し、又は改良する発電施設又は送電変電施設

十七の三　公益事業令附則第三項の場合において、同項の規定によりなお効力を有する旧電気事業法第三十條第二項に規定する電気を供給又は使用する事業を営む者が設置し、又は改良する発電施設又は送電変電施設

（内閣総理大臣・法務総裁・大蔵・農林・通商産業・建設大臣・経済安定本部総裁署名）

◉経済安定本部設置法の廃止及びこれに伴う関係法令の整理等に関する法律

（昭二七、七、三一）

（経済安定本部設置法等の廃止）

第一條　左に掲げる法律は、廃止する。

一　経済安定本部設置法（昭和二十四年法律第百六十四号）

二　価格調整公団法（昭和二十二年法律第六十二号）

三　通貨発行審議会法（昭和二十二年法律第百九十七号）

（恩給法の一部改正）

第二條　恩給法（大正十二年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第二十條第二項第三号中「経済安定本部、」を削る。

（食糧管理法の一部改正）

第三條　食糧管理法（昭和十七年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

第八條ノ二第一項中「経済安定本部総裁ガ定ムル方策ニ基キ」を削る。

第九條第三項から第六項まで中「経済安定本部総裁」を「農林大臣」に改める。

（日本銀行法の一部改正）

第四條　日本銀行法（昭和十七年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第十三條ノ四第二項第三号中「経済安定本部」を「経済審議庁」に改める。

（物価統制令の一部改正）

第五條　物価統制令（昭和二十一年勅令第百十八号）の一部を次のように改正する。

本則中「経済安定本部令」を「政令」に改める。

本則（第二十條第二項、第二十一條及び第三十一條を除く。）中「経済安定本部総務長官」及び「経済安定本部総裁」を「主務大臣」に改める。

第二十條第二項及び第二十一條中「経済安定本部総裁」を「大蔵大臣」に改める。

第三十條中「管区経済局其ノ他ノ」を削る。

第三十一條を次のように改める。

第三十一條　主務大臣ハ政令ノ定ムル所ニ依リ本令ニ規定スル主務大臣ノ職権ノ一部ヲ地方行政機関ノ長又ハ都道府県知事ヲシテ行ハシムルコトヲ得

（物価統制令の一部を改正する勅令の一部改正）

第六條　物価統制令の一部を改正する勅令（昭和二十一年勅令第三百八十二号）の一部を次のように改正する。

附則第二項及び第三項を削る。

（地代家賃統制令の一部改正）

第七條　地代家賃統制令（昭和二十一年勅令第四百四十三号）の一部を次のように改正する。

「経済安定本部総務長官」を「建設大臣」に、「経済安定本部令」を「建設省令」に改める。

（職業安定法の一部改正）

第八條　職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）の一部を次のように改正する。

第三十二條第五項及び第六項中「、中央職業安定審議会に諮問のうえ、物価庁長官と協議して定める」を「中央職業安定審議会に諮問のうえ定める」に改める。

（郵便法の一部改正）

第九條　郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第十三條第二項中「及び経済安定本部総裁」を削り、「命令」を「省令」に改める。

（臨時金利調整法の一部改正）

第十條　臨時金利調整法（昭和二十二年法律第百八十一号）の一部を次のように改正する。

第八條第一項第二号を次のように改める。

二　経済審議庁調整部長

（郵便為替法の一部改正）

第十一條　郵便為替法（昭和二十三年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

第六條第二項中「内閣総理大臣及び郵政大臣が、命令でこれを定める。」を「省令で定める。」に改める。

（郵便振替貯金法の一部改正）

第十二條　郵便振替貯金法（昭和二十三年法律第六十号）の一部を次のように改正する。

第六條第二項中「内閣総理大臣及び郵政大臣が、

命令でこれを定める。」を「省令で定める。」に改める。

（輸出品取締法の一部改正）

第十三條　輸出品取締法（昭和二十三年法律第百五十三号）の一部を次のように改正する。

第五條第一項中「、経済安定本部総裁の同意を得」を削る。

（国民金融公庫法の一部改正）

第十四條　国民金融公庫法（昭和二十四年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第十條第二項中「九人」を「八人」に改め、同條第三項第一号を次のように改める。

一　大蔵省銀行局を代表する者一人

（緊急失業対策法の一部改正）

第十五條　緊急失業対策法（昭和二十四年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第二條第二項を次のように改める。

2　この法律で「公共事業」とは、国自ら又は国の負担金の交付を受け若しくは国庫の補助により地方公共団体等が実施する公共的な建設及び復旧の事業をいう。

第七條を次のように改める。

第七條　労働大臣は、前條の計的を樹立した場合には、失業対策事業の事業主体、種目及び規模等を定めておかなければならない。

第十二條中「経済安定本部総務長官と協議の上、」を削る。

第二十條第一項中「経済安定本部総務長官」を「当該事業の主務大臣」に改め、同條第二項を次のように改める。

5　国土調査に関し国土総合開発審議会がつかさどる事務については、国土調査法の定めるところによる。

第七條の二第四項中「経済安定本部総裁」を「経済審議庁長官」に改める。

第十條、第十一條の四、第十二條及び第十三條の三中「経済安定本部総務長官」を「経済審議庁長官」に改める。

（旧軍港市転換法の一部改正）

第十九條　旧軍港市転換法（昭和二十五年法律第二百二十号）の一部を次のように改正する。

第六條第二項中「二十八」を「十九人」に改め、同條第三項第五号中「、建設省及び経済安定本部」を「及び建設省」に改める。

（連合国財産の返還等に関する政令の一部改正）

第二十條　連合国財産の返還等に関する政令（昭和二十六年政令第六号）の一部を次のように改正する。

第十四條第一項中「経済安定本部総裁、」を削る。

（積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法の一部改正）

第二十一條　積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法（昭和二十六年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

第十三條第一項第十三号を次のように改める。

十三　経済審議庁次長

（資金運用部資金法の一部改正）

第二十二條　資金運用部資金法（昭和二十六年法律第

百号）の一部を次のように改正する。

第十條第二項第五号を次のように改める。

五　経済審議庁次長

（国土調査法の一部改正）

第二十三條　国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三章　国土調査審議会及び都道府県国土調査委員会（第十一條―第十六條）」を「第三章　国土総合開発審議会及び都府県総合開発審議会の調査審議（第十一條―第十六條）」に改める。

「総裁」を「内閣総理大臣」に改める。

第三條第一項中「経済安定本部総裁（以下「総裁」という。）が定める。」を「総理府令で定める。」に改め、同條第二項中「経済安定本部令」を「総理府令」に改め、同條第三項中「国土調査審議会」を「国土総合開発審議会」に改める。

第六條から第八條まで中「都道府県国土調査委員会」を「都道府県知事」に改める。

「第三章　国土調査審議会及び都道府県国土調査委員会」を「第三章　国土総合開発審議会及び都府県総合開発審議会の調査審議」に改める。

第十一條を次のように改める。

第十一條　削除

第十二條の見出しを「（国土総合開発審議会の調査審議）」に改め、同條中「審議会」を「国土総合開発審議会」に改める。

第十三條及び第十四條を次のように改める。

第十三條及び第十四條　削除

第十五條を次のように改める。

（都府県総合開発審議会の調査審議）

第十五條　都府県知事は、その管轄区域内において国土調査が実施される場合においては、国土総合開発法第六條の六の規定により條例で設置された都府県総合開発審議会に対し、左に掲げる事項について調査審議を求めることができる。

一　第六條第三項の規定による指定又は勧告若しくは助言

二　第十九條第二項の規定による国土調査の成果の認証

第十六條を次のように改める。

第十六條　削除

第十八條から第二十三條まで中「委員会」を「都道府県知事」に改める。

（旅券法の一部改正）

第二十四條　旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）の一部を次のように改正する。

第二條第三号中「、各省及び経済安定本部」を「及び各省」に、「、各省大臣及び経済安定本部総裁」を「及び各省大臣」に改める。

（国際的供給不足物資等の需給調整に関する臨時措置に関する法律の一部改正）

第二十五條　国際的供給不足物資等の需給調整に関する臨時措置に関する法律（昭和二十七年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

第二條第一項中「経済安定本部総裁が定める方策に基き、」を「政令で定めるところにより、」に改め、同條第二項中「経済安定本部総裁の同意を得て、」を削り、同條第六項及び第七項中「経済安定本部総裁」を「主務大臣」に改める。

第三條中「経済安定本部」を「通商産業省」に改める。

第四條第一項を次のように改める。

審議会は、関係各大臣の諮問に応じ、第二條第一項各号に掲げる物資の需給の調整に関する重要事項に関して審議し、その結果を報告する。

第四條第二項中「経済安定本部総裁」を「関係各大臣」に改める。

第五條第二項中「経済安定本部総務長官」を「通商産業大臣」に改め、同條第三項中「経済安定本部総裁」を「通商産業大臣」に改める。

（特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部改正）

第二十六條　特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和二十七年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。

第六條第一項第六号を次のように改める。

六　経済審議庁次長

（急傾斜地帯農業振興臨時措置法の一部改正）

第二十七條　急傾斜地帯農業振興臨時措置法（昭和二十七年法律第百三十五号）の一部を次のように改正する。

第十五條第一項第四号を次のように改める。

四　経済審議庁次長

（国有財産特別措置法の一部改正）

第二十八條　国有財産特別措置法（昭和二十七年法律第二百十九号）の一部を次のように改正する。

第五條第二項中「及び経済安定本部総裁」を削る。

（電源開発促進法の一部改正）

第二十九條　電源開発促進法（昭和二十七年法律第二百八十三号）の一部を次のように改正する。

第三條、第四條、第十條及び第二十三條中「経済安定本部総裁」を「内閣総理大臣」に改める。

第八條中「経済安定本部」を「総理府」に改める。

第十條中「十五人」を「十四人」に改める。

第十條第三項第五号、第六号及び第七号を次のように改め、同項第八号を第七号とする。

五　経済審議庁長官

六　自治庁長官

第十條第四項中「第八号」を「第七号」に改める。

（経済安定本部の残務整理）

第三十條　左に掲げる事項でこの法律施行の際現に経済安定本部の所管に係るものの残務整理については、経済審議庁においてつかさどる。

一　昭和二十七年度予算の執行及び予備費の支出に関する事項

二　昭和二十四年度から昭和二十七年度までの決算に関する事項

三　昭和二十六年度及び昭和二十七年度の国有財産に関する事項

附　則

1　この法律は、昭和二十七年八月一日から施行する。

2　この法律施行前にした行為に対する罰則の適用及び価格調整公団の清算に関しては、旧価格調整公団法は、この法律施行後もなおその効力を有する。

（内閣総理・外務・大蔵・厚生・農林・通商産業・運輸・郵政・電気通信・労働・建設大臣・経済安定本部総裁署名）

法律第二百八十五号（昭二七、七、三一）

◉昭和二十七年度における行政機構の改革等に伴う国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律の特例に関する法律

昭和二十七年度における行政機構の改革に関連して、又は昭和二十七年度予算実行上の要請に因り、昭和二十七年四月五日から昭和二十八年三月三十一日までの間において退職する職員で閣議で定めるものに対する国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律（昭和二十五年法律第百四十二号。以下「法」という。）の規定による一般の退職手当の額は、法第四條及び第五條の規定にかかわらず、法附則第六項中「前項」とあり、又は法附則第七項中「附則第五項」とあるのを「昭和二十七年度における行政機構の改革等に伴う国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律の特例に関する法律」と読み替えて、これらの項の規定により計算した額に、百分の百八十を乗じて得た額とする。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（内閣総理大臣・法務総裁・各省大臣・経済安定本部総裁署名）

法律第二百八十六号（昭二七、七、三一）

◉法廷等の秩序維持に関する法律

（この法律の目的）

第一條　この法律は、民主社会における法の権威を確保するため、法廷等の秩序を維持し、裁判の威信を保持することを目的とする。

（制裁）

第二條　裁判所又は裁判官（以下「裁判所」という。）が法廷又は法廷外で事件につき審判その他の手続をするに際し、その面前その他直接に知ることができる場所で、秩序を維持するため裁判所が命じた事項を行わず若しくは執つた措置に従わず、又は暴言、暴行、けん騒その他不穏当な言動で裁判所の職務の執行を妨害し若しくは裁判の威信を著しく害した者は、二十日以下の監置若しくは三万円以下の過料に処し、又はこれを併科する。

2　監置は、監置場に留置する。

（事件の審判）

第三條　前條第一項の規定による制裁は、裁判所が科する。

2　前條第一項にあたる行為があつたときは、裁判所は、その場で直ちに、裁判所職員、警察官又は警察吏員に行為者を拘束させることができる。この場合において、拘束の時から二十四時間以内に監置に処する裁判がなされないときは、裁判所は、直ちにその拘束を解かなければならない。

（裁判）

第四條　制裁を科する裁判は、決定でする。

2　前項の裁判は、第二條第一項にあたる行為が終つた時から一箇月を経過した後は、することができない。

3　裁判所は、裁判をするについて必要があるときは、証人尋問その他の証拠調をすることができる。この場合においては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（明治二十三年法律第二十九号）による証拠調の場合の例による。

4　制裁を科する裁判をしたときは、手続に要した費用の全部又は一部を本人に負担させることができる。

（抗告及び異議の申立）

第五條　地方裁判所、家庭裁判所若しくは簡易裁判所又はその裁判官のした制裁を科する裁判に対しては、本人は、裁判が告知された日から五日以内に、その裁判が法令に違反することを理由として、高等裁判所に抗告をすることができる。

2　前項の抗告をするには、申立書を、原裁判所に提出しなければならない。原裁判所は、抗告を理由があるものと認めるとき、その他原裁判を更正することを適当と認めるときは、その裁判を取り消し、又は本人の利益に変更することができる。

3　第一項の抗告は、裁判の執行を停止する効力を有しない。但し、抗告裁判所及び原裁判所は、抗告について裁判があるまで、裁判の執行を停止することができる。

4　高等裁判所又はその裁判官のした制裁を科する裁判に対しては、本人は、その高等裁判所に異議の申立をすることができる。異議の申立には、抗告に関する規定を準用する。

（特別抗告）

第六條　抗告又は異議の申立について高等裁判所のした裁判に対しては、本人は、左の事由があることを理由とする場合に、最高裁判所に特に抗告をすることができる。

一　憲法の違反があること、又は憲法の解釈に誤があること。

二　最高裁判所の判例と相反する判断をしたこと。

三　最高裁判所の判例がない場合に、前條の規定による抗告又は異議の申立についてした高等裁判所の判例と相反する判断をしたこと。

2　前項の抗告の提起期間は、五日とする。

3　前條第二項前段及び第三項の規定は、第一項の抗告について準用する。

（執行）

第七條　制裁を科する裁判は、裁判官の命令で執行する。

2　監置の裁判を執行するため必要があるときは、裁判官は、収容状を発することができる。収容状は、勾引状と同一の効力を有するものとし、裁判官の指揮によつて執行する。

3　第一項の抗告は、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）中勾引状の執行に関する規定を準用する。

4　第一項の命令で過料に係るものは、執行力のある債務名義と同一の効力を有する。

5　過料の裁判の執行については、民事訴訟に関する

法令の規定を準用する。但し、執行前に裁判の送達をすることを要しない。

6 第一項及び前二項の規定は、第四條第四項の規定による裁判の執行について準用する。

7 監置の裁判の執行は、当該裁判があつた時から三箇月を経過した後は、開始することができない。

8 監置の裁判を受けた者について、当該裁判の執行によつて著しく健康を害する虞があるとき、その他重大な事由があるときは、裁判所は、本人の請求又は職権により、当該裁判の執行を停止することができる。

（補償）

第八條 制裁を科する裁判につき、第五條又は第六條の規定により取消の裁判を受けた者が、すでに当該制裁を科する裁判の執行を受けた場合には、その者は、国に対して、当該制裁を科する裁判の執行による補償を請求することができる。

2 前條第二項の収容状による抑留は、前項の規定の適用については、監置の裁判の執行とみなす。

3 第一項の規定による補償については、無罪の裁判を受けた者の補償に関する刑事補償法（昭和二十五年法律第一号）の規定を準用する。補償決定の公示についても同様である。

（規則）

第九條 制裁を科する裁判に関する手続その他の必要な事項は、最高裁判所が定める。

附　則

1 この法律の施行期日は、公布の日から起算して六十日をこえない範囲内で、政令で定める。

2 監獄法（明治四十一年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第八條中「労役場」の下に「及ビ監置場」を加え、同條第一項の次に次の一項を加える。

監置ノ執行ヲ為スニ当リ最寄ノ地ニ監置場ナキ場合又ハ監置場アルモ其収容能力十分ナラザル場合ニ於テハ拘留場（第一條第三項ノ規定ニ依リ代用セラルルモノヲ含ム）ノ特ニ区別シタル場所ヲ監置場ニ充ツルコトヲ得

第九條中「引致状ニ依リ監獄ニ留置シタル者」の下に「、監置ニ処セラレタル者」を加え、同條に次の但書を加える。

但第三十五條ノ規定ハ監置ニ処セラレタル者ニ之ヲ準用セズ

第十八條第一項中「及ビ労役場」を「、労役場及ビ監置場」に改める。

第三十二條中「受刑者」及び「但拘留囚」の下に、それぞれ「及ビ監置ニ処セラレタル者」を加える。

第四十五條第二項、第四十六條第二項及び第四十七條第一項中「受刑者」の下に、それぞれ「及ビ監置ニ処セラレタル者」を加える。

3 法務省設置法（昭和二十二年法律第百九十三号）の一部を次のように改正する。

第八條中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 法廷等の秩序維持に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十六号）により監置に処せられた者に関する事項

（法務総裁・内閣総理大臣署名）

法律第二百八十七号（昭二七、七、三一）

●労働基準法の一部を改正する法律

労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第十八條第二項を次のように改める。

使用者は、労働者の貯蓄金をその委託を受けて管理しようとする場合においては、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときは労働者の過半数を代表する者との書面による協定をし、これを行政官庁に届け出なければならない。

第十八條第二項の次に次の五項を加える。

使用者は、労働者の貯蓄金をその委託を受けて管理する場合においては、貯蓄金の管理に関する規程を定め、これを労働者に周知させるため作業場に備え付ける等の措置をとらなければならない。

使用者は、労働者の貯蓄金をその委託を受けて管理する場合において、貯蓄金の管理が労働者の預金の受入であるときは、利子をつけなければならない。この場合において、その利子が、金融機関の受け入れる預金の利率を考慮して命令で定める利率による利子を下るときは、その命令で定める利率による利子をつけたものとみなす。

使用者は、労働者の貯蓄金をその委託を受けて管理する場合において、労働者がその返還を請求したときは、遅滞なく、これを返還しなければならない。

使用者が前項の規定に違反した場合において、当該貯蓄金の管理を継続することが労働者の利益を著しく害すると認められるときは、行政官庁は、使用者に対して、その必要な限度の範囲内で、当該貯蓄金の管理を中止すべきことを命ずることができる。

前項の規定により貯蓄金の管理を中止すべきことを命ぜられた使用者は、遅滞なく、その管理に係る貯蓄金を労働者に返還しなければならない。

第二十四條第一項但書を次のように改める。

但し、法令若しくは労働協約に別段の定がある場合においては、通貨以外のもので支拂い、また、法令に別段の定がある場合若しくは当該事業場の労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときは労働者の過半数を代表する者との書面による協定がある場合においては、賃金の一部を控除して支拂うことができる。

第三十三條第一項中「前條又は第四十條の労働時間を延長する」を「前條若しくは第四十條の労働時間を延長し、又は第三十五條の休日に労働させる」に改める。

第三十三條第二項中「労働時間の延長」を「労働時間の延長又は休日の労働」に改め、「その延長時間」を「その時間」に改める。

第三十九條第三項本文を次のように改める。

使用者は、前二項の規定による有給休暇を労働者の請求する時季に与えなければならない。

第三十九條第三項の次に次の一項を加える。

使用者は、第一項又は第二項の規定による有給休暇の期間については、就業規則その他で定めるところにより、平均賃金又は所定労働時間労働した場合に支拂われる通常の賃金を支拂わなければならない。但し、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定により、その期間について、健康保険法（大正十一年法律第七十号）第三條に定める標準報酬日額に相当する金額を支拂う旨を定めたときは、これによらなければならない。

第五十四條第一項に次の但書を加える。

但し、仮設の建設物又は設備で命令で定める危険又は衛生上有害でないものについては、この限りでない。

第五十六條第一項但書を削る。

第六十條第三項中「（第五十六條第一項但書に規定する満十四歳以上を含む。）」を削る。

第六十一條に次の但書を加える。

但し、財産目録、貸借対照表又は損益計算書の作成その他決算のために必要な計算、書類の作成等の業務に従事させる場合には、一週間について六時間の制限にかかわらず、二週間について十二時間を超えない範囲内で時間外労働をさせることができる。

第六十二條第四項中「労働時間を延長する場合」を「労働時間を延長し若しくは休日に労働させる場合」に改め、「電話の事業」の下に「若しくは中央労働基準審議会の議を経て命令で定める女子の健康及び福祉に有害でない業務」を加える。

第七十條第二項中「危険有害業務の就業制限に関する規定」の下に「並びに第六十四條の坑内労働の禁止に関する規定（満十六歳以上の男子に係るものに限る。）」を加える。

第七十六條第一項の次に次の二項を加える。

使用者は、前項の規定により休業補償を行つている労働者と同一の事業場における同種の労働者に対して所定労働時間労働した場合に支拂われる通常の賃金の、一月から三月まで、四月から六月まで、七

月から九月まで及び十月から十二月までの各区分による期間（以下四半期という。）ごとの一箇月一人当り平均額（常時百人未満の労働者を使用する事業場については、労働省において作成する毎月勤労統計における当該事業場の属する産業に係る毎月きまつて支給する給與の四半期の労働者一人当りの一箇月平均額。以下平均給與額という。）が、当該労働者が業務上負傷し、又は疾病にかかつた日の属する四半期における平均給與額の百分の百二十をこえ、又は百分の八十を下るに至つた場合においては、使用者は、その上昇し又は低下した比率に応じて、その上昇し又は低下するに至つた四半期の次の次の四半期において、前項の規定により当該労働者に対して行つている休業補償の額を改訂し、その改訂をした四半期に属する最初の月から改訂された額により休業補償を行わなければならない。改訂後の休業補償の額の改訂についてもこれに準ずる。

前項の規定により難い場合における改訂の方法その他同項の規定による改訂について必要な事項は、命令で定める。

第十二章中第百六條の前に次の一條を加える。

（国の援助義務）

第百五條の二　労働大臣又は都道府県労働基準局長は、この法律の目的を達成するために、労働者及び使用者に対して資料の提供その他必要な援助をしなければならない。

第百十四條中「第三十九條第三項の規定による平均賃金」を「第三十九條第四項の規定による賃金」に改める。

第百二十條第一号中「第十五條第一項若しくは第三項、」の次に「第十八條第七項、」を加え、同條第二号を削り、同條第三号を第二号とし、以下順次一号ずつ繰り上げる。

附　則

1　この法律は、昭和二十七年九月一日から施行する。

2　この法律の施行の際使用者が改正前の労働基準法第十八條第二項の規定による認可を受けて、労働者の貯蓄金を管理している場合においては、この法律の施行後は、改正後の同項の規定による届出があつたものとみなす。

3　改正後の労働基準法第三十九條第四項の規定により使用者が就業規則その他に定をし、又は書面による協定をするまでは、同項の規定にかかわらず、有給休暇の期間についての賃金の支拂については、なお、従前の例による。

4　改正後の労働基準法第七十六條第二項及び第三項の規定は、この法律施行の際同條第一項の規定による休業補償を受けている労働者についても適用あるものとし、且つ、その労働者につき、この附則該当する事由があるときは、使用者は、左の各号の一に区分によつて当該各号に定める比率に応じて休業補償を改訂し、昭和二十八年一月から、改訂された額により休業補償を行わなければならない。

一　常時百人以上の労働者を使用する事業場において昭和二十二年九月一日から昭和二十六年三月三十一日までの間に業務上負傷し、又は疾病にかかつた者については、昭和二十七年一月から三月までの平均給與額が、その負傷し又は疾病にかかつた日の属する会計年度において当該労働者と同一の事業場の同種の労働者に対して所定労働時間労働した場合に支拂われた通常の賃金の一箇月一人当り平均額（以下本項において会計年度における平均給與額という。）の百分の百二十をこえる場合は、その比率

二　常時百人以上の労働者を使用する事業場において昭和二十二年九月一日から昭和二十六年三月三十一日までの間において業務上負傷し、又は疾病にかかつた者で前号の場合に該当しないものについては、昭和二十七年七月から九月までの平均給與額が、会計年度における平均給與額の百分の百二十をこえる場合は、その比率

三　常時百人以上の労働者を使用する事業場において昭和二十六年四月以後において業務上負傷し、又は疾病にかかつた者については、昭和二十七年七月から九月までの平均給與額が、当該労働者の負傷し、又は疾病にかかつた日の属する四半期の平均給與額の百分の百二十をこえる場合は、その比率

四　常時百人未満の労働者を使用する事業場において業務上負傷し、又は疾病にかかつた者が、前各

号に該当する場合においては、命令で定める比率

五　日々雇い入れられる者については、命令で定める比率

5　労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の一部を次のように改正する。

第十二條第三項の次に次の一項を加える。

第一項第二号の規定による災害補償については、政府は、労働基準法第七十六條第二項又は第三項に該当する事由がある場合には、同條第二項及び第三項の例により、その休業補償費の額を改訂して支給する。

6　改正後の労働者災害補償保険法第十二條第四項の規定は、この法律施行の際同條第一項第二号の規定による休業補償費を受けている労働者についても適用あるものとし、且つ、その労働者につき、この附則第四項各号の一に該当する事由があるときは、政府は、同項の例により、その休業補償費の額を改訂して支給する。

7　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお、従前の例による。

（労働・内閣総理大臣署名）

法律第二百八十八号（昭二七、七、三一）

◉労働関係調整法等の一部を改正する法律

第一條　労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

第八條の次に次の一條を加える。

第八條の二　中央労働委員会及び地方労働委員会は、その行ふ労働争議の調停又は仲裁に参與させるため、中央労働委員会にあつては労働大臣が、地方労働委員会にあつては都道府県知事がそれぞれ特別調整委員を置くことができる。

中央労働委員会に置かれる特別調整委員は、労働大臣が、地方労働委員会に置かれる特別調整委員は、都道府県知事が任命する。

特別調整委員は、使用者を代表する者、労働者を代表する者及び公益を代表する者とする。

特別調整委員のうち、使用者を代表する者は使用者団体の推薦に基いて、労働者を代表する者は労働組合の推薦に基いて、公益を代表する者は当該労働委員会の使用者を代表する委員及び労働者を代表する委員の同意を得て、任命されるものとする。

特別調整委員は、政令で定めるところにより、その職務を行ふために要する費用の弁償を受けることができる。

特別調整委員に関する事項は、この法律に定めるものの外、政令でこれを定める。

第十一條第二項を削る。

第十四條の次に次の一條を加える。

第十四條の二　斡旋員は、政令で定めるところにより、その職務を行うために要する費用の弁償を受けることができる。

第十八條第三号を次のように改める。

三　公益事業に関する事件につき、関係当事者の一方から、労働委員会に対して、調停の申請がなされたとき。

第十八條第五号中「運輸大臣」を「運輸大臣。以下同じ。」に改める。

第十九條及び第二十條中「委員」を「調停委員」に改める。

第二十一條を次のように改める。

第二十一條　使用者を代表する調停委員は労働委員会の使用者を代表する委員又は特別調整委員の中から、労働者を代表する調停委員は労働委員会の労働者を代表する委員又は特別調整委員の中から、公益を代表する調停委員は労働委員会の公益を代表する委員又は特別調整委員の中から労働委員会の会長がこれを指名する。

第二十二條及び第二十三條第二項中「委員」を「調停委員」に改める。

第三十一條を次のように改める。

第三十一條　労働委員会による労働争議の仲裁は、

仲裁委員三人から成る仲裁委員会を設け、これによつて行ふ。

第三十一條の次に次の四條を加える。

第三十一條の二　仲裁委員は、労働委員会の公益を代表する委員又は特別調整委員の中から、関係当事者が合意により選定した者につき、労働委員会の会長が指名する。但し、関係当事者の合意による選定がなされなかつたときは、労働委員会の会長が、関係当事者の意見を聞いて、労働委員会の公益を代表する委員又は特別調整委員の中から指名する。

第三十一條の三　仲裁委員会に、委員長を置く。委員長は、仲裁委員が互選する。

第三十一條の四　仲裁委員会は、委員長が招集する。

仲裁委員会は、仲裁委員二人以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

仲裁委員会の議事は、仲裁委員の過半数でこれを決する。

第三十一條の五　関係当事者のそれぞれが指名した労働委員会の使用者を代表する委員又は特別調整委員及び労働者を代表する委員又は特別調整委員は、仲裁委員会の同意を得て、その会議に出席し、意見を述べることができる。

第三十二條中「労働委員会」を「仲裁委員会」に改める。

第四章の次に次の一章を加える。

第四章の二　緊急調整

第三十五條の二　内閣総理大臣は、事件が公益事業に関するものであるため、又はその規模が大きいため若しくは特別の性質の事業に関するものであるために、争議行為により当該業務が停止されるときは国民経済の運行を著しく阻害し、又は国民の日常生活を著しく危くする虞があると認める事件について、その虞が現実に存するときに限り、緊急調整の決定をすることができる。

内閣総理大臣は、前項の決定をしようとするときは、あらかじめ中央労働委員会（船員法の適用を受ける船員に関しては、船員中央労働委員会。以下同じ。）の意見を聞かなければならない。

内閣総理大臣は、緊急調整の決定をしたときは、直ちに、理由を附してその旨を公表するとともに、中央労働委員会及び関係当事者に通知しなければならない。

第三十五條の三　中央労働委員会は、前條第三項の通知を受けたときは、その事件を解決するため、最大限の努力を盡さなければならない。

中央労働委員会は、前項の任務を遂行するため、その事件について、左の各号に掲げる措置を講ずることができる。

一　斡旋を行ふこと。

二　調停を行ふこと。

三　仲裁を行ふこと（第三十條各号に該当する場合に限る。）。

四　事件の実情を調査し、及び公表すること。

五　解決のため必要と認める措置をとるべきことを勧告すること。

前項第二号の調停は、第十八條各号に該当しない場合であつても、これを行ふことができる。

第三十五條の四　中央労働委員会は、緊急調整の決定に係る事件については、他のすべての事件に優先してこれを処理しなければならない。

第三十七條　公益事業に関する事件につき関係当事者が争議行為をするには、その争議行為をしようとする日の少くとも十日前までに、労働委員会及び労働大臣又は都道府県知事にその旨を通知しなければならない。

緊急調整の決定があつた公益事業に関する事件については、前項の規定による通知は、第三十八條に規定する期間を経過した後でなければこれをすることができない。

第三十八條　緊急調整の決定をなした旨の公表があつたときは、関係当事者は、公表の日から五十日間は、争議行為をなすことができない。

第四十條　第三十八條の規定に違反する行為があつた場合においては、その違反行為について責任のある使用者若しくはその団体、労働者の団体又はその他の者若しくはその団体は、これを二十万円以下の罰金に処する。

前條第二項から第四項までの規定は、前項の場合に準用する。この場合において同條第三項中「十万円」とあるのは、「二十万円」と読み替へるものとする。

第四十一條　削除

第四十二條中「及び前條」を削る。

第四十三條中「労働委員会の会長」を「仲裁委員会の委員長」に改める。

第六章を削る。

第二條　公共企業体労働関係法（昭和二十三年法律第二百五十七号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

公共企業体等労働関係法

目次中「第五章　苦情及び紛争の調整並びに調停」を「第五章　苦情処理、あつ旋及び調停」に、「第七章　雑則（第三十八條）」を「第七章　雑則（第三十八條―第四十一條）」に改める。

第一條中「公共企業体」を「公共企業体及び国の経営する企業」に改める。

第二條を次のように改める。

（定義）

第二條　この法律において「公共企業体等」とは、左に掲げるものをいう。

一　左に掲げる公共企業体

イ　日本国有鉄道

ロ　日本電信電話公社

ハ　日本専売公社

二　左に掲げる事業（これに附帯する事業を含む。）を行う国の経営する企業

イ　郵便、郵便貯金、郵便為替、郵便振替貯金、簡易生命保険及び郵便年金の事業（これらの事業を行う官署が行う、日本電信電話公社、国際電信電話株式会社及び日本放送協会から委託された業務、印紙の売りさばきに関する業務並びに年金及び恩給の支給その他国庫金の受入拂渡に関する業務を含む。）

ロ　国有林野及び公有林野官行造林地の管理及び経営の事業

ハ　日本銀行券、紙幣、国債、印紙、郵便切手、郵便はがき等の印刷の事業（これに必要な用紙類の製造並びに官報、法令全書等の編集、製造及び発行の事業を含む。）

ニ　造幣事業（章、いい等の製造の事業を含む。）

ホ　アルコール専売事業

2　この法律において「職員」とは、左に掲げる者をいう。

一　前項第一号の公共企業体に常時勤務する者であつて、役員及び二箇月以内の期間を定めて雇用される者以外のもの

二　前項第二号の企業に勤務する一般職に属する国家公務員

第三條中「公共企業体」を「公共企業体等」に、「第七條」を「第六條、第七條第一号」に改める。

第四條第三項中「公共企業体」を「公共企業体等」に改める。

第五條を次のように改める。

第五條　削除

第六條を次のように改める。

（組合規約）

第六條　組合は、その規約に労働組合法第五條第二項各号に掲げる事項を規定しなければ、この法律に定める権利を受け、手続に参与することができない。

第七條中「公共企業体」を「公共企業体等」に改める。

第八條第一項中「公共企業体」を「公共企業体等」に改め、同條第二項各号を次のように改める。

一　賃金その他の給與、労働時間、休憩、休日及び休暇に関する事項

二　昇職、降職、転職、免職、休職、先任権及び懲戒の基準に関する事項

三　労働に関する安全、衛生及び災害補償に関する事項

四　前各号に掲げるものの外、労働条件に関する事項

五　苦情処理機関に関する事項

第九條から第十三條までの規定中「公共企業体」を「公共企業体等」に改める。

第十五條を次のように改める。

第十五條　削除

第十六條第一項中「公共企業体」を「公共企業体等」に改め、同條第二項中「十日以内に、」の下に「事由を附し」を加える。

第十七條中「公共企業体」を「公共企業体等」に改める。

第五章の章名を次のように改める。

第五章　苦情処理、あつ旋及び調停

第十九條第一項中「公共企業体の代表者二名と職員の代表者二名と」を「公共企業体等を代表する者及び職員を代表する者各同数」に改め、同條第二項中「公共企業体」を「公共企業体等」に改める。

第二十條第一項を次のように改める。

公共企業体等とその職員との間の紛争についてのあつ旋及び調停を行うため、労働省に、公共企業体等調停委員会（以下調停委員会という。）を置く。

第二十條第二項を次のように改める。

2　調停委員会は、中央に置かれる調停委員会（以下中央調停委員会という。）及び地方に置かれる調停委員会（以下地方調停委員会という。）とする。

第二十條第五項中「それぞれ」を削る。

第二十一條を次のように改める。

（委員）

第二十一條　各調停委員会は、委員九名をもつて組織する。

2　委員は、公共企業体等を代表する者、職員を代表する者及び公益を代表する者各三名とする。

3　公共企業体等を代表する委員は、公共企業体等を代表する交渉委員の推薦に基いて、職員を代表する委員は、職員を代表する交渉委員の推薦に基いて、公益を代表する委員は、公共企業体等を代表する委員及び職員を代表する委員の同意を得て、内閣総理大臣が任命するものとする。

4　委員の任期は、一年とする。但し、再任を妨げない。

5　委員は、前項の任期が終了した場合においても、後任者が任命されるまで、その職務を行う。

6　国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）の規定は、第九十九條並びに第百條及び同條に係る罰則の規定を除く外、委員には、適用しない。

7　委員は、政令で定めるところにより、手当及び職務を行うために要する費用の弁償を受けることができる。

第二十三條の次に次の一條を加える。

（あつ旋）

第二十三條の二　調停委員会は、公共企業体等とその職員との間に発生した紛争について、関係当事者の双方若しくは一方の申請により、又は職権に基いて、あつ旋を行うことができる。

2　前項のあつ旋は、当該事件につき、委員長が指名する委員又は調停委員会の同意を得て委員長が委嘱する委員以外の者が行う。

3　前項の委員長が委嘱する委員以外の者は、政令で定めるところにより、費用の弁償を受けることができる。

4　労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第十三條及び第十四條の規定は、調停委員会のあつ旋について準用する。

第二十四條の次に次の二條を加える。

（小委員会）

第二十四條の二　調停委員会は、事件を処理するため必要があると認めるときは、小委員会を設け、これによつて調停を行うことができる。

2　小委員会に属すべき委員は、委員長が指名する。

3　前項の委員は、公共企業体等を代表する委員、職員を代表する委員及び公益を代表する委員を含まないものであつてはならず、且つ、公共企業体等を代表する委員及び職員を代表する委員について同数でなければならない。

4　小委員会の事務は、小委員会に属する委員が互選した者が統理する。

（準用規定）

第二十四條の三　労働組合法第二十一條第一項、第二十二條、第三十條及び第三十一條並びに労働関係調整法第二十四條、第二十五條及び第二十六條第一項から第三項までの規定は、調停委員会の行う調停について準用する。

第二十六條を次のように改める。

（公共企業体等仲裁委員会）

第二十六條　労働省に、公共企業体等仲裁委員会（以下仲裁委員会という。）を置く。

2　仲裁委員会は、委員三名をもつて組織する。

3　前項の委員は、中央調停委員会の委員長が推薦した者の中から、公共企業体等を代表する選考委員及び職員を代表する選考委員が選定した者について、内閣総理大臣が任命する。但し、選考委員が、中央調停委員会の委員長が推薦した日から三十日以内に選定をしなかつたときは、内閣総理大臣は、中央調停委員会の委員長が推薦した者の中から、委員を任命するものとする。

4　公共企業体等を代表する選考委員は、公共企業体等を代表する交渉委員が互選する十名の者とし、職員を代表する選考委員は、職員を代表する交渉委員が互選する十名の者とする。

第二十七條第五号中「公共企業体」を「公共企業体等」に改め、同條第六号中「職員」の下に「又は第二條第一項第二号の企業の職員」を加える。

第二十八條の見出しを「（委員の任期等）」に改め、同條に次の一項を加える。

2　第二十一條第六項及び第七項の規定は、仲裁委員会の委員に準用する。

第二十九條第一項中「労働大臣又は運輸大臣若しくは大蔵大臣」を「主務大臣」に改め、同條第二項中「罷免して、補欠候補者を委員に委嘱することができる。」を「罷免することができる。」に改め、同項後段を削る。

第三十四條第三号中「調停中の」を「あつ旋又は調停を行つている」に改め、同條第四号中「二箇月」の下に「（二箇月以内に関係当事者の合意により二箇月をこえる期間を定めて仲裁委員会に通知したときは、その期間）」を加え、同條第五号中「運輸大臣若しくは大蔵大臣又は労働大臣」を「主務大臣」に改める。

第三十五條中「第五條」を「労働組合法第七條（第一号但書を除く。）」に、「公共企業体」を「公共企業体等」に、「命ずる」を「指示し、又は命ずる」に改める。

第三十七條中「（昭和二十一年法律第二十五号）」を削る。

第三十八條に次の一項を加える。

2　労働大臣は、この法律の規定によりその権限に属する事務（調停及び仲裁に係るものを除く。）であつて一都道府県に係るものの一部を当該都道府県の都道府県知事に行わせることができる。

第三十八條の次に次の三條を加える。

第三十九條　第二十九條第一項及び第三十四條第五号、第二十九條第一項労働大臣並びに運輸大臣若しくは大蔵大臣（日本国有鉄道に関するものに限る。）、郵政大臣（日本電信電話公社及び第二條第一項第二号イの企業に関するものに限る。）、大蔵大臣（日本専売公社並びに同号ハ及びニの企業に関するものに限る。）、農林大臣（同号ロの企業に関するものに限る。）及び通商産業大臣（同号ホの企業に関するものに限る。）とする。

（他の法律の適用除外）

第四十條　左に掲げる法律の規定は、第二條第二項第二号の職員（第四條第一項但書に規定する者を除く。）については、適用しない。

一　国家公務員法第三條第三項から第五項まで、第十七條から第二十條まで、第二十二條、第二十三條、第二十九條から第三十二條まで、第六十三條から第七十一條まで、第七十三條、第七十五條第二項、第七十七條、第八十四條第二項、第八十六條から第八十八條まで、第九十六條第二項、第九十八條（第一項及び第四項を除く。）、第百條、第四項、第百一條第三項、第百六條並びに附則第十六條の規定

二　国家公務員法の一部を改正する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）附則第三條の規定

三　国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律（昭和二十四年法律第二百号）の規定

四　一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の規定

五　国家公務員の職階制に関する法律（昭和二十五年法律第百八十号）の規定

六　国家公務員に対する年末手当の支給に関する

法律（昭和二十五年法律第二百六十六号）の規定

2　国家公務員法第百一条第一項及び第百四条の規定は、第二条第二項第二号の職員であつて、第七条の規定に基く許可を得て組合の事務に従事するものについては、適用しない。

3　国家公務員法第九十条から第九十二条までの規定は、第二条第一項第二号の企業及び同条第二項第二号の職員に係る処分であつて労働組合法第七条各号に該当するものについては、適用しない。

4　前三項の規定は、第二条第二項第二号の職員に関しては、その職務と責任の特殊性に基いて、国家公務員法附則第十三条に定める同法の特例を定めたものである。

（費用の弁償）

第四十一条　調停委員会又は仲裁委員会の行う事務のため出頭を求められた者は、政令で定めるところにより、費用の弁償を受けることができる。

第三条　労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「労働委員会（第十九条―第二十七条）」を「労働委員会（第十九条―第二十七条の二）」に改める。

第五条第一項中「及び労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）」を削り、「これらの法律」を「この法律」に改める。

第七条に次の一号を加える。

四　労働者が労働委員会に対し使用者がこの条の規定に違反した旨の申立をしたこと若しくは中央労働委員会に対し第二十七条第四項の規定による命令に対する再審査の申立をしたこと又は労働委員会がこれらの申立に係る調査若しくは審問をし、若しくは労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）による労働争議の調整をする場合に労働者が証拠を提示し、若しくは発言をしたことを理由として、その労働者を解雇し、その他これに対して不利益な取扱をすること。

第十四条中「署名すること」を「署名し、又は記名押印することに」改める。

第十五条を次のように改める。

（労働協約の期間）

第十五条　労働協約には、三年をこえる有効期間の定をすることができない。

2　三年をこえる有効期間の定をした労働協約は、三年の有効期間の定をした労働協約とみなす。

3　有効期間の定がない労働協約は、当事者の一方が、署名し、又は記名押印した文書によつて相手方に予告して、解約することができる。一定の期間を定める労働協約であつて、その期間の経過後も期限を定めず効力を存続する旨の定があるものについて、その期間の経過後も、同様とする。

4　前項の予告は、解約しようとする日の少くとも九十日前にしなければならない。

第十九条第二十項を次のように改める。

20　地方労働委員会は、都道府県が設けるものとする。

第十九条第二十一項を第二十二項とし、同項但書を次のように改める。

但し、各船員地方労働委員会の委員の数は、使用者委員、労働者委員及び公益委員各五人とし、第二十項中「都道府県が」とあるのは「海運局ごとに」と、第二十五条中「都道府県」とあるのは「海運局の管轄区域」と読み替えるものとする。

第十九条第二十項の次に次の一項を加える。

21　第五項から第十九条までの規定は、地方労働委員会に準用する。この場合において、これらの規定中「労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第六項中「各七人」とあるのは「各七人、五人又は三人のうち政令の定める数のもの」と、第九項中「その中の三人以上」とあるのは「公益委員の数が七人の地方労働委員会にあつてはその中の三人以上、公益委員の数が五人又は三人の地方労働委員会にあつてはその中の二人以上」と読み替えるものとする。

第二十五条第一項中「第二十七条」の下に「並びに労働関係調整法第三十五条の二から第三十五条の四まで」を加える。

第二十七条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同条第六項中「第三項」を「第五項」に、「第四項」を「第六項」に改め、同条第七項及び第八項中「第四項」を「第六項」に改め、同条第十項中「及び第二項」を「、第

三項及び第四項」に改め、同条第二項を第四項とし、以下順次二項ずつ繰り下げ、同条第一項の次に次の二項を加える。

2　労働委員会は、前項の申立が、行為の日（継続する行為にあつてはその終了した日）から一年を経過した事件に係るものであるときは、これを受けることができない。

3　労働委員会は、第一項の審問を行う場合において、当事者の申出により、又は職権で、証人に出頭を求め、質問することができる。

第四章中第二十七条の次に次の一条を加える。

（費用弁償）

第二十七条の二　第二十二条第一項又は第二十七条第三項の規定により出頭を求められた者は、政令の定めるところにより、費用の弁償を受けることができる。

第二十八条中「前条」を「第二十七条」に改める。

第三十二条中「第五項」を「第七項」に、「第七項」を「第九項」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から起算して一箇月をこえない期間内において、政令で定める日から施行する。但し、改正後の公共企業体等労働関係法（以下「公労法」という。）の規定は、同法第二条第一項第二号の企業及び同条第二項第二号の職員には、昭和二十八年三月三十一日以前の日であつて政令で定める日までは、適用しない。

（労働組合法の改正に伴う経過措置）

2　改正後の労働組合法の規定により、使用者を代表する委員、労働者を代表する委員及び公益を代表する委員各五人又は三人をもつて組織することとなる地方労働委員会については、労働委員会の委員の数は、この法律の施行の際現に在任する委員又はその補欠の委員の在任する間（その任期中に限る。）、なお、従前の例によるものとする。

3　改正後の労働組合法第二十七条第二項の規定は、この法律の施行前にした労働委員会に対する同法第二十七条第一項の申立の効力に影響を及ぼすものではない。

4　この法律の施行前にした改正前の労働組合法第七条の規定に違反する行為であつて、この法律の施行前に同法第二十七条第一項の申立がなかつたものに関する改正後の同法第二十七条第二項の規定の適用については、この法律の施行の日に当該行為がなされたものとみなす。

（労働関係調整法の改正に伴う経過措置）

5　この法律の施行前にした改正前の労働関係調整法第三十七条又は第四十条の規定に違反する行為に関する罰則の適用については、なお、従前の例による。

（日本電信電話公社の職員となる者の職員団体についての経過措置）

6　この法律の施行の際現に存する国家公務員法第九十八条第二項の規定による組合その他の団体であつて、日本電信電話公社法施行法（昭和二十七年法律第二百五十一号）第二条第一項の規定により日本電信電話公社（以下「公社」という。）に引き継がれる者を主たる構成員とし、且つ、国家公務員法第九十八条第二項の規定により当局と交渉することができるものは、この法律の施行の際公労法の適用を受ける労働組合となるものとする。この場合において、当該組合その他の団体が法人であるときは、法人である労働組合となるものとする。

7　前項の組合その他の団体の構成員であつて、この法律の施行の際公社の職員とならないものは、この法律の施行の際その団体を脱退したものとする。

8　附則第六項の規定により労働組合となつたものについては、この法律施行の日から起算して六十日を経過する日までは、公労法第四条第一項但書の規定は、適用しない。

9　附則第六項の規定により労働組合となつたもの及び日本国有鉄道又は日本専売公社の職員の組合であつて、この法律の施行の際現に存するものについては、この法律施行の日から起算して六十日を経過する日までは、改正後の公労法第六条に規定する要件を備えない場合であつても、同法に定める権利を受け、手続に参与することができる。

10　附則第六項の規定により法人である労働組合となつたものは、この法律施行の日から起算して六十日を経過する日までに、労働組合法第二条及び同法

第五條第二項の規定に適合する旨の労働大臣の証明を受け、且つ、その主たる事務所の所在地において登記しなければ、その日の経過により解散するものとする。

11　前項の登記に関して必要な事項は、政令で定める。

（公社に関する單位及び交渉委員に関する経過措置）

12　公社に関する公労法第十條第二項の規定の適用については、昭和二十七年においては、同項中「一月三十一日」とあるのは「この法律施行の日から起算して三十日を経過する日」とする。

13　公社に関する公労法第十一條第一項及び同法第十三條の規定の適用については、昭和二十七年においては、これらの規定中「二月二十五日」とあるのは「この法律施行の日から起算して五十日を経過する日」とする。

14　この法律の施行後最初の公社又はその職員を代表する交渉委員の任期は、公労法第十四條第二項の規定にかかわらず、同法第十三條の通知のあつた日又は同法第十一條第一項の届出のあつた日若しくは同法第十一條第一項の規定に基いて労働大臣の行う措置により交渉委員が選出された日から昭和二十八年三月三十一日までとする。

（公社に関する団体交渉の経過措置）

15　この法律の施行後最初の公社及びその職員を代表する交渉委員が決定するまでは、公社とその職員との間の団体交渉は、公労法第九條第一項の規定にかかわらず、公社を代表する者と附則第六項の規定により労働組合となつたものを代表する者とによつて行うことができる。

（第二條第一項第二号の企業に関する準用規定）

16　附則第六項から前項までの規定は、公労法第二條第一項第二号の企業及び同條第二項第二号の職員に関して準用する。この場合において、附則第六項及び附則第九項中「この法律の施行の際」とあるのは「附則第一項但書の日の経過した際」と、前二項中「この法律の施行後」とあるのは「附則第一項但書の日以後」と読み替え、附則第八項から第十項までの規定中「この法律施行の日から起算して六十日を経過する日」とあり、附則第十二項中「この法律施行の日から起算して三十日を経過する日」とあり、附則第十三項中「この法律施行の日から起算して五十日を経過する日」とあるのは「政令で定める日」と読み替え、附則第十二項及び附則第十三項中「昭和二十七年」とあるのは「附則第一項但書の日を含む年」と読み替え、附則第十四項中「昭和二十八年」とあるのは「翌年」と読み替えるものとする。

（公社に関する公労法第十條第二項の規定の適用）

17　地方に置かれる公共企業体等調停委員会等の名称、位置及び管轄区域に関する公労法第二十條第三項の勧告であつてこの法律の施行後最初に行われるものは、同項の規定にかかわらず、公共企業体等仲裁委員会が行う。

18　この法律の施行後最初に任命される公共企業体等調停委員会（以下「調停委員会」という。）の公共企業体等を代表する委員又は職員を代表する委員の任命については、同項の規定にかかわらず、公労法第二十一條第三項の規定による推薦については、同項の規定にかかわらず、公共企業体等を代表する交渉委員、日本国有鉄道を代表する交渉委員及び公社が行い、職員を代表する交渉委員の推薦は、日本専売公社を代表する交渉委員、日本国有鉄道の職員を代表する交渉委員及び附則第六項の規定により労働組合となつたものが行う。

19　この法律の施行後最初に任命される調停委員会の委員の任期は、改正後の公労法第二十一條第四項の規定にかかわらず、任命の日から昭和二十八年三月三十一日までとする。

20　この法律の施行前に国有鉄道調停委員会又は専売公社調停委員会に対してした調停の申請又は請求は、この法律の施行後は、政令で定めるところにより、改正後の公労法の規定により調停委員会に対してしたものとみなす。

21　この法律の施行前に国有鉄道調停委員会又は専売公社調停委員会がした公労法第二十四條第三号若しくは第四号の決議又は同法第三十四條第三号の請求は、この法律の施行後は、政令で定めるところにより、改正後の同法の規定により調停委員会がしたものとみなす。

22　従前の公共企業体仲裁委員会並びにその委員及び事務局の職員は、改正後の公労法に基く公共企業体

等仲裁委員会並びにその委員及び事務局の職員となり、同一性をもつて存続するものとする。

（罰則に関する経過規定）

23　この法律の施行前にした公社の職員に関する国家公務員法の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお、従前の例による。

24　附則第一項但書の日前にした公労法第二條第二項第二号の職員に関する同法第四十條第一項第一号に掲げる国家公務員法の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお、従前の例による。

（他の法律の改正）

25　日本專売公社法（昭和二十三年法律第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第十九條、第二十五條第二項及び第二十六條中「公共企業体労働関係法」を「公共企業体等労働関係法」に改める。

26　日本国有鉄道法（昭和二十三年法律第二百五十六号）の一部を次のように改正する。

第二十六條第一項、第三十二條第二項及び第三十五條中「公共企業体労働関係法」を「公共企業体等労働関係法」に改める。

27　公共企業体労働関係法の施行に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。

第六條から第八條までを削る。

28　労働省設置法（昭和二十四年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第四條第十六号中「公共企業体」を「公共企業体等」に改め、同條第十七号を次のように改める。

十七　公共企業体等の労働関係に関し、公共企業体等調停委員会に調停の請求をすること。

第二十條第一項中「公共企業体等仲裁委員会」を「公共企業体仲裁委員会」に改め、同條第三号中「労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）」を「労働関係調整法」に、同條第二号中「公共企業体労働関係法」を「公共企業体等労働関係法」に改め、同條第三号を次のように改める。

三　法令に基き、労働大臣の権限に属する労働委員会、公共企業体等仲裁委員会及び公共企業体等調停委員会に関する事務を行うこと。

「公共企業体仲裁委員会　国有鉄道中央調停委員会　専売公社中央調停委員会　を　国有鉄道地方調停委員会　専売公社地方調停委員会」

「公共企業体等仲裁委員会　公共企業体等調停委員会」に改め、同條第三項中「公共企業体仲裁委員会及び公共企業体等調停委員会」を「公共企業体仲裁委員会、国有鉄道中央調停委員会及び専売公社中央調停委員会」に、「公共企業体等中央調停委員会」を「公共企業体等地方調停委員会」に、「公共企業体労働関係法」を「公共企業体等労働関係法」に改め、同條第四項中「国有鉄道地方調停委員会及び専売公社地方調停委員会」を「公共企業体等地方調停委員会」に、「公共企業体労働関係法」を「公共企業体等労働関係法」に改める。

29　日本電信電話公社法（昭和二十七年法律第二百五十号）の一部を次のように改正する。

第二十八條第一項、第三十四條第二項及び第三十六條中「公共企業体労働関係法」を「公共企業体等労働関係法」に改める。

（内閣総理・大蔵・農林・通商産業・運輸・郵政・電気通信・労働大臣署名）

法律第二百八十九号　（昭二七、七、三一）

◉地方公営企業労働関係法

（目的）

第一條　この法律は、地方公共団体の経営する企業の正常な運営を最大限に確保し、もつて住民の福祉の増進に資するため、地方公共団体の経営する企業とこれに従事する職員との間の平和的な労働関係の確立を図ることを目的とする。

（関係者の責務）

第二條　地方公共団体におけるその経営する企業の重要性にかんがみ、この法律に定める手続に関与する関係者は、紛争をできるだけ防止し、且つ、主張の不一致を友好的に調整するために、最大限の努力を盡さなければならない。

（定義）

第三條　この法律で「地方公営企業」とは、左に掲げる事業（これに附帯する事業を含む。）を行う地方公共団体が経営する企業をいう。

一　地方鉄道事業
二　軌道事業
三　自動車運送事業
四　電気事業
五　ガス事業
六　水道事業
七　前各号の事業の外、地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第二條第二号の規定に基く條例の定めるところにより同法第四章の規定が適用される企業

2　この法律で「職員」とは、地方公営企業に勤務する一般職に属する地方公務員をいう。

（他の法律との関係）

第四條　職員に関する労働関係については、この法律の定めるところにより、この法律に定のないものについては、労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）（第七條第二号但書、第八條及び第十八條の規定を除く。）及び労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）（第九條、第十八條、第二十六條、第四項、第三十條及び第三十五條の二から第四十二條までの規定を除く。）の定めるところによる。

（職員の団結権）

第五條　職員は、労働組合を結成し、若しくは結成せず、又はこれに加入し、若しくは加入しないことができる。但し、管理又は監督の地位にある者及び機密の事務を取り扱う者は、労働組合を結成し、又はこれに加入することができない。

2　前項但書に規定する者の範囲は、政令で定める基準に従い、條例で定める。

3　職員でなければ、職員の労働組合の組合員又は役員となることができない。

（專従職員）

第六條　地方公営企業は、その定める一定数を限り、その職員が労働組合の役員としてもつぱら職員の労働組合の事務に従事することを許可することができる。この場合においては、いかなる給與も支給してはならない。

（団体交渉の範囲）

第七條　地方公営企業の管理及び運営に関する事項は、団体交渉の対象とすることができない。

2　第五條の規定により労働組合に加入できない者以外の職員に関する左の各号に掲げる事項は、団体交渉の対象とし、これに関し労働協約を締結することを妨げない。

一　賃金その他の給與、労働時間、休憩、休日及び休暇に関する事項
二　昇職、降職、転職、免職、休職、先任権及び懲戒の基準に関する事項
三　労働に関する安全、衛生及び災害補償に関する事項
四　前各号に掲げるものの外、労働條件に関する事項
五　苦情処理機関に関する事項

（條例にい触する協定）

第八條　地方公共団体の長は、当該地方公共団体の條例にい触する内容を有する協定が締結されたときは、その締結後十日以内に、その協定が條例にい触しなくなるために必要な條例の改正又は廃止に係る議案を当該地方公共団体の議会に付議して、その議決を求めなければならない。但し、当該地方公共団体の議会がその締結の日から起算して十日を経過した日に閉会しているときは、次の議会にすみやかにこれを付議しなければならない。

2　前項の協定は、前項の條例の改正又は廃止がなければ、條例にい触する限度において、効力を生じない。

（規則その他の規程にい触する協定）

第九條　地方公共団体の長その他の地方公共団体の機関は、その定める規則その他の規程にい触する内容を有する協定が締結されたときは、すみやかに、その協定が規則その他の規程にい触しなくなるために必要な規則その他の規程の改正又は廃止のための措置をとらなければならない。

（予算上資金上不可能な支出を内容とする協定）

第十條　地方公営企業の予算上又は資金上、不可能な資金の支出を内容とするいかなる協定も、当該地方公共団体の議会によつて所定の行為がなされるまでは、当該地方公共団体を拘束せず、且つ、いかなる

資金といえども、そのような協定に基いて支出されてはならない。

2　前項の協定をしたときは、当該地方公共団体の長は、その締結後十日以内に、事由を附しこれを当該地方公共団体の議会に付議して、その承認を求めなければならない。但し、当該地方公共団体の議会がその締結の日から起算して十日を経過した日に閉会しているときは、次の議会にすみやかにこれを付議しなければならない。

3　前項の規定により当該地方公共団体の議会の承認があつたときは、第一項の協定は、それに記載された日附にさかのぼつて効力を発生するものとする。

（争議行為の禁止）

第十一條　職員及び職員の労働組合は、同盟罷業、怠業その他の業務の正常な運営を阻害する一切の行為をすることができない。また、職員は、このような禁止された行為を並謀し、そそのかし、又はあおつてはならない。

2　地方公営企業は、作業所閉鎖をしてはならない。

（前條の規定に違反した職員の身分）

第十二條　地方公共団体は、前條の規定に違反する行為をした職員を解雇することができる。

2　前條の規定に違反する行為をした職員は、この法律、労働組合法及び労働関係調整法に規定する手続に参與し、又は救済を受けることができない。

（苦情処理）

第十三條　地方公営企業及び職員又は職員の労働組合は、地方公営企業を代表する者及び職員を代表する者各同数をもつて構成する苦情処理共同調整会議を設けなければならない。苦情処理共同調整会議は、日常の作業條件から起る職員の苦情を適当に解決しなければならない。

2　苦情処理共同調整会議の権限及び運用の細目は、地方公営企業と職員又は職員の労働組合との間の団体交渉で定める。

（調停の開始）

第十四條　労働委員会は、左の各号に掲げる場合に、地方公営企業の労働関係に関して調停を行う。

一　関係当事者の双方が調停の申請をしたとき。
二　関係当事者の双方又は一方が労働協約の定に基いて調停の申請をしたとき。
三　関係当事者の一方が調停の申請をなし、労働委員会が調停を行う必要があると決議したとき。
四　労働委員会が職権に基いて調停を行う必要があると決議したとき。
五　労働大臣又は都道府県知事が調停の請求をしたとき。

（仲裁裁定）

第十五條　労働委員会は、左の各号に掲げる場合に、地方公営企業の労働関係に関して仲裁を行う。

一　関係当事者の双方が仲裁の申請をしたとき。
二　関係当事者の双方又は一方が労働協約の定に基いて仲裁の申請をしたとき。

2　昭和二十三年七月二十二日附内閣総理大臣宛連合国最高司令官書簡に基く臨時措置に関する政令（昭和二十三年政令第二百一号）は、職員には、適用しない。

第十六條　第八條の規定は当該地方公共団体の條例にい触する内容を有する仲裁裁定について、第九條の規定は当該地方公共団体の規則その他の規程にい触する内容を有する仲裁裁定について、第十條の規定は当該地方公営企業の予算上又は資金上、不可能な資金の支出を内容とする仲裁裁定について準用する。

（小規模の地方公営企業の職員の身分取扱）

第十七條　地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三十七條から第三十九條までの規定は、同法第三十六條の企業職員以外の職員（第五條第一項但書に規定する者を除く。）について準用する。

附　則

1　この法律の施行期日は、公布の日から起算して六箇月をこえない範囲内で、政令で定める。

2　昭和二十三年七月二十二日附内閣総理大臣宛連合国最高司令官書簡に基く臨時措置に関する政令（昭和二十三年政令第二百一号）は、職員には、適用しない。

第四條第十九号の次に次の一号を加える。

十九の二　地方公営企業労働関係法（昭和二十七年法律第二百八十九号）に規定する労働関係に関し、労働委員会に仲裁の請求をすること。

第七條第二号中「公共企業体等労働関係法（昭和二十三年法律第二百五十七号）」の下に「及び地方公営企業労働関係法」を加える。

7　公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第八十九條第一項第五号を次のように改める。

五　地方公営企業労働関係法（昭和二十七年法律第二百八十九号）第三條第二項に規定する職員で、政令で指定するもの

8　地方公務員法の一部を次のように改正する。

附則第七項中「附則第二十項及び第二十一項に規定する職員を除き、」を削る。

附則第二十項及び第二十一項を削る。

（内閣総理・労働大臣署名）

法律第二百九十号（昭二七、七、三一）

◉日本電信電話公社法等の一部を改正する法律（衆法）

第一條　日本電信電話公社法（昭和二十七年法律第二百五十号）の一部を次のように改正する。

第十二條第三項第一号中「国家人事委員会」を「人事院」に改める。

第二條　日本電信電話公社法施行法（昭和二十七年法律第二百五十一号）の一部を次のように改正する。

第一條第三項中「第一号中「国家人事委員会」とあるのは「人事院」と、同項」を削る。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（内閣総理・電気通信大臣署名）

法律第二百九十一号（昭二七、七、三一）

◉事業者団体法の一部を改正する法律

事業者団体法（昭和二十三年法律第百九十一号）の一部を次のように改正する。

第二條第一項中「目的に含む」を「主たる目的とする」に改め、「営利を目的とするとしないとを問わず、」を削り、第一号中「株主又は」及び「会社、」を削る。

第二條中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の事業者団体には、二以上の事業者の結合体又はその連合体であつて、資本又は構成事業者の出資を有し、営利を目的として商業、工業、金融業その他の事業を営むことを主たる目的とし、且つ、現にその事業を営んでいるものを含まないものとする。

第四條第一項中「活動に限り、これを行うことができる。」を「活動を行うことができる。」に改め、同項第三号中「第五條第三項の規定により、」を削り、「経営することの認可を受けた場合」を「経営する場合」に改め、同項第四号中「工業標準調査会」を「日本工業標準調査会」に、「協力することのみによつて」を「協力することによつて」に改め、同項第七号中「社団法人である商工会議所が、」を削り、同項第八号中「構成事業者その他の者と外国の事業者との間」を「構成事業者その他の者の間」に改め、同項第十号中「公正取引委員会の認可した行為。」を「第五條第一項各号及び私的独占禁止法の規定に違反しない行為」に改め、同條中第二項及び第三項を削る。

第五條第一項第一号中「及び原材料、商品若しくは施設の割当に関する原案若しくは計画を政府のために作成し、又はこれを政府に提出すること」を削り、同項第二号中「又は同法第六條第一項各号の一に該当する事項を内容とする国際的協定若しくは国際的契約」を「（国際的協定若しくは国際的契約を含む。）」に、同項第三号中「若しくは拘束する虞があり、若しくはこれらの者の間の対価を統制し、若しくは統制する虞がある」を「若しくはこれらの者の間の対価に影響を与えるための行為をすること。」を「又は決定すること。」に、同項第六号中「特定の事業者を公認し」を「特定の事業者を不当に公認し」に、「特定の事業者を排斥するための表」を「特定の事業者を不当に排斥するための表」に、「その他の方法により」を「その他不当な方法により」に、「特定の事業者に利益又は不利益を与えること。」を「特定の事業者に不当に利益又は不利益を与えること。」に、同項第七号中「又は構成事業者の承諾なくその事業内容について助言し、監査し、若しくは調査すること。」を「又は構成事業者の事業内容について強制的に監査し、若しくは調査し、若しくは活動を」の下に「不当に」を加え、同項中第九号から第十七号までを削り、第十八号を第九号とし、第十九号を削る。

第六條第一項但書を削り、同項第一号及び第二号を次のように改める。

一　私的独占禁止法第二十四條各号に掲げる要件を備え、且つ、左に掲げる法律の規定に基いて設立された協同組合その他の団体

イ　貸家組合法（昭和十六年法律第四十七号）

ロ　中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）

ハ　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）

二　左に掲げる法律の規定に基いて設立された団体

イ　水害予防組合法（明治四十一年法律第五十号）

ロ　都市計画法（大正八年法律第三十六号）

ハ　健康保険法（大正十一年法律第七十号）

ニ　農林中央金庫法（大正十二年法律第四十二号）

ホ　農村負債整理組合法（昭和八年法律第二十一号）

ヘ　商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）

ト　旧漁船保険法（昭和十二年法律第二十三号）

チ　国民健康保険法（昭和十三年法律第六十号）

リ　農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）

ヌ　農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）

ル　国家公務員共済組合法（昭和二十三年法律第

六十九号）

ヲ　消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）

ワ　水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）

カ　土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）

ヨ　信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）

タ　漁船損害補償法（昭和二十七年法律第二十八号）

レ　農業共済基金法（昭和二十七年法律第二百二号）

第六條第一項第四号中「ニ　金融業（証券業を含む。）を営む者の設立した一回の共同融資のため又は有価証券の一回の共同引受のため若しくは共同販売のための団体」を「ニ　削除」に改め、「ト　公共工事の前拂金保証事業に関する法律（昭和二十七年法律第百八十四号）第五條の規定に基いて登録を受けた保証事業会社」を削り、同項中第六号から第八号までを削る。

第七條中第三号、第六号、第七号及び第九号を削り、第二号の二を第三号とし、第八号を第六号とし、第十号を第七号とする。

第八條中「第四條第一項各号に掲げる許容活動の範囲をこえる行為又は」を削り、同條に次の一項を加える。

2　公正取引委員会は、事業者団体に対し前項に掲げる措置を命ずる場合において、特に必要があると認めるときは、当該事業者団体の理事その他の役員若しくは管理人又はその構成事業者（構成事業者が他の事業者の利益のために一定の行為を行うものである場合には、その事業者を含む。）に対しても、前項の措置を確保するために必要な措置を命ずることができる。

第九條第一項後段、第二項及び第三項を削る。

第十一條中「犯罪」を「事件」に改める。

第十二條第一項第二号中「第一号から第四号まで」を「第一号から第三号まで」に改める。

第十三條を次のように改める。

第十三條　削除

第十四條第一項第二号中「第九條第一項」を「第九條」に改め、「第四十八條第三項」の下に「、第五十三條第三項」を加え、同項第四号を削り、同項第五号を第四号とする。

第十四條第六項中「第九十四條、第九十七條、第九十八條及び第九十九條」を「第九十二條の二、第九十五條、第九十七條及び第九十八條」に、「第九十五條第一項」を「第九條」に改め、「第五十三條の二、第五十三條の三」を「第五十三條第一項」に改める。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　海事仲裁等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十一号）は、廃止する。

3　輸出品取締法（昭和二十三年法律第二百五十九号）の一部を次のように改正する。

第七條の四第四号中「第四條及び」を削る。

4　農林物資規格法（昭和二十五年法律第百七十五号）の一部を次のように改正する。

第十七條第三項第四号中「第四條及び」を削る。

5　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（内閣総理大臣・法務総裁・大蔵・厚生・農林・通商産業・運輸・建設大臣・経済安定本部総裁署名）

法律第二百九十二号（昭二七、八、一）

◉地方公営企業法

目次

第一章　総則（第一條―第六條）
第二章　組織（第七條―第十六條）
第三章　財務（第十七條―第三十五條）
第四章　職員の身分取扱（第三十六條―第三十九條）
第五章　雑則（第四十條・第四十一條）
附則

第一章　総則

（この法律の目的）

第一條　この法律は、地方公共団体の経営する企業の組織、財務及びこれに従事する職員の身分取扱その他企業の経営の根本基準を定め、地方自治の発達に資することを目的とする。

（この法律の適用を受ける企業の範囲）

第二條　この法律は、地方公共団体の経営する企業のうち左の上欄に掲げる事業（これらに附帯する事業を含む。）で、常時雇用される職員の数がそれぞれその下欄に掲げる数以上のもの（以下「地方公営企業」という。）に適用する。

水道事業	五十人
軌道事業	百人
自動車運送事業	百人
地方鉄道事業	百人
電気事業	三十人
ガス事業	三十人

2　地方公共団体は、政令で定める基準に従い、條例で定めるところにより、地方公共団体の経営する地方公営企業以外の企業に、この法律の規定の全部又は一部を適用することができる。

（経営の基本原則）

第三條　地方公営企業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

（経営の基本計画）

第四條　地方公共団体は、前條に定める基本原則に基き、議会の議決を経て地方公営企業の基本計画を定めるものとする。

（地方公営企業に関する法令等の制定及び施行）

第五條　地方公営企業に関する法令並びに條例、規則及びその他の規程は、すべて第三條に規定する基本原則に合致するものでなければならない。

（地方自治法等の特例）

第六條　この法律は、地方公営企業の経営に関して、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）並びに地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）に対する特例を定めるものとする。

第二章　組織

（管理者の設置）

第七條　地方公営企業を経営する地方公共団体に、当該地方公共団体の長の指揮監督の下に地方公営企業の業務を執行させるため、第二條第一項の事業ごとに管理者を置く。但し、條例で定めるところにより、管理者を置かず、又は二以上の事業を通じて管理者一人を置くことができる。

2　管理者は、当該地方公共団体の吏員で、地方公営企業の経営に関し識見を有する者のうちから、地方公共団体の長が命ずる。この場合においては、管理者が地方自治法第百六十一條に規定する吏員であるときは、同法第百六十六條第二項において準用する同法第百四十一條第二項の規定中地方公共団体の常勤の職員との兼職に関する部分は、適用しない。

（管理者の地位及び権限）

第八條　管理者は、左に掲げる事項を除く外、地方公営企業の業務を執行し、当該業務の執行に関し当該地方公共団体を代表する。但し、法令に特別の定がある場合は、この限りでない。

一　予算を調製すること。

二　地方公共団体の議会の議決を経べき事件につきその議案を提出すること。

三　決算及び証書類を監査委員の審査及び議会の認定に付すること。

四　地方自治法第二百十四條並びに第二百二十三條第二項及び第三項の規定により過料を科すること。

2　前條第一項の但書の規定により管理者を置かない地方公共団体においては、管理者の権限は、当該地方公共団体の長が行う。

（管理者の担任する事務）

第九條　管理者は、前條の規定に基いて、地方公営企業の業務の執行に関し、おおむね左に掲げる事務を担任する。

一　その権限に属する事務を分掌させるため必要な分課を設けること。

二　職員の任免、給與、勤務時間その他の勤務條

件、懲戒、研修及びその他の身分取扱に関する事項を掌理すること。

三　地方公営企業の基本計画に基いて事業計画を定めること。

四　予算の見積に関する書類を作成し、地方公共団体の長に送付すること。

五　予算の実施計画及び資金計画その他財政計画の参考となるべき事項に関する書類を作成し、地方公共団体の長に送付すること。

六　決算を作成し、地方公共団体の長に提出すること。

七　当該企業の用に供する資産を取得し、管理し、及び処分すること。

八　契約を結ぶこと。

九　料金その他の使用料又は手数料を徴収すること。

十　予算内の支出をするため一時の借入をすること。

十一　出納その他の会計事務を行うこと。

十二　証書及び公文書類を保管すること。

十三　その権限の範囲内において労働協約を結ぶこと。

十四　前各号に掲げるものを除く外、法令又は当該地方公共団体の条例若しくは規則によりその権限に属する事項

（企業管理規程）

第十条　管理者は、法令又は当該地方公共団体の条例若しくは規則又はその機関の定める規則に違反しない限りにおいて、業務に関し管理規程（以下「企業管理規程」という。）を制定することができる。

（就職及び在職の禁止）

第十一條　左の各号の一に該当する者は、管理者であることができない。

一　当該地方公営企業の業務に関し、当該地方公共団体に対し、物品の売買若しくは工事の請負をする者又は就任の日前一年以内において、これらの行為をしたことのある者

二　当該地方公営企業の業務に関し、当該地方公共団体に対し、物品の売買若しくは工事の請負をする法人若しくはこれらの行為をする者が当該物品の売買若しくは工事の請負に関して組織する団体の役員（名称のいかんにかかわらず、役員と同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）又は就任の日前一年以内において、これらの者であつた者

（代理及び委任）

第十三條　管理者に事故があるときは、企業管理規程で定める上席の職員がその職務を行う。

2　管理者は、その権限に属する事務の一部を第十五條の職員に委任し、又はこれにその職務の一部を臨時に代理させることができる。

（事務処理のための組織）

第十四條　地方公営企業を経営する地方公共団体に、管理者の権限に属する事務を処理させるため、條例で必要な組織を設ける。

（補助職員）

第十五條　管理者の権限に属する事務の執行を補助する職員は、管理者が任免する。但し、当該地方公共団体の規則で定める主要な職員を任免する場合においては、あらかじめ、当該地方公共団体の長の同意を得なければならない。

2　前項の職員は、管理者が指揮監督する。

（管理者と地方公共団体の長との関係）

第十六條　地方公共団体の長が管理者に対して行う指揮監督は、左の各号に掲げる事項に関して行うのを例とする。

一　地方公営企業の経営の基本計画に関すること。

二　地方公営企業の業務の執行に関する事項のうち、当該地方公共団体の住民の福祉に重大な影響があると認められるものに関すること。

三　管理者以外の機関の権限に属する事務の執行と地方公営企業の業務の執行との間における必要な

調整に関すること。

第三章　財務

（特別会計）

第十七條　地方公営企業の経理は、第二條第一項に掲げる事業ごとに特別会計を設けて行い、その経費は、当該事業の経営に伴う収入をもつて充てなければならない。但し、同條同項に掲げる事業を二以上経営する地方公共団体においては、議会の議決を経て二以上の事業を通じて一の特別会計を設けることができる。

（一般会計又は他の特別会計からの繰入金）

第十八條　地方公共団体は、地方公営企業について災害の復旧その他特別の事由に因り必要がある場合においては、予算の定めるところにより、一般会計又は他の特別会計からの繰入金による収入をもつて当該企業の経費に充てることができる。

2　前項の規定による繰入金に相当する金額は、翌年度以降において、予算の定めるところにより、当該繰入金を繰り入れた一般会計又は他の特別会計に繰りもどさなければならない。但し、一般会計又は他の特別会計において支出したことに因る繰入金その他特別の事由に因る繰入金については、議会の議決を経て、当該繰入金を繰り入れた一般会計又は他の特別会計に繰りもどさないことができる。

（事業年度）

第十九條　地方公営企業の事業年度は、地方公共団体の会計年度による。

（計理の方法）

第二十條　地方公営企業においては、その企業の経営成績を明らかにするため、収益及び費用をその発生の事実に基いて計理しなければならず、且つ、その企業の財政状態を明らかにするため、資産、資本及び負債の増減及び異動をその都度記録し、及び整理しなければならない。

2　前項の資産、資本及び負債については、政令で定めるところにより、その内容を明らかにしなければならない。

（料金）

第二十一條　地方公共団体は、地方公営企業について料金を徴収することができる。

2　前項の料金は、公正妥当なものでなければならず、且つ、これを決定するに当つては、地方公営企業の收支の均衡を保持させるように適切な考慮が拂われなければならない。

（企業債）

第二十二條　地方公共団体が、地方公営企業の建設、改良等に要する資金に充てるため起す地方債（以下「企業債」という。）については、行政庁の許可を必要としない。

（償還期限を定めない企業債）

第二十三條　地方公共団体は、企業債のうち、地方公営企業の建設に要する資金に充てるものについては、償還期限を定めないことができる。この場合においては、当該地方公営企業の毎事業年度における利益剰余金の状況に応じ、特別利息をつけることができる。

（予算）

第二十四條　地方公共団体の長は、当該地方公営企業の管理者が作成した予算の見積に基いて毎事業年度地方公営企業の予算を調製し、年度開始前に議会の議決を経なければならない。

2　業務量の増加に因り地方公営企業の業務のため直接必要な経費に不足を生じたときは、管理者は、当該業務量の増加に因り増加する收入に相当する金額を当該企業の業務のため直接必要な経費に使用することができる。この場合においては、遲滯なく、管理者は、当該地方公共団体の長にその旨を報告するものとし、報告を受けた地方公共団体の長は、次の会議においてその旨を議会に報告しなければならない。

（財政計画に関する書類）

第二十五條　地方公共団体の長は、地方公営企業の予算を議会に提出する場合においては、当該地方公営企業の管理者が作成した当該予算の実施計画、当該年度の事業計画及び資金計画その他財政計画の参考となるべき事項に関する書類をあわせて提出しなければならない。

（予算の繰越）

第二十六條　予算に定めた地方公営企業の建設又は改良に要する経費のうち、年度内に支拂義務が生じな

かつたものがある場合においては、管理者は、その額を翌年度に繰り越して使用することができる。この場合においては、管理者は、地方公共団体の長に繰越額の使用に関する計画について報告するものとし、報告を受けた地方公共団体の長は、次の会議においてその旨を議会に報告しなければならない。

（出納及び現金の保管）

第二十七條　地方公営企業の業務に係る出納は、管理者が行う。

2　管理者は、地方公営企業の業務に係る現金を政令で定める金融機関で当該地方公共団体の長が指定したものに預け入れて保管しなければならない。但し、管理者は、当該地方公共団体の長が定めた額を限度として現金を自ら保管することができる。

（企業出納員及び現金取扱員）

第二十八條　地方公営企業を経営する地方公共団体に、当該地方公営企業の業務に係る出納その他の会計事務をつかさどらせるため、企業出納員及び現金取扱員を置く。

2　企業出納員及び現金取扱員は、第十五條の職員のうちから、管理者が命ずる。

3　企業出納員は、管理者の命を受けて、出納その他の会計事務をつかさどる。

4　現金取扱員は、上司の命を受けて、企業管理規程で定めた額を限度として当該地方公営企業の業務に係る現金の出納に関する事務をつかさどる。

5　管理者は、その事務の一部を企業出納員に委任することができる。

（一時借入金）

第二十九條　管理者は、予算内の支出をするため、一時の借入をすることができる。

2　前項の規定による借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。但し、資金不足のため償還することができない場合においては、償還することができない金額を限度として、これを借り換えることができる。

3　前項但書の規定により借り換えた借入金は、一年以内に償還しなければならない。但し、借入金をもつてこれを償還するようなことをしてはならない。

（決算）

第三十條　管理者は、毎事業年度終了後二月以内に当該地方公営企業の決算を作成し、証書類、当該年度の事業報告書及び政令で定めるその他の書類をあわせて当該地方公共団体の長に提出しなければならない。

2　前項の規定による決算及び同項の規定によりあわせて提出すべき書類の提出を受けたときは、地方公共団体の長は、これらを監査委員の審査に付し、その意見をつけて、遅くとも当該事業年度終了後三月を経過した後において最初に招集される議会の認定に付さなければならない。

3　第一項の決算について作成すべき書類は、当該年度の予算の区分に従つて作成した決算報告書並びに損益計算書、剰余金計算書又は欠損金計算書、剰余金処分計算書又は欠損金処理計算書及び貸借対照表とし、その様式は、総理府令で定める。

4　地方公営企業について、地方自治法第二百四十四條第二項の規定による議会の指定があつたときは、第二項の規定に基く地方公共団体の長の決算及び第一項の規定によりあわせて提出すべき書類の議会への提出をもつて地方自治法第二百四十四條第二項の規定による普通地方公共団体の長の貸借対照表その他必要な書類の提出とみなす。

（計理状況の報告）

第三十一條　管理者は、毎月末日をもつて試算表その他当該企業の計理状況を明らかにするために必要な書類を作成し、翌月十日までに当該地方公共団体の長に提出しなければならない。

（剰余金の処分）

第三十二條　地方公営企業の決算上利益剰余金を生じた場合において、前事業年度から繰り越した欠損金があるときは、これをその補てんに充て、なお、残額があるときは、その残額の二十分の一を下らない金額を利益準備金として積み立てなければならない。

2　各事業年度において生じた資本剰余金は、資本準備金、再評価積立金その他の科目に積み立てなければならない。

3　第一項に規定するものの外、利益剰余金の処分については、別に予算に定があるものを除き、議会の議決を経て定めなければならない。

4　第一項の利益準備金は、企業債の償還その他條例で定める支出に充てる場合を除く外、処分することができない。

5　第二項の資本準備金及び再評価積立金は、政令で定める場合を除く外、処分することができない。

（資産の取得、管理及び処分）

第三十三條　地方公営企業の用に供する資産の取得、管理及び処分は、管理者が行う。但し、條例で定める重要な資産の取得及び処分は、当該地方公共団体の長の承認を受けなければならない。

（契約）

第三十四條　地方公共団体が地方公営企業の業務に関して売買、貸借、請負その他の契約を結ぶ場合においては、公告して一般競争入札の方法に準じて申込をさせ、最低若しくは最高の価額によつて申込をした者又は申込をした者であつて価額その他の條件について公正な協議がととのつた者とこれをしなければならない。但し、法令又は條例で定める場合においては、この限りでない。

（政令への委任）

第三十五條　この章に定めるものを除く外、地方公営企業の財務に関し必要な事項は、政令で定める。

第四章　職員の身分取扱

（企業職員の労働関係の特例）

第三十六條　第十五條の職員のうち、管理又は監督の地位にある者及び機密の事務を取り扱う者以外の者（以下「企業職員」という。）の身分取扱については、この法律に特別の定のあるものを除く外、地方公営企業労働関係法（昭和二十七年法律第二百八十九号）の定めるところによる。

（職階制）

第三十七條　企業職員については、職階制を実施することができる。

2　前項の職階制においては、企業職員の職を職務の種類及び複雑と責任の度に応じて分類整理しなければならない。

（給與）

第三十八條　企業職員の給與は、その職務と責任に応ずるものでなければならない。

2　企業職員の給與は、生計費並びに国及び地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給與その他の事情を考慮して定めなければならない。

3　企業職員の給與の種類及び基準は、條例で定める。

（地方公務員法の適用除外）

第三十九條　企業職員については、地方公務員法第五條、第八條（第一項第五号、第三項及び第四項の規定を除く。）、第二十三條から第二十六條まで、第三十七條、第三十九條第三項、第四十條第二項、第四十五條第二項から第四項まで、第四十六條から第五十六條まで及び第五十八條の規定は、適用しない。

第五章　雑則

（業務の状況の公表）

第四十條　管理者は、條例で定めるところにより、毎事業年度少くとも二回以上当該地方公営企業の業務の状況を説明する書類を当該地方公共団体の長に提出しなければならない。この場合においては、地方公共団体の長は、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（国と地方公営企業を経営する地方公共団体等との関係）

第四十一條　地方公営企業の経営に関し、地方公共団体相互の間で協議がととのわない場合において、関係地方公共団体の申出があるときは、政令で定めるところにより、内閣総理大臣又は都道府県知事は、必要なあつ旋若しくは調停をし、又は必要な勧告をすることができる。

附　則

（施行期日）

1　この法律の施行期日は、この法律公布の日から起算して六月をこえない範囲内で政令で定める。

（起債の特例）

2　企業債については、第二十二條の規定にかかわらず、当分の間、地方自治法第二百五十條の規定の適用があるものとする。

（資産の再評価）

3　地方公営企業の資産は、資産の適正な減価償却の基礎を確立するため、政令で定めるところにより、再評価しなければならない。

（政令への委任）

4　この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（地方自治法の一部改正）

5　地方自治法の一部を次のように改正する。

第二條第三項第三号中「電車事業、自動車事業、」を「軌道事業、自動車運送事業、」に、「運輸事業」を「運送事業」に改め、同項第二十号中「使用料、」を「使用料（普通地方公共団体の経営する企業の徴収する料金を含む。以下同じ。）、」に改める。

第二百六十三條　普通地方公共団体の経営する企業の組織及びこれに従事する職員の身分取扱並びに財務その他企業の経営に関する特例は、別に法律でこれを定める。

（内閣総理・大蔵・厚生・運輸・労働・建設大臣署名）

法律第二百九十三号（昭二七、八、一）

◉消防法の一部を改正する法律（衆法）

消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）の一部を次のように改正する。

第三十六條の二　第二十五條第二項又は第二十九條第五項（第三十六條において準用する場合を含む。）の規定により、消火若しくは延焼の防止又は人命の救助その他の消防作業に従事した者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり又は廃疾となつた場合においては、市町村は、條例の定めるところにより、療養その他の給付を行うものとする。

附　則

この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

（内閣総理大臣署名）

法律第二百九十四号（昭二七、八、一）

◉特定中小企業の安定に関する臨時措置法（衆法）

（目的）

第一條　この法律は、中小企業の占める重要性が極めて高い工業部門について、製品の需給が著しく均衡を失した場合において、適切な需給調整措置を講ずることができるようにし、もつて中小企業の安定を確保し、国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

（適用業種の指定及び中小企業者の定義）

第二條　この法律の適用を受ける業種は、工業部門に属する業種であつて、当該業種に属する事業を営む者の総数のおおむね三分の二以上が中小企業者であり、且つ、当該業種に係る製品（加工品を含む。以下同じ。）の過去一年間の総生産数量のおおむね二分の一以上が中小企業者によつて生産されている業種について、左の各号に掲げる事態が生じた場合に、別表において指定するものとする。

一　当該業種に係る製品の価格がその原材料の価格に照して著しく低いため、当該業種に属する事業の経営において相当の損失が生じていること。

二　当該業種に属する事業の経営の不振が相当長期間にわたる虞があり、企業の合理化のみによつてはこれを克服することが困難であり、当該業種に係る産業及び関連産業の存立に重大な影響を及ぼす虞があること。

2　この法律で「中小企業者」とは、常時使用する従業員の数が三百人以下の事業者をいう。

（調整組合）

第三條　別表に掲げる業種（以下「指定業種」という。）に属する事業を営む者は、その共同の利益を増進するため、調整組合を組織することができる。

（法人格）

第四條　調整組合は、法人とする。

（原則）

第五條　調整組合は、左の要件を備えなければならない。

一　営利を目的としないこと。

二　組合員が任意に加入し又は脱退することができること。

三　組合員の議決権及び選挙権が平等であること。

（名称）

第六條　調整組合は、その名称中に調整組合という文字を用いなければならない。

2　調整組合でない者は、その名称中に調整組合という文字を用いてはならない。

（地区の重複禁止）

第七條　調整組合の地区は、相互に重複するものがあつてはならない。但し、業種を異にするものは、この限りでない。

（組合員の資格）

第八條　調整組合の組合員たる資格を有する者は、組合の地区内において指定業種に属する事業を営む者とする。

（組合の構成要件）

第九條　調整組合は、その組合員の総数がその地区内において定款で定める組合員たる資格に係る業種に属する事業を営む者の総数の二分の一以上であり、且つ、その総組合員の三分の二以上が中小企業者であるものでなければ、これを設立することができない。

（設立の認可）

第十條　発起人は、創立総会の終了後遅滞なく、定款その他必要な事項を記載した書類を通商産業大臣に提出して、設立の認可を受けなければならない。

2　通商産業大臣は、前項の認可の申請があつた場合において、設立しようとする調整組合が左の各号に適合していると認めるときは、認可をしなければならない。

一　第二條第一項各号に掲げる事態を克服するためその設立が必要であること。

二　第五條各号の要件を備えていること。

三　前条の構成要件を備えていること。

四　設立手続及び定款の内容が法令に違反しないこと。

（解散）

第十四條　通商産業大臣は、調整組合が左の各号の一に該当すると認めるときは、その調整組合の解散を命ずることができる。

一　第五條各号に適合するものでなくなつたとき。

二　第九條の構成要件を欠くに至つたとき。

三　定款に定める事業以外の事業を行つたとき。

2　通商産業大臣が調整組合の解散を命じた場合における第二十八條において準用する中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第八十八條の規定による解散の登記は、通商産業大臣の嘱託によつてする。

七　組合員の権利義務に関する規定

八　事業の執行に関する規定

九　役員に関する規定

十　会議に関する規定

十一　会計に関する規定

十二　公告の方法

2　調整組合の定款には、前項の事項の外、調整組合の存立時期又は解散の事由を定めたときは、その時期又は事由を記載しなければならない。

（定款の変更）

第十二條　定款の変更は、通商産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（合併）

第十三條　調整組合の合併は、通商産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（解散）

第十四條　通商産業大臣は、調整組合が左の各号の一に該当すると認めるときは、その調整組合の解散を命ずることができる。

一　第五條各号に適合するものでなくなつたとき。

二　第九條の構成要件を欠くに至つたとき。

三　定款に定める事業以外の事業を行つたとき。

（定款）

第十一條　調整組合の定款には、少くとも左に掲げる事項を記載しなければならない。

一　事業

二　名称

三　地区

四　事務所の所在地

五　組合員たる資格に関する規定

六　組合員の加入及び脱退に関する規定

（事業）

第十五條　調整組合は、左に掲げる事業を行うことができる。

一　組合員が生産（製造又は加工をいう。）をする指定業種に係る製品の生産数量若しくは出荷数量又はその生産設備に関する制限

二　組合員の事業（指定業種に係るものに限る。）の経営の合理化に関する指導及びあつ旋

三　組合員に対する生産調整及び経営合理化のための資金の貸付並びに組合員のためにするその借入

四　前三号に掲げる事業を行うために必要な調査、研究、製品の検査その他の事業

（調整規定の認可）

第十六條　調整組合は、前條第一号に掲げる事業を行おうとするときは、調整規程（制限の内容及びその実施に関する定をいう。以下同じ。）を定めて通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　通商産業大臣は、前項の認可の申請があつた場合において、当該調整規程の内容が左の各号の一に該当すると認めるときは、認可をしてはならない。

一　第二條第一項各号に掲げる事態を克服するための必要且つ最小限度の範囲をこえること。

二　不当に差別的であること。

三　消費者の利益を著しく害すること。

（調整規程の実施の予告）

第十七條　調整組合の組合員たる事業主は、調整規程の実施の期日の少くとも十五日前に、その従業員に対し、当該調整規程の実施について予告をしなければならない。但し、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

（調整規程の変更命令及び認可の取消）

第十八條　通商産業大臣は、第十六條第一項の認可をした後において、当該調整規程の内容が同條第二項各号の一に該当するに至つたと認めるときは、当該調整組合に対し、これを変更すべきことを命じなければならない。

2　通商産業大臣は、第十六條第一項の認可をした後において、当該調整組合が前項の命令に従わないとき、又は当該調整規程の内容が同條第二項各号の一に該当するに至つたと認めるときは、同條第一項の認可を取り消すことができる。

（調整規程の廃止の届出）

第十九條　調整組合は、調整規程を廃止したときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

（過怠金）

第二十條　調整組合は、定款の定めるところにより、第十六條第一項の認可を受けた調整規程に違反した組合員に対し、過怠金を課することができる。

（検査員）

第二十一條　調整組合は、定款の定めるところにより、調整規程の実施を検査するために、検査員を置くことができる。

2　検査員は、前項の規定により検査をする場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

（調整規程の設定等に関する決議）

第二十二條　調整規程の設定、変更又は廃止は、総会の決議によらなければならない。

2　前項の決議は、総組合員の半数以上が出席し、その三分の二以上の多数をもつてしなければならない。

（離職従業員の優先雇用）

第二十三條　調整組合の組合員たる事業主は、調整規程の実施がその従業員の離職を招来した場合においては、その後の従業員の採用については、当該離職者の希望によりその者を優先的に雇い入れるように努めなければならない。

（調整組合連合会）

第二十四條　同一の業種に係る調整組合は、調整組合連合会（以下「連合会」という。）を組織することができる。

（連合会の会員の議決権及び選挙権）

第二十五條　連合会の会員の議決権及び選挙権は、会員たる調整組合の組合員の員数に応じて、定款で定めるものとする。

（連合会の事業）

第二十六條　連合会は、左に掲げる事業を行うことができる。

一　会員たる調整組合が行うその組合員に対する指定業種に係る製品の生産数量若しくは出荷数量又はその生産設備に関する制限についての総合調整計画の設定及びその実施

二　会員たる調整組合が行う経営の合理化に関する事業の総合調整

三　会員たる調整組合及びその組合員に対する生産調整及び経営合理化のための資金の貸付並びに会員たる調整組合及びその組合員のためにするその借入

四　前三号に掲げる事業を行うために必要な調査、研究、製品の検査その他の事業

（準用）

第二十七條　第四條、第五條（第三号を除く。）、第六條、第十條、第十一條（第一項第三号を除く。）から第十四條まで、第十六條及び第十八條から第二十二條までの規定は、連合会に準用する。この場合において、第二十二條第二項中「総組合員の半数以上」とあるのは「議決権の総数の半数以上に相当する議決権を有する会員」と、「その三分の二」とあるのは「その議決権の三分の二」と読み替えるものとする。

第二十八條　中小企業等協同組合法第三條第二項（住所）、第八條（登記）、第十二條から第十四條まで、第十九條（組合員）、第二十七條、第二十八條、第三十條から第三十二條まで（設立）、第三十五條から第三十六條の三まで、第三十七條第一項、第三十八條から第四十二條まで（役員）、第四十六條から第五十條まで、第五十一條第一項、第五十二條から第五十四條まで（総会）、第六十二條から第六十六條まで、第六十八條、第六十九條（解散及び清算）、第八十三條（第二項第五号を除く。）、第八十四條、第八十五條、第八十六條第一項、第八十八條から第九十五條まで、第九十七條第一項及び第二項、第九十八條から第百三條まで（登記）並びに第百十五條第二号から第六号の二まで、第八号から第十二号まで及び第十五号から第十七号まで（罰則）の規定は、調整組合及び連合会に、同法第十一條（議決権及び選挙権）の規定は、調整組合に準用する。この場合において、第二十八條中「前條第一項の認証」とあるのは「特定中小企業の安定に関する臨時措置法第十條の認可」と、第五十三條中「総組合員の半数以上」とあるのは連合会にあつては「議決権の総数の半数以上に相当する議決権を有する会員」と、第六十二條第一項中「五　事業の全部の譲渡　六　解散を命ずる裁判」とあるのは「五　特定中小企業の安定に関する臨時措置法第十四條第一項の規定による解散の命令」と、第六十三條第一項中「合併し、又はその事業の全部を譲渡する」とあるのは「合併する」と、同條第二項中「合併又は事業の全部の譲渡」とあるのは「合併」と、第八十三條第一項中「第二十九條の規定による出資の拂込」とあるのは「特定中小企業の安定に関する臨時措置法第十條の認可」と、第九十二條第二項中「事業協同組合登記簿、信用協同組合登記簿、中小企業等協同組合連合会登記簿及び企業組合登記簿」とあるのは「調整組合登記簿及び調整組合連合会登記簿」と、第九十三條第二項中「書面並びに出資の総口数及び第二十九條の規定による出資の拂込のあつたことを証する書面」とあるのは「書面」と、第九十七條第一項中「第三項」とあるのは「特定中小企業の安定に関する臨時措置法第十四條第三項」と読み替えるものとする。

（生産数量等の制限に関する勧告及び命令）

第二十九條　同一の業種に属する事業を営む者の大部分が一の連合会の総合調整計画又は一の調整組合の調整規程の適用を受けることとなつた場合において、当該連合会又は調整組合の申出があつたときは、通商産業大臣は、左の各号の一に掲げる事態が生じ、且つ、かような事態を放置しては当該業種に係る産業及びその関連産業の存立に及ぼす重大な悪影響を除去することができないと認めるときに限り、当該総合調整計画又は調整規程の内容を参しやくして当該業種に係る製品の生産数量若しくは出荷数量又はその生産設備に関する制限を定め、当該業種に属する事業を営む者のすべてに対し、これに従うべき旨の勧告をすることができる。

一　当該業種に属する事業者で当該総合調整計画又は調整規程の適用を受けないものの事業活動が当該業種に係る製品の需給調整を阻害しているとき。

二　当該連合会又は調整組合の自主的活動をもつてしては当該業種に係る製品の需給調整の目的を達成することができないとき。

2　通商産業大臣は、前項の勧告をした後において、なお当該業種に係る製品の需給調整の目的が達成されていないと認めるときは、通商産業省令をもつて、当該業種に属する事業の経営に関し、一般的に、同項の勧告の内容と同一の内容の制限をすることができる。

3　第一項の勧告は、個々の事業者に対する勧告に代えて、官報をもつて当該業種及び勧告の内容を公告して、これをすることができる。

（公正取引委員会との関係）

第三十条　通商産業大臣は、第十条第一項又は第十三条（第二十七条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の認可をしようとするときは、あらかじめ、公正取引委員会に協議しなければならない。

2　通商産業大臣は、第十六条第一項（第二十七条において準用する場合を含む。）の認可、第十八条第一項（第二十七条において準用する場合を含む。）の命令又は前条第一項の勧告をしようとするときは、あらかじめ、公正取引委員会の同意を得なければならない。

3　公正取引委員会は、第十六条第一項（第二十七条において準用する場合を含む。）の認可を受けた調整規程又は総合調整計画の内容が第十六条第二項各号の一（第二十七条において準用する場合を含む。）に該当するに至つたと認めるときは、通商産業大臣に対し、第十八条（第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による処分をすべき旨を請求することができる。

（報告及び検査）

第三十一条　通商産業大臣は、この法律に規定する権限を実施するため必要な限度において、指定業種に属する事業を営む者若しくはその団体から必要な報告を徴し、又はその職員をしてその事業所若しくは事務所に立ち入り、業務の状況、帳簿書類、設備若しくは製品の検査をさせることができる。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等の適用除外）

第三十二条　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）及び事業者団体法（昭和二十三年法律第百九十一号）の規定は、調整組合若しくはその組合員又は連合会若しくはその会員が認可を受けた調整規程又は総合調整計画に基いて行う行為及び第二十九条第一項の規程による勧告を受けた者が当該勧告に基いて行う行為には、適用しない。

（中小企業安定審議会）

第三十三条　この法律の規定により通商産業大臣が行う認可、命令及び勧告その他この法律の施行に関する重要事項を調査審議するため、通商産業省に、中小企業安定審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2　審議会は、会長一人及び委員五十人以内で組織する。

3　会長及び委員は、指定業種に属する事業を営む者、指定業種に属する事業の従業員の利益を代表する者、その製品に係る販売業者及び消費者、指定業種に関連する事業を営む者、金融機関の役職員並びに学識経験者のうちから、通商産業大臣が任命する。

4　前各項に定めるものの外、審議会の事務をつかさどる機関、審議会の組織、議事及び運営その他審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

（審議会の付議事項）

第三十四条　通商産業大臣は、第十条、第十三条若しくは第十六条第一項（第二十七条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の認可、第二十九条第一項の勧告又は第十八条第一項（第二十七条において準用する場合を含む。）若しくは第二十九条第二項の命令をしようとするときは、審議会の議に付し、その意見を尊重してこれをしなければならない。

（関係都道府県知事の意見の聴取）

第三十五条　通商産業大臣は、第十六条第一項又は第十八条第一項（第二十七条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の認可又は命令をしようとする場合において、当該調整規程又は総合調整計画の実施が関係都道府県における産業に著しい影響を及ぼすと認めるときは、あらかじめ、当該都道府県知事の意見を聞かなければならない。

（実施規定）

第三十六条　この法律に規定するものの外、この法律の実施のための手続その他その施行について必要な事項は、通商産業省令で定める。

（罰則）

第三十七条　第二十九条第二項の規定による命令に違反した者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第三十八条　第十六条第一項（第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による認可を受けないで調整規程又は総合調整計画を実施した調整組合又は連合会の理事は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第三十九条　第三十一条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は立入を拒み、若しくは検査を妨げた者は、六月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第四十条　第六条第二項（第二十七条において準用する場合を含む。）の規定に違反した者は、三万円以下の罰金に処する。

第四十一条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前四条の違反行為をしたときは、その行為者を罰する外、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に対し相当の注意及び監督が尽されたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　この法律は、昭和二十九年三月三十一日まで、その効力を有する。但し、その時までになした行為に対する罰則の適用については、この法律は、その時以後もなおその効力を有する。

別　表

一　綿織物又はステープルファイバー織物の製造業
二　毛織物の製造業又は染色整理業
三　絹織物又は人絹織物の製造業又は染色加工業
四　メリヤス生地又はメリヤス製品の製造業
五　漁網製造業
六　組ひも、よりひも、幅五インチ未満の織物又は編レースの製造業
七　ねん糸業
八　麻綱製造業
九　ガーゼ、脱脂綿、家庭衛生綿又はほう帯の製造業
十　マッチ製造業
十一　ゴム製品製造業で政令で定めるもの
十二　陶磁器製造業で政令で定めるもの
十三　漆器製造業で政令で定めるもの
十四　鉄器製造業で政令で定めるもの

（内閣総理・通商産業大臣署名）

法律第二百九十五号（昭二七、八、一）

◉臨時石炭鉱害復旧法

目次

第一章　総則（第一條―第三條）
第二章　鉱害復旧事業団
第一節　総則（第四條―第九條）
第二節　設立（第十條―第十四條）
第三節　管理（第十五條―第三十條）
第四節　業務（第三十一條―第三十七條）
第五節　監督（第三十八條―第四十條）
第六節　解散及び清算（第四十一條―第四十七條）
第三章　農地、農業用施設及び公共施設の復旧工事
第一節　復旧基本計画（第四十八條―第五十四條）
第二節　復旧工事の施行（第五十五條―第六十三條）
第三節　納付金等の徴収及び復旧費の支拂（第六十四條―第七十二條）
第四節　農地及び農業用施設に関する復旧工事後の措置（第七十三條―第七十九條）
第四章　家屋等の復旧工事に関する協議及び裁定（第八十條―第八十九條）
第五章　補則（第九十條―第九十九條）
第六章　罰則（第百條―第百六條）
附則

第一章　総則

（目的）

第一條　この法律は、国土の有効な利用及び保全並びに民生の安定を図り、あわせて石炭鉱業及び亜炭鉱業の健全な発達に資するため、鉱害を計画的に復旧することを目的とする。

（用語の定義）

第二條　この法律において「鉱害」とは、石炭鉱業又は亜炭鉱業による鉱害（特別鉱害復旧臨時措置法（昭和二十五年法律第百七十六号）第二條第二項の特別鉱害を除く。）をいう。

2　この法律において「復旧工事」とは、鉱害が生じている土地物件が本来有していた効用を回復するように、その土地物件について施行する工事及びこれに附帯する工事をいう。

3　この法律において「復旧費」とは、当該復旧工事のため直接必要な本工事費、附帯工事費、用地費、補償費、機械器具費、工事雑費並びに事務費の合計額をいい、主務大臣が特別の事情があると認める応急工事費、応急工事に使用する材料であつて、復旧工事に使用できるものに要する費用及び仮締切、瀬替その他復旧工事に必要な仮設工事に要する費用を含むものとする。

4　この法律において「鉱業権者」とは、石炭（亜炭を含む。以下同じ。）を目的とする鉱業権者をいい、「租鉱権者」とは、石炭を目的とする租鉱権者をいう。

5　この法律において「農地」とは、耕作の目的に供される土地をいい、「農業用施設」とは、農地の利用又は保全上必要な施設であつて、左に掲げるものをいう。

一　かんがい排水施設
二　農業用道路
三　農地又は農作物の災害を防止するため必要な施設

6　この法律において「公共施設」とは、左に掲げる施設であつて、政令で定めるもののうち、国の機関、地方公共団体（その機関を含む。以下同じ。）その他政令で定める者が維持管理を行うものをいう。

一　河川
二　海岸
三　砂防設備
四　林地荒廃防止施設
五　道路
六　林道
七　港湾
八　漁港
九　上水道及び下水道
十　鉄道及び軌道
十一　学校並びに公用及び公共用建物

7　この法律において「家屋等」とは、住家、店舗、工場、倉庫その他の建物（農業用施設又は公共施設たるものを除く。）及びこれらの建物の所有の目的に供される土地並びに墓地をいう。

（処分、手続その他の行為の効力）

第三條　この法律の規定によつてした処分及び鉱業権者、租鉱権者、鉱業権者若しくは租鉱権者であつた者、第五十二條の受益者、復旧工事の施行者又は関係人がこの法律の規定によつてした手続その他の行為は、これらの者の承継人に対しても、その効力を有する。

2　この法律の規定によつてした処分及び石炭を目的とする採掘権者がこの法律の規定によつてした手続その他の行為は、租鉱権の設定又は租鉱区の増加があつたときは、租鉱権の範囲内において、租鉱権者に対しても、その効力を有する。

3　この法律の規定によつてした処分及び租鉱権者がこの法律の規定によつてした手続その他の行為は、租鉱権の消滅又は租鉱区の減少があつたときは、石炭を目的とする採掘権の範囲内において、石炭を目的とする採掘権者に対しても、その効力を有する。但し、石炭を目的とする採掘権の消滅による租鉱権の消滅の場合は、この限りでない。

第二章　鉱害復旧事業団

第一節　総則

（目的及び法人格）

第四條　鉱害復旧事業団（以下「事業団」という。）は、鉱害の計画的な復旧に関する業務を行うためこの法律の規定に基き設立される法人とする。

（地域）

第五條　事業団は、政令で定める地域により、その地域ごとに一を限り、設立されるものとする。

（名称の独占）

第六條　事業団は、その名称中に鉱害復旧事業団という文字を用いなければならない。

2　事業団でないものは、その名称中に鉱害復旧事業団という文字を用いてはならない。

（登記）

第七條　事業団は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2　前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

（事業年度）

第八條　事業団の事業年度は、毎年四月に始まり、翌年三月に終る。

（民法の準用）

第九條　民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四條（法人の不法行為能力）及び第五十條（法人の住所）の規定は、事業団に準用する

第二節　設立

（設立の許可）

第十條　事業団を設立するには、第五條の政令で定める地域内の市町村の長、その地域内に石炭の掘採のための事業場を有する鉱業権者及びその地域内に生じている鉱害に係る被害者（都道府県知事の承認を受けた者に限る。）十人以上が発起人となり、定款を作成し、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

2　前項に規定する市町村長、鉱業権者又は被害者は、それぞれ同項の発起人の総数の二分の一以上を占めてはならない。

3　第一項の発起人は、同項の認可を申請するには、あらかじめ、定款作成の基本となるべき事項その他通商産業省令で定める事項を公告して、当該地域内の市町村の長及び当該地域内に石炭の掘採のための事業場を有する鉱業権者のそれぞれ三分の一以上の同意を得なければならない。

4　通商産業大臣は、第一項の認可をしたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

第十一條　通商産業大臣は、第五條の政令で定める地域について、その地域が同條の政令で定める地域となつた日から三月以内に前條第一項の認可の申請がないか、又はその期間内になされたいずれの申請についても同項の認可をすることができなかつたときは、同項に規定する者十人以上に、同項の発起人となり、定款を作成し、通商産業大臣の指定する期日までに同項の認可を申請すべきことを命ずることができる。

2　前條第三項の規定は、前項の規定により前條第一項の認可を申請する場合には、適用しない。

（設立事務の引継）

第十二條　第十條第一項の認可があつたときは、発起人は、遅滞なく、その事務を事業団の理事長に引き継がなければならない。

（成立）

第十三條　理事長は、前條の規定による事務の引継を受けたときは、遅滞なく、設立の登記をしなければならない。

2　事業団は、設立の登記をすることによつて成立する。

（設立費用の負担）

第十四條　事業団が成立したときは、その設立費用であつて、通商産業大臣の承認があつた額以内のものは、その事業団の負担とする。

第三節　管理

（定款）

第十五條　事業団の定款には、左の事項を記載しなければならない。

一　目的
二　名称
三　地域
四　事務所の所在地
五　役員に関する事項
六　評議員会に関する事項
七　業務及びその執行に関する事項
八　会計に関する事項
九　公告の方法

（役員）

第十六條　事業団に、役員として、理事長一人、理事二人以上及び監事一人以上を置く。

2　理事長は、事業団を代表し、その業務を総理する。

3　理事は、定款で定めるところにより、理事長を補

佐して事業団の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

4　監事は、事業団の会計を監査する。

第十七條　理事長及び監事は、評議員会が推薦した者のうちから、通商産業大臣が任命する。但し、設立当時の理事長及び監事は、第十條第一項の発起人が推薦した者のうちから、通商産業大臣が任命する。

2　理事は、評議員会の同意を得て、理事長が任命する。

3　理事長、理事及び監事の任期は、四年とする。但し、設立当時の理事長及び監事の任期は、二年とする。

4　理事長、理事及び監事は、再任されることができる。

第十八條　理事長は、理事が第二十五條各号の一に該当するに至つたときは、これを解任しなければならない。

2　理事長は、理事が心身の故障のため職務を執行することができないと認めるとき、又は理事に職務上の義務違反その他理事たるに適しない非行があると認めるときは、評議員会の同意を得て、これを解任することができる。

（評議員会）

第十九條　事業団に、評議員会を置く。

2　評議員会は、理事長及び十人以上の評議員をもつて組織する。

3　評議員会に議長を置き、理事長をもつてこれに充てる。

4　議長は、評議員会の会務を総理する。

5　評議員会は、あらかじめ、次條第一項第三号に掲げる者のうちから任命された評議員のうちから、議長に事故がある場合に議長の職務を代行する者を定めておかなければならない。

（評議員）

第二十條　評議員は、左に掲げる者のうちから、通商産業大臣が任命する。

一　事業団の地域内に石炭の掘採を目的とする事業場を有する鉱業権者及び租鉱権者

二　事業団の地域内に生じている鉱害に係る被害者であつて、都道府県知事が推薦した者及び事業団の地域内に存する公共施設であつて、鉱害が生じているものの維持管理を行う地方公共団体の職員であつて、その公共施設の維持管理に関する事務に従事するもの

三　事業団の地域の全部又は一部を管轄する地方公共団体の長又はその職員（前号に掲げるものを除く。）及び鉱害の復旧に関し学識経験がある者

2　評議員の任命に当つては、前項各号に掲げる者のうちからそれぞれ任命される評議員の数が評議員の総数の二分の一以上を占めることとなつてはならない。

第二十一條　評議員の任期は、三年とする。

2　評議員は、再任されることができる。

第二十二條　評議員は、報酬を受けない。但し、旅費その他業務の遂行に伴う実費を受けるものとする。

（評議員会の権限）

第二十三條　左の事項は、評議員会の議決を経なければならない。

一　定款の変更

二　経費等の賦課徴収の方法

三　業務の方法の決定及び変更

四　借入金の借入及び復旧事業債券の発行

五　会計の処理に関する規程の設定及び変更

六　収支予算及び収支決算

七　復旧基本計画の作成及び変更

2　定款の変更は、通商産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（評議員会の議決の方法）

第二十四條　評議員会は、第二十條第一項各号に掲げる者のうちからそれぞれ任命された評議員各一人以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

2　評議員会の議事は、出席した評議員の過半数をもつて決する。可否同数のときは、議長が決する。

（役員等の欠格條項）

第二十五條　左の各号の一に該当する者は、役員又は評議員となることができない。

一　禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた後、三年を経過しない者

二　国家公務員（教育公務員たる者及び審議会、協議会等の委員その他これに準ずる地位にある者であつて非常勤のものを除く。）

三　政党の役員

（理事長等の兼職禁止）

第二十六條　理事長及び理事は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

（役員等の秘密保持義務）

第二十七條　事業団の役員、評議員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、その職務に関して知得した秘密を漏らし、又は窃用してはならない。

（経費等の賦課）

第二十八條　事業団は、通商産業大臣の認可を受けて、その設立費用であつて、事業団の負担となるもの、経費（第三十一條第一項第三号に掲げる業務を行うため必要なもの並びに同項第五号及び第六号の支拂に充てるべきものを除く。以下「事務経費」という。）及び準備金に充てるため、設立の日の属する事業年度（設立の日が七月一日以降である場合において、通商産業大臣の認可を受けたときは、その設立の日の属する事業年度及びその翌事業年度。以下「当初年度」という。）において、その地域内に生じている鉱害に係る鉱業権者又は租鉱権者に対し、設立の日の前前月以前当初年度と同じ期間（その期間に一月未満の端数があるときは、その端数を控除したもの）内にその鉱害に係る事業場において掘採した石炭の数量一トンにつき五円以内の金額を賦課徴収することができる。

2　事業団は、通商産業大臣の認可を受けて、その事務経費及び準備金に充てるため、当初年度後の毎事業年度において、鉱業権者及び租鉱権者に対し、前事業年度（当初年度の翌事業年度にあつては、当初年度）中にその復旧費の全部又は一部を事業団が負担して施行した復旧工事のうちその鉱業権者又は租鉱権者に係る鉱害の復旧のため必要となつたものの復旧費に、百分の七以内の割合を乗じて得た金額を賦課徴収することができる。

3　事業団は、第一項の規定により賦課徴収した金額に相当する金額を、当初年度の翌事業年度から五年以内に、当該鉱業権者又は租鉱権者に交付しなければならない。

（定款等の備付）

第二十九條　事業団は、定款及び業務の方法を記載した書面を主たる事務所及び従たる事務所に備えて置かなければならない。

2　事業団は、事業団の業務に利害関係がある者から、前項に規定する書類の閲覧の請求があつたときは、正当な事由がある場合を除き、これを拒んではならない。

（民法の準用）

第三十條　民法第五十四條（代表権の制限）及び第五十七條（特別代理人）の規定は、事業団に準用する。

第四節　業務

（業務）

第三十一條　事業団は、第四條の目的を達成するため、左の業務を行う。

一　鉱害（家屋等について生じたものを除く。）の復旧のための復旧基本計画の作成

二　鉱業権者及び租鉱権者の納付金並びに受益者の負担金の徴収

三　事業団が復旧工事の施行者として定められた場合において、その復旧工事の施行

四　第七十七條第二項の規定により引渡を受けたかんがい排水施設及び事業団が復旧工事を施行した場合において同條第一項に規定する同意を得ることができなかつたときにおけるそのかんがい排水施設の維持管理

五　事業団以外の者が施行する復旧工事の復旧費のうち、事業団の負担となるものの支拂

六　鉱害に係る農地及び農業用施設に対する補償金並びに復旧工事により新たに設けられるかんがい排水施設の維持管理費の支拂

七　地域区の家屋等の復旧工事に要する費用の貸付

八　前各号の業務に附帯する業務

九　前各号に掲げるもの外、第四條の目的を達成するため必要な業務

2　事業団は、前項第九号の業務を行おうとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

（業務の方法）

第三十二條　事業団は、業務開始の際、業務の方法を定め、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　前項の業務の方法には、前條第一項第一号の復旧基本計画の作成の方法、同項第二号の納付金の徴収の時期及び方法、同項第五号の支拂の時期及び方法並びに同項第七号の貸付の相手方、限度、方法、利率及び期限を定めておかなければならない。

（予算）

第三十三條　事業団は、事業年度開始前に（設立の日の属する事業年度にあつては、設立後すみやかに）、毎事業年度の收支予算を作成し、これを通商産業大臣に提出し、その承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（借入金及び復旧事業債券）

第三十四條　事業団は、その業務を行うため必要があるときは、通商産業大臣の認可を受けて、借入金の借入をすることができる。

2　事業団は、第三十一條第一項第三号に掲げる業務を行うため必要な資金に充てるため、通商産業大臣の認可を受けて、復旧事業債券を発行することができる。

3　前項の復旧事業債券の発行及び償還に関し必要な事項は、政令で定める。

（準備金）

第三十五條　事業団は、定款で定める額に達するまでは、第二十八條第二項又は第二十九條第二項の規定により徴收した金額の二十分の一以上を準備金として積み立てなければならない。

2　前項の準備金は、通商産業大臣の認可を受けなければ、処分してはならない。

（財産目録等）

第三十六條　事業団は、毎事業年度経過後三月以内に、財産目録、貸借対照表及び損益計算書を作成し、これを通商産業大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

（資料の提出の請求）

第三十七條　事業団は、第三十一條第一項第一号、第二号及び第六号に掲げる業務を行うため必要があるときは、その地域内に石炭の掘採を目的とする事業場を有する鉱業権者若しくは租鉱権者若しくはその鉱業権者若しくは租鉱権者であつた者、その地域内に生じている鉱害に係る被害者又は第五十二條の受益者となるべき者に対し、資料の提出を求めることができる。

2　前項の規定により資料の提出を求められた者は、遅滞なく、これを提出しなければならない。

第五節　監督

（監督）

第三十八條　事業団は、通商産業大臣がこの法律の定めるところに従い監督する。

2　通商産業大臣は、この法律を施行するため必要な限度において、事業団の報告又は第四十條第一項の規定による検査の結果に基き、事業団に対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

（役員等の解任）

第三十九條　通商産業大臣は、理事長、監事又は評議員が第二十五條各号の一に該当するに至つたときは、これを解任しなければならない。

2　通商産業大臣は、理事長、監事若しくは評議員が心身の故障のため職務を執行することができないと認めるとき、又は理事長、監事若しくは評議員に職務上の義務違反その他理事長、監事若しくは評議員たるに適しない非行があると認めるときは、これを解任することができる。

3　通商産業大臣は、評議員が第二十條第一項の規定による資格を失つたと認めるときは、これを解任することができる。

（報告及び検査）

第四十條　通商産業大臣は、必要があると認めるときは、事業団から報告を徴し、又はその職員に事業団の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人に呈示しなければならない。

3　第一項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第六節　解散及び清算

（解散）

第四十一條　事業団は、左の事由によつて解散する。

一　事業団の地域内の市町村の長の三分の二並びにその地域内に石炭の掘採を目的とする事業場を有する鉱業権者及び租鉱権者の三分の二以上の者の請求

二　破産

三　事業団の目的が達成されたと認められる場合における通商産業大臣の解散の命令

2　前項第一号の請求は、通商産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3　通商産業大臣は、前項の認可の申請があつたときは、公聴会を開き、広く一般の意見をきくとともに、事業団の意見をきかなければならない。

4　通商産業大臣は、第一項第三号の命令をしようとするときは、公聴会を開き、広く一般の意見をきかなければならない。

（清算人）

第四十二條　事業団が解散したときは、破産による場合を除いては、理事長がその清算人となる。但し、通商産業大臣が公益上必要があると認めて他の者を選任したときは、この限りでない。

2　清算人が欠けたときは、通商産業大臣が清算人を選任する。

3　通商産業大臣は、公益上必要があると認めるときは、清算人を解任することができる。

（清算事務の監督）

第四十三條　清算人は、就職の後、遅滞なく、事業団の財産の現況を調査し、財産目録及び貸借対照表を作り、財産処分の方法を定め、これを通商産業大臣に提出して、その承認を受けなければならない。

（残余財産の処分の制限）

第四十四條　清算人は、事業団の債務を弁済した後でなければ、その残余財産を処分することができない。

（残余財産の帰属）

第四十五條　残余財産は、事業団が第二十八條第二項の規定による賦課徴收をした者に対し、その賦課徴收した額に応じて分配しなければならない。

（決算報告書）

第四十六條　清算事務が終つたときは、清算人は、遅滞なく、決算報告書を作り、これを通商産業大臣に提出して、その承認を受けなければならない。

2　前項の決算報告書には、清算に関する重要な書類、事業団の帳簿及びその業務に関する重要な書類を添附しなければならない。

（民法の準用）

第四十七條　民法第七十三條（清算法人）及び第七十八條から第八十一條まで（清算人の職務権限、債権申出の公告及び催告、債務超過による破産）の規定は、事業団に準用する。

第三章　農地、農業用施設及び公共施設の復旧工事

第一節　復旧基本計画

（復旧基本計画）

第四十八條　事業団は、毎事業年度開始前に、（設立の日の属する事業年度にあつては、設立後すみやかに）、そこに生じている鉱害を復旧することが必要且つ適当であると認められる地区をその事業年度において復旧工事（家屋等の復旧を目的とするものを除く。以下この章において同じ。）に着手すべき地区として選定し、その地区内に生じている鉱害に係る復旧工事の概要、その復旧工事の復旧費、第七十三條第二項の規定により算定されるべき額及びその復旧工事により新たに設けられるかんがい排水施設の維持管理費（以下「復旧費等」という。）並びに復旧費等の負担区分を記載した復旧基本計画を作成し、これを通商産業大臣に提出し、その認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　事業団は、前項の復旧基本計画を作成し、又は変更するには、あらかじめ、都道府県知事の承認を受けなければならない。但し、復旧基本計画の変更について第六十六條第二項の規定により都道府県知事の同意を得たときは、この限りでない。

3　通商産業大臣は、必要があると認めるときは、第一項の認可をする場合においてその申請に係る事項を変更して認可し、又は同項の認可をした事項を変更することができる。

4　通商産業大臣は、第一項の認可又は前項の規定による変更をしようとするときは、主務大臣の同意を得なければならない。

第四十九條　前條第一項の復旧費等の負担区分には、

復旧工事ごとに、次條第一項の規定により納付金を納付すべき者及び第五十二條又は第五十三條の規定により復旧費を負担すべき者並びにその見込納付金額及び負担額を記載し、且つ、当該復旧基本計画には、負担区分に関するこれらの者の同意書（その同意を得ることができなかつたときは、その事由を記載した書面）を添附しなければならない。

（賠償義務者の納付金）

第五十條　鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第百九條又は鉱業法施行法（昭和二十五年法律第二百九十号）第三十五條第二項若しくは第三項の規定により鉱害を賠償する責に任ずべき者（以下「賠償義務者」という。）であつて、第四十八條第一項前段の認可があつた復旧基本計画（同項後段の規定による変更の認可又は同條第三項の規定による変更があつたときは、その変更後のもの。以下同じ。）に復旧工事に着手すべき地区として記載された地区内に生じている鉱害に係るものは、その復旧基本計画に記載された復旧工事に係る復旧費等又は第七十九條第一項の規定により事業団が支拂う金額に充てるため、事業団に対し、納付金を納付しなければならない。

2　鉱業法第百十條（負担部分と償還請求）の規定は、前項の規定による納付金の納付義務に準用する。

第五十一條　前條第一項の納付金の額は、左に掲げる金額とする。

一　鉱害が生じたことにより効用が減少したため鉱害が生ずる前の収穫高の十分の三を下るに至つた農地については、土地台帳法の一部を改正する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）による改正前の土地台帳法（昭和二十二年法律第三十号）による賃貸価格であつて、昭和二十五年七月三十日現在のもの（当該賃貸価格がない農地にあつては、その本来有していた効用と同等の効用を有する農地の賃貸価格を参考とし、通商産業大臣の認可を受けて事業団が定める価格とし、当該賃貸価格が鉱害が生じたことにより修正されているためこれによることが不相当と認められる農地にあつては、事業団が通商産業大臣の認可を受けたときは、その修正前のものとする。）（以下「基準賃貸価格」という。）に、二千を下らず五千をこえない範囲内において、都道府県別に政令で定める倍数を乗じて得た金額

二　前号に掲げる農地以外の農地であつて、鉱害が生じたことにより効用が減少したため、鉱害が生ずる前の収穫高より減少するに至つた農地にあつては、その減少の割合による区分ごとに、基準賃貸価格に、前号の政令で定める倍数をこえない範囲内において政令で定める倍数を乗じて得た金額

三　前二号の規定にかかわらず、一の復旧工事により復旧の目的となつている農地に係る復旧費等の合計額（その利用又は保全上必要な農業用施設の復旧費等を含み、第五十二條の負担金の額を控除した残額とする。以下この條において同じ。）がこれらについて前二号の規定により算出した額の合計額以下であるものについては、その復旧費等の合計額に、前二号の規定により算出した額のその合計額に対する割合を乗じて得た額

四　鉱害が生じているにかかわらず、これにより農作物の収穫高が減少するに至つていない農業用施設については、その復旧費等の額から国及び都道府県の補助金の額並びに第五十二條の負担金の額を控除した残額

五　農地及び農業用施設以外の土地物件については、その復旧費の額から国の補助金及び負担金並びに第五十二條の負担金を控除した残額

六　第一号の規定にかかわらず、第七十九條第一項に規定する農地については、同項の規定により定められる金額

2　賠償義務者であつて、第四十八條第一項前段の規定による復旧基本計画の認可があるまでに、鉱業法第百九條又は旧鉱業法（明治三十八年法律第四十五号）第七十四條ノ二の規定による損害の一部を既に賠償している者は、その旨を事業団に申し出ることができる。

3　事業団は、前項の申出を受けた場合において、その申出をした者の納付金の額を減ずることが相当であると認めるときは、第四十八條第一項の復旧費等の負担区分に記載した見込納付金額を変更しなければ

ばならない。

（受益者の負担）

第五十二條　復旧工事の施行の結果利益を受ける者があるときは、その受益者は、その利益を受ける限度において、復旧費の一部に充てるため、事業団に対し、負担金を納付しなければならない。

（地方公共団体の負担）

第五十三條　地方公共団体は、第六十六條第二項の同意をした場合において、当該復旧基本計画について第四十八條第一項後段の規定による変更の認可があつたときは、前條の規定による外、その地方公共団体が維持管理を行う公共施設の復旧費について、政令で定める割合を負担しなければならない。

（復旧基本計画の公示等）

第五十四條　通商産業大臣は、第四十八條第一項前段の規定により復旧基本計画の認可をしたときは、当該復旧基本計画に復旧工事に着手すべき地区として記載された地区を公示しなければならない。その地区について同項後段の規定による変更の認可又は同條第三項の規定による変更をしたときも、同様とする。

2　事業団は、第四十八條第一項前段の規定により復旧基本計画の認可を受けたときは、復旧費等の負担区分に記載された見込納付金額又は負担額を、それらの金額を納付し、又は負担すべき者に通知しなければならない。見込納付金額又は負担額について、同項後段の規定による変更の認可又は同條第三項の規定による変更があつたときも、同様とする。

第二節　復旧工事の施行

（復旧工事の施行者）

第五十五條　復旧工事の施行者は、他の法令に定があるときは、それによるものとする。この場合において、主務大臣は、その法令の規定により賠償義務者に代えて事業団にその復旧工事を施行させることができるときは、その賠償義務者に代えて事業団に復旧工事を施行させることができる。

2　前項に規定する場合の外、第四十八條第一項前段の復旧費等の負担区分において一の復旧工事に係る賠償義務者の見込納付金額がその復旧工事に係る賠償義務者等の額と同額となつている場合において、賠償義務者が前條第二項の規定による通知を受けた日から二月以内に主務大臣に申し出たときは、復旧工事の施行者は、その賠償義務者とする。但し、その施行が他の復旧工事の施行と密接な関係がある場合又はその賠償義務者がその申出をした日から三月以内に復旧工事に着手しない場合において、主務大臣が事業団その他適当と認める者を施行者と定めたときは、この限りでない。

3　前二項に規定する場合の外、復旧工事の施行者は、事業団その他主務大臣が適当と認めて指定する者とする。

（実施計画の認可）

第五十六條　復旧工事（主務大臣が施行する工事を除く。）の施行者（前條第二項本文の規定による復旧工事の施行者を除く。）は、主務大臣が第四十八條第一項前段の認可があつた復旧基本計画に基いてする指示に従い、復旧工事の実施計画及びこれに係る復旧費等につき、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　前項の実施計画が農地の復旧を目的とするものである場合においては、当該復旧工事の施行者が当該実施計画を作成するには、第四十八條第一項前段の認可があつた復旧基本計画において復旧工事に着手すべき地区として記載された地区内に所在する農地のうち、第五十一條第一項第一号に掲げる農地に該当するものであつて、その本来有していた効用を回復することが著しく困難なため復旧の目的としない農地があるときは、あらかじめ、その所在地の市町村長の意見を聞かなければならない。

3　前條第二項本文の規定による復旧工事の施行者は、復旧工事に着手する前に、第四十八條第一項前段の認可があつた復旧基本計画に基いて、復旧工事の実施計画を作成し、遅滞なく、これを主務大臣に届け出るとともに、事業団に通知しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

4　第一項の実施計画が農地又は農業用施設の復旧を目的とするものであるときは、同項の認可を申請する実施計画には、復旧工事の施行によりその農地又は農業用施設が本来有していた効用が回復される見込を記載した書面及びその鉱害に係る被害者の同意書（その同意を得ることができなかつたときは、そ

の事由を記載した書面）を添附しなければならない。

第五十七條　主務大臣は、前條第一項前段の認可の申請があつたときは、その旨を公示し、二十日以上の期間を定めて、その申請に係る実施計画を縦覧に供しなければならない。

2　実施計画の基本となつている復旧基本計画に復旧工事に着手すべき地区として記載された地区内に所在する土地物件（家屋等を除く。）であつて、鉱害が生じているものの所有者その他その土地物件に関し権利を有する者及びその地区内に生じている鉱害に係る賠償義務者は、実施計画について異議があるときは、主務大臣に対し、異議の申立をすることができる。但し、前項に規定する縦覧期間満了後十日を経過したときは、この限りでない。

3　主務大臣は、前項の規定による異議の申立があつたときは、第一項に規定する縦覧期間満了後二月以内に決定をしなければならない。

4　主務大臣は、第二項の規定による異議の申立がないとき、又は異議の申立があつた場合において、そのすべてについて前項の規定による決定をした後でなければ、前條第一項前段の認可をしてはならない。

第五十八條　主務大臣は、必要があると認めるときは、第五十六條第一項の認可をする場合においてその申請に係る事項を変更して認可し、又は同項の認可をした事項を変更することができる。

2　主務大臣は、前項の規定により申請に係る事項を変更して認可し、又は同項の規定による変更をしようとする場合において、その認可又は変更後における実施計画が第四十八條第一項前段の認可があつた復旧基本計画に基かないものとなるときは、通商産業大臣の同意を得なければならない。

3　通商産業大臣は、前項の同意をしたときは、第四十八條第一項の認可をした復旧基本計画について、同條第三項の規定による変更をしなければならない。

第五十九條　主務大臣は、事業団以外の者が施行者となつている復旧工事の実施計画について、第五十六條第一項の認可をしたとき、又は前條第一項の規定による変更をしたときは、遅滞なく、その旨を事業団に通知しなければならない。

（工事施行の義務）

第六十條　第五十六條第一項前段に規定する復旧工事の施行者は、同項前段の認可があつた実施計画（同項後段の規定による変更の認可又は第五十八條第一項の規定による変更があつたときは、その変更後のもの。以下同じ。）に従つて、復旧工事を施行しなければならない。

2　主務大臣は、第五十六條第一項前段に規定する復旧工事の施行者が同項前段の認可があつた実施計画に従つて復旧工事を施行しない場合において、必要があると認めるときは、同項前段の認可を取り消すことができる。

3　主務大臣は、前項の規定による認可の取消をしたときは、その旨を事業団に通知しなければならない。

（所有者等の協力）

第六十一條　第五十六條第一項前段の認可があつた実施計画において復旧の目的となつている土地物件の所有者及び占有者は、前條第一項の復旧工事の施行者の義務の遂行を妨げてはならない。

（工事完了の届出）

第六十二條　第五十六條第一項前段及び第三項に規定する復旧工事の施行者は、その復旧工事を完了したときは、十日以内に主務大臣にその旨を届け出なければならない。

（主務大臣の施行する復旧工事）

第六十三條　主務大臣は、第四十八條第一項前段の認可があつた復旧基本計画に基き復旧工事を施行する場合において、その復旧工事に着手したときは、遅滞なく、その旨を事業団に通知しなければならない。

第三節　納付金等の徴収及び復旧費の支拂

（納付金等の納付期日）

第六十四條　賠償義務者又は第五十二條の受益者が第五十條第一項又は第五十二條の規定により納付金又は負担金を納付すべき期日は、第五十九條又は前條の規定による通知（事業団が復旧工事の施行者であるときは、第五十六條第一項前段の認可。以下この條において同じ。）があつた日（第五十九條又は前條の規定による通知があつた日以後に復旧基本計画

について第四十八條第一項後段の規定による変更の認可又は同條第三項の規定による変更があつたため新たに第五十條第一項又は第五十二條の規定により納付金又は負担金を納付すべきこととなつた者にあつては、その変更の認可又は変更があつた日）以後において事業団が定める期日とする。

（納付金等を徴収しない場合）

第六十五條　賠償義務者であつて、第五十五條第二項の規定により復旧工事の施行者となつたものは、第五十條第一項の規定にかかわらず、その復旧工事について、同項の納付金を納付することを要しない。

2　第五十二條の受益者たる地方公共団体であつて、その維持管理を行う公共施設について復旧工事を施行するものは、同條の規定にかかわらず、その復旧工事について、同條の負担金を納付することを要しない。

第六十六條　事業団は、賠償義務者若しくは第五十二條の受益者が事業の廃止若しくは休止、災害その他の事由により資力を有しなくなつたため、第五十條第一項の納付金若しくは第五十二條の負担金を納付することが著しく困難であると認められるとき、又は賠償義務者の所在が不分明であるときは、その納付金又は負担金に係る復旧基本計画について、第四十八條第一項後段の規定による変更の認可を申請しなければならない。

2　事業団は、公共施設の復旧費に充てるべき納付金又は負担金について前項の規定による認可の申請をしようとするときは、あらかじめ、その維持管理を行う地方公共団体の同意を得なければならない。

3　第一項の場合において、第四十八條第一項後段の規定による変更の認可があつたときは、当該賠償義務者又は第五十二條の受益者は、第五十條第一項又は第五十二條の規定にかかわらず、その変更後の金額と変更前の金額との差額に相当する納付金又は負担金を納付することを要しない。

（納付金等の返還）

第六十七條　賠償義務者又は第五十二條の受益者が第五十條第一項又は第五十二條の規定により納付金又は負担金を納付した後において復旧基本計画について第四十八條第一項後段の規定による変更の認可又は同條第三項の規定による変更があつたためこれらの者が第五十條第一項又は第五十二條の規定により納付すべき額がその既に納付した額より小となるに至つたときは、事業団は、遅滞なく、これらの者に対しその差額を返還しなければならない。

（復旧費の支拂）

第六十八條　事業団は、第五十六條第一項前段の認可を受けた復旧工事の施行者から支拂の請求を受けたときは、第三十二條第一項の認可を受けた業務の方法に定めるところに従い、第五十六條第一項前段の認可があつたその復旧工事の復旧費（同項後段の規定による変更の認可又は第五十八條第一項の規定による変更があつたときは、その変更後のもの。以下同じ。）に充てるべき第五十條第一項の納付金又は第五十二條の負担金として事業団が徴収すべき金額を支拂わなければならない。但し、その額がその復旧工事の復旧費に充てるべき第五十條第一項の納付金又は第五十二條の負担金の額のうち、その請求の時までに事業団が徴収した額をこえるときは、そのこえる額については、通商産業大臣の認可を受けた額に限る。

2　事業団は、第四十八條第一項前段の認可があつた復旧基本計画に基き施行する復旧工事に着手した主務大臣から支拂の請求を受けたときは、第三十二條第一項の認可を受けた業務の方法に定めるところに従い、第四十八條第一項前段の認可があつた復旧基本計画に記載されているその復旧工事の復旧費に充てるべき第五十條第一項の納付金又は第五十二條の負担金として事業団が徴収すべき金額を支拂わなければならない。

3　第一項但書の規定は、前項の場合に準用する。

（復旧費の返還）

第六十九條　第五十六條第一項前段に規定する復旧工事の施行者は、その復旧工事の復旧費に剰余を生じたときは、前條第一項の規定により支拂を受けた金額のうち、主務大臣が定める金額を事業団に返還しなければならない。

2　事業団は、第六十條第二項の規定による認可の取消があつたときは、その者に対し、前條第一項の規定により支拂つた金額のうち、主務大臣が第六十條第一項の規定に従つて施行された復旧工事に要した

ものでないと認める金額を返還させることができる。

（強制徴收）

第七十條　事業団は、第二十八條第一項若しくは第二項の規定により賦課徴收する金額（以下「賦課金」という。）、第五十條第一項の納付金、第五十二條の負担金又は前條の規定による返還金を支拂うべき者が納期限までにその金額を支拂わないときは、期限を指定して、これを督促しなければならない。

2　事業団は、前項の規定により督促をするときは、同項に規定する者に対し、督促状を発する。この場合において、督促状により指定すべき期限は、督促状を発する日から起算して十日以上経過した日でなければならない。

第七十一條　前條第一項の規定による督促を受けた者（地方公共団体を除く。）がその指定の期限までに賦課金、第五十條第一項の納付金、第五十二條の負担金、第六十九條の規定による返還金その他この法律の規定による徴收金を支拂わないときは、市町村（特別区のある地においては、特別区。以下同じ。）は、事業団の請求により、地方税の滞納処分の例により、これを処分する。この場合は、事業団は、その徴收金額の百分の四を市町村に交付しなければならない。

2　市町村が前項の請求を受けた日から一月以内にその処分に着手せず、又は三月以内にこれを終了しないときは、事業団は、地方税の滞納処分の例により、通商産業大臣の認可を受けて、その処分をすることができる。

3　前二項の規定による徴收金の先取特権の順位は、市町村の徴收金に次ぐものとし、その時効については、市町村税の例による。

第七十二條　事業団は、第七十條第一項の規定により督促をしたときは、賦課金、第五十條第一項の納付金、第五十二條の負担金又は第六十九條の規定による返還金の金額百円につき一日八銭の割合で、納期限の翌日からその完納又は財産差押の日の前日までの日数により計算した延滞金を徴收する。但し、通商産業省令で定める場合は、この限りでない。

第四節　農地及び農業用施設に関する復旧工事

事後の措置

（補償金）

第七十三條　農林大臣は、第五十六條第一項前段の認可があつた実施計画による農地又は農業用施設の復旧を目的とする復旧工事が完了したときは、二月以内に、その農地又は農業用施設が本来有していた効用が回復されたかどうかについて検査を行わなければならない。

2　農林大臣は、前項の検査を行つた場合において、その農地又は農業用施設が本来有していた効用が回復されていないと認めるときは、遅滞なく、その旨を公示し、その効用が回復されていないと認めるときは、遅滞なく、農林省令、通商産業省令で定める評価基準に従い、なお回復されていないと認められる効用の価額を算定し、その算定の根拠を附してその額を事業団に通知しなければならない。

3　事業団は、前項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、少くとも三回の公告をもつて、当該農地又は農業用施設に係る被害者に対し、一定の期間内に損害賠償請求権の主張をすべき旨を催告しなければならない。但し、その期間は、一月を下つてはならない。

4　前項の公告には、被害者が同項の期間内に主張をしないときは、その損害賠償請求権は除斥されるべき旨を附記しなければならない。但し、事業団は、知れている被害者を除斥することができない。

5　事業団は、知れている被害者には、損害賠償請求権の主張をすべき旨を各別に催告しなければならない。

6　事業団は、第三項の期間の末日から一月以内に、同項の期間内に主張をした被害者に対し、第二項の規定により通知を受けた額を支拂わなければならない。

第七十四條　事業団又は被害者は、前條第一項の規定による検査の後一年を経過した場合において、同條第二項の規定による認定又は同項の規定により算定された額が当該農地又は農業用施設の利用の結果に徴し不当であると認めるときは、一回を限り、農林大臣に対し、その農地又は農業用施設について再検

査を行うべきことを請求することができる。但し、同條第一項の規定による検査の後三年を経過したときは、この限りでない。

2　農林大臣は、前項の規定による請求があつたときは、遅滞なく、当該農地又は農業用施設が本来有していた効用が回復されたかどうかについて再検査を行わなければならない。

3　農林大臣は、前項の再検査を行つた場合において、前條第二項の規定による認定又は同項の規定により算定した額を変更する必要がないと認めるときは、遅滞なく、その旨を第一項の規定による請求をした者（その請求をした者が被害者であるときは、その請求をした者及び事業団。以下同じ。）に通知し、前條第二項の規定による認定又は同項の規定により算定した額を変更する必要があると認めるときは、遅滞なく、必要な変更をし、その変更の事由を附してその旨を第一項の規定による請求をした者に通知しなければならない。

4　事業団は、前項の規定による通知を受けた場合において、再検査により当該農地又は農業用施設が本来有していた効用が回復されていないと認められたため、新たになお回復されていないと認められる効用の価額の支拂を要することとなつたときは、遅滞なく、少くとも三回の公告をもつて、当該農地又は農業用施設に係る被害者に対し、一定の期間内に損害賠償請求権の主張をすべき旨を催告しなければならない。

5　前條第三項但書、第四項及び第五項の規定は、前項の規定による催告に準用する。

6　事業団は、第四項の期間の末日から一月以内に、同項の期間内に主張をした被害者に対し、なお回復されていないと認められる効用の価額であつて、第三項の規定による通知があつたものを支拂わなければならない。

7　事業団は、第三項の規定による通知を受けた場合において、その通知に係る変更により、前條第六項の規定により支拂つた額に過額若しくは不足額を生じ、又は同項の規定により支拂を要しないこととなつたときは、当該被害者から過額を徴收し、若しくは当該被害者に対し不足額を支拂い、又は当該被害者から同項の規定により支拂つた額を徴收しなければならない。

（鉱害賠償責任との関係）

第七十五條　農地又は農業用施設について生じた鉱害であつて、その農地又は農業用施設の復旧を目的とする復旧工事に係るものは、それぞれ、左に掲げる時に消滅したものとみなす。

一　第七十三條第一項の検査によりその本来有していた効用が回復されていると認められた場合

イ　検査の後三年以内に前條第一項の規定による再検査の請求がなかつたときは、再検査の後三年を経過した時

ロ　前條第一項の規定による再検査の請求があつた場合において、再検査によりその本来有していた効用が回復されていると認められたときは、検査の後三年を経過した時

ハ　前條第一項の規定による再検査の請求があつた場合において、再検査により第七十三條第二項の規定による認定を変更する必要がないと認められたときは、前條第三項の規定による通知があつた時

ニ　前條第一項の規定による再検査の請求があつた場合において、再検査により第七十三條第六項の規定による支拂つた額の通知があつた時

二　第七十三條第一項の規定による検査によりその本来有していた効用が回復されていないと認められた場合において、同條第六項の規定による支拂があつたときは、前條第三項の規定による認定を変更する必要がないと認められたときは、前條第三項の規定による通知があつた時

イ　検査の後三年以内に前條第一項の規定による再検査の請求がなかつたときは、検査の後三年を経過した時

ロ　前條第一項の規定による再検査の請求があつた場合において、再検査によりその本来有していた効用が回復されていると認められたときは、検査の後三年を経過した時

ハ　前條第一項の規定による再検査の請求があつた場合において、再検査により第七十三條第二項の規定による認定を変更する必要がないと認められたときは、前條第三項の規定による通知があつた時

ニ　前條第一項の規定による再検査の請求があつた場合において、再検査により第七十三條第六

項の規定により支拂つた額に不足額を生じたときは、前條第七項の規定による支拂があつた時

第七十六條　前條に規定する鉱害に係る被害者は、当該復旧工事が完了した時から同條各号に規定する時までは、当該農地又は農業用施設が本来有していた効用が回復されていないことにより生ずる損害について、賠償義務者に対し、賠償の請求をすることができない。但し、左に掲げる場合は、この限りでない。

一　前條第一号ハ又は第二号ニに規定する場合において、第七十四條第三項の規定による通知があつた日から五月以内に同條第六項又は第七項の規定による支拂がなかつたとき。

二　第七十三條第一項の検査によりその本来有していた効用が回復されていないと認められた場合において、同條第三項の期間の末日から四月以内に同條第六項の規定による支拂がなかつたとき。

2　前項但書第二号に規定する場合において、第七十三條第三項の期間の末日から四月を経過した後に同條第六項の規定による支拂があつたときは、当該被害者は、その支拂があつた時から前條第二号に規定する時までは、当該農地又は農業用施設が本来有していた効用が回復されていないことにより生ずる損害について、賠償義務者に対し、賠償の請求をすることができない。但し、前條第二号ニに規定する場合において、第七十四條第三項の規定による通知があつた日から五月以内に同條第七項の規定による支拂がなかつたときは、この限りでない。

（かんがい排水施設の引渡等）

第七十七條　復旧工事の施行者は、農地が本来有していた効用を維持するため復旧工事により新たにかんがい排水施設を設けた場合において、その復旧工事について第七十三條第一項の検査を受けたときは、一月以内に、その施設に係る農地の所有者若しくは占有者又はこれらの者の組織する団体その他適当と認められる者のうちから、その同意を得てその施設の維持管理を行う者を定め、その者にその施設を引き渡さなければならない。

2　復旧工事の施行者（事業団を除く。）は、第一項の規定により同項に規定する施設を引渡したときは、遅滞なく、その旨を事業団に通知しなければならない。

3　復旧工事の施行者（事業団を除く。）は、第一項に規定する者に同項に規定する施設を引渡したときは、直ちに、事業団に同項に規定する施設の維持管理に要する費用を引き渡さなければならない。

4　事業団は、前項の規定による通知を受けたときは、三月以内に、第一項の規定により同項に規定する施設の引渡を受けた者に対し、その施設の維持管理に要する費用であつて、第四十八條第一項前段の認可があつた復旧基本計画に記載されている金額を支拂わなければならない。

（天災時における特別助成）

第七十八條　国は、農地が、その復旧工事の完了後において、こう水等不測の天災に際し他の一般の農地に比し特別の被害を受けたときは、当該農地の所有者又は占有者たる被害者に対し、農林大臣の定める金額の範囲内において特別の助成を行うことができる。

（復旧不適地の処理）

第七十九條　事業団は、第四十八條第一項前段の認可があつた復旧基本計画において復旧工事に着手すべき地区として記載された地区内に所在する農地のうち、第五十一條第一項第一号に掲げる農地に該当するものであつて、その本来有していた効用を回復することが著しく困難なため第五十六條第一項前段の認可があつた実施計画において復旧の目的とならなかつた農地（以下「復旧不適地」という。）がある場合において、農林大臣が農林省令、通商産業省令で定める算定基準に従い、その復旧不適地について支拂うべき金額を定めたときは、その復旧不適地の所有者に対し、その定められた金額を支拂わなければならない。

2　農林大臣は、前項の規定により復旧不適地について支拂うべき金額を定めようとするときは、あらかじめ、当該復旧不適地の所在地の市町村長の意見を聞かなければならない。

3　第一項の規定による支拂があつたときは、当該復旧不適地に係る鉱害は、消滅したものとみなす。

第四章　家屋等の復旧工事に関する協議及び裁定

（家屋等の復旧に関する届出等）

第八十條　鉱害が生じている家屋等に係る賠償義務者は、事業年度ごとに、通商産業省令の定めるところにより、当該事業年度において復旧工事を行おうとする家屋等を通商産業局長に届け出なければならない。

2　通商産業局長は、特に必要があると認めるときは、鉱害が生じている家屋等に係る賠償義務者に対し、家屋等の復旧を目的とする復旧工事に関する復旧計画の提出を命ずることができる。

（被害者の申出）

第八十一條　鉱害が生じている家屋等の所有者又は占有者たる被害者は、その鉱害により家屋等の効用が著しく阻害されている場合又は第四十八條第一項前段の認可があつた復旧基本計画に基く復旧工事の施行に伴い家屋等の復旧を目的とする復旧工事を施行することが必要となつた場合においては、通商産業省令の定めるところにより、その家屋等の復旧を目的とする復旧工事に関し、その家屋等の所在地の市町村長を経由して、通商産業局長に対し、賠償義務者との協議のあつ旋を申し出ることができる。但し、その家屋等に生じている鉱害の賠償に関し、確定判決があつたとき、又は訴訟が係属し、若しくは調停手続が行われているときは、この限りでない。

2　鉱害が生じている家屋等の占有者が前項の申出をするには、あらかじめ、その家屋等の所有者の同意を得なければならない。

3　第一項の規定により市町村長を経由する場合において、当該市町村長は、その家屋等の復旧を目的とする復旧工事を特に必要と認めるときは、その理由を記載した意見書を附さなければならない。

（協議命令及び協議のあつ旋）

第八十二條　通商産業局長は、前條の規定による申出があつた場合において、当該申出に係る家屋等の復旧工事が第八十條第一項の規定による届出があつた家屋等に係るものについては、すみやかに、当事者に対し、期限を定めて、当該復旧工事の施行に関し協議すべき旨を命ずることができる。

2　通商産業局長は、前條の規定による届出があつた場合において、当該申出に係る家屋等の復旧を目的とする復旧工事が第八十條第一項の規定による届出があつた家屋等に係るものでないものについても、特に必要があると認めるときは、当該申出者と当該申出に係る家屋等の復旧工事の施行に関し協議すべき旨を命ずることができる。

3　通商産業局長は、前項の場合において、当該賠償義務者の当該家屋等の復旧工事の施行についての同意があつたとき又は金銭をもつてするに著しく多額の費用を要しないで復旧工事により原状の回復をすることができると認めるときは、当事者に対し、期限を定めて、当該復旧工事の施行に関し協議すべき旨を命ずることができる。

（裁定の申請）

第八十三條　前條第一項又は第三項の規定による命令を受けた者は、定められた期限内に協議をすることができず、又は協議がととのわないときは、通商産業局長の裁定を申請することができる。

2　第八十一條第一項但書の規定は、前項の場合に準用する。

3　通商産業局長は、第一項の規定による裁定の申請があつた場合において、当該申出に係る事案が第八十一條第一項但書の場合に該当するに至つたときは、その申請を却下しなければならない。

（聴聞）

第八十四條　通商産業局長は、前條第一項の規定による裁定の申請があつたときは、その申請書の副本を他の当事者に交付するとともに、当事者の出頭を求めて、公開による聴聞を行わなければならない。

2　通商産業局長は、前項の聴聞をしようとするときは、その期日の一週間前までに、事案の要旨並びに聴聞の期日及び場所を当事者に通知し、且つ、これを公示しなければならない。

3　聴聞に際しては、当事者及び利害関係人に対し、当該事案について、証拠を提示し、意見を述べる機会を與えなければならない。

（裁定）

第八十五條　通商産業局長は、聴聞の結果に基き裁定を行う。

2　前項の裁定は、文書をもつて行い、且つ、理由を

附さなければならない。

3　通商産業局長は、第一項の裁定をしたときは、裁定書の謄本を当事者に交付しなければならない。

第八十六條　通商産業局長は、第八十三條第一項の規定による裁定の申請を受けた場合において、石炭の掘採のための掘さくによる土地の陥落又はたい積した捨石の崩壊が停止していると認められる場合においては、金銭をもつてする賠償の額に比し著しく多額の費用を要しないで復旧工事により原状の回復をすることができると認めるときは、復旧工事を施行すべき旨の裁定をしなければならない。

2　通商産業局長は、復旧工事を施行すべき旨の裁定をするときは、その裁定において復旧工事の概要並びにその着手及び完了の時期を定めなければならない。

3　通商産業局長は、前項の場合において、損害の発生に関し被害者の責に帰すべき事由があつたと認めるとき、又は復旧工事によりその家屋等が鉱害により減少した効用以上の効用が回復されるため被害者が著しく利益を受けると認めるときは、損害の発生に関し被害者の責に帰すべき事由又は被害者が利益を受ける限度をしんしやくして、被害者が負担すべき復旧工事に要する費用の額及び支拂の時期を定めなければならない。

第八十七條　通商産業局長は、第八十三條第一項の規定による裁定の申請を受けた場合において、石炭の掘採のための掘さくによる土地の陥落又はたい積した捨石の崩壊が停止していないと認められる場合においては、必要且つ適当であると認めるときは、家屋等の効用を維持するために必要な仮工事を施行すべき旨の裁定をすることができる。

2　前條第二項の規定は、前項の場合に準用する。

（裁定の効果）

第八十八條　第八十五條の裁定があつたときは、鉱害が生じている家屋等の復旧を目的とする復旧工事又はその効用を維持するために必要な仮工事の施行に関し家屋等の所有者又は占有者たる被害者と賠償義務者との間に、協議がととのつたものとみなす。

（裁定の失効）

第八十九條　第八十六條第一項の裁定があつた場合において、被害者が支拂の時期までにその負担すべき復旧工事に要する費用を支拂わないときは、裁定は、その効力を失う。

第五章　補則

（異議の申立）

第九十條　この法律又はこの法律に基く命令の規定による行政庁の処分に対し異議のある者は、その旨を記載した書面をもつて、主務大臣に対し、異議の申立をすることができる。

第九十一條　主務大臣は、前條の異議の申立を受理したときは、その申立をした者に対し、相当な期間を置いて弁告をした上、公開による聴聞を行わなければならない。

2　前項の弁告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

3　聴聞に際しては、異議の申立をした者及び利害関係人に対し、当該事案について、証拠を提示し、意見を述べる機会を與えなければならない。

第九十二條　主務大臣は、当該事案について、文書をもつて決定をし、その写を異議の申立をした者及び利害関係人に送付しなければならない。

第九十三條　異議の申立、弁告、聴聞及び決定の手続について必要な事項は、政令で定める。

（国及び都道府県の補助）

第九十四條　国は、その予算の範囲内において、農地、農業用施設又は公共施設の復旧を目的とする復旧工事について第五十六條第一項前段の認可を受けた者に対し、補助金を交付することができる。

2　都道府県は、国が前項の規定により補助金を交付する農地又は農業用施設の復旧を目的とする復旧工事について第五十六條第一項前段の認可を受けた者に対し、補助金を交付する。

3　前二項の規定により農地又は農業用施設（第五十一條第一項第四号に掲げるものを除く。）の復旧を目的とする復旧工事の施行者に対し国及び都道府県が交付する補助金の合計額は、その復旧工事に係る復旧費等から第五十條第一項の納付金及び第五十二條の負担金を控除した残額とし、国及び都道府県が交付する補助金の額の割合は、政令で定める。

第九十五條　国は、前條第一項の規定により補助金を交付した公共施設の復旧を目的とする復旧工事が完了したときは、その公共施設に係る賠償義務者に対し、政令で定めるところにより、その交付した補助金の額以内の額を支拂わせることができる。

（補助金の返還）

第九十六條　第九十四條第一項又は第二項の規定により補助金の交付を受けた者は、その復旧工事の復旧費に剰余を生じたときは、政令で定めるところにより、その交付を受けた補助金の全部又は一部を国又は都道府県に返還しなければならない。

2　主務大臣又は都道府県知事は、第六十條第二項の規定による認可の取消があつたときは、その者に対し、第九十四條第一項又は第二項の規定により交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（地方公共団体及び復旧工事の施行者の事業団に対する事務経費の負担）

第九十七條　地方公共団体は、事業団の事業年度ごとに、事業団に対し、その事務経費の一部を補助するため、前事業年度中にその復旧費の全部又は一部を事業団が負担して施行された復旧工事であつて、その地方公共団体が維持管理を行う公共施設の復旧を目的とするものの復旧費に百分の四以内において政令で定める割合を乗じて得た金額を交付しなければならない。

2　第五十六條第一項前段に規定する復旧工事の施行者は、第九十四條第一項の規定により補助金の交付を受けたときは、政令で定めるところにより、事業団に対し、その事務経費の一部に充てるため、交付を受けた補助金であつて、第二條第三項に規定する事務費に対するものの一部に相当する額を交付しなければならない。

（報告及び立入検査）

第九十八條　主務大臣は、第四十八條第一項の復旧工事の施行又は復旧工事後の措置の適正を図るため特に必要があると認めるときは、鉱業権者、租鉱権者、鉱業権者若しくは租鉱権者、復旧工事の施行者、被害者若しくは第五十二條の受益者から報告を徴し、又はその職員に、左に掲げる場所に立ち入り、鉱害若しくは復旧工事の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

一　石炭鉱業又は亜炭鉱業の事業場

二　鉱害が生じている場所

三　復旧工事の作業場又はその附属材料置場

四　鉱業権者、租鉱権者、鉱業権者若しくは租鉱権者であつた者又は復旧工事の施行者の事務所又は営業所

2　第四十條第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査に準用する。

（主務大臣の権限の委任）

第九十九條　この法律の規定による主務大臣の権限であつて、政令で定めるものは、地方支分部局の長又は都道府県知事が行う。

第六章　罰則

第百條　事業団の役員、評議員又は職員がその職務に関して、賄ろを收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、二年以下の懲役に処する。

2　前項の場合において、收受した賄ろは、沒收する。その全部又は一部を沒收することができないときは、その価額を追徴する。

3　第一項の賄ろを供與し、又はその申込若しくは約束をした者は、二年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

第百一條　第六十條第一項の規定に違反して、第五十六條第一項前段の認可があつた実施計画に従つて、復旧工事を施行しなかつた者は、五万円以下の罰金に処する。

第百二條　左の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一　第四十條第一項又は第九十八條第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

二　第六十二條の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三　第九十八條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第百三條　左の各号に掲げる違反があつた場合においては、その行為をした事業団の役員、職員又は清算人は、三万円以下の罰金に処する。

一　第二十八條第一項若しくは第二項、第三十一條第二項、第三十二條第一項、第三十四條第一項若

しくは第二項、第三十五條第二項、第六十八條第一項但書（同條第三項において準用する場合を含む。）又は第七十一條第二項の規定により通商産業大臣の認可を受けなければならない事項を認可を受けないでしたとき。

二　第三十一條第一項に規定する業務以外の業務を行つたとき。

三　第三十三條、第三十六條、第四十三條又は第四十六條第一項の規定により通商産業大臣の承認を受けなければならない事項を承認を受けないでしたとき。

四　第三十五條第一項の規定に違反して、同項に規定する準備金を積み立てなかつたとき。

五　第三十八條第二項の規定による通商産業大臣の命令に違反したとき。

六　第四十條第一項の規定による報告もせず、又は虚偽の報告をしたとき。

七　第四十四條又は第四十五條の規定に違反して、残余財産を処分し、又は分配したとき。

第百四條　左の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金に処する。

一　第六條第二項の規定に違反した者

二　第二十七條の規定に違反して、取得した秘密を漏らし、又は窃用した者

三　第三十七條第一項の規定による資料を提出せず、又は虚偽の資料を提出した者

第百五條　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し、第百一條、第百二條又は前條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対して各本條の罰金刑を科する。但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に対し相当の注意及び監督が尽されたことの証明があつたときは、その法人又は人についてはこの限りでない。

第百六條　左の各号に掲げる違反があつては、その行為をした事業団の役員、職員又は清算人を一万円以下の過料に処する。

一　第七條第一項の規定による政令に違反して、登記することを怠り、又は不実の登記をしたとき。

二　第二十九條第一項又は第二項の規定に違反したとき。

三　第三十六條、第四十三條又は第四十六條第一項の規定により通商産業大臣の承認を受けなければならない事項を承認を受けないでしたとき。

四　第三十五條第一項の規定に違反して、同項に規定する準備金を積み立てなかつたとき。

五　第三十八條第二項の規定による通商産業大臣の命令に違反したとき。

六　第四十條第一項の規定による報告もせず、又は虚偽の報告をしたとき。

七　第四十四條又は第四十五條の規定に違反して、残余財産を処分し、又は分配したとき。

第百四條　左の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金に処する。

一　第六條第二項の規定に違反した者

二　第二十七條の規定に違反して、取得した秘密を漏らし、又は窃用した者

三　第三十七條第一項の規定による資料を提出せず、又は虚偽の資料を提出した者

第百五條　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し、第百一條、第百二條又は前條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対して各本條の罰金刑を科する。但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に対し相当の注意及び監督が尽されたことの証明があつたときは、その法人又は人についてはこの限りでない。

第百六條　左の各号に掲げる違反があつては、その行為をした事業団の役員、職員又は清算人を一万円以下の過料に処する。

一　第七條第一項の規定による政令に違反して、登記することを怠り、又は不実の登記をしたとき。

二　第二十九條第一項又は第二項の規定に違反したとき。

三　第三十六條、第四十三條又は第四十六條第一項の規定により通商産業大臣の承認を受けなければならない事項を承認を受けないでしたとき。

第十九條第七号中「日本放送協会」の下に「鉱害復旧事業団」を、「放送法」の下に「臨時石炭鉱害復旧法」を加える。

5　印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五條第六号の十の次に次の一号を加える。

六ノ十一　鉱害復旧事業団ノ発スル証書、帳簿

6　所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三條第十号中「及び日本放送協会」を「、日本放送協会及び鉱害復旧事業団」に改める。

7　法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第五條第一項第六号の次に次の一号を加える。

七　鉱害復旧事業団

8　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二十四條第三号及び第三百四十八條第一項中「及び日本放送協会」を「、日本放送協会及び鉱害復旧事業団」に改める。

第七百四條中「及び日本電信電話公社」を「、日本電信電話公社及び鉱害復旧事業団」に改める。

第七百四十三條第三号中「及び」一般放送事業者」を「、一般放送事業者及び鉱害復旧事業団」に改める。

9　土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）の一部を次のように改正する。

第三條第五号中「又は土地改良区（土地改良区連合を含む。以下同じ。）」を「、土地改良区（土地改良区連合を含む。以下同じ。）又は鉱害復旧事業団」に改め、同條第六号の次に次の一号を加える。

六の二　地方公共団体又は鉱害復旧事業団が臨時石炭鉱害復旧法（昭和二十七年法律第二百九十五号）によつて行う客土事業又は復旧工事の施行に伴い設置する用排水機若しくは地下水源の利用に関する設備

（内閣総理・法務・大蔵・文部・厚生・農林・通商産業・運輸・建設大臣署名）

法律第二百九十六号（昭二七、八、五）

◉未復員者給與法等の一部を改正する法律（参法）

第一條　未復員者給與法（昭和二十二年法律第百九十一号）の一部を次のように改正する。

第六條を次のように改める。

第六條　削除

第七條中「及び連合国軍の命令により戦争犯罪人として処刑された者」を削る。

第二條　特別未帰還者給與法（昭和二十三年法律第二百七十九号）の一部を次のように改正する。

第一條の次に次の一條を加える。

第一條の二　日本国との平和條約第十一條に掲げる裁判により拘禁されている者は、この法律の規定の適用については、特別未帰還者とみなす。

附　則

この法律は、公布の日から施行し、昭和二十七年四月二十八日から適用する。但し、昭和二十七年四月分の俸給及び扶養手当は、日割計算によつて支給する。

（大蔵・厚生・内閣総理大臣署名）

法律第二百九十七号（昭二七、八、五）

◉公営住宅法の一部を改正する法律（参法）

公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）の一部を次のように改正する。

第五條に次の一項を加える。

3　事業主体は、公営住宅及び共同施設を耐火性能を有する構造のものとするように努めなければならない。

第十三條第一項に次の一号を加える。

三　公営住宅について改良を施したとき。

第十三條第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を第四項とし、同條第一項の次に次の二項を加える。

2　事業主体は、前項の規定により前條第一項又は第二項に規定する限度をこえて家賃を定め又は変更しようとするときは、公聴会を開いて利害関係人及び学識経験のある者の意見を聞かなければならない。

3　事業主体は、前項の規定による家賃の定又は変更について第一項の規定による建設大臣の承認を求めようとするときは、公聴会における意見の要旨を記載した書面を添附しなければならない。

第十三條の次に次の一條を加える。

（家賃等の徴收猶予）

第十三條の二　事業主体は、特別の事情がある場合において必要があると認めるときは、條例で定めるところにより、家賃又は敷金の徴收を猶予することができる。

第十五條中「公営住宅の家屋の壁、柱、床、はり、屋根及び階段を修繕する義務を免かれることができない。」を「公営住宅の家屋の壁、基礎、土台、柱、床、はり、屋根及び階段並びに家屋の内部の給水施設、排水施設、電気施設その他建設省令で定める附帯施設について修繕する必要が生じたときは、遅滞なく修繕しなければならない。」に改める。

第二十四條第一項中「その入居者又は入居者の組織する団体」を「入居者、入居者の組織する団体又は営利を目的としない法人」に、同條第二項中「公営住宅の建設又は共同施設の建設の費用」を「公営住宅又は共同施設の建設、修繕又は改良に要する費用」に、同條第三項中「災害に因り著しく損傷した場合において、これを補修すること」を「災害その他の特別の事由に因りこれを引き続いて管理すること」に改める。

第二十四條の次に次の一條を加える。

（事業主体の変更）

第二十四條の二　事業主体は、その管理に係る公営住宅又は共同施設を引き続いて管理することが不適当と認められる事情がある場合においては、建設大臣の承認を得て、これを公営住宅又は共同施設として他の地方公共団体に譲渡することができる。

2　前項の規定により、市町村が建設大臣の承認を求めるときは、都道府県知事を経由してしなければならない。

第三十條に次の一号を加える。

六　第二十四條の二第一項の規定による譲渡の承認

附　則

この法律施行の期日は、公布の日から起算して三十日をこえない期間において、政令で定める。

（内閣総理・建設大臣署名）

法律第二百九十八号（昭二七、八、五）

◉接收貴金属等の数量等の報告に関する法律

（目的）

第一條　この法律は、連合国占領軍に接收され、その後連合国占領軍から政府に引き渡された貴金属等に関して、接收の事実、数量等を確認し、返還その他の措置を講ずることに資するため、報告を徴することを目的とする。

（定義）

第二條　この法律で「貴金属等」とは、金、銀、白金、ルテニウム、ロジウム、パラジウム、オスミウム、イリジウム及びイリドスミンの地金及び加工品並びにダイヤモンド及びその加工品をいう。

2　この法律で「本邦」とは、本州、北海道、四国、九州その他大蔵省令で定める附属島しよをいう。

3　この法律で「接收」とは、連合国占領軍に属する権限ある軍人又は軍属が、貴金属等を占有している者から、無償で、これを連合国占領軍の管理に移した行為をいう。

（報告）

第三條　本邦内においてその占有に係る貴金属等を接收された者（以下「被接收者」という。）又はその相続人（法人については、その清算人又は合併に因りその権利義務を承継した法人若しくはその清算人）は、

昭和二十七年九月三十日までに、大蔵省令で定めるところにより、当該貴金属等の種類、品位、形状及び数量その他当該貴金属等の接收の事実を示す事項を大蔵大臣に報告しなければならない。

2　国がその占有に係る貴金属等を接收された場合には、接收の時において当該貴金属等を管理していた官署又はその官署から当該貴金属等を引き継いだ官署の長は、前項の規定に準じ、大蔵大臣に報告しなければならない。

3　前二項の規定による報告には、連合国占領軍に属する権限ある軍人又は軍属の発給した当該貴金属等の受領書の写その他接收の事実を証明するに足る書類、接收に係る貴金属等の種類、品位、形状及び数量その他の当該貴金属等を識別するために必要な事項を証明するに足る書類並びに当該貴金属等がその者の占有に属していたものであることを証明するに足る書類を添附しなければならない。

4　被接收者若しくはその相続人が第一項の報告をしないで死亡した場合において、その相続人がないとき、又は被接收者である法人若しくは合併に因りその権利義務を承継した法人が解散した場合において、同項の報告がされる前にその清算が終つたときは、当該貴金属等の所有者は、第一項の規定に準じ、大蔵大臣に報告しなければならない。

5　第三項の規定は、前項の規定による報告について準用する。この場合において、第三項中「その者の占有に属していた」とあるのは、「その者が所有している」と読み替えるものとする。

（罰則）

第四條　前條第一項又は第四項の規定による報告に際して虚偽の報告をした者は、六月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

2　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をしたときは、当該行為者を罰する外、その法人又は人に対して前項の罰金刑を科する。但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため当該業務に対し相当の注意及び監督が盡されたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第二百九十九号（昭二七、八、五）

◉輸出取引法

目次

第一章　総則（第一條・第二條）
第二章　輸出取引の公正（第三條・第四條）
第三章　輸出業者の協定（第五條・第七條）
第四章　輸出組合（第八條―第十九條）
第五章　雑則（第二十條―第三十二條）
第六章　罰則（第三十三條・第三十七條）
附則

第一章　総則

（目的）

第一條　この法律は、不公正な輸出取引を防止し、及び輸出取引の秩序を確立し、もつて輸出貿易の健全な発展を図ることを目的とする。

（定義）

第二條　この法律において、「不公正な輸出取引」とは、左に掲げるものをいう。

一　仕向国の法令により保護される工業所有権又は著作権を侵害すべき貨物の輸出取引

二　虚偽の原産地の表示をした貨物の輸出取引

三　輸出契約において定める要件を著しく欠く貨物の輸出

四　前各号に掲げるものの外、国際取引における公正な商慣習にもとる輸出取引であつて、政令で定

めるもの

第二章　輸出取引の公正

（不公正な輸出取引の禁止）

第三条　輸出業者は、不公正な輸出取引をしてはならない。

（制裁）

第四条　通商産業大臣は、前条の規定に違反した輸出業者に対し、戒告することができる。

2　通商産業大臣は、輸出業者が前項の規定による戒告を受けた後一年以内に前条の規定に違反したときは、その輸出業者が当該違反行為が故意又は過失によるものでないことを証明した場合を除き、その輸出業者に対し、一年以内の期間を限り、品目又は仕向地を定めて貨物の輸出を停止すべきことを命ずることができる。

第三章　輸出業者の協定

（協定）

第五条　輸出業者は、左の各号の一に掲げる事由がある場合において、それぞれ各号に掲げる事由を除去するため必要があるときは、通商産業大臣の認可を受けて、当該仕向地に輸出する当該貨物と同種又は類似の貨物の輸出取引における価格、品質その他の取引条件又は数量について協定を締結することができる。

一　輸出貨物の価格が仕向地におけるその貨物と同種又は類似の貨物の価格に比して著しく低いため、仕向地における関係産業の利益を著しく害し、又は害するおそれがあること。

二　輸出貨物の価格が著しく変動し、仕向地の輸入業者が著しい損失を受け、又は受けるおそれがあるため、その貨物の輸出取引の成立が困難となること。

三　輸出貨物に係る仕向地の輸入取引における競争が実質的に制限されているため、その貨物の輸出業者の利益を著しく害し、又は害するおそれがあること。

2　輸出業者は、前項の認可を受けて締結した協定を変更しようとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

3　通商産業大臣は、前二項の認可の申請があつた場合において、申請に係る協定又はその変更が左の各号に適合していると認めるときは、認可をしなければならない。

一　その内容が第一項各号の一に掲げる事由を除去するため必要な最少限度のものであること。

二　その内容が不当に差別的でないこと。

三　輸出取引の秩序の確立を著しく害するものでないこと。

（認可の取消等）

第六条　通商産業大臣は、前条第一項の認可をした協定（同条第二項の変更の認可をしたときは、その変更後のもの）が前条第三項各号に適合するものでなくなつたと認めるときは、その協定を締結している者に対し、その変更を命じ、又は認可を取り消さなければならない。

（協定の廃止の届出）

第七条　輸出業者は、第五条第一項の協定を廃止しようとするときは、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

第四章　輸出組合

（法人格）

第八条　輸出組合は、法人とする。

（原則）

第九条　輸出組合は、左の要件を備えなければならない。

一　営利を目的としないこと。

二　組合員が任意に加入し、又は脱退することができること。

三　組合員の議決権及び選挙権は、平等であること。

（名称）

第一〇条　輸出組合は、その名称中に輸出組合という文字を用いなければならない。

2　輸出組合でない者は、その名称中に輸出組合という文字を用いてはならない。

（事業）

第一一条　輸出組合は、左に掲げる事業を行うことができる。

一　輸出業者の不公正な輸出取引の防止

二　輸出業者の共通の利益を増進するための施設

2　輸出組合は、前項に定めるもの外、第五条第一項各号の一に掲げる事由がある場合において、それぞれ各号に掲げる事由を除去するため必要があるときは、通商産業大臣の認可を受けて、当該仕向地に輸出する当該貨物と同種又は類似の貨物の輸出取引における価格、品質その他の取引条件又は数量について、定款で定めるところにより、組合員の遵守すべき事項を定めることができる。

3　第五条第二項及び第三項、第六条並びに第七条の規定は、前項の組合員の遵守すべき事項に準用する。

（組合員の資格）

第一二条　輸出組合の組合員たる資格を有する者は、左に掲げる者であつて、定款で定めるものとする。

一　輸出業者

二　輸出組合

（発起人）

第一三条　輸出業者をもつて組織する輸出組合を設立するには、その組合員となろうとする三十人以上の輸出業者が、その他の輸出組合を設立するには、その組合員となろうとする二以上の輸出組合又は十人以上の輸出業者及び一以上の輸出組合が発起人となることを要する。

（設立の認可）

第一四条　発起人は、創立総会の終了後遅滞なく、定款及び事業計画書を提出して、通商産業大臣に、設立の認可を申請しなければならない。

2　通商産業大臣は、前項の認可の申請があつた場合において、設立しようとする輸出組合が左の各号に適合していると認めるときは、認可をしなければならない。

一　第九条各号の要件を備えていること。

二　設立手続並びに定款及び事業計画の内容が法令に違反しないこと。

三　その設立が輸出取引の秩序の確立に寄与するものであること。

（定款）

第一五条　輸出組合の定款には、少くとも左に掲げる事項を定めなければならない。

一　事業

二　名称

三　事務所の所在地

四　組合員たる資格に関する規定

五　組合員の加入及び脱退に関する規定

六　組合員の権利義務に関する規定

七　事業の執行に関する規定

八　役員に関する規定

九　会議に関する規定

十　会計に関する規定

十一　公告の方法

2　輸出組合の定款には、前項の事項の外、輸出組合の存立時期又は解散の事由を定めたときは、その時期又は事由を記載しなければならない。

（定款の変更）

第一六条　定款の変更は、通商産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2　第一四条第二項の規定は、前項の認可に準用する。

（合併）

第一七条　輸出組合の合併は、通商産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2　第一四条第二項の規定は、前項の認可に準用する。

（解散）

第一八条　通商産業大臣は、輸出組合が左の各号の一に該当すると認めるときは、その輸出組合の解散を命ずることができる。

一　第一四条第二項各号に適合するものでなくなつたとき。

二　定款に定める事業以外の事業を行つたとき。

2　通商産業大臣が輸出組合の解散を命じた場合における次条において準用する中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第八十八条の規定による解散の登記は、通商産業大臣の嘱託によつてする。

（準用）

第一九条　中小企業等協同組合法第三条第二項（住所）、第八条（登記）、第十一条から第十四条まで、第十九条（組合員）、第二十七条、第二十八条、第三十条から第三十二条まで（設立）、第三十五条から第三十六条の三まで、第三十八条から第四十二条まで

（役員）、第四十六條から第五十條まで、第五十一條第一項、第五十二條から第五十五條まで（総会及び総代会）、第六十二條から第六十六條まで、第六十八條、第六十九條（解散及び清算）、第八十三條（第二項第三号及び第五号を除く。）、第八十四條、第八十五條、第八十六條第一項、第八十八條から第九十五條まで、第九十七條第一項及び第二項、第九十八條から第百三條まで（登記）並びに第百十五條第二号から第六号の二まで、第八号から第十二号まで及び第十五号から第十七号まで（罰則）の規定は、輸出組合に準用する。この場合において、第二十八條中「前條第一項の認証」とあるのは「輸出取引法第十四條第一項の認可」と、第三十一條、第四十八條及び第六十二條第二項中「行政庁」とあるのは「通商産業大臣」と、第五十一條第一項第二号中「規約」とあるのは「輸出取引法第十一條第二項の組合員の遵守すべき事項」と、第五十三條第四号中「事業の全部の譲渡」とあるのは「輸出取引法第十一條第二項の組合員の遵守すべき事項の設定、変更又は廃止」と、第六十二條第一項中「五　事業の全部の譲渡」とあるのは「五　輸出取引法第十八條の規定による解散の命令」と、第六十三條第一項中「合併し、又はその事業の全部を譲渡する」とあるのは「合併する」と、同條第二項中「合併又は事業の全部の譲渡」とあるのは「合併」と、第八十三條第一項中「第二十九條の規定による出資の拂込」とあるのは「輸出取引法第十四條第一項の認可」と、第九十二條第二項中「事業協同組合登記簿、信用協同組合登記簿、中小企業等協同組合連合会登記簿及び企業組合登記簿」とあるのは「輸出組合登記簿」と、第九十三條第二項中「書面並びに出資の総口数及び第二十九條の規定による出資の拂込のあつたことを証する書面」とあるのは「書面」と、第九十七條第一項中「第三項」とあるのは「第十八條第二項」と読み替えるものとする。

第五章　雑則

（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等の適用除外）

第二十條　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）及び事業者団体法（昭和二十三年法律第百九十一号）の規定は、第五條第一項若しくは第二項（第十一條第三項において準用する場合を含む。以下この章において同じ。）の認可を受けて定めた組合員の遵守すべき事項（同條第三項において準用する第五條第二項の認可を受けて変更したときは、その変更後のもの）又は第十一條第二項の認可を受けて変更したときは、その変更後のもの）が第五條第二項第一号又は第二号（これらの各規定を第十一條第三項において準用する場合を含む。）に適合しなくなつたと認めるときは、通商産業大臣に対し、第六條の規定による処分をすべき旨を請求することができる。

第二十一條　通商産業大臣は、第五條第一項若しくは第二項又は第十一條第二項の認可をしようとするときは、公正取引委員会の同意を得なければならない。

2　通商産業大臣は、第六條の規定による処分をしたときは、遅滞なく、公正取引委員会にその旨を通知しなければならない。

3　公正取引委員会は、第二十條但書第一号又は第二号に該当すると認める場合において、勧告し、又は審判開始決定書を発送しようとするときは、通商産業大臣の意見をきかなければならない。

4　公正取引委員会は、第五條第一項の認可を受けて締結した協定（同條第二項の認可を受けて変更したときは、その変更後のもの）又は第十一條第二項の認可を受けて定めた組合員の遵守すべき事項（同條第三項において準用する第五條第二項の認可を受けて変更したときは、その変更後のもの）が第五條第二項第一号又は第二号（これらの各規定を第十一條第三項において準用する場合を含む。）に適合しなくなつたと認めるときは、通商産業大臣に対し、第六條の規定による処分をすべき旨を請求することができる。

第二十二條　通商産業大臣は、第五條第一項若しくは第二項、第十一條第二項、第十四條第一項、第十六條第一項若しくは第十七條第一項の認可をし、又は第六條若しくは第十八條第一項の規定による処分をしようとするときは、当該処分に係る貨物（第十四

條第一項、第十六條第一項又は第十七條第一項の認可の場合にあつては、認可に係る輸出組合の所属員たる輸出業者の取扱に係る貨物）についての主務大臣の同意を得なければならない。

（輸出取引審議会）

第二十三條　通商産業省に、輸出取引審議会（以下「審議会」という。）を置く。

第二十四條　通商産業大臣は、第二條第四号の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、審議会に諮問しなければならない。

2　審議会は、前項に掲げるものの外、この法律の運用に関する重要な事項について、通商産業大臣の諮問に応じて答申し、又は通商産業大臣に建議する。

第二十五條　審議会は、会長一人及び委員五十人以内で組織する。

2　会長及び委員は、関係行政機関の職員及び輸出貿易に関し学識経験のある者のうちから、通商産業大臣が任命する。

第二十六條　学識経験のある者のうちから任命された会長及び委員の任期は、一年とする。但し、再任を妨げない。

第二十七條　会長及び委員は、非常勤とする。

第二十八條　会長は、審議会の会務を総理する。

第二十九條　第二十三條から前條までに定めるものの外、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、通商産業省令で定める。

（聴聞）

第三十條　通商産業大臣は、第四條第二項、第六條又は第十八條第一項の規定による処分をしようとするときは、当該処分に係る者に対し、相当な期間を置いて予告した上、公開による聴聞を行わなければならない。

2　前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

3　聴聞に際しては、当該処分に係る者及び利害関係人に対し、当該事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を與えなければならない。

（不服の申立）

第三十一條　この法律の規定による通商産業大臣の処分に対して不服のある者は、その旨を記載した書面をもつて、通商産業大臣に不服の申立をすることができる。

2　通商産業大臣は、前項の不服の申立があつたときは、前條の例により公開の聴聞をした後、文書をもつて決定をし、その写を不服の申立をした者に送付しなければならない。

（報告）

第三十二條　通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、輸出業者又は輸出組合から報告を徴することができる。

第六章　罰則

第三十三條　第四條第二項の規定による命令に違反した者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第三十四條　左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一　第五條第一項の規定による認可を受けないで同項に規定する協定を締結した者

二　第五條第二項の規定に違反した者

三　第六條の規定による命令に違反した者

第三十五條　左の場合には、輸出組合の理事は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一　第十一條第二項の規定による認可を受けないで、同項に規定する組合員の遵守すべき事項を定めたとき。

二　第十一條第三項において準用する第五條第二項の規定に違反したとき。

三　第十一條第三項において準用する第六條の規定による命令に違反したとき。

四　第十八條第一項の規定による命令に違反したとき。

第三十六條　左の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一　第七條（第十一條第三項において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二　第十條第二項の規定に違反した者

三　第三十二條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第三十七條　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務

に関し、前四條の違反行為をしたときは、その行為者を罰する外、その法人又は人に対して各本條の罰金刑を科する。但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に対し相当の注意及び監督が盡されたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。

附　則

1　この法律の施行期日は、公布の日から起算して二月をこえない期間内において政令で定める。

2　輸出品取締法（昭和二十三年法律第百五十三号）の一部を次のように改正する。

第九條を次のように改める。

第九條　削除

3　外国為替及び外国貿易管理法（昭和二十四年法律第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

第五十條を次のように改める。

第五十條　削除

（内閣総理・法務・大蔵・厚生・農林・通商産業・運輸大臣署名）

法律第三百号（昭二七、八、七）

◉警察法の一部を改正する法律

警察法（昭和二十二年法律第百九十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六章　犯罪統計及び犯罪鑑識」を「第六章　犯罪統計及び犯罪鑑識　第六章の二　内閣総理大臣の指示」に改める。

第十一條に次の一項を加える。

国家地方警察本部は、前項に規定する事務の外、第六十一條の二の規定による指示に関する事務を処理する。

第十二條に次の一項を加える。

前項の場合においては、国家公安委員会は、内閣総理大臣の意見を聴かなければならない。

第五十二條の次に次の二條を加える。

第五十二條の二　特別区の存する区域における自治体警察の警察長は、特別区公安委員会が、これを任命し、一定の事由により罷免する。

前項の場合においては、特別区公安委員会は、内閣総理大臣の意見を聴かなければならない。

第五十二條の三　特別区の存する区域における自治体警察に要する経費は、都の負担とする。但し、国庫は、予算の範囲内においてその一部を負担することができる。

第五十三條中「前二條」を「前四條」に改める。

第六十一條の次に次の一章を加える。

第六章の二　内閣総理大臣の指示

第六十一條の二　内閣総理大臣は、特に必要があると認めるときは、国家公安委員会の意見を聴いて、都道府県公安委員会又は市町村公安委員会に対し、公安維持上必要な事項について、指示をすることができる。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　この法律施行の際国家地方警察本部長官又は特別区の存する区域における自治体警察の警察長の職にある者は、改正後の警察法の相当規定により、それぞれその職に任命されたものとみなす。

（内閣総理大臣署名）

法律第三百一号（昭二七、八、七）

◉国際電信電話株式会社法

（目的）

第一條　国際電信電話株式会社は、国際公衆電気通信事業を経営することを目的とする株式会社とする。

（事業）

第二條　国際電信電話株式会社（以下「会社」という。）は、国際公衆電気通信事業を営む外、郵政大臣の認可を受けて、これに附帯する業務その他前條の目的を達成するために必要な業務を営むことができる。

（事務所）

第三條　会社は、本店を東京都に置く。

2　会社は、必要な地に支店又は出張所を置くことができる。

（株式）

第四條　会社の株式は、記名式とし、政府、地方公共団体、日本国民又は日本国法人であつて社員、株主若しくは業務を執行する役員の半数以上、資本若しくは出資の半額以上若しくは議決権の過半数が外国人若しくは外国法人に属さないものに限り、所有することができる。

2　会社は、新株を発行しようとするときは、郵政大臣の認可を受けなければならない。

（商号の使用制限）

第五條　会社でない者は、その商号中に国際電信電話株式会社という文字を用いてはならない。

（社債発行限度の特例）

第六條　会社は、商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百九十七條の規定による制限をこえて社債を募集することができる。但し、資本及び準備金の総額又は最終の貸借対照表により会社に現存する純財産額のいずれか少い額の三倍をこえてはならない。

（一般担保）

第七條　会社の社債権者は、会社の財産について他の債権者に先だつて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

2　前項の先取特権の順位は、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

（外貨債務の保証）

第八條　政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三條の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、会社の外貨で支拂わなければならない債務について、保証契約をすることができる。

（監督）

第九條　会社は、郵政大臣がこの法律の定めるところに従い監督する。

第十條　会社は、社債を募集し、又は弁済期限が一年をこえる資金を借り入れようとするときは、郵政大臣の認可を受けなければならない。

第十一條　取締役及び監査役の選任及び解任、定款の変更、利益金の処分、合併並びに解散の決議は、郵政大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第十二條　会社は、毎営業年度の事業計画を定め、郵政大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

第十三條　会社は、無線設備及びこれに準ずる重要な電気通信設備を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、郵政大臣の認可を受けなければならない。

第十四條　郵政大臣は、第十條、第十一條（利益金の処分、合併及び解散の決議に係る部分に限る。）及び前二條の認可をしようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

第十五條　郵政大臣は、会社に対し、公共の福祉を確保するため、その業務に関し必要な命令をすることができる。

2　郵政大臣は、この法律を施行するため必要な限度において、会社からその業務に関する報告を徴することができる。

（罰則）

第十六條　左の各号に掲げる違反があつた場合においては、その行為をした会社の取締役又は監査役は、十万円以下の罰金に処する。

一　この法律により郵政大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたとき。

二　第二條に規定する業務以外の業務を行つたとき。

三　第六條但書の規定に違反して、社債を募集したとき。

四　前條第一項の規定による命令に違反したとき。

五　前條第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第十七條　第五條の規定に違反した者は、五万円以下の罰金に処する。

2　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対して同項の罰金刑を科する。

附　則

（施行期日）

1　この法律の施行期日は、政令で定める。但し、その期日は、昭和二十八年三月三十一日後であつてはならない。

（設立委員）

2　郵政大臣は、設立委員を命じて、会社の設立に関する事務を処理させる。

（公社の現物出資等）

3　日本電信電話公社（以下「公社」という。）は、会社の設立に際し、会社に対し、現物出資をすることができる。

4　公社は、日本電信電話公社法（昭和二十七年法律第二百五十号）第六十八條の規定にかかわらず、会社の設立に際し、国会の議決を経ないで、同條に規定する設備を会社に対する出資の目的とし、又は会社に対し譲渡することができる。但し、あらかじめ郵政大臣の認可を受けることを要する。

5　公社又は設立委員は、公社が会社の設立に際し会社に対する出資の目的とし、又は会社に対し譲渡する財産の範囲について協議することができず、又は協議がととのわないときは、郵政大臣の決定を申請することができる。

6　前項の郵政大臣の決定があつたときは、同項に規定する財産の範囲について、公社と設立委員との間に協議がととのつたものみなす。

7　公社は、第五項の郵政大臣の決定に従い日本電信電話公社法第六十八條に規定する設備を会社に対する出資の目的とし、又は会社に対し譲渡するときは、第四項但書の認可を受けることを要しない。

（定款）

8　設立委員は、定款を作成して、郵政大臣の認可を受けなければならない。

（公社の出資財産等の価格）

9　設立委員は、前項の規定により作成する定款に、公社が会社に対する出資の目的とし、又は会社に対し譲渡する財産の価格を記載しようとするときは、電気通信設備評価審議会の決定を受けなければならない。

10　電気通信設備評価審議会は、公社が会社に対する出資の目的とし、又は会社に対し譲渡する財産について前項の決定をするときは、その財産に係る事業により得た収益を、適正な収益率と認められる率により還元して得られる価格を基準とし、その財産の時価を参しやくしなければならない。

（株主の募集）

11　設立委員は、第八項の認可を受けたときは、遅滞なく、会社の設立に際し発行する株式の総数のうち、第三項の規定による公社の出資に対して割り当てるべき株式を控除した残余の株式につき、株主を募集しなければならない。

12　株式申込証には、定款の認可の年月日を記載しなければならない。

13　設立委員は、株主の募集を終つたときは、株式申込証を郵政大臣に提出し、その検査を受けなければならない。

（拂込）

14　設立委員は、前項の検査を受けた後、遅滞なく、各株につきその発行価額の全額の拂込をさせなければならない。

（創立総会）

15　前項の拂込があつたときは、設立委員は、遅滞なく、創立総会を招集しなければならない。

（事務の引渡）

16　創立総会が終結したときは、設立委員は、その事務を会社の取締役に引き渡さなければならない。

（適用除外）

17　商法第百六十七條、第百八十一條及び第百八十五條の規定は、会社の設立については、適用しない。

（登録税の特例）

18　会社が設立の登記を受けるときは、登録税の額は、登録税法（明治二十九年法律第二十七号）第六條第一項第三号の規定にかかわらず、公社の出資の額の千分の一・五と公社以外の者の出資の額の千分の六の合計額とする。

19　会社がその設立に際し不動産に関する権利の取得の登記を受けるときは、公社が出資し、又は譲渡した不動産についての登録税の額は、登録税法第二條第一項第三号の規定にかかわらず、千分の四とする。

（公社に割り当てられた株式の処置）

20　公社は、会社の成立後遅滞なく、第三項の規定による出資に対し割り当てられた株式を政府に譲渡しなければならない。

21　政府は、有価証券市場の状況を考慮し、なるべくすみやかに、前項の規定により譲り受けた株式を処分しなければならない。

22　政府は、第二十項の規定により譲り受けた株式の対価を、当該株式の処分に応じて公社に支拂うことができる。

（無線局の免許人の地位の承継）

23　公社が会社に対し出資し、又は譲渡した財産に係る無線局の免許人の地位は、出資の場合にあつては会社の成立の日、譲渡の場合にあつてはその譲渡の日において、会社が承継する。

（電気通信設備評価審議会）

24　第九項の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するため、郵政省に電気通信設備評価審議会（以下「審議会」という。）を置く。

25　審議会は、委員長及び委員七人をもつて組織する。

26　委員長は、郵政大臣をもつて充てる。

27　委員は、左に掲げる者につき郵政大臣が任命する。

一　大蔵省の職員　一人
二　郵政省の職員　一人
三　公社の役員　一人
四　会社の設立委員　一人
五　学識経験のある者　三人

28　委員は非常勤とする。

29　委員長は、会務を総理する。

30　審議会は、委員長及び四人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

31　審議会の議事は、出席した委員の過半数をもつて決する。可否同数のときは、委員長が決する。

32　第九項、第十項及び前八項に定めるものの外、審議会の議事及び運営に関し必要な事項は、郵政省令で定める。

（他の法律の改正）

33　電信法（明治三十三年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

第一條ノ二に次の但書を加える。

但シ主務大臣ハ日本国外国間ニ於ケル電信及ヒ電話ニ関スルモノハ国際電信電話株式会社ヲシテ之ヲ行ハシムルコトヲ得

第二十四條及第三十一條第一項中「日本電信電話公社」の下に「又ハ国際電信電話株式会社」を加える。

34　経済関係罰則の整備に関する法律（昭和十九年法律第四号）の一部を次のように改正する。

別表乙号第八号を次のように改める。

八　国際電信電話株式会社

35　郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第二十條第一項中「又は日本放送協会」を「、日本放送協会又は国際電信電話株式会社」に改める。

36　郵便為替法（昭和二十三年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

第十六條第一項但書及び第十八條中「日本電信電話公社」の下に「又は国際電信電話株式会社」を加える。

37　郵政事業特別会計法（昭和二十四年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第二條中「日本電信電話公社」の下に「又は国際電信電話株式会社」を加える。

38　電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第四條第二項中「日本電信電話公社」の下に「又は国際電信電話株式会社」を加える。

39　土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）の一部を次のように改正する。

第三條第十五号の二中「日本電信電話公社」の下に「又は国際電信電話株式会社」を加える。

（内閣総理・法務・大蔵・郵政大臣署名）

法律第三百二号（昭二七、八、八）
◉連合国及び連合国民の著作権の特例に関する法律

（目的）

第一條 この法律は、連合国及び連合国民の著作権に関し、日本国との平和條約第十五條(c)の規定に基き、著作権法（明治三十二年法律第三十九号）の特例を定めることを目的とする。

（定義）

第二條 この法律において、「連合国」とは、日本国との平和條約第二十五條において「連合国」として規定された国をいう。

2 この法律において「連合国民」とは、左の各号に掲げるものをいう。

一 連合国の国籍を有する者

二 連合国の法令に基いて設立された法人及びこれに準ずる者

三 前号に掲げるものを除く外、営利を目的とする法人その他の団体で、前二号又は本号に掲げるものがその株式又は持分（当該法人その他の団体の役員が有する株式又は持分を除く。）の全部を有するもの

四 第二号に掲げるものを除く外、前三号又は本号に掲げるものが支配する宗教法人その他の営利を目的としない法人その他の団体

3 この法律において「著作権」とは、著作権法に基く権利（同法第二十八條の三に規定する出版権を除く。）の全部又は一部をいう。

（戦時中に生じた著作権）

第三條 昭和十六年十二月七日に日本国が当事国であつた條約又は協定が、日本国と当該連合国との戦争の発生の時以後において、日本国又は当該連合国の国内法により廃棄され、又は停止されたかどうかにかかわらず、その日から日本国と当該連合国との間に日本国との平和條約が効力を生ずる日の前日までの期間（当該期間において連合国民が取得するはずであつた著作権は、その取得するはずであつた日において有効に取得されたものとして保護する。

（著作権の存続期間に関する特例）

第四條 昭和十六年十二月七日に連合国及び連合国民が有していた著作権は、著作権法に規定する当該著作権の存続期間に、昭和十六年十二月八日から日本国と当該連合国との間に日本国との平和條約が効力を生ずる日の前日までの期間（当該期間において連合国及び連合国民以外の者が当該著作権を有していた期間があるときは、その期間を除く。）に相当する期間を加算した期間継続する。

（翻訳権の存続期間に関する特例）

第五條 著作物を日本語に翻訳する権利について、著作権法第七條第一項（翻訳権）に規定する期間につき前條第一項又は第二項の規定を適用する場合には、それぞれ更に六箇月を加算するものとする。

（連合国及び連合国民以外の者の著作権）

第六條 前二條の規定は、日本国と当該連合国との間に日本国との平和條約が効力を生ずる日において、連合国又は連合国民が有する著作権（前二條に規定する加算期間を加算することにより、著作権の存続期間が同日以後なお継続することとなる場合を含む。）についてのみ、これを適用する。

（手続等の不要）

第七條 第三條から第五條までの規定の適用については、申請書の提出、手数料の支拂その他一切の手続又は條件を課さない。但し、著作権法第十五條（著作権の相続、譲渡及び質入の登録）又は登録税法（明治二十九年法律第二十七号）第十條（著作権の登録）

の規定の適用を妨げない。

附　則

この法律は、公布の日から施行し、日本国との平和條約の最初の効力発生の日から適用する。

（文部・内閣総理大臣署名）

法律第三百三号（昭二七、八、八）
◉義務教育費国庫負担法
（衆法）

（この法律の目的）

第一條 この法律は、義務教育について、義務教育無償の原則に則り、国民のすべてに対しその妥当な規模と内容とを保障するため、国が必要な経費を負担することにより、教育の機会均等とその水準の維持向上とを図ることを目的とする。

（教職員給與費の国庫負担）

第二條 国は、毎年度、各都道府県ごとに、公立の小学校、中学校並びに盲学校及びろう学校の小学部及び中学部（以下「義務教育諸学校」という。）の義務教育に要する経費のうち、市（特別区を含む。）町村立の義務教育諸学校に係る市町村立学校職員給與負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一條に掲げる職員の給料その他の給與（以下「教職員給料」という。）並びに都道府県立の盲学校及びろう学校に係る教職員給與費について、その実支出額の二分の一を負担する。但し、特別の事情があるときは、各都道府県ごとの国庫負担額の最高限度を政令で定めることができる。

（教材費の国庫負担）

第三條 国は、毎年度、義務教育の教材に要する経費の一部を負担する。

2 前項の教材費は、義務教育諸学校の種類に応じ、児童又は生徒の数を基礎として算出するものとし、義務教育諸学校の種類ごとの児童又は生徒一人当りの教材費の国の負担額その他の配分に関し必要な事項は、政令で定める。

附　則

1 この法律は、昭和二十八年四月一日から施行する。

2 地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第十條中第一号を第二号とし、第二号を第三号とし、以下順次一号ずつ繰り下げ、同條に第一号として次の一号を加える。

一 義務教育に従事する職員及び義務教育の教材に要する経費

（内閣総理・大蔵・文部大臣署名）

法律第三百四号（昭二七、八、八）
◉産業教育振興法の一部を改正する法律（衆法）

産業教育振興法（昭和二十六年法律第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三條」を「第三條の四」に、「財政的援助」を「国の負担及び補助」に、「第二節　私立学校（第十九條）」を「第二節　私立学校（第十九條）　第三節　教科用図書（第二十條）」に改める。

第二條中「学生」を「学生等」に改める。

第三條中「この法律及び他の法令の定めるところにより、」の下に「産業教育の振興を図るように努めるとともに、」を加え、同條第二号中「のため必要な援助を與えること。」を「を図ること。」に改める。

第一章中第三條の次に次の三條を加える。

（実験実習により生ずる収益）

第三條の二 国又は地方公共団体は、その設置する学校が行う産業教育に関する実験実習によつて収益が生じたときは、これを当該実験実習に必要な経費に増額して充てるように努めなければならない。

（教員の資格等）

第三條の三 産業教育に従事する教員の資格、定員及び待遇については、産業教育の特殊性に基き、特別の措置が講ぜられなければならない。

（教科用図書）

第三條の四 産業教育に関する教科用図書の編修、検

定及び発行に関しては、産業教育の特殊性に基き、特別の措置が講ぜられなければならない。

第十條第一項中「国の財政的援助」を「国の負担金の交付」に改める。

「第三章　財政的援助」を「第三章　国の負担及び補助」に改める。

第十五條の見出しを「（国の負担）」に改め、同條第一項中「これに要する経費について当該設置者に対し、予算の範囲内において補助するものとする」を「これに要する経費の全部又は一部を負担する」に改める。

第十五條第二項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項に規定するもののほか、国は、公立学校に関する左の各号に掲げる経費の全部又は一部を負担する。

第十六條中「当該学校の設置者に対し、」を削り、「予算の範囲内において補助するものとする」を「その全部又は一部を負担する」に改める。

第十七條の見出し中「補助金」を「負担金」に、同條各号列記以外の部分中「補助金」を「負担金」に、同條第二号中「補助金交付」を「負担金の交付」に、同條第三号中「補助金の交付」を「負担金」に改める。

第十八條中「補助金の交付」を「第十五條又は第十六條の規定により国が負担すべき割合及び負担金の交付」に改める。

第十九條の見出し及び同條中「財政的援助」を「補助」に改め、同條第一項後段を次のように改める。

この場合において、第十五條及び第十六條中「負担する。」とあるのは、「当該学校の設置者に対し、予算の範囲内において補助するものとする。」と、第十五條第二項第一号及び第二号中「都道府県知事」と、第十七條中「委員会」とあるのは、「都道府県の教育委員会」と、第十八條中「補助金」とあるのは、「負担金」と、第十五條又は第十六條の規定により国が負担すべき割合及び負担金の交付」とあるのは、「補助金の交付」と読み替えるものとする。

第三章中第二節の次に次の一節を加える。

第三節　教科用図書

（教科用図書の発行に関する補助）

第二十條　国は、政令で定めるところにより、産業教育に関する教科用図書で政令で定めるものを発行する者に対し、予算の範囲内において、その発行に要する経費の一部を補助することができる。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。但し、第十五條から第二十條までの改正規定及び附則第二項の規定は、昭和二十八年四月一日から施行する。

2　昭和二十八年四月一日前に改正前の産業教育振興法第十五條又は第十六條の規定により交付を受けた補助金の返還については、なお従前の例による。

（内閣総理・大蔵・文部大臣署名）

法律第三百五号　（昭二七、八、一四）

◉日本赤十字社法（衆法）

目次

第一章　総則（第一條―第十條）
第二章　社員（第十一條―第十五條）
第三章　管理（第十六條―第二十六條）
第四章　業務（第二十七條―第三十五條）
第五章　監督及び助成（第三十六條―第三十九條）
第六章　罰則（第四十條・第四十一條）
附則

第一章　総則

（目的）

第一條　日本赤十字社は、赤十字に関する諸條約及び赤十字国際会議において決議された諸原則の精神にのつとり、赤十字の理想とする人道的任務を達成することを目的とする。

（国際性）

第二條　日本赤十字社は、赤十字に関する国際機関及び各国赤十字社と協調を保ち、国際赤十字事業の発展に協力し、世界平和と人類の福祉に貢献するように努めなければならない。

（自主性の尊重）

第三條　日本赤十字社の特性にかんがみ、その自主性は、尊重されなければならない。

（法人格及び組織）

第四條　日本赤十字社は、法人とする。

2　日本赤十字社は、社員をもつて組織する。

（標章）

第五條　日本赤十字社は、その標章として、白地赤十字を使用する。

（主たる事務所）

第六條　日本赤十字社は、主たる事務所を東京都に置く。

（定款）

第七條　日本赤十字社は、定款をもつて、左に掲げる事項を規定しなければならない。

一　目的
二　名称
三　事務所の所在地
四　社員に関する事項
五　役員、理事会、代議員及び代議員会に関する事項
六　業務及びその執行に関する事項
七　資産及び会計に関する事項
八　公告の方法

2　定款は、厚生大臣の認可を受けて変更することができる。

（登記）

第八條　日本赤十字社は、主たる事務所の変更その他政令で定める事項について、政令で定める手続により登記しなければならない。

2　前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

（解散）

第九條　日本赤十字社につき解散を必要とする事由が発生した場合において、その処置に関しては、別に法律で定める。

（民法の準用）

第十條　民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四條（法人の不法行為能力）及び第五十條（法人の住所）の規定は、日本赤十字社に準用する。この場合において、同法第四十四條中「理事其他ノ代理人」とあるのは「社長、副社長又ハ理事」と、「社員、理事」とあるのは「代議員、社長、副社長又ハ理事」と読み替えるものとする。

第二章　社員

（社員の平等取扱）

第十一條　何人も、社員となるにつき、及び社員の権利義務につき、人種、国籍、信條、性別、社会的身分又は門地によつて、差別されることがない。

（社員の加入）

第十二條　日本赤十字社は、社員として加入しようとする者があるときは、正当な理由がないのに、その加入を拒んではならない。

（社員の脱退）

第十三條　社員は、何時でも、脱退することができる。

2　社員は、左に掲げる事由によつて脱退する。

一　死亡
二　社費の未納額が定款で定める額に達したこと。
三　除名

3　前項第三号の除名は、定款で定める事由に該当する社員につき、定款の定めるところにより、代議員会の議決によつてすることができる。

4　除名した社員にその旨を通知しなければ、これをもつてその社員に対抗することができない。

（社員の権利）

第十四條　社員は、左に掲げる権利を有する。

一　この法律の定めるところにより、日本赤十字社の役員及び代議員を選出し、並びにこれらの者に選出されること。
二　毎事業年度の日本赤十字社の業務及び收支決算の報告を受けること。
三　日本赤十字社に対し、その業務の運営に関し、代議員を通じて意見を述べること。

2　日本赤十字社は、公告をもつて、前項第二号の報告に代えることができる。

（社費）

第十五條　社員は、定款の定めるところにより、社費を納めるものとする。

第三章　管理

（役員）

第十六條　日本赤十字社に、役員として、社長一人、副社長二人以内、理事六十一人以内及び監事三人以内を置く。

（役員の職務権限）

第十七條　社長は、日本赤十字社を代表し、その業務を総理する。

2　副社長は、定款の定めるところにより、日本赤十字社を代表し、社長を補佐して日本赤十字社の業務を掌理し、社長に事故があるときはその職務を代行し、社長が欠員のときはその職務を行う。

3　理事は、定款の定めるところにより、日本赤十字社を代表し、社長及び副社長を補佐して日本赤十字社の業務を掌理し、社長及び副社長にともに事故があるときは社長の職務を代行し、社長及び副社長がともに欠員のときは社長の職務を行う。

4　監事は、日本赤十字社の業務を監査する。

（役員の選出）

第十八條　役員は、社員の中から、代議員会において、選出する。

（役員の任期）

第十九條　役員の任期は、三年とする。

（理事会）

第二十條　社長、副社長及び理事をもつて理事会を構成する。

2　理事会は、定款の定めるところにより、日本赤十字社の重要な業務の執行について審議する。

（代議員会）

第二十一條　日本赤十字社に代議員会を置く。

2　代議員会は、定款の定めるところにより社員の中から選出された代議員をもつて組織する。

3　代議員会は、少くとも毎年一回、定款の定めるところにより、招集する。

（代議員会の議決事項）

第二十二條　左に掲げる事項は、代議員会の議決を経なければならない。但し、代議員会が軽微と認めた事項は、この限りでない。

一　收支予算

二　事業計画

三　收支決算の承認

四　定款の変更

五　その他定款で定めた事項

（代議員の任期）

第二十三條　代議員の任期は、三年とする。但し、補欠の代議員の任期は、前任者の残任期間とする。

（役員の解任）

第二十四條　代議員会は、役員が心身の故障のため職務の執行の任にたえないと認めるとき、又は役員に職務上の義務違反その他役員たるに適しない非行があると認めるときは、その役員の解任の議決をすることができる。

（事業年度）

第二十五條　日本赤十字社の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。

（民法の準用）

第二十六條　民法第五十四條（代表権の制限）、第五十六條（仮理事）及び第五十七條（特別代理人）の規定は、日本赤十字社に準用する。この場合において、同法第五十四條中「理事」とあるのは「副社長又は理事」と、同法第五十六條中「理事」とあるのは「社長、副社長及び理事」と、「裁判所は利害関係人又は検察官の請求により」とあるのは「厚生大臣は利害関係人の請求により又は職権を以て」と、同法第五十七條中「理事」とあるのは「社長、副社長又は理事」と、「此場合において前條の規定に依りて特別代理人を選任すること」とあるのは「此場合において厚生大臣は特別代理人を選任すること」と読み替えるものとする。

第四章　業務

（業務）

第二十七條　日本赤十字社は、第一條の目的を達成するため、左に掲げる業務を行う。

一　赤十字に関する諸條約に基く業務に従事すること。

二　非常災害時又は伝染病流行時において、傷病その他の災やくを受けた者の救護を行うこと。

三　常時、健康の増進、疾病の予防、苦痛の軽減その他社会奉仕のために必要な事業を行うこと。

四　前各号に掲げる業務のほか、第一條の目的を達成するために必要な業務

2　前項第一号及び第二号に掲げる業務には、第三十三條第一項の規定により国の委託を受けて行うものを含むものとする。

（救護員の確保）

第二十八條　日本赤十字社は、前條第一項第一号及び第二号に掲げる業務（以下「救護業務」という。）に従事させるために必要な者（以下「救護員」という。）を常時確保しておかなければならない。

（救護員の養成）

第二十九條　日本赤十字社は、前條の救護員を確保するために、必要があるときは、医師、看護婦その他の特殊技能者を養成しなければならない。

2　前項の養成は、日本赤十字社が学資その他の費用を負担して日本赤十字社の目的、特に日本赤十字社の行う救護業務に深い理解を有する者について行う。

3　前二項の規定による養成を受けた者は、日本赤十字社が、これらの者が救護員として救護業務に従事するのでなければその救護業務を適正に行うことができないと認めて、救護業務に従事すべきことを求めたときは、これに応ずるように努めなければならない。

（使用者の協力）

第三十條　前條第一項及び第二項の規定による養成を受けた者を雇用しようとするとき、又は雇用している場合において、使用者は、その者が、同條第三項の規定により、救護員として日本赤十字社の行う救護業務に従事する場合のあること又は従事したことを理由として、不当な取扱をしてはならない。

2　前條第一項及び第二項の規定による養成を受けた者が、同條第三項の規定により、救護員として日本赤十字社の行う救護業務に従事しようとする場合においては、使用者は、これに協力するように努めなければならない。

（実費弁償）

第三十一條　日本赤十字社は、救護員が日本赤十字社の行う救護業務に従事した場合においては、その実費を弁償しなければならない。

（扶助金の支給）

第三十二條　日本赤十字社は、救護員が日本赤十字社の行う救護業務に従事し、これがため負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合においては、災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）第二十四條（従事命令）の規定により救助に関する業務に従事した者に係る扶助金に関する同法の規定の例により、扶助金を支給しなければならない。

（国の救護に関する業務の委託）

第三十三條　国は、赤十字に関する諸條約に基く国の行う救護に関する業務及び非常災害時における国の業務を日本赤十字社に委託することができる。

2　前項の場合において、国は、同項の規定により委託すべき業務の実施に必要な施設又は設備を、あらかじめ、整備すべきことを日本赤十字社に命ずることができる。

3　国は、日本赤十字社が第一項の規定により委託された業務を実施するために支弁した費用を補償する。但し、他の法律に別段の定があるときは、その定に従う。

4　国は、日本赤十字社が第一項の規定により委託された業務を実施するため必要な施設又は設備を整備する場合においては、その整備に要する費用の全部又は一部を負担する。

（運送及び通信に関する便宜供與）

第三十四條　日本国有鉄道その他運送又は運送取扱を業とする者は、日本赤十字社が迅速且つ適正に救護業務を実施することができるように、救護員又は救護用の物資の運送に関し、便宜を與えるように努めなければならない。

2　郵政大臣、日本電信電話公社、国際電信電話株式会社、日本放送協会又は一般放送事業者は、日本赤十字社が迅速且つ適正に救護業務に実施することができるように、救護業務に関する通信に関し、便宜を與えるように努めなければならない。

（社会福祉事業の経営）

第三十五條　日本赤十字社は、社会福祉事業法（昭和二十六年法律第四十五号）の定めるところにより、同法に規定する第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業を経営するものとする。

2　日本赤十字社が前項の規定により社会福祉事業を経営する場合においては、社会福祉事業法第七章（社会福祉事業）の規定及びこれに係る罰則の適用については、日本赤十字社は、社会福祉法人とみなす。

第五章　監督及び助成

（報告及び検査）

第三十六條　厚生大臣は、日本赤十字社に法令、法令に基いてする行政庁の処分又は定款を守らせるため

に必要があると認めるときは、日本赤十字社に対し、補助金を支出し、又は通常の条件よりも日本赤十字社に有利な条件で、貸付金を支出し、若しくはその他の財産を譲渡し、若しくは貸し付けることができる。但し、国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）及び地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第八条第一項（財産の管理及び処分）並びに私立図書館の事業についての補助金の交付に関する図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）第二十六条（国及び地方公共団体との関係）の規定の適用を妨げない。

2　日本赤十字社が、左の各号の一に該当するときは、前項の規定により交付した補助金若しくは貸付金又は譲渡し、若しくは貸し付けたその他の財産の全部又は一部の返還を命ずることができる。

一　施設又は設備の全部又は一部を他の用途に供したこと。

二　助成の条件に違反したこと。

第六章　罰則

第四十条　日本赤十字社の役員又は職員が第三十六条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同條の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、一万円以下の罰金に処する。

第四十一條　日本赤十字社の役員がこの法律に基く政令の規定による登記を怠り、又は不実の登記をしたときは、一万円以下の過料に処する。

5　前項の規定による登記に関し必要な事項は、政令で定める。

6　この項の規定施行の際における他の法律中の旧法人に関する規定及び附則第七項から附則第十五項までの規定は、新法人に関する規定とする。但し、この項の規定施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（あらたな社会福祉事業の経営）

7　旧法人は、この項の規定施行後あらたに社会福祉施設を設置して社会福祉事業法に規定する社会福祉事業を経営しようとするときは、当分の間、厚生大臣の認可を受けなければならない。

（定期の寄附金募集）

8　旧法人は、当分の間、毎年一回、厚生大臣の定める期間内において、その業務（第三十五條第一項の社会福祉事業を除く。）を行うのに必要な資金を得るために寄附金を募集することができる。

9　前項の規定により寄附金を募集するには、あらかじめ、募集しようとする寄附金の目標額、募集の方法及び寄附金の使途を定め、厚生大臣に届け出なければならない。

10　旧法人は、附則第八項の規定による寄附金の募集を終了したときは、募集の結果を公告するとともに、厚生大臣に報告しなければならない。

（臨時の寄附金募集）

11　旧法人は、前三項の規定による場合のほか、特別の事情に基き、附則第八項に規定する業務を行うのに必要な経費の支出に充てるために寄附金を募集しようとするときは、当分の間、厚生大臣の定める手続に従い、募集しようとする地域の都道府県知事（募集しようとする地域が二以上の都道府県の区域にわたるときは、厚生大臣）に対し、募集の期間、地域及び方法並びに寄附金の使途を明らかにした書面を提出して、その許可を受けなければならない。

12　前項の許可には、募集の期間、寄附金によつて取得する財産の処分につき、條件を附することができる。

13　旧法人は、附則第十一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

（兒童福祉法の一部改正）

16　兒童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）の一部を次のように改正する。

第五十六條の二第一項第一号中「社会福祉法人」の下に「日本赤十字社」を加える。

（生活保護法の一部改正）

17　生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第四十一條の見出し及び同條第一項中「社会福祉法人」を「社会福祉法人及び日本赤十字社」に、同條第二項及び第五項中「社会福祉法人」を「社会福祉法人又は日本赤十字社」に改める。

第四十二條の見出し中「社会福祉法人」を「社会福祉法人及び日本赤十字社」に改める。

第四十二條、第四十三條第二項及び第四十五條第二項中「社会福祉法人」を「社会福祉法人又は日本赤十字社」に改める。

（図書館法の一部改正）

18　図書館法の一部を次のように改正する。

第二條第一項中「地方公共団体」の下に「、日本赤十字社」を加え、同條第二項中「民法第三十四條の法人」を「日本赤十字社又は民法第三十四條の法人」に改める。

（博物館法の一部改正）

19　博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）の一部を次のように改正する。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、附則第六項及び附則第十六項から附則第二十六項までの規定を除き、公布の日から施行し、附則第六項及び附則第十六項から附則第二十六項までの規定は、公布の日から起算して六箇月をこえない期間内において政令で定める日から施行する。但し、附則第二十七項の規定は、昭和二十七年六月一日から適用する。

（組織変更）

2　この法律施行の際現に存する日本赤十字社（以下「旧法人」という。）は、この法律施行の日から起算して六箇月以内に、その組織を変更してこの法律による日本赤十字社（以下「新法人」という。）となるものとする。この場合においては、旧法人は、定款の定めるところにより、組織変更のために必要な定款の変更をし、厚生大臣の認可を受けなければならない。

3　前項の認可があつたときは、旧法人は、第十八條及び第二十一條第二項の例により、新法人の役員及び代議員を選出するものとし、この場合において、代議員会の招集は、旧法人の社長がしなければならない。

4　附則第二項の規定による旧法人の新法人への組織変更は、前項の規定により選出された役員の全部が新法人の主たる事務所の所在地において登記をすることによつて、その効力を生ずる。

二　附則第十項又は附則第十三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

14　左の場合においては、その役員又は職員を六箇月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

一　附則第十一項の許可を受けないで、又は附則第十二項の許可の條件に違反して寄附金を募集したとき。

二　附則第十二項の許可の條件に違反して、寄附金を使用し、又はこれによつて取得した財産を処分したとき。

15　左の場合においては、その違反行為をした旧法人の役員又は職員を一万円以下の罰金に処する。

一　附則第九項の規定による届出又は附則第十項の規定による公告を怠つたとき。

部を次のように改正する。

第二條第一項中「地方公共団体又は」を「地方公共団体、日本赤十字社、」に、「若しくは宗教法人」を「又は宗教法人」に、同條第二項中「民法第三十四條の法人」を「日本赤十字社、民法第三十四條の法人」に改める。

第十條中「又は民法第三十四條の法人若しくは」を「、日本赤十字社、民法第三十四條の法人又は」に改める。

第十一條第一項第一号中「民法第三十四條の法人」を「日本赤十字社、民法第三十四條の法人」に改める。

20 （登録税法の一部改正）

登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九條第七号中「社会福祉法人、」の下に「日本赤十字社、」を、「社会福祉事業法、」の下に「日本赤十字社法、」を加える。

第十九條第十四号ノ三の次に次の一号を加える。

十四ノ四　日本赤十字社ガ日本赤十字社法第二十七條ノ業務ノ為ニスル土地、建物又ハ船舶ノ権利ノ取得又ハ所有権ノ保存ノ登記

21 （印紙税法の一部改正）

印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五條第六号ノ九の次に次の一号を加える。

六ノ九ノ二　日本赤十字社ノ業務ニ関スル証書、帳簿

22 （関税定率法の一部改正）

関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第七條第十一号ノ二の次に次の一号を加える。

十一ノ三　日本赤十字社ニ赤十字国際機関又は外国赤十字社ヨリ寄贈セラレタル日本赤十字社ノ直接使用スル医療用ノ機械類及器具類ニシテ大蔵大臣ノ認許シタルモノ

23 （所得税法の一部改正）

所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三條第九号中「民法第三十四條」を「日本赤十字社、民法第三十四條」に改める。

24 （法人税法の一部改正）

法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第五條第一項第一号中「民法第三十四條」を「日本赤十字社、民法第三十四條」に改める。

25 （地方税法の一部改正）

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二十四條第二号中「学校教育法」を「日本赤十字社、学校教育法」に改める。

第七十八條第一項中「第二十一條の公民館、」の下に「日本赤十字社、」を、「公民館が行う社会教育、」の下に「日本赤十字社がその目的を達成するために行う業務（社会教育を含む。）、」を加える。

第百四十六條第二項に後段として次のように加える。

日本赤十字社が所有する自動車のうち直接その本来の事業の用に供する救急自動車その他これに類するもので道府県の條例で定めるものに対しても、また、同様とする。

第二百九十六條中「土地改良区」を「日本赤十字社、土地改良区」に改める。

第三百四十八條第二項第八号中「民法第三十四條の法人」を「日本赤十字社又は民法第三十四條の法人」に、「同條の法人」を「日本赤十字社、民法第三十四條の法人」に改め、同項第九号の次に次の一号を加える。

九の二　前二号に掲げる固定資産の外、日本赤十字社が直接その本来の事業の用に供する固定資産で政令で定めるもの

第七百四十三條第二号中「民法第三十四條の法人」を「日本赤十字社、民法第三十四條の法人」に改める。

26 （国有財産特別措置法の一部改正）

国有財産特別措置法（昭和二十七年法律第二百十九号）の一部を次のように改正する。

第三條第一項第四号中「又は社会福祉事業法」を「、社会福祉事業法」に改め、「（以下「社会福祉法人」という。）」の下に「又は日本赤十字社」を加え、「又は社会福祉事業施設」を「、社会福祉事業施設又は日本赤

十字社の業務の用に供する施設」に、同條第二項中「補助を行うことができる場合」を「補助を行うことができる場合、日本赤十字社にあつては日本赤十字社法（昭和二十七年法律第三百五号）第三十九條第一項の規定により助成を行うことができる場合」に改める。

第十一條第一項第一号「社会福祉法人」の下に「、日本赤十字社」を加える。

27 （旧法人に関する経過規定）

旧法人は、昭和二十七年六月一日以降附則第二項から附則第五項までの規定により新法人となるまでの間、左に掲げる法律の適用については、社会福祉法人とみなす。この場合において、登録税法第十九條第七号中「社会福祉事業法」とあるのは「民法」と読み替えるものとする。

一　身体障害者福祉法
二　生活保護法
三　社会福祉事業法
四　登録税法
五　国有財産特別措置法

（法務・大蔵・文部・厚生・郵政・内閣総理大臣署名）

法律第三百六号（昭二七、八、一五）

◉地方自治法の一部を改正する法律

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

地方自治法目次第二編中「第四章　削除」を「第四章　選挙」に、

「第七章　執行機関
　第一節　普通地方公共団体の長
　　第一款　地位
　　第二款　権限
　　第三款　補助機関
　　第四款　議会との関係
　第二節　選挙管理委員会
　第三節　監査委員」を

「第七章　執行機関
　第一節　通則
　第二節　普通地方公共団体の長
　　第一款　地位
　　第二款　権限
　　第三款　補助機関
　　第四款　議会との関係
　　第五款　他の執行機関との関係
　第三節　委員会及び委員
　　第一款　通則
　　第二款　教育委員会
　　第三款　選挙管理委員会
　　第四款　監査委員
　　第五款　人事委員会、公平委員会、公安委員会、地方労働委員会、農業委員会その他の委員会
　　第六款　附属機関」に

「第八章　給与」を「第八章　給与その他の給付」に、

「第十章　監督」を「第十章　国と普通地方公共団体との関係及び普通地方公共団体相互間の関係」に改める。

第一條を第一條の二とし、同條の前に第一條として次の一條を加える。

第一條　この法律は、地方自治の本旨に基いて、地方公共団体の区分並びに地方公共団体の組織及び運営に関する事項の大綱を定め、併せて国と地方公共団体との間の基本的関係を確立することにより、地方公共団体における民主的にして能率的な行政の確保を図るとともに、地方公共団体の健全な発達を保障することを目的とする。

第二條第二項中「並びに従来法令により及び将来法律又は政令」を「及び法律又はこれに基く政令」に改め、同條第三項各号列記以外の部分中「法令」を「法律又はこれに基く政令」に改め、同項第五号中「公民館、」を「公民館、博物館、体育館、」に、「教育学芸」を「教育、学術」に、「権利を規制すること。」を「権利を規制し、その他教育、学術、文化、勧業に関する事務を行うこと。」に改め、同項第六号中「質屋、授産場、託児所、養老院、慈善院、少年教護施設、」を「公益質屋、授産施設、養老施設、救護施設等の保護施設、保育所、養護施設、教護院等の児童福祉施設、身体障害者更生援護施設、」に改め、同項第九号中「貧困者」を「生活困窮者」に、「不具者」を「身体障害者」に、「若しくは保護し、又は看護すること。」を「、援護し若しくは看護し、又は更生させること。」に改め、同項第十号を同項第十一号とし、以下一号ずつ

繰り下げ、同項第九号の次に次の一号を加える。

十　労働組合、労働争議の調整、労働教育その他労働関係に関する事務を行うこと。

第二條第三項の次に次の二項を加える。

第二項の事務の中で法律又はこれに基く政令の定めるところにより都道府県が処理しなければならないものは、この法律又はこれに基く政令に規定のあるものの外、別表第一の通りである。

第二項の事務の中で法律又はこれに基く政令の定めるところにより市町村が処理しなければならないものは、この法律又はこれに基く政令に規定のあるものの外、別表第二の通りである。

第二條第五項の次に次の三項を加える。

地方公共団体に関する法令の規定は、地方自治の本旨に基いて、これを解釈し、及び運用するようにしなければならない。なお、特別地方公共団体に関する法令の規定は、この法律に定める特別地方公共団体の特性にも照応するように、これを解釈し、及び運用しなければならない。

地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。

地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない。

第三條に次の二項を加える。

都道府県知事は、前項の規定により許可をしたときは、直ちにその旨を内閣総理大臣に報告しなければならない。

前項の規定による報告があつたときは、内閣総理大臣は、直ちにその旨を告示するとともに、これを国の関係行政機関の長に通知しなければならない。

第四條第一項の次に次の一項を加える。

前項の事務所の位置を定め又はこれを変更するに当つては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を拂わなければならない。

第四條第二項中「前項」を「第一項」に改める。

第六條第二項中「所属未定地」を「従来地方公共団体の区域に属しなかつた地域又は所属未定地」に改める。

第七條第一項中「これを定め、」を「これを定め、直ちにその旨を」に改め、同項の次に次の一項を加える。

前項の規定により市の廃置分合をしようとするときは、都道府県知事は、予め内閣総理大臣に協議しなければならない。

第七條第三項中「前二項」を「第一項及び前項」に改め、同條第四項中「前三項」を「第一項、第三項及び前項」に改め、同條第五項中「第二項」を「第三項」に、「告示」を「告示するとともに、これを国の関係行政機関の長に通知」に改め、同條に次の一項を加える。

第一項又は第三項の規定による処分は、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

第七條の次に次の一條を加える。

第七條の二　法律で別に定めるものを除く外、従来地方公共団体の区域に属しなかつた地域を都道府県又は市町村の区域に編入する必要があると認めるときは、内閣がこれを定める。この場合において、利害関係があると認められる都道府県又は市町村があるときは、予めその意見を聽かなければならない。

前項の意見については、関係のある普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

第一項の規定による処分があつたときは、内閣総理大臣は、直ちにその旨を告示しなければならない。前條第七項の規定は、この場合にこれを準用する。

第八條第三項中「若しくは市を町村とする処分又は」を「又は市を町村とする処分は第七條第一項、第二項及び第五項乃至第七項の例により、」に、「若しくは町を村とする処分は、前條第一項、第四項及び第五項の例により」を「又は町を村とする処分は同條第一項及び第五項乃至第七項の例により、」に改める。

第八條の次に次の一條を加える。

第八條の二　都道府県知事は、市町村が第二條第十項の規定によりその規模の適正化を図るのを援助するため、市町村の廃置分合又は市町村の境界変更の計画を定め、これを関係市町村に勧告することができる。

前項の計画を定め又はこれを変更しようとするときは、都道府県知事は、関係市町村、当該都道府県の議会、当該都道府県の区域内の市町村の議会又は長の連合組織その他の関係のある機関及び学識経験を有する者等の意見を聽かなければならない。

前項の関係市町村の意見については、当該市町村の議会の議決を経なければならない。

都道府県知事は、第一項の規定により勧告をしたときは、直ちにその旨を公表するとともに、内閣総理大臣に報告しなければならない。

内閣総理大臣は、前項の規定による報告を受けたときは、国の関係行政機関の長に対し直ちにその旨を通知するものとする。

第一項の規定による勧告に基く市町村の廃置分合又は市町村の境界変更については、国の関係行政機関は、これを促進するため必要な措置を講じなければならない。

第九條を次のように改める。

第九條　市町村の境界に関し争論があるときは、都道府県知事は、関係市町村の申請に基き、これを第二百五十一條の規定による調停に付することができる。

前項の規定によりすべての関係市町村の申請に基いてなされた調停により市町村の境界が確定しないとき、又は市町村の境界に関し争論がある場合においてすべての関係市町村から裁定を求める旨の申請があるときは、都道府県知事は、関係市町村の境界について裁定することができる。

前項の規定による裁定は、文書を以てこれをし、その理由を附けてこれを関係市町村に交付しなければならない。

第一項又は第二項の申請についての議決を経なければならない。

第一項の規定による調停又は第二項の規定による裁定により市町村の境界が確定したときは、都道府県知事は、直ちにその旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

前項の規定による届出を受理したときは、内閣総理大臣は、直ちにその旨を告示するとともに、これを関係行政機関の長に通知しなければならない。

前項の規定による告示があつたときは、関係市町村の境界について第七條第一項又は第三項及び第六項の規定による処分があつたものとみなし、これらの処分の効力は、当該告示により生ずる。

第二項の規定による都道府県知事の裁定に不服があるときは、関係市町村は、裁定書の交付を受けた日から三十日以内に裁判所に出訴することができる。

市町村の境界に関し争論がある場合において、都道府県知事が第一項の規定による調停又は第二項の規定による裁定に適しないと認めたときは、関係市町村は、裁判所に市町村の境界の確定の訴を提起することができる。第一項又は第二項の規定による申請をした日から九十日以内に、第一項の規定による調停に付されないとき、若しくは同項の規定による調停により市町村の境界が確定しないとき、又は第二項の規定による裁定がないときも、また、同様とする。

前項の規定による訴訟の判決が確定したときは、当該裁判所は、直ちに判決書の写を添えてその旨を内閣総理大臣及び関係のある都道府県知事に通知しなければならない。

前十項の規定は、政令の定めるところにより、市町村の境界の変更に関し争論がある場合にこれを準用する。

第九條の次に次の一條を加える。

第九條の二　市町村の境界が判明でない場合において、その境界に関し争論がないときは、都道府県知事は、関係市町村の意見を聽いてこれを決定することができる。

前項の規定による決定は、文書を以てこれをし、その理由を附けてこれを関係市町村に交付しなければならない。

第一項の意見については、関係市町村の議会の議決を経なければならない。

第一項の規定による都道府県知事の決定に不服があるときは、関係市町村は、決定書の交付を受けた日から三十日以内に裁判所に出訴することができる。

第一項の規定による決定が確定したときは、都道

府県知事は、直ちにその旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

前條第六項及び第七項の規定は、前項の規定による届出があつた市町村の境界の決定にこれを準用する。

第十一條中「及び公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）」を削る。

第十三條に次の一項を加える。

日本国民たる普通地方公共団体の住民は、法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の教育委員会の委員の解職を請求する権利を有する。

「**第四章　削除**」を「**第四章　選挙**」に改め、第十七條から第七十三條までを次のように改める。

第十七條　普通地方公共団体の議会の議員及び長は、別に法律の定めるところにより、選挙人が投票によりこれを選挙する。

第十八條　日本国民たる年齢満二十年以上の者で三箇月以来市町村の区域内に住所を有するものは、別に法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する。

第十九條　普通地方公共団体の議会の議員の選挙権を有する者で年齢満二十五年以上のものは、別に法律の定めるところにより、普通地方公共団体の議会の議員の被選挙権を有する。

日本国民で年齢満三十年以上のものは、別に法律の定めるところにより、都道府県知事の被選挙権を有する。

日本国民で年齢満二十五年以上のものは、別に法律の定めるところにより、市町村長の被選挙権を有する。

第二十條　普通地方公共団体の教育委員会の委員は、普通地方公共団体の議会の議員の選挙権を有する者で年齢満二十五年以上のものについて、別に法律の定めるところにより、普通地方公共団体の議会の議員の選挙権を有する者が投票によりこれを選挙する。

第二十一條乃至第七十三條　削除

第七十五條第一項及び第三項中「選挙管理委員会」を「教育委員会、選挙管理委員会、公安委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、地方労働委員会、農業委員会又は監査委員会」に改める。

第百二條第二項中「毎年六回以上」を「毎年四回」に改める。

第百十八條第一項中「法律又は政令」を「法律又はこれに基く政令」に改める。

第百二十一條中「選挙管理委員会の委員長、監査委員、公安委員会の委員及び教育委員会の委員」を「教育委員会の委員、選挙管理委員会の委員長、人事委員会の委員長又は公平委員会の委員長、公安委員会の委員、地方労働委員会の委員、農業委員会の会長及び監査委員」に改める。

第百二十五條中「選挙管理委員会、監査委員、公安委員会、教育委員会」を「教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、地方労働委員会、農業委員会、監査委員会」に改める。

第百三十八條第六項中「職員」を「常勤の職員」に改め、同項に次の但書を加える。

但し、臨時の職については、この限りでない。

第七章中「第一節」を「第二節」に改め、同章に第一節として次の一節を加える。

第一節　通則

第百三十八條の二　普通地方公共団体の執行機関は、当該普通地方公共団体の條例、歳入歳出予算その他の議会の議決に基く事務並びに法令、規則その他の

規程に基く当該普通地方公共団体及び国、他の地方公共団体その他公共団体の事務を、自らの判断と責任において、誠実に管理し及び執行する義務を負う。

第百三十八條の三　普通地方公共団体の執行機関の組織は、普通地方公共団体の長の所轄の下に、それぞれ明確な範囲の所掌事務と権限を有する執行機関によつて、系統的にこれを構成しなければならない。

普通地方公共団体の執行機関は、普通地方公共団体の長の所轄の下に、執行機関相互の連絡を図り、すべて、一体として、行政機能を発揮するようにしなければならない。

普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の執行機関相互の間にその権限につき疑義が生じたときは、これを調整するように努めなければならない。

第百三十八條の四　普通地方公共団体にその執行機関として普通地方公共団体の長の外、法律の定めるところにより、委員会又は委員を置く。

普通地方公共団体の委員会は、法律の定めるところにより、法令又は普通地方公共団体の條例若しくは規則に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則その他の規程を定めることができる。

普通地方公共団体は、法律又は條例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争調停委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。但し、政令で定める執行機関については、この限りでない。

第百四十八條中「並びに従来法令により及び将来法律又は政令」を「及び法律又はこれに基く政令」に改める。同條に次の二項を加える。

前項の規定により都道府県知事の権限に属する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務の中で法律又はこれに基く政令の定めるところにより都道府県知事が管理し及び執行しなければならないものは、この法律又はこれに基く政令に規定のあるものの外、別表第三の通りである。

第一項の規定により市町村長の権限に属する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務の中で法律又はこれに基く政令の定めるところにより市町村長が管理し及び執行しなければならないものは、この法律又はこれに基く政令に規定のあるものの外、別表第四の通りである。

第百四十九條第六号中「法律及び政令」を「法律及びこれに基く政令」に改め、同條第八号中「法令」を「法律又はこれに基く政令」に改める。

第百五十二條第二項中「助役を置かない町村において町村長に事故があるとき若しくは町村長」を「副知事若しくは助役を置かない普通地方公共団体において当該普通地方公共団体の長に事故があるとき若しくは当該普通地方公共団体の長」に改める。

第百五十五條第三項中「法律又は政令」を「法律又は

(一) 都の歳入歳出予算その他の財務に関する事項
三 主税局
(一) 都税及び都税に係る税外収入に関する事項
四 民生局
(一) 社会福祉に関する事項
(二) 社会保障に関する事項
五 衛生局
(一) 保健衛生に関する事項
(二) 保健所に関する事項
六 労働局
(一) 労働に関する事項
七 経済局
(一) 農業、工業、商業、林業及び水産業に関する事項
(二) 農地関係の調整並びに開拓及び入植に関する事項
(三) 物資の配給及び物価の統制に関する事項
(四) 計量及び高圧ガス等の取締に関する事項
八 建設局
(一) 建設及び復興一般に関する事項
(二) 都市計画に関する事項
(三) 道路及び河川に関する事項
(四) 土木に関する事項
九 建築局
(一) 住宅及び建築に関する事項
十 港湾局
(一) 港湾に関する事項

第二 道

一 総務部
(一) 職員の進退及び身分に関する事項
(二) 議会及び道の行政一般に関する事項
(三) 道の歳入歳出予算、税その他の財務に関する事項
(四) 市町村その他公共団体の行政一般に関する事項
(五) 統計、広報、条例の立案その他他部の主管に属しない事項
二 民生部
(一) 社会福祉に関する事項
(二) 社会保障に関する事項
三 衛生部
(一) 保健衛生に関する事項
(二) 保健所に関する事項
四 商工部
(一) 商業及び工業に関する事項
(二) 物資(農林水産物資を除く。)の配給及び物価の統制に関する事項
(三) 計量及び高圧ガス等の取締に関する事項
五 農林部
(一) 農業、林業及び水産業に関する事項
(二) 農地関係の調整に関する事項
(三) 農林水産物資の配給に関する事項
六 労働部
(一) 労働に関する事項
七 土木部
(一) 道路及び河川に関する事項
(二) 都市計画に関する事項
(三) 港湾その他土木に関する事項
八 建築部
(一) 住宅及び建築に関する事項

(二) 農林水産物資の配給に関する事項
六 労働部
(一) 労働に関する事項
七 土木部
(一) 道路及び河川に関する事項
(二) 都市計画に関する事項
(三) 港湾その他土木に関する事項
八 建築部
(一) 住宅及び建築に関する事項
九 開拓部
(一) 開拓及び入植に関する事項

第三 人口二百五十万以上の府県

一 総務部
(一) 職員の進退及び身分に関する事項
(二) 議会及び府県の行政一般に関する事項
(三) 府県の歳入歳出予算、税その他の財務に関する事項
(四) 市町村その他公共団体の行政一般に関する事項
(五) 統計、広報、条例の立案その他他部の主管に属しない事項
二 民生部
(一) 社会福祉に関する事項
(二) 社会保障に関する事項
三 衛生部
(一) 保健衛生に関する事項
(二) 保健所に関する事項

四 商工部
(一) 商業及び工業に関する事項
(二) 物資(農林水産物資を除く。)の配給及び物価の統制に関する事項
(三) 計量及び高圧ガス等の取締に関する事項
五 農林部
(一) 農業、林業及び水産業に関する事項
(二) 農地関係の調整並びに開拓及び入植に関する事項
(三) 開拓及び入植に関する事項
(四) 農林水産物資の配給に関する事項
六 労働部
(一) 労働に関する事項
七 土木部
(一) 道路及び河川に関する事項
(二) 都市計画に関する事項
(三) 港湾その他土木に関する事項
八 建築部
(一) 住宅及び建築に関する事項
(二) 府県の歳入歳出予算、税その他の財務に関する事項
(三) 保健衛生に関する事項
(四) 市町村その他公共団体の行政一般に関する事項
(五) 統計、広報、条例の立案その他他部の主管に属しない事項

第四 人口百万以上二百五十万未満の府県

一 総務部
(一) 職員の進退及び身分に関する事項
(二) 議会及び府県の行政一般に関する事項
(三) 府県の歳入歳出予算、税その他の財務に関する事項
(四) 市町村その他公共団体の行政一般に関する事項
(五) 統計、広報、条例の立案その他他部の主管に属しない事項
二 民生部
(一) 社会福祉に関する事項
(二) 社会保障に関する事項
(三) 労働に関する事項
三 衛生部
(一) 保健衛生に関する事項
(二) 保健所に関する事項
四 商工部
(一) 商業及び工業に関する事項
(二) 物資(農林水産物資を除く。)の配給及び物価の統制に関する事項
(三) 計量及び高圧ガス等の取締に関する事項
五 農林部
(一) 農業、林業及び水産業に関する事項
(二) 農地関係の調整に関する事項
(三) 開拓及び入植に関する事項
(四) 農林水産物資の配給に関する事項
(五) 計量及び高圧ガス等の取締に関する事項
六 土木部
(一) 道路及び河川に関する事項
(二) 都市計画に関する事項
(三) 住宅及び建築に関する事項
(四) 港湾その他土木に関する事項

(五) 府県の歳入歳出予算、税その他の財務に関する事項
(六) 市町村その他公共団体の行政一般に関する事項
(七) 統計、広報、条例の立案その他他部の主管に属しない事項
二 民生労働部
(一) 社会福祉に関する事項
(二) 社会保障に関する事項
(三) 労働に関する事項
三 衛生部
(一) 保健衛生に関する事項
(二) 保健所に関する事項
四 商工部
(一) 商業及び工業に関する事項
(二) 物資(農林水産物資を除く。)の配給及び物価の統制に関する事項
(三) 計量及び高圧ガス等の取締に関する事項
(四) 市町村その他公共団体の行政一般に関する事項
(五) 統計、広報、条例の立案その他他部の主管に属しない事項
二 厚生労働部
(一) 社会福祉に関する事項
(二) 社会保障に関する事項
(三) 保健衛生に関する事項
(四) 保健所に関する事項
(五) 労働に関する事項
三 経済部
(一) 農業、工業、商業、林業及び水産業に関する事項
(二) 農地関係の調整に関する事項
(三) 開拓及び入植に関する事項
(四) 物資の配給及び物価の統制に関する事項
(五) 計量及び高圧ガス等の取締に関する事項
四 土木部
(一) 道路及び河川に関する事項
(二) 都市計画に関する事項
(三) 住宅及び建築に関する事項
(四) 港湾その他土木に関する事項

都道府県知事は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、条例で、局部の名称若しくはその分掌する事務を変更し、又は局部の数を増減

することができる。この場合においては、第二條第九項及び第十項の規定の趣旨に適合し、且つ、国の行政組織及び他の都道府県の局部の組織との間に権衡を失しないように定めなければならない。

前項の規定により局部の名称若しくはその分掌する事務を変更し、又は局部の数を増減したときは、都道府県知事は、遅滞なく内閣総理大臣に届け出なければならない。

第百五十八條第六項に後段として次のように加える。

この場合においては、第二條第九項及び第十項の規定の趣旨に適合し、且つ、他の市町村の部課の組織との間に権衡を失しないように定めなければならない。

第百六十一條第一項に次の但書を加える。

但し、條例でこれを置かないことができる。

第百六十一條第二項を削り、同條第三項但書中「町村は、」を削り、同條第四項中「助役」を「副知事及び助役」に改める。

第百六十八條第一項中「及び副出納長」を削り、同條第三項を次のように改める。

都道府県は條例で副出納長を、市町村は條例で副収入役を置くことができる。

第百六十八條第四項の次に次の一項を加える。

副出納長及び副収入役は、事務吏員の中から、普通地方公共団体の長がこれを命ずる。

第百六十八條第五項及び第六項中「副出納長並びに収入役及び副収入役」を「収入役」に改める。

第百七十條第一項中「及び選挙管理委員会」を「並びに教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、地方労働委員会、農業委員会及び監査委員その他法令又は條例に基く委員会又は委員」に改め、同條第三項但書を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合においては、普通地方公共団体の長は、直ちにその旨を告示しなければならない。

第百七十條第四項を次のように改める。

副出納長又は副収入役を置かない普通地方公共団体にあつては、普通地方公共団体の長は、出納長若しくは収入役に事故があるとき、又は出納長若しくは収入役が欠けたときその職務を代理すべき吏員を定めて置かなければならない。

第百七十二條第三項に次の但書を加える。

但し、臨時又は非常勤の職については、この限りでない。

第百七十三條の次に次の一條を加える。

第百七十三條の二　第百七十二條第一項の吏員その他の職員中法律又はこれに基く政令の定める特別の資格又は職名を有するもので、法律又はこれに基く政令の定めるところにより普通地方公共団体の長が選任するものは、この法律又はこれに基く政令に規定のあるもの外、別表第六の通りである。

第百七十三條の二　第百七十二條第一項の吏員その他の職員中法律又はこれに基く政令の定める特別の資格又は職名を有するもので、法律又はこれに基く政令の定めるところにより普通地方公共団体の長が選任するものは、この法律又はこれに基く政令に規定のあるもの外、別表第六の通りである。

専門委員は、非常勤とする。

第百七十五條第一項中「若しくは第百五十五條第二項の市の区の事務所」を削る。

第一節中第百八十條の次に次の一款を加える。

第五款　他の執行機関との関係

第百八十條の二　普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部を、当該普通地方公共団体の委員会又は委員の同意を得て、普通地方公共団体の委員会、委員長、委員若しくはこれらの執行機関の事務を補助する職員に委任し、又はこれらの執行機関の事務を補助する職員をして補助執行させることができる。但し、政令で定める普通地方公共団体の委員会又は委員については、この限りでない。

第百八十條の三　普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の委員会又は委員の申出があるときは、吏員その他の職員を、当該執行機関の事務を補助する職員と兼ねさせ、若しくは当該執行機関の事務を補助する職員に充て、又は当該執行機関の事務に従事させることができる。

「**第二節**　選挙管理委員会」を「**第三節**　委員会及び委員」に改め、第二節中第百八十一條の前に次の二款及び款名を加える。

第一款　通則

第百八十條の四　執行機関として法律の定めるところにより普通地方公共団体に置かなければならない委員会は、左の通りである。

一　教育委員会

二　選挙管理委員会

三　人事委員会又は人事委員会を置かない普通地方公共団体にあつては公平委員会

四　農業委員会

前項に掲げるもの外、執行機関として法律の定めるところにより都道府県に置かなければならない委員会及び委員は、左の通りである。

一　地方労働委員会

二　收用委員会

三　海区漁業調整委員会

四　内水面漁場管理委員会

五　監査委員

前二項に掲げるもの外、法律の定めるところにより、都道府県に、都道府県国家地方警察の運営管理を行わせるため都道府県公安委員会を置かなければならない。

第一項に掲げるもの外、執行機関として、法律の定めるところにより、市及び自治体警察を維持する町村に公安委員会を置かなければならない。

普通地方公共団体の委員会の委員又は委員は、法律に特別の定があるものを除く外、非常勤とする。

第百八十條の五　普通地方公共団体の委員会又は委員は、左に掲げる権限を有しない。但し、法律に特別の定があるものは、この限りでない。

一　普通地方公共団体の歳入歳出予算を調製すること。

二　普通地方公共団体の議会の議決を経べき事件につきその議案を提出すること。

三　收入及び支出を命令すること。

四　地方税、分担金、加入金若しくは夫役現品を賦課徴收し、又は過料を科すること。

五　普通地方公共団体の決算及び証書類を議会の認定に付すること。

第百八十條の六　普通地方公共団体の委員会又は委員は、その権限に属する事務の一部を、当該普通地方公共団体の長の補助機関たる職員若しくはその管理に属する行政機関の長に委任し、若しくは普通地方公共団体の長の補助機関たる職員若しくはその管理に属する行政機関に属する職員をして補助執行させ、又は専門委員に委託して必要な事項を調査させることができる。但し、政令で定める事務については、この限りではない。

第二款　教育委員会

第百八十條の七　教育委員会は、別に法律の定めるところにより、学校その他の教育機関を管理し、教科内容及び教育職員の身分取扱に関する事務を行い、並びに社会教育その他教育、学術及び文化に関する事務を管理し及びこれを執行する。

前項の規定による事務の中教育委員会の権限に属する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務で、法律又はこれに基く政令の定めるところにより教育委員会が管理し及び執行しなければならないものは、都道府県の教育委員会にあつては別表第三、市町村の教育委員会にあつては別表第四の通りである。

教育委員会の任命する職員中法律又はこれに基く政令の定める特別の資格又は職名を有するもので、法律又はこれに基く政令で定めるところにより普通地方公共団体に置かなければならないものは、別表第六の通りである。

第三款　選挙管理委員会

第百八十一條第二項中「都道府県にあつては六人、市町村にあつては四人」を「都道府県及び第百五十五條第二項の市にあつては四人、その他の市及び町村にあつては三人」に改める。

第百八十二條第四項を次のように改める。

委員又は補充員は、それぞれその中の二人が同時に同一の政党その他の団体に属する者となることとなつてはならない。

第百八十六條第一項中「法律又は政令」を「法律又はこれに基く政令」に改め、同條に次の一項を加える。

第一項の規定により選挙管理委員会の権限に属する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務の中で、法律又はこれに基く政令の定めるところにより選挙管理委員会が管理しなければならないものは、この法律又はこれに基く政令に規定のあるもの外、都道府県の選挙管理委員会にあつては別表第三、市町村の選挙管理委員会にあつては別表第四の

通りである。

第百八十九條第一項中「委員三人以上」を「都道府県及び第百五十五條第二項の市にあつては委員三人以上、その他の市及び町村にあつてはすべての委員」に改める。

第百九十條第二項を削る。

第百九十一條第一項中「書記その他の職員を置く。」を「書記その他の職員を置くことができる。」に改め、同條第二項中「職員」を「常勤の職員」に改め、同項に次の但書を加える。

但し、臨時の職については、この限りでない。

第百九十一條第三項中「書記その他の職員」の下に「又は第百八十條の三の規定による職員」を加える。

「第三節　監査委員」を「第四款　監査委員」に改める。

第百九十五條第三項但書中「市」を「政令で指定する市」に改める。

第百九十六條に次の一項を加える。

監査委員で学識経験を有する者の中から選任されるものは、これを常勤とすることができる。

第百九十九條第一項の次に次の一項を加える。

監査委員は、監査をするに当つては、当該普通地方公共団体の経営に係る事業の管理及び当該普通地方公共団体の出納その他の事務の執行が第二條第九項及び第十項の規定の趣旨に則つてなされているかどうかに、特に、意を用いなければならない。

第百九十九條第二項中「前項」を「第一項」に改め、同條第六項中「選挙管理委員会、公安委員会、教育委員会」を「教育委員会、選挙管理委員会、公安委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、地方労働委員会、農業委員会」に改め、同項の次に次の一項を加える。

監査委員は、監査の結果に基いて必要があると認めるときは、当該普通地方公共団体の組織及び運営の合理化に資するため、前項の規定による報告に添えてその意見を提出することができる。

第二百條第二項中「職員」を「常勤の職員」に改め、同項に次の但書を加える。

但し、臨時の職については、この限りでない。

第二百條第三項中「書記その他の職員」の下に「又は第百八十條の三の規定による職員」を加える。

第七章中第二百二條の次に次の二款を加える。

第五款　人事委員会、公平委員会、公安委員会、地方労働委員会及び農業委員会

第二百二條の二　人事委員会は、別に法律の定めるところにより、人事行政に関する調査、研究、企画、立案、勧告等を行い、職員の競争試験及び選考を実施し、並びに職員の勤務条件に関する措置の要求及び職員に対する不利益処分を審査し、並びにこれについて必要な措置を講ずる。

公平委員会は、別に法律の定めるところにより、職員の勤務条件に関する措置の要求及び職員に対する不利益処分を審査し、並びにこれについて必要な措置を講ずる。

公安委員会は、別に法律の定めるところにより、都道府県の公安委員会にあつては都道府県国家地方警察の運営管理その他の事務を行い、市町村の公安委員会にあつては当該市町村の区域における警察の管理その他の事務を行う。

地方労働委員会は、別に法律の定めるところにより、労働組合の資格の立証を受け及び証明を行い、並びに不当労働行為に関し調査し、審問し及び命令を発し、労働争議の斡旋、調停及び仲裁を行い、その他労働関係に関する事務を執行する。

農業委員会は、別に法律の定めるところにより、自作農の創設及び維持、農地等の利用関係の調整、農地の交換分合その他農地に関する事務を執行する。

収用委員会は別に法律の定めるところにより土地の収用に関する裁決その他の事務を行い、海区漁業調整委員会又は内水面漁場管理委員会は別に法律の定めるところにより漁業調整のため必要な指示その他の事務を行う。

第三項乃至第五項の規定により公安委員会、地方労働委員会又は農業委員会の権限に属する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務の中で、法律又はこれに基く政令の定めるところにより公安委員会、地方労働委員会又は農業委員会が管理し及び執行しなければならないものは、都道府県の公安委員会、地方労働委員会及び農業委員会にあつては別表第三、市町村の公安委員会及び農業委員会にあつては

別表第四の通りである。

市町村の公安委員会が任命し又はその任命について承認を與える職員中法律の定める特別の資格又は職名を有するもので、法律又はこれに基く政令の定めるところにより市町村に置かなければならないものは、別表第六の通りである。

第六款　附属機関

第二百二條の三　普通地方公共団体の執行機関の附属機関は、法律若しくはこれに基く政令又は條例の定めるところにより、その担任する事項について調停、審査、審議又は調査等を行う機関とする。

附属機関を組織する委員その他の構成員は、非常勤とする。

附属機関の庶務は、法律又はこれに基く政令に特別の定があるものを除く外、その属する執行機関において掌るものとする。

附属機関の中で法律又はこれに基く政令の定めるところにより普通地方公共団体に置かなければならないものは、この法律又はこれに基く政令に規定のあるものの外、別表第七の通りである。

「第八章　給與」を「第八章　給與その他の給付」に改める。

第二百三條第一項中「その議会の議員、選挙管理委員、議会の議員の中から選任された監査委員」を「その議会の議員、委員会の委員、非常勤の監査委員その他の委員、自治紛争調停委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員」に改め、「選挙立会人」の下に「その他普通地方公共団体の非常勤の職員」を加える。

第二百四條第一項中「その補助機関たる職員（非常勤の者を除く。）、学識経験を有する者の中から選任された監査委員」を「その補助機関たる常勤の職員、委員会の常勤の委員、常勤の監査委員」に、「その他の職員」を「又は書記長、書記その他の常勤の職員」に、「選挙管理委員会の書記その他の職員」を「委員会の事務局長又は委員会若しくは委員の事務を補助する書記その他の常勤の職員」に改める。

第二百六條第一項中「給與」を「給與その他の給付」に改める。

第二百七條中「関係人」の下に「、第二百五十一條第六項の規定により出頭した当事者及び関係人」を加える。

第二百十三條第一項中「法律又は政令」を「法律又はこれに基く政令」に改める。

第二百二十二條第二項中「普通地方公共団体の長」の下に「又は委員会」を加える。

第二百二十三條第一項中「法律又は政令」を「法律又は政令」に改める。

第二百二十八條中「行政事務（従来法令により及び将来法律又は政令により当該普通地方公共団体に属するものを除く。）で国の事務に属しないもの」を「当該普通地方公共団体の行政事務」に、「並びに従来法令により又は将来法律若しくは政令」を「並びに法律又はこれに基く政令」に改める。

第二百二十九條中「従来法令により及び将来法律又は政令」を「法律又はこれに基く政令」に改め、「若しくはその補助機関たる職員若しくは選挙管理委員会」を「、委員会若しくは委員若しくはこれらの補助機関たる職員」に改める。

第二百三十四條第一項に後段として次のように加える。

この場合において、普通地方公共団体の長は、遅くとも年度開始前、都道府県及び第百五十五條第二項の市にあつては三十日、その他の市及び町村にあつては二十日までに当該予算を議会に提出するようにしなければならない。

第二百四十三條第一項及び第二百四十四條の二第一項中「法律又は政令」を「法律又はこれに基く政令」に改める。

第二百四十五條中「命令」を「政令」に改める。

「第十章　監督」を「第十章　国と普通地方公共団体との関係及び普通地方公共団体相互間の関係」に改める。

第十章中第二百四十六條の前に次の一條を加える。

第二百四十五條の三　内閣総理大臣又は都道府県知事は、普通地方公共団体の組織及び運営の合理化に資するため、普通地方公共団体に対し、適切と認める技術的な助言又は勧告をすることができる。

普通地方公共団体の長は、第二條第九項及び第十項の規定の趣旨を達成するため必要があると認める

ときは、内閣総理大臣又は都道府県知事に対し、当該普通地方公共団体の組織及び運営の合理化に関する総合的な監査並びにその結果に基く技術的な助言又は勧告を求めることができる。

内閣総理大臣又は都道府県知事は、普通地方公共団体の組織及び運営の合理化に関する情報を提供するため必要があると認めるときは、普通地方公共団体に対し、その作成に要する資料の提出を求めることができる。

主務大臣又は都道府県知事若しくは都道府県の委員会若しくは委員は、普通地方公共団体に対し、その担任する事務の運営その他の事項について適切と認める技術的な助言若しくは勧告をし、又は当該事務の運営その他の事項の合理化について情報を提供するため必要な資料の提出を求めることができる。

普通地方公共団体の長又は普通地方公共団体の委員会若しくは委員は、主務大臣又は都道府県知事若しくは都道府県の委員会若しくは委員に対し、その担任する事務の管理及び執行について監査を求め、並びにその結果に基く技術的な助言又は勧告を求めることができる。

第二百五十一条を次のように改める。

第二百五十一条 普通地方公共団体相互の間又は普通地方公共団体の機関相互の間に紛争があるときは、この法律に特別の定のあるものを除く外、都道府県又は都道府県の機関が当事者となるものにあつては内閣総理大臣、その他のものにあつては都道府県知事は、当事者の申請に基き又は職権により、紛争の解決のため、これを自治紛争調停委員の調停に付することができる。

自治紛争調停委員は、三人とし、事件ごとに、学識経験を有する者の中から、内閣総理大臣又は都道府県知事がそれぞれこれを任命する。この場合においては、内閣総理大臣又は都道府県知事は、予め当該事件に関係のある事務を担任する主務大臣又は都道府県の委員会若しくは委員に協議するものとする。

自治紛争調停委員は、調停案を作成して、これを当事者に示し、その受諾を勧告するとともに、その調停案に、理由を附けて公表することができる。

自治紛争調停委員は、調停による解決の見込がないと認めるときは、調停を打ち切り、事件の要点及び調停の経過を公表することができる。

第一項の調停は、当事者が調停案を受諾して、その旨を記載した文書を内閣総理大臣又は都道府県知事に提出したときに成立するものとする。

自治紛争調停委員は、当事者及び関係人の出頭及び陳述を求めることができる。

第百八十二条第四項の規定は、自治紛争調停委員にこれを準用する。

この法律に規定するものを除く外、調停に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

第十章中第二百五十二条の次に次の十五条を加える。

第二百五十二条の二 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の事務の一部又は普通地方公共団体の長、委員会若しくは委員の権限に属する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務の一部を共同して管理し及び執行し、又は普通地方公共団体の長その他の執行機関の権限に属する事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、協議により規約を定め、普通地方公共団体の協議会を設けることができる。

普通地方公共団体は、協議会を設けたときは、その旨及び規約を告示するとともに、都道府県の加入するものにあつては内閣総理大臣、その他のものにあつては都道府県知事に届け出なければならない。

この場合において、普通地方公共団体の長、委員会又は委員の権限に属する国の事務の一部について協議会を設けようとするときは、予め、都道府県の加入するものにあつては内閣総理大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。

第一項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

第二百五十二条の三 普通地方公共団体の協議会は、会長及び委員を以てこれを組織する。

普通地方公共団体の協議会の会長及び委員は、規約の定めるところにより常勤又は非常勤とし、関係普通地方公共団体の職員の中から、これを選任する。

普通地方公共団体の協議会の会長は、普通地方公

共団体の協議会の事務を掌理し、協議会を代表する。

第二百五十二条の四 普通地方公共団体の協議会の規約には、左に掲げる事項につき規定を設けなければならない。

一 協議会の名称
二 協議会を設ける普通地方公共団体
三 協議会の管理し及び執行する関係普通地方公共団体又は関係普通地方公共団体の長、委員会若しくは委員の権限に属する事務（以下本条中「協議会の担任する事務」という。）並びに協議会におけるこれらの事務の管理及び執行の方法
四 協議会の担任する事務を管理し及び執行する場所
五 協議会の組織並びに会長及び委員の選任の方法
六 協議会の担任する事務に従事する関係普通地方公共団体の職員の身分の取扱
七 協議会の経費の支弁の方法
八 協議会の担任する事務の用に供する関係普通地方公共団体の物品若しくは財産の取得、管理及び処分又は営造物の設置、管理及び処分の方法
九 前各号に掲げるものを除く外、協議会と協議会を設ける関係普通地方公共団体との関係その他協議会に関し必要な事項

第二百五十二条の五 普通地方公共団体の協議会が関係普通地方公共団体又は関係普通地方公共団体の長その他の執行機関の名においてした事務の管理及び執行は、関係普通地方公共団体の長その他の執行機関が管理し及び執行したものとしての効力を有する。

第二百五十二条の六 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の協議会を設ける普通地方公共団体の数を増減し、若しくは協議会の規約を変更し、又は協議会を廃止しようとするときは、第二百五十二条の二の例によりこれを行わなければならない。

第二百五十二条の七 普通地方公共団体は、協議により規約を定め、共同して、第百三十八条の四第一項に規定する委員会若しくは委員、同条第三項に規定する附属機関、第百七十二条第一項に規定する吏員その他の職員、普通地方公共団体の委員会若しくは委員の事務を補助する職員又は第百七十四条第一項に規定する専門委員を置くことができる。但し、政令で定める委員会については、この限りでない。

前項の規定による執行機関、附属機関若しくは職員を共同設置する普通地方公共団体の数を増減し、若しくはこれらの執行機関、附属機関若しくは職員の共同設置に関する規約を変更し、又はこれらの執行機関、附属機関若しくは職員の共同設置を廃止しようとするときは、関係普通地方公共団体は、同項の例により、協議してこれを行わなければならない。

第二百五十二条の二第二項及び第三項の規定は、前二項の場合にこれを準用する。

第二百五十二条の八 前条の規定により共同設置する普通地方公共団体の委員会若しくは委員又は附属機関（以下本条中「共同設置する機関」という。）の共同設置に関する規約には、左に掲げる事項につき規定を設けなければならない。

一 共同設置する機関の名称
二 共同設置する機関を設ける普通地方公共団体
三 共同設置する機関の執務場所
四 共同設置する機関を組織する委員その他の構成員の選任の方法及びその身分の取扱
五 前各号に掲げるものを除く外、共同設置する機関と関係普通地方公共団体との関係その他共同設置する機関に関し必要な事項

第二百五十二条の九 普通地方公共団体が共同設置する委員会の委員で、普通地方公共団体の議会が選挙すべきものの選任については、規約で、左の各号のいずれの方法によるかを定めるものとする。

一 規約で定める普通地方公共団体の議会が選挙すること。
二 関係普通地方公共団体の長が協議により定めた共通の候補者について、すべての関係普通地方公共団体の議会が選挙すること。

普通地方公共団体が共同設置する委員会の委員若しくは委員又は附属機関の委員その他の構成員で、普通地方公共団体の長が当該普通地方公共団体の議会の同意を得て選任すべきものの選任については、規約で、左の各号のいずれの方法によるかを定めるものとする。

一 規約で定める普通地方公共団体の長が当該普通

地方公共団体の議会の同意を得て選任すること。

二　関係普通地方公共団体の長が協議により定めた共通の候補者について、それぞれの関係普通地方公共団体の長が当該普通地方公共団体の議会の同意を得た上、規約で定める普通地方公共団体の長が選任すること。

普通地方公共団体が共同設置する委員会の委員若しくは委員又は附属機関の委員その他の構成員で、普通地方公共団体の長、委員会又は委員が選任すべきものの選任については、規約で、左の各号のいずれの方法によるかを定めるものとする。

一　規約で定める普通地方公共団体の長、委員会又は委員が選任すること。

二　関係普通地方公共団体の長、委員会又は委員が協議により定めた者について、規約で定める普通地方公共団体の長、委員会又は委員がこれを選任すること。

普通地方公共団体が共同設置する委員会の委員若しくは委員又は附属機関の委員その他の構成員で第一項又は第二項の規定により選任するものの身分取扱については、規約で定める普通地方公共団体の議会が選挙し又は規約で定める普通地方公共団体の長が選任する場合においては、当該普通地方公共団体の職員とみなし、すべての関係普通地方公共団体の議会が選挙する場合においては、規約で定める普通地方公共団体の職員とみなす。

普通地方公共団体が共同設置する委員会の委員若しくは委員又は附属機関の委員その他の構成員で第三項の規定により選任するものの身分取扱については、関係普通地方公共団体の議会が選挙し又は規約で定める普通地方公共団体の長が選任する場合においては、当該普通地方公共団体の職員とみなす。

第二百五十二條の十一　普通地方公共団体の委員会又は委員の事務を補助する職員は、第二百五十二條の九第四項又は第五項の規定により共同設置する委員会の委員又は委員が属するものとみなされる普通地方公共団体（以下本條中「規約で定める普通地方公共団体」という。）の吏員その他の職員をもつて充て、普通地方公共団体が共同設置する附属機関の庶務は、規約で定める普通地方公共団体の執行機関においてこれを掌るものとする。

普通地方公共団体が共同設置する委員会若しくは委員又は附属機関の委員その他の構成員で第三項の規定により選任するものの身分取扱については、関係普通地方公共団体における選挙権を有する者が、政令の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の長に対し、解職の請求を行い、二の普通地方公共団体の共同設置する場合においてはすべての関係普通地方公共団体の議会において解職に同意する旨の議決があつたとき、又は三以上の普通地方公共団体の共同設置する場合においてはその半数を超える関係普通地方公共団体の議会において解職に同意する旨の議決があつたときは、当該解職は、成立するものとする。

第二百五十二條の十二　普通地方公共団体が共同設置する委員会が行う関係普通地方公共団体の経営に係る事業の管理及び関係普通地方公共団体の出納その他の事務の通常の監査は、規約で定める普通地方公共団体の監査委員又は規約で定める普通地方公共団体に監査委員を置かないときは当該規約で定める普通地方公共団体の長が毎会計年度少くとも一回以上期日を定めてこれを行うものとする。この場合においては、規約で定める普通地方公共団体の監査委員の職務を行うものは、監査の結果を他の関係普通地方公共団体の長に報告し、且つ、これを公表しなければならない。

第二百五十二條の十三　普通地方公共団体が共同設置する委員会若しくは委員又は附属機関は、左に掲げる事項につき規定を設けなければならない。

一　委託する普通地方公共団体及び委託を受ける普通地方公共団体

二　委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法

三　委託事務に要する経費の支弁の方法

四　前各号に掲げるもの外、委託事務に関し必要な事項

第二百五十二條の十四　普通地方公共団体の事務又は普通地方公共団体の長、委員会若しくは委員の権限に属する事務を、他の普通地方公共団体に委託して、普通地方公共団体の長又は同種の委員会若しくは委員をしてこれを管理し及び執行させることができる。

前項の規定により委託した事務を変更し、又はその事務の委託を廃止しようとするときは、関係普通地方公共団体は、同項の例により、協議してこれを行わなければならない。

第二百五十二條の二第二項及び第三項の規定は、前二項の規定により普通地方公共団体の事務又はその執行機関の権限に属する事務を委託し、又は委託した事務を変更し、若しくはその事務の委託を廃止する場合にこれを準用する。

第二百五十二條の十五　前條の規定により委託する普通地方公共団体の事務又はその執行機関の権限に属する事務（以下本條中「委託事務」という。）の委託に関する規約には、左に掲げる事項につき規定を設けてその権限を行うことができる。

第二百五十四條中「最近の人口」を「最近の国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査の結果による人口」に改める。

第二百五十五條中「第七條第一項及び第二項」を「第七條第一項及び第三項」に改める。

第二百五十五條の二中「普通地方公共団体」を「市町村の境界に関する裁定若しくは決定又は市町村の境界の確定、普通地方公共団体」に改める。

第二百五十九條第四項中「告示」を「告示するとともに、これを国の関係行政機関の長に通知」に改め、同項に後段として次のように加える。

第七條第七項の規定は、第一項又は前項の規定により郡の区域をあらたに画し、若しくはこれを廃止し、又は郡の区域を変更する場合にこれを準用する。

第二百六十四條第一項中「法律又は政令」を「法律又はこれに基く政令」に、「法令」を「法律又はこれに基く政令」に改め、同條第二項中「第四項」を「第六項」に改める。

第二百六十五條第三項の次に次の二項を加える。

法律で別に定めるものを除く外、従来地方公共団体の区域に属しなかつた地域を特別市の区域に編入する必要があると認めるときは、内閣がこれを定める。この場合において、利害関係があると認められる地方公共団体があるときは、予めその意見を聴かなければならない。

く外、それぞれ関係普通地方公共団体の委員会若しくは委員又は附属機関とみなす。

第二百五十二條の十三　前五條の規定は、政令の定めるところにより、第二百五十二條の七の規定による普通地方公共団体の長、委員会若しくは委員の事務を補助する吏員その他の職員又は専門委員の共同設置にこれを準用する。

第二百五十二條の十四　普通地方公共団体は、協議により規約を定め、普通地方公共団体の事務の一部又は普通地方公共団体の長、委員会若しくは委員の権限に属する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務の一部を、他の普通地方公共団体に委託して、当該普通地方公共団体の長又は同種の委員会若しくは委員をしてこれを管理し及び執行させることができる。

前項の規定により委託した事務を変更し、又はその事務の委託を廃止しようとするときは、関係普通地方公共団体は、同項の例により、協議してこれを行わなければならない。

第二百五十二條の二第二項及び第三項の規定は、前二項の規定により普通地方公共団体の事務又はその執行機関の権限に属する事務を委託し、又は委託した事務を変更し、若しくはその事務の委託を廃止する場合にこれを準用する。

第二百五十二條の十五　前條の規定により委託する普通地方公共団体の事務又はその執行機関の権限に属する事務（以下本條中「委託事務」という。）の委託に関する規約には、左に掲げる事項につき規定を設けてその権限を行うことができる。

一　委託する普通地方公共団体及び委託を受ける普通地方公共団体

二　委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法

三　委託事務に要する経費の支弁の方法

四　前各号に掲げるもの外、委託事務に関し必要な事項

第二百五十二條の十六　普通地方公共団体の事務又は普通地方公共団体の長、委員会若しくは委員の権限に属する事務を、他の普通地方公共団体に委託して、普通地方公共団体の長又は同種の委員会若しくは委員をしてこれを管理し及び執行させる場合においては、これらの事務の管理及び執行に関する法令中委託した普通地方公共団体又はその執行機関に適用すべき規定は、当該委託された事務の範囲内において、その事務の委託を受けた普通地方公共団体又はその執行機関について適用があるものとし、別に規約で定をするものを除く外、これらの事務の委託を受けた普通地方公共団体の当該事務の管理及び執行に関する條例、規則又はその機関の定める規程は、委託した普通地方公共団体の條例、規則又はその機関の定める規程としての効力を有する。

第二百五十三條に次の一項を加える。

前項の場合において関係都道府県知事の協議が調わないときは、内閣総理大臣は、その事件を管理すべき都道府県知事を定め、又は都道府県知事に代つてその権限を行うことができる。

なければならない。

第三項但書の規定による処分をしたとき、又は前項の規定による処分があつたときは、内閣総理大臣は、直ちにその旨を告示するとともに、国の関係行政機関の長に通知しなければならない。第七條第七項の規定は、この場合にこれを準用する。

第二百六十五條第四項中「前項但書」を「第三項但書」に改め、同條第五項中「前二項」を「第三項又は前項」に改め、同條第六項中「前項の協議」を「第四項の意見又は前項の協議」に改める。

第二百六十六條を次のように改める。

第二百六十六條　第九條の規定は特別市と市町村又は特別区との境界に関し争論がある場合に、第九條の二の規定はその境界が判明でない場合において争論がないときにこれを準用する。但し、政令で特別の定をすることができる。

第二百六十八條第一項に次の但書を加える。

但し、條例で助役を置かないことができる。

第二百六十八條第三項中「法律又は政令」を「法律又はこれに基く政令」に、「法令」を「法律又はこれに基く政令」に改める。

第二百六十九條第一項中「及び副収入役若干人」を削り、同項の次に次の一項を加える。

特別市は、條例で副収入役を置くことができる。

第二百七十條に次の一項を加える。

第四條第二項の規定は、前項の事務所又は支所の位置及び所管区域にこれを準用する。

第二百七十一條第四項中「法律又は政令」を「法律又はこれに基く政令」に改める。

第二百七十二條第一項中「及び区副収入役」を削り、同條第三項中「及び区副収入役」を削り、同條第四項中「又は区副収入役」を削り、同條第五項を削る。

第二百七十三條第一項中「特別市及び行政区の選挙管理委員会」を「特別市の教育委員会、公安委員会、人事委員会、公安委員会、地方労働委員会、農業委員会、監査委員その他法令又は條例に基く委員会又は委員及び行政区の選挙管理委員会」に改め、同條第二項但書を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合においては、特別市の市長は、直ちにその旨を告示しなければならない。

第二百七十三條第三項を削り、第四項を第三項とし、「前項」に改め、「及び区副収入役」及び「及び副収入役」を削る。

第二百七十五條第二項に次の但書を加える。

但し、臨時又は非常勤の職の定数については、この限りでない。

第二百七十七條中「第九十一條第一項」を「第百二十一條」に、「第九十一條第一項乃至第三項」を「第百六十八條第五項及び第六項」を「第百七十一條第四項、第二百二條の二第三項、第七項及び第八項」に改め、「及び第二百六十條」を「並びに第二百六十條」に改める。

第二百八十一條を次のように改める。

第二百八十一條　都の区は、これを特別区という。

特別区は、左に掲げる公共事務及び行政事務で、国又は都に属しないものを、法律又はこれに基く政令の定めるところにより処理する。

一　小学校、中学校、幼稚園及び各種学校を設置し及び管理し並びにこれらに関する教育事務を管理し及び執行すること。但し、教育職員の任用その他の身分取扱、教科内容及びその取扱、教科用図書の採択その他政令で定めるものを除く。

二　主として当該特別区の住民の使用する公園、運動場、広場、緑地及び児童遊園を設置し及び管理すること。

三　主として当該特別区の住民の使用する図書館、公民館及び公会堂を設置し及び管理し並びに主として当該特別区の住民に対する社会教育を行うこと。

四　主として当該特別区の区域内の交通の用に供する道路を設置し及び管理すること。

五　街路樹及び道路の照明施設を設置し及び管理し並びに道路の清掃事業を行うこと。

六　公益質屋、共同作業場、診療所、公衆浴場及び公共便所を設置し及び管理すること。

七　小売市場を設置し及び管理すること。

八　公共溝渠を管理すること。

九　身分証明、印鑑証明及び登録等に関する事務を行うこと。

十　前各号に掲げるものを除く外、都の処理していない公共事務及び法律若しくはこれに基く政令又は第三項の規定による都の條例により特別区に属する事務

特別区の存する区域においては、法律又はこれに基く政令の規定により市が処理しなければならない事務の中第四項の規定により都に属するもので、主として特別区の区域内に関するものについては、都は、特別区の議会その他学識経験を有する者等の意見を聴き、條例で、これを特別区に委任するものとする。

第二項の規定により特別区に属するものを除く外、特別区の存する区域においては、法律又はこれに基く政令の規定により市が処理しなければならない事務は、都がこれを処理する。

都は、特別区が第二項の規定により処理すべき事務と競合するような事務を行わないようにしなければならない。

第二百八十一條の次に次の一條を加える。

第二百八十一條の二　特別区の区長は、特別区の議会の議員の選挙権を有する者で年齢満二十五年以上のものの中から、特別区の議会が都知事の同意を得てこれを選任する。

特別区の区長は、当該特別区の事務並びに法律又はこれに基く政令によりその権限に属する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務の外、法律又はこれに基く政令により市長の権限に属する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務を管理し及びこれを執行する。但し、政令で特別の定をしたものは、この限りでない。

都知事は、その権限に属する事務の中で主として特別区の区域内に関するものについては、都の規則により、これを特別区の区長に委任して管理し及び執行させるものとする。

第二項の規定は特別区の委員会又は委員に、前項の規定は都の委員会又は委員の権限に属する事務の特別区の委員会又は委員への委任にこれを準用する。

特別区の区長又は委員会若しくは委員の機関として処理する事務については、都知事又は都の委員会若しくは委員は、都知事又は都の委員会若しくは委員の指揮監督を受ける。

第二百八十二條中「特別区について」を「特別区の事務について特別区相互の間の調整上」に改め、同條に次の二項を加える。

都は、第二百八十一條第二項及び第三項の規定により特別区に属する事務及び前條第二項（同條第四項において準用する場合を含む。）の規定により特別区の区長又は委員会若しくは委員の権限に属する事務の処理又は管理若しくは執行に要する経費の財源について、政令の定めるところにより、特別区の意見を聴いて、條例で、都と特別区及び特別区相互の間の調整上必要な措置を講じなければならない。

都知事は、特別区に対し、特別区の存する区域における都の事務の処理との調整上、特別区の事務の処理について必要な助言又は勧告をすることができる。

第二百八十三條を次のように改める。

第二百八十三條　この法律又は政令で特別の定をするものを除く外、第二編中市に関する規定は、特別区にこれを適用する。

第二百八十四條第一項中「その事務の一部」を「その事務の一部又は普通地方公共団体、特別市及び特別区の長、委員会若しくは委員の権限に属する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務の一部」に改める。

第二百八十七條に次の一項を加える。

地方公共団体の組合の議会の議員又は管理者その他の職員は、第九十二條第二項及び第百四十一條第二項（第二百七十八條又は第二百八十三條において適用し又は準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、組合を組織する地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長その他の職員と兼ねることができる。

第二百九十二條及び第二百九十四條第一項中「法律又は政令」を「法律又はこれに基く政令」に改める。

附則第十條第一項中「及びその家族等に対する俸給その他の給與に関する事務」を「、その家族等に対する俸給その他の給與に関する事務及び未引揚邦人の調査

に関する事務」に改め、同條第三項中「民生部」を「民生部、民生労働部又は厚生労働部」に改める。

附則第十七條中「他の法令中市に関する規定は、」を「他の法令の市に関する規定中第二百八十一條第二項各号に掲げる特別区に属する事務に関するもの並びに第二百八十一條の二第二項又は同條第四項において準用する第二百八十一條の二第二項の規定により特別区の長、委員会又は委員の権限に属する事務に関するものは、」に改める。

附則の次に別表第一から別表第七までとして次のように加える。

別表第一

都道府県が処理しなければならない事務

一　不動産登記法（明治三十二年法律第二十四号）の定めるところにより、登記の嘱託をすること。

二　国立公園法（昭和六年法律第三十六号）及びこれに基く政令の定めるところにより、国立公園事業により生じた施設を管理すること。

三　優生保護法（昭和二十三年法律第百五十六号）の定めるところにより、優生結婚相談所を設置すること。

四　精神衛生法（昭和二十五年法律第百二十三号）の定めるところにより、精神病院を設置すること。

五　伝染病予防法（明治三十年法律第三十六号）の定めるところにより、ねずみ族、こん虫等の駆除を行い、これに必要な器具、薬品その他の物件を設備し、及び市町村の支弁した伝染病予防のための費用の一部を支出すること。

六　結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）の定めるところにより、患者に対して医療に必要な費用の二分の一を負担し、従業の禁止又は療養所への入所を命じた患者が経済的事情により医療を受けることが困難であるときその医療費の全部又は一部を負担し、及び市町村、事業主等が支弁した健康診断等に要する費用に対して補助すること。

七　癩予防法（明治四十年法律第十一号）の定めるところにより、主務大臣の命を受けてらい療養所を設置し、及び従業禁止又は入所に因り生活することのできない者に対して生活費を補給すること。

八　性病予防法（昭和二十三年法律第二百六十七号）の定めるところにより、病院又は診療所を設置すること。

九　寄生虫病予防法（昭和六年法律第五十九号）の定めるところにより、寄生虫病の予防及び治療のため市町村が支出する費用の一部を支出すること。

十　旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）の定めるところにより、旅館業の営業の施設についての換気、採光、照明、防湿及び清潔その他宿泊者の衛生に必要な措置の基準を條例で定めること。

十一　興行場法（昭和二十三年法律第百三十七号）の定めるところにより、興行場の換気、照明、防湿及び清潔その他入場者の衛生に必要な措置の基準を條例で定めること。

十二　公衆浴場法（昭和二十三年法律第百三十九号）の定めるところにより、公衆浴場の設置場所の配置の基準、公衆浴場の換気、採光、照明、保温及び清潔その他入浴者の衛生及び風紀に必要な措置の基準を條例で定めること。

十三　食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）の定めるところにより、食品衛生検査施設を設置すること。

十四　医療法（昭和二十三年法律第二百五号）の定めるところにより、主務大臣の命を受けて公的医療機関を設置すること。

十五　生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）の定めるところにより、生活保護等に要する費用を一時繰替支弁し、及び市町村の生活保護等に要する費用の一部を負担すること。

十六　民生委員法（昭和二十三年法律第百九十八号）の定めるところにより、民生委員等に要する費用を支弁すること。

十七　行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治三十二年法律第九十三号）の定めるところにより、行旅病人又は行旅病人の同伴者の引取をする者がないとき等においてこれらを引き取り、及び市町村の行つた救護等に要した費用を弁償すること。

十八　身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）の定めるところにより、身体障害者更生相談所を設置し、及び市町村の身体障害者更生援護施設の設置に要する費用の一部を負担すること。

十九　災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）及びこれに基く政令の定めるところにより、災害救助基金を積み立てること。

二十　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）及びこれに基く政令の定めるところにより、教護院を設置し、並びに市町村の設置する児童福祉施設の設備及び職員の養成施設に要する費用の一部を負担すること。

二十一　緊急失業対策法（昭和二十四年法律第八十九号）の定めるところにより、失業対策事業を実施し、及び公共事業の実施に際して失業対策上必要な措置を講ずること。

二十二　農業委員会法（昭和二十六年法律第八十八号）の定めるところにより、都道府県農業委員会の委員の選挙に関する事務を管理し、及び都道府県農業委員会の委員の解任請求に関する事務を行うこと。

二十三　植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）の定めるところにより、主務大臣の行う発生予察事業に協力し、植物を検疫し、有害動物又は有害植物の防除に関し必要な措置を講じ、指定有害動植物以外の有害動物又は有害植物について発生予察事業を行い、並びに條例で定める区域ごとに病害虫防除員及び防除に必要な器具を置くこと。

二十四　牧野法（昭和二十五年法律第百九十四号）の定めるところにより、牧野を管理し、牧野管理規程を定め、及び牧野管理規程に従つて牧野を利用させること。

二十五　蚕糸業法（昭和二十年法律第五十七号）及びこれに基く政令の定めるところにより、繭の検定施設を設け、繭の検定を行い、原蚕種を製造し、及び蚕種に関する検査その他蚕病の駆除又は予防のため必要な吏員を置くこと。

二十六　漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）の定めるところにより、海区漁業調整委員会（北海道の海区漁業調整委員会を除く。）の委員の選挙に関する事務を管理し、並びに委員の解職の請求及び投票に関する事務を行うこと。

二十七　水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）の定めるところにより、水防管理団体を指定し、水防計画を作成し、及び水防計画作成のため必要があるときは、関係者に資料の提出を命じ、又は職員等を必要な土地に立ち入らせ、並びに指定管理団体の水防計画を承認し、水防信号等を定める等の事務を行うこと。

二十八　国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）の定めるところにより、国の機関が当該都道府県の区域において行う国土調査の実施方法について意見を述べること。

二十九　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の定めるところにより、盲学校、ろう学校又は養護学校を設置し、及び管理し、並びに町村が小学校及び中学校を設置する負担に堪えないとき町村に必要な補助を與えること。

三十　教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）の定めるところにより、都道府県立学校の教育公務員並びに都道府県教育委員会の教育長及び専門的教育職員の採用候補者名簿を作成し、並びにこれらの者の研修に要する施設、研修を奨励するための方途その他研修に関する計画を樹立し、及び実施すること。

三十一　社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の定めるところにより、社会教育の奨励に必要な施設を運営し、社会教育関係団体の求めに応じて社会教育に関する事業に必要な援助を行い、及び学校教育上支障のない限り、その管理する学校の施設を社会教育のための利用に供する等社会教育の奨励に必要な事務を行うこと。

三十二　文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）の定めるところにより、文化財保護委員会の指示を受けて史跡名勝天然記念物の管理を行うこと。

三十三　市町村立学校職員給與負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）の定めるところにより、市町村立の学校の職員の給料その他の給與の負担に関する事務を行うこと。

三十四　学校施設の確保に関する政令（昭和二十四年政令第三十四号）の定めるところにより、学校教育上支障があると認める場合において、当該学校施設の占有者に対してその全部又は一部の返還を命ずる等の事務を行うこと。

三十五　ユネスコ活動に関する法律（昭和二十七年法律第二百七号）の定めるところにより、ユネスコ活動を行い、及び民間のユネスコ活動に対して助言を

興える等の事務を行うこと。

三十六　風俗営業取締法（昭和二十三年法律第百二十二号）の定めるところにより、風俗営業の許可に関する条例を設け、及び風俗営業における営業の場所、営業時間等について必要な制限を条例で定めること。

別表第二

一　市が処理しなければならない事務

(一)　結核予防法の定めるところにより、患者に対して医療に必要な費用の二分の一を負担すること。（保健所の設置する市に限る。）

(二)　癩予防法の定めるところにより、従業禁止に因り、生活することのできない者に対して生活費を補給すること。（保健所を設置する市に限る。）

(三)　汚物掃除法（明治三十三年法律第三十一号）の定めるところにより、その区域内の汚物を掃除し、及び清潔を保持すること。

(四)　食品衛生法の定めるところにより、食品衛生検査施設を設置すること。（保健所を設置する市に限る。）

(五)　下水道法（明治三十三年法律第三十二号）の定めるところにより、主務大臣の命を受けて下水道を築造し、並びに下水道疏通施設を設置し、及び管理すること。

(六)　文化財保護法の定めるところにより、文化財保護委員会の指定を受けて史跡名勝天然記念物の管理を行うこと。（第百五十五條第二項の市に限る。）

(七)　警察法（昭和二十二年法律第百九十六号）の定めるところにより、警察を維持し、並びに法律及び秩序の執行の責に任ずること。

二　市町村が処理しなければならない事務（市については、前号に掲げるものを除く。）

(一)　消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）の定めるところにより、その区域における消防の責任を負い、消防本部、消防団、消防職員及び消防団員の訓練機関の全部又は一部を設置し、並びに非常勤の消防団員の公務に因る損害の補償等を行うこと。

(二)　消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）の定めるところにより、消防に必要な水利施設を設置し、維持し、及び管理し、並びに危険物の製造所、貯蔵所及び取扱所、映写技術者の資格、映写室の構造及び設備、消火設備等について條例で必要な基準を定め、その他火災の予防、警戒、鎮圧等のため必要な措置を講ずること。

(三)　住民登録法（昭和二十六年法律第二百十八号）の定めるところにより、住民票を作製し、その謄本又は抄本を交付し、戸籍の附票を作製し、登録事項の届出を受理し、及び通知し、その他住民登録に関する事務を行うこと。

(四)　不動産登記法の定めるところにより、登記の嘱託をすること。

(五)　土地台帳法（昭和二十二年法律第三十号）及び家屋台帳法（昭和二十二年法律第三十一号）の定めるところにより、土地台帳及び家屋台帳の副本を備えること。

(六)　国立公園法の定めるところにより、主務大臣の命を受けて国立公園事業により生じた施設を管理すること。

(七)　伝染病予防法及びこれに基く政令の定めるところにより、伝染病が流行し、又は流行の虞があるとき、予防委員を設置し、ねずみ族、こん虫等の駆除を行い、及び駆除に必要な施設をし、清潔方法及び消毒方法を施行し、予防上必要な医師その他の人員を雇い入れ、器具その他の物件を設備し、伝染病院、隔離病舎、隔離所又は消毒所を設置し、並びに家用水の停止期間中家用水を供給すること。なお、人口一万三千以上の市町村にあつては、ねずみ族、こん虫等の駆除を行い、及び器具、薬品その他の物件を設備すること。

(八)　癩予防法の定めるところにより、市町村長が行う一時救護等に要する費用を繰替支弁すること。

(九)　「トラホーム」予防法（大正八年法律第二十七号）の定めるところにより、都道府県知事の指示に従い、トラホームの予防及び治療に関する施設を設けること。

(十)　寄生虫病予防法の定めるところにより、都道府県知事の指示に従い、寄生虫病の予防及び治療に

関する施設を設けること。

(十一)　水道條例（明治二十三年法律第九号）の定めるところにより、主務大臣の命を受けて水道を布設し、都道府県知事の命を受けて水道を改良し、工事が落成し、又は改築修理が終つたとき都道府県知事に届け出て監査を受け、並びに布設した水道について共用給水器及び消火栓を設置する等の事務を行うこと。

(十二)　屠場法（明治三十九年法律第三十二号）の定めるところにより、主務大臣の命を受けて屠場を設置し、及び都道府県知事から廃場を命ぜられた私設と場主に対して損失を補償すること。

(十三)　医療法の定めるところにより、主務大臣の命を受けて公的医療機関を設置すること。

(十四)　生活保護法の定めるところにより、生活保護等に要する費用を一時繰替支弁すること。

(十五)　児童福祉法の定めるところにより、都道府県知事の命を受けて児童福祉施設を設置し、及び児童福祉施設に入所し、若しくは里親に委託された児童等又はその扶養義務者に負担能力のないとき当該費用を負担すること。

(十六)　行旅病人及行旅死亡人取扱法の定めるところにより、行旅病人、行旅死亡人及びその同伴者の救護又は取扱に要した費用を一時繰替支弁すること。

(十七)　災害救助法及びこれに基く政令の定めるところにより、災害救助に要する費用を一時繰替支弁すること。

(十八)　健康保険法（大正十一年法律第七十号）、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、厚生年金保険法（昭和十六年法律第六十号）及び失業保険法（昭和二十二年法律第百四十六号）の定めるところにより、保険者又は行政庁の請求があつたとき保険料等の滞納処分を行うこと。

(十九)　緊急失業対策法の定めるところにより、失業対策事業を実施し、及び公共事業の実施に際して失業対策上必要な措置を講ずること。

(二十)　農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）の定めるところにより、農業共済組合の請求があつたとき農作物共済及び蚕繭共済に係る共済掛金の滞納処分を行うこと。

(二十一)　農業委員会法の定めるところにより、市町村農業委員会の委員の選挙に関する事務を管理し、及び市町村農業委員会の委員の解任請求の事務を行うこと。

(二十二)　自作農創設特別措置法（昭和二十一年法律第四十三号）の定めるところにより、政府の売り渡した農地等の対価の徴収を行うこと。

(二十三)　牧野法の定めるところにより、牧野を管理し、牧野管理規程を定め、及び牧野管理規程に従つて牧野を利用させること。

(二十四)　森林火災国営保険法（昭和十二年法律第二十五号）の定めるところにより、政府の委任を受けて保険料の受取等保険事務の一部を行うこと。

(二十五)　漁業法の定めるところにより、政府に納めるべき免許料又は許可料の徴収を行うこと。

(二十六)　水防法の定めるところにより、都道府県知事の水防管理団体としての指定に基き、水防計画を作成し、毎年水防団又は消防機関の水防訓練を行い、随時区域内の河川、海岸堤防等を巡視し、及び水防のため必要があるときは、区域内に居住する者等をして水防に従事させ、又はこれらの者に公用負担を命ずる等の措置を講ずること。

(二十七)　学校教育法の定めるところにより、小学校及び中学校を設置し、及び管理し、並びに学齢児童及び生徒の就学に必要な経済的援助を行うこと。

(二十八)　教育公務員特例法の定めるところにより、市町村立学校の教育公務員並びに市町村教育委員会の教育長及び専門的教育職員の研修に要する施設、研修を奨励するための方途その他研修に関する計画を樹立し、及び実施すること。

(二十九)　社会教育法の定めるところにより、社会教育の奨励に必要な施設を運営し、社会教育関係団体の求めに応じて社会教育に関する事業に必要な援助を行い、及び学校教育上支障のない限り、その管理する学校の施設を社会教育のための利用に供する等社会教育の奨励に必要な事務を行うこと。

(三十) 学校施設の確保に関する政令の定めるところにより、学校教育上支障があると認める場合において、当該学校施設の占有者に対してその全部又は一部の返還を命ずる等の事務を行うこと。

(三十一) ユネスコ活動に関する法律の定めるところにより、ユネスコ活動を行い、及び民間のユネスコ活動に対して助言を与える等の事務を行うこと。

(三十二) 警察法の定めるところにより、警察を維持し、並びに法律及び秩序の執行の責に任ずること。(人口五千以上の市街的町村で警察を維持する町村に限る。)

別表第三

一 都道府県知事が管理し、及び執行しなければならない事務

(一) 統計法(昭和二十二年法律第十八号)及びこれに基く政令の定めるところにより、指定統計調査に関する事務を行うこと。

(二) 消防組織法の定めるところにより、消防統計に関する事務を行うこと。

(三) 消防法の定めるところにより、気象通報に関する事務を行うこと。

(四) 地方財政平衡交付金法(昭和二十五年法律第二百十一号)の定めるところにより、当該都道府県の区域内の市町村の基準財政需要額及び基準財政収入額その他の資料を審査し、意見をつけて主務官庁に送付し、並びに市町村に交付する交付金の額の算定及び交付に関する事務を行うこと。

(五) 行政書士法(昭和二十六年法律第四号)の定めるところにより、行政書士の試験を実施し、及びその登録に関する事務を行うこと。

(六) 宗教法人法(昭和二十六年法律第百二十六号)の定めるところにより、宗教法人の規則、合併及び解散の認証に関する事務を行うこと。

(七) 外国人登録法(昭和二十七年法律第百二十五号)の定めるところにより、外国人の登録の申請期間を延長することを承認し、登録原票の写票を分類整理し、及び登録原票の移動又は登録証明書の再交付を承認し、その他外国人の登録に関する事務を行うこと。

(八) 旅券法(昭和二十六年法律第二百六十七号)の定めるところにより、一般旅券発給申請書を受理し、及び一般旅券等の交付に関する事務を行うこと。

(九) 国立公園法の定めるところにより、国立公園事業を執行し、国立公園に関する実地調査のため他人の土地へ立ち入ること等を許可し、国立公園に準ずる区域の特別地域内における工作物等の設置等の許可に関する事務を行い、及び立入等に伴う損害補償金額を裁定し、並びに主務大臣の委任を受けて国立公園の区域の特別地域内における行為を許可する等の事務を行うこと。

(十) 温泉法(昭和二十三年法律第百二十五号)の定めるところにより、温泉をゆう出させるために土地を掘さくし、温泉のゆう出路を増掘し、動力を装置すること及び温泉を公共の浴用又は飲用に供することに対する許可並びに温泉採取の制限命令等に関する事務を行うこと。

(十一) 優生保護法の定めるところにより、都道府県優生保護審査会及び地区優生保護審査会を監督し、並びに優生手術又は人工妊娠中絶を行つた旨の届出を受理すること。

(十二) 精神衛生法の定めるところにより、病院を指定し、精神衛生鑑定医を監督し、精神障害者又はその疑のある者につき申請又は通報に基き精神衛生鑑定医をして診察させ、必要と認める場合には精神病院又は指定病院に入院を命じ、並びに入院及び仮入院の届出を受理し、退院及び仮退院を許可し、訪問指導させ、保護拘束に関し許可をし、並びに精神病院等に収容する等の措置を講ずること。

(十三) 栄養士法(昭和二十二年法律第二百四十五号)の定めるところにより、栄養士の免許に関する事務を行うこと。

(十四) 伝染病予防法の定めるところにより、市町村に対して伝染病院等の設置その他について指示をし、伝染病が流行し、又は流行の虞がある場合において船舶、汽車、電車の検疫を実施し、その他

伝染病予防上必要と認める健康診断、死体検案、交通しや断、地区隔離、集会の制限又は禁止、汚染物件の処分、漁ろう、遊泳又は水の使用制限等の措置を講じ、伝染病毒に汚染した建物の処分を行い、並びに主務大臣の命を受けて他の都道府県に応援のため防疫監吏及び防疫技師を派遣すること。

(十五) 結核予防法の定めるところにより、定期外の健康診断及び予防接種を行い、その記録の作成等の事務を行い、定期の健康診断及び予防接種について報告を受理し、患者に対して従業を禁止し、又は療養所に入所することを命じ、結核菌に汚染した家屋又は物件の処分を命ずる等の事務を行い、並びに費用を負担する医療を担当させるため医療機関を指定すること。

(十六) 癩予防法の定めるところにより、患者が転帰したとき、又は患者の死体を検案したとき、医師からその旨の届出を受理し、患者を国立らい療養所等に入所させ、患者の同伴者又は同居者を救護し、並びに予防上必要な場合には、患者の従業を禁止し、病毒汚染物件の処分を命じ、又は自らこれを行い、及び医師を指定してらい又はその疑のある患者を検診させること。

(十七) 「トラホーム」予防法の定めるところにより、治療を受けることの困難な患者に対して治療を行い、検診、従業禁止等予防上必要な措置を講じ、並びにトラホームの予防及び治療に関する施設について市町村に指示すること。

(十八) 予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)の定めるところにより、市町村長をして臨時の予防接種を行わせ、及び主務大臣の指示により自ら臨時に予防接種を行う等予防接種に関する事務を行うこと。

(十九) 性病予防法の定めるところにより、性病にかかつている患者を診断した旨その他の医師の届出を受理し、必要な場合には、性病にかかつている者及び売いん常習の疑に足る正当な理由がある者等に対し、医師の健康診断及び治療を受けるべきこと並びに入院すること等を命ずる等の事務を行うこと。

(二十) 寄生虫病予防法の定めるところにより、健康診断、寄生虫病伝ぱんの媒介となる物件の処分等を行い、並びに寄生虫病の予防及び治療に関する施設について市町村に指示すること。

(二十一) 旅館業法の定めるところにより、旅館業の営業の許可に関する事務を行い、ホテル、旅館及び下宿の基準を定め、並びに職員をして営業の施設に立入検査させること。

(二十二) 興行場法の定めるところにより、興行場の経営の許可に関する事務を行い、及び職員をして営業の施設に立入検査させること。

(二十三) 公衆浴場法の定めるところにより、公衆浴場の経営の許可に関する事務を行い、及び職員をして営業の施設に立入検査させること。

(二十四) 理容師美容師法(昭和二十二年法律第二百三十四号)の定めるところにより、理容師及び美容師の試験及び免許に関する事務を行い、理容師及び美容師に対して健康診断を実施し、理容所及び美容所の開設等の届出を受理し、理容及び美容を行う場合に講ずべき措置等を定め、並びに職員をして理容所及び美容所に立入検査させること。

(二十五) クリーニング業法(昭和二十五年法律第二百七号)の定めるところにより、ドライクリーニング師の試験及び免許に関する事務を行い、クリーニング所の位置等に関する届出を受理し、クリーニング業の従事者について健康診断を実施し、並びに職員をしてクリーニング所に立入検査させること。

(二十六) 墓地、埋葬等に関する法律(昭和二十三年法律第四十八号)の定めるところにより、墓地、納骨堂又は火葬場の経営の許可に関する事務を行い、及び職員をして火葬場に立入検査させること。

(二十七) 水道条例の定めるところにより、主務大臣の委任を受けて市町村等の水道の布設等の認可又は許可に関する事務を行い、水道施設の改良を命じ、市町村の水道工事を監査し、及び市町村以外の企業者が布設した水道を市町村が買収する場合において、協議がととのわないとき買収価格を決定する等の事務を行うこと。

(二十八) 食品衛生法の定めるところにより、飲食店

営業等について必要な基準を定め、飲食店営業等の許可に関する事務を行い、及び必要な場合には、営業者等から報告を求め、職員をして営業の場所等に臨検させ、営業上使用する食品等を検査させ、又は違反した営業者に対して違反物品の廃棄を命ずる等の措置を講ずること。

(二十九) 屠場法の定めるところにより、と場の設立を許可し、市町村の設立すると場の廃止を認可し、及び衛生上危害を生じ、その他公益を害する虞があると認める場合には、と場の廃止又は使用停止等の処分を命ずること。

(三十) へい獣処理場等に関する法律（昭和二十三年法律第百四十号）の定めるところにより、へい獣取扱場又は化製場等の設立の許可に関する事務を行い、及び職員をしてへい獣処理場等に立入検査させること。

(三十一) 狂犬病予防法（昭和二十五年法律第二百四十七号）の定めるところにより、犬の登録に関する事務を行い、狂犬病予防員をして犬の抑留処分等を行わせ、並びに狂犬病が発生したと認めるとき、その旨を公示し、犬のけい留を命じ、犬の検診及び臨時の予防注射を実施し、並びに犬の移動を制限する等狂犬病予防上必要な措置を講ずること。

(三十二) 医療法の定めるところにより、病院の開設、医師及び歯科医師でない者の診療所の開設又は助産婦でない者の助産所の開設等の許可に関する事務を行い、医師、歯科医師又は助産婦の診療所若しくは助産所の開設等の届出を受理し、病院、診療所又は助産所の開設者又は管理者について報告を求め、職員をして清潔保持の方法等を検査させる等必要な措置を講じ、並びに医療法人の設立の認可等に関する事務を行うこと。

(三十三) 医師法（昭和二十三年法律第二百一号）及び歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）の定めるところにより、医師又は歯科医師の免許の取消又は医業の停止処分に対する弁明を行うべき吏員を指定する等の事務を行うこと。

(三十四) 診療エックス線技師法（昭和二十六年法律第二百二十六号）の定めるところにより、診療エックス線技師の免許に関する事務を行い、及び必要があると認めるときは照射録を提出させる等その業務の指導監督に関する事務を行うこと。

(三十五) あん摩師、はり師、きゅう師及び柔道整復師法（昭和二十二年法律第二百十七号）の定めるところにより、あん摩師、はり師、きゅう師又は柔道整復師の試験及び免許に関する事務を行い、並びに施術者等について必要な報告を求め、又は職員をして施術所に立入検査させる等衛生上必要な措置を講ずること。

(三十六) 歯科衛生士法（昭和二十三年法律第二百四号）の定めるところにより、歯科衛生士の免許に関する事務を行うこと。

(三十七) 保健婦助産婦看護婦法（昭和二十三年法律第二百三号）の定めるところにより、准看護婦の試験及び免許に関する事務を行い、並びに保健婦、助産婦、看護婦及び准看護婦について業務に関する届出を受理し、並びにこれらの者の名簿等に関する事務を行うこと。

(三十八) 死体解剖保存法（昭和二十四年法律第二百四号）の定めるところにより、監察医をして死因不明の死体を検案させ、又は解剖させ、及び死体の保存を許可する等の事務を行うこと。

(三十九) 薬事法（昭和二十三年法律第百九十七号）の定めるところにより、薬局開設者及び医薬品の販売業者の登録に関する事務を行い、並びに薬局の開設者、医薬品の販売業者等について医薬品等の検査、廃棄等の処分をし、薬局開設者、医薬品等の製造業者又は販売業者に対して設備の改善を命じ、及び職員をして薬局等に立入検査させる等公衆衛生上必要な薬事に関する措置を講ずること。

(四十) 覚せい剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）の定めるところにより、覚せい剤施用機関又は覚せい剤の研究者の指定に関する事務等を行い、及び覚せい剤の施用者等について検査し、又は資問する等覚せい剤の取締上必要な措置を講ずること。

(四十一) 毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）の定めるところにより、毒物又は劇物の販売業者の登録に関する事務等を行い、及び毒物劇物営業者又は毒物若しくは劇物を業務上取扱う者について検査し、又は質問する等保健衛生上必要な措置を講ずること。

(四十二) 社会福祉事業法（昭和二十六年法律第四十五号）の定めるところにより、町村の福祉事務所の設置の承認に関する事務を行い、社会福祉に関する事務に従事する職員の訓練を実施し、社会福祉事業の経営の開始、変更及び廃止を許可し、社会福祉施設又は社会福祉事業者しくはその事業の経営に必要な寄附金募集の許可及び共同募金会の設立の認可に関する事務を行い、災害復旧のための助成を受けた社会福祉法人について、その事業又は会計の状況に関し報告を徴し、予算又は役員について必要な勧告をし、及び補助金又は貸付金等の返還を命じ、並びに社会福祉事業を経営する者について検査し、又は施設の改善を命ずる等の事務を行うこと。

(四十三) 生活保護法の定めるところにより、保護の決定、実施及び保護施設の設置の認可に関する事務を行い、市町村長の事務を監査し、保護施設の運営を指導し、保護施設の管理者について検査し、又は施設の改善を命じ、医療機関を指定し、その医療費を審査し、並びに保護に関する処分に対する不服の申立を決定する等の事務を行うこと。

(四十四) 民生委員法の定めるところにより、民生委員の定数を定め、民生委員を推薦し、民生委員を指揮監督し、指導訓練を実施し、及び民生委員協議会を組織すべき区域を定める等の事務を行うこと。

(四十五) 身体障害者手帳の交付に関する事務を行い、身体障害者の診査及び更生相談を行つて必要な措置を講じ、補装具等を交付し、又は修理し、並びに売店設置の可能な場所等を調査してこれを身体障害者に知らせ、市町村の設置する更生援護施設及びこれに附置する養成施設の設置の認可に関する事務を行い、並びに市町村長のした処分についての訴願を裁決すること。

(四十六) 公益質屋法（昭和二年法律第三十五号）の定めるところにより、公益質屋の貸付金額又は貸付利率の特例を認可し、社会福祉法人の経営する公益質屋の経営を認可し、及びその業務を検閲する等監督上必要な措置を講ずること。

(四十七) 消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）の定めるところにより、消費生活協同組合の設立、定款変更及び合併等を認可し、組合員以外の者にその事業を利用させることを許可し、並びに組合員の請求に基き業務又は会計の状況を検査する等の事務を行うこと。

(四十八) 災害救助法の定めるところにより、都道府県災害救助対策協議会の会長となり、災害救助を行い、救助を行うため特に必要があるときは、医療、土木建築工事若しくは輸送関係者を救助に従事させ、又は病院、診療所、若しくは旅館等を管理し、土地、物資等を使用し、若しくは収用し、並びに救助その他緊急措置の万全を期するため常に必要な計画をたて、救助組織を確立し、及び労務、物資、資金等の整備に努め、並びに主務大臣の命令を受けて他の都道府県知事の行う救助につき応援すること。

(四十九) 北海道旧土人保護法（明治三十二年法律第二十七号）の定めるところにより、無償で下付された土地を譲渡し、又はその土地に地役権を設定する場合に許可を与えること。（北海道知事に限る。）

(五十) 児童福祉法の定めるところにより、児童福祉司の担当区域を定め、児童委員及び児童相談所長を指揮監督し、身体に障害のある児童に対して補装具等の交付等を行い、妊産婦等に対して保健指導を受けることを勧奨し、妊娠の届出をした者に母子手帳を交付し、妊産婦等を助産施設又は母子寮に入所させ、要保護児童について里親等に委託し、又は児童福祉施設に入所させる等必要な措置を講じ、並びに児童に対する強制措置を必要とする事件を家庭裁判所に送致し、職員をして児童の住所等に立入調査させ、児童福祉事業を行う施設の設置の届出に関する事務及び児童福祉施設の設

の販売業者の登録に関する事務等を行い、及び毒物劇物営業者又は毒物若しくは劇物を業務上取扱う者について検査し、又は質問する等保健衛生上必要な措置を講ずること。

(四十二) 社会福祉事業法（昭和二十六年法律第四十五号）の定めるところにより、町村の福祉事務所の設置の承認に関する事務を行い、社会福祉に関する事務に従事する職員の訓練を実施し、社会福祉事業の経営の開始、変更及び廃止を許可し、社会福祉施設又は社会福祉事業者しくはその事業の経営に必要な寄附金募集の許可及び共同募金会の設立の認可に関する事務を行い、災害復旧のための助成を受けた社会福祉法人について、その事業又は会計の状況に関し報告を徴し、予算又は役員について必要な勧告をし、及び補助金又は貸付金等の返還を命じ、並びに社会福祉事業を経営する者について検査し、又は施設の改善を命ずる等の事務を行うこと。

(四十三) 生活保護法の定めるところにより、保護の決定、実施及び保護施設の設置の認可に関する事務を行い、市町村長の事務を監査し、保護施設の運営を指導し、保護施設の管理者について検査し、又は施設の改善を命じ、医療機関を指定し、その医療費を審査し、並びに保護に関する処分に対する不服の申立を決定する等の事務を行うこと。

(四十四) 民生委員法の定めるところにより、民生委員の定数を定め、民生委員を推薦し、民生委員を指揮監督し、指導訓練を実施し、及び民生委員協議会を組織すべき区域を定める等の事務を行うこと。

(四十五) 身体障害者手帳の交付に関する事務を行い、身体障害者の診査及び更生相談を行つて必要な措置を講じ、補装具等を交付し、又は修理し、並びに売店設置の可能な場所等を調査してこれを身体障害者に知らせ、市町村の設置する更生援護施設及びこれに附置する養成施設の設置の認可に関する事務を行い、並びに市町村長のした処分についての訴願を裁決すること。

(四十六) 公益質屋法（昭和二年法律第三十五号）の定めるところにより、公益質屋の貸付金額又は貸付利率の特例を認可し、社会福祉法人の経営する公益質屋の経営を認可し、及びその業務を検閲する等監督上必要な措置を講ずること。

(四十七) 消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）の定めるところにより、消費生活協同組合の設立、定款変更及び合併等を認可し、組合員以外の者にその事業を利用させることを許可し、並びに組合員の請求に基き業務又は会計の状況を検査する等の事務を行うこと。

(四十八) 災害救助法の定めるところにより、都道府県災害救助対策協議会の会長となり、災害救助を行い、救助を行うため特に必要があるときは、医療、土木建築工事若しくは輸送関係者を救助に従事させ、又は病院、診療所、若しくは旅館等を管理し、土地、物資等を使用し、若しくは収用し、並びに救助その他緊急措置の万全を期するため常に必要な計画をたて、救助組織を確立し、及び労務、物資、資金等の整備に努め、並びに主務大臣の命令を受けて他の都道府県知事の行う救助につき応援すること。

(四十九) 北海道旧土人保護法（明治三十二年法律第二十七号）の定めるところにより、無償で下付された土地を譲渡し、又はその土地に地役権を設定する場合に許可を与えること。（北海道知事に限る。）

(五十) 児童福祉法の定めるところにより、児童福祉司の担当区域を定め、児童委員及び児童相談所長を指揮監督し、身体に障害のある児童に対して補装具等の交付等を行い、妊産婦等に対して保健指導を受けることを勧奨し、妊娠の届出をした者に母子手帳を交付し、妊産婦等を助産施設又は母子寮に入所させ、要保護児童について里親等に委託し、又は児童福祉施設に入所させる等必要な措置を講じ、並びに児童に対する強制措置を必要とする事件を家庭裁判所に送致し、職員をして児童の住所等に立入調査させ、児童福祉事業を行う施設の設置の届出に関する事務及び児童福祉施設の設